

堀井戸を、宮古でも八重山でもツリカーと呼んで居る。釣瓶を以て水を釣る井戸の意味で、其釣瓶は蒲葵(クバ)の葉で、巧に鵜飼貝のやうな形に編んである。大事に使へば一つで十日餘りも持つ。クバの葉製は輕過ぎて、馴れぬ者には逆も水が揚らぬ。そればかりか深いツリカーでも、水が幾らも無くて屢々新に湧くのを待たねばならぬことがある。斯う云ふ井戸へ村中から汲みに通ふのが殆ど皆女達である。ツリカーに比べるとウリカーの方が更に苦しい。ウリカーは即ち降りて汲む井戸のことで宮古の平良などには之のみしか無いやうだ(國粹二ノ五、柳田國男)。

キセキマツリ (井堰祭) 紀伊海草郡の日前國縣兩神宮では堰祭を行ふが、宮井川は神領の用水で郷中より掘り汲ふので井目代、井沙汰人などがある。古代堰祭の式は神事記に『正月下旬先づ湯橋(今の岩橋)の社邊へ神幸あり、高の宮に對して祝詞あり其後堰溝を掘始む』とある。天正年中神領没落の後には此事が絶え、今は五月中に日を卜して岩出の堰の口へ神幸があつたとて即日堰道を開くのである(紀伊續風土記卷一四)。

キドオトシ (井戸落し) 上總本納町本納と二宮本郷村

眞名に井戸落しと云ふがある。食指と拇指と一圓形を作り、之に他人が一小枝片、石片、錢、或は唾を投入して誓ふ。此物を投入する時に『浅い井戸浅い井戸』と云ふ。又所によりて兩人とも指に圓形を作り、此兩者を重ねて物を投入する。誓に背く人は投せし物品を井底より拾ひ來れと責めらる(南總の俚俗)。

キドナシムラ (井戸無村) 各地で各異る理由を傳へてゐるも、所詮は地質が飲料水に不適な爲めである。羽後平鹿郡八澤木村大字上溝の白山神社は、由緒ある古社であるが、神の禁戒が多く有り、其中に井戸を掘る事を禁じてゐる(雪出羽道)。

磐城白川郡根田村に大清水があつて村中で飲用してゐる。昔弘法大師が當國巡錫の折、當村に來て水を老婆に乞ふた處、老婆は此村に井戸なしとて水を進めなかつた。其後土井を穿つも泥濘水であつた、それで大清水を根田、新小萱の西村が毎朝汲み運び用ゐてゐる(白河風土記卷七)。

常陸鹿嶋郡豐津村大字大船津は鹿嶋神宮より南に當る大きな鳥居のある附近であるが、此地は古より井を掘らない、掘れば災があると云ふ(異本鹿嶋誌)。

武藏秩父郡吾野村大字高山には井戸が無く、三輪明神の御手洗水を汲んで戸々の日用とする。又此村では鶏を飼はず、山頂には鳥二羽の外宿らぬと云ふ(武藏風土記稿卷二四七)。

美濃掛斐郡養基村大字沓井では、弘法大師に封じられたとて全村井戸を掘らぬ。同郡本郷村大字草深でも同様であつたが、此方は近年掘つた(郷土研究四ノ八)。能登鹿島郡鳥屋村大字羽坂は、昔弘法大師水を乞ふた時に情無くも水を進めなかつた爲め、水を封じられたとの事で、一村井戸を掘つても金氣が出て用をなさない。食用には川水を汲んでゐる(能州名跡志卷五)。

肥後鹿本郡川邊村大字鍋田字逆井に井泉がない。草徑を下りて谷に來ると巖穴があるが、其處に籠の如く落水してゐる。里民は之を汲むに囊を把ねて、水口に挿して汲む(肥後國志卷一一)。

【参考文獻】

岩代安達郡杉田村大字北杉田 (井無村) 相生集卷四
上總市原郡横山村 (一井の村) 埴生郡聞見漫錄
常陸多賀郡南中郷村大字上櫻井 (同) 新編常陸國誌六
日向南那珂郡飯肥村大字吉野方 (井無村) 日向の傳説

キドノヘンセン (井戸の變遷) 井を掘て水を得る事は相當に文化の進んでからである。神代卷に見えた天ノ眞名井は、天ノ安川の流れを堰き止めて水を定溜させた場所を指したのである。萬葉集に『おちたぎつ走り井の水の清ければ、渡らば吾は行きかてんかも』とあるのは、流れ川を直ちに井戸とした思想である。そして我國の鑿井術は恐らく支那から傳へたものではあるまいか。古く村の中心が井戸に置かれた事も、さう考へさせる手懸りになる。

キドミズノウラナヒ (井戸水の占) 常陸新治郡都和村では、井戸掘が水の有無を鑑定するには、井戸を掘らうとする時、豫め其選定したる位置に、家の主人の日用してゐる茶漬碗を伏せ置き、旋てそれを取り其内部に汗を帯ぶる時は、必ず水の在るを證し、若し反對の結果なる時は水無きものと判断を下すのである。又飯碗の代りに或木の葉を用ゆるものもあるとか、又井戸を埋むる際に、青竹を井戸の中心に立て埋め置く習慣がある。之は井戸神様の通路となるのだといふ。又埋むるに當り、此井戸は埋めて後に崇るか否かを判する法

がある。それは井戸の中心から鳥の羽一本を落し、眞直に落ちれば崇らすとし、若しも其周圍に衝突などして、垂直に落ちぬ時は、後に崇ると云ふのである。(郷土研究一ノ四)。

武州大和田町附近は有名な畑處とて、井戸は容易に掘れず大金を要する。それ故に無駄せぬ爲めとて水脈の有無を占ふが、其方法は茶碗に水を入れて地上に置き、其水に空の星影が映るか否かを見る。映れば水が有るとし否らざれば無いとして他の地で試みる(同上)。美濃揖斐郡では、碗を地上に伏せ、一夜を経て翌朝之を檢して、碗の内に露が多ければ、其地下には良い水が多いと定めてゐる。猶此占法は朝鮮にも行はれたと見えて、全昌協が「農岩集」卷三四雜識外篇に載せてある。(郷土研究一ノ六)。

泉州堺市にある海會寺の井は、昔龍神が乾峯に教へて云ふには、和尚寺地に水の無いのを思ふてゐるならば、試しに鶴の羽を地に敷いて、白露が浮んでゐたら其地を掘つて井戸を作れ、必ず清水が出るからと。和尚其言の如くに行つた處、果して名水が涌き出たと云ふ(泉州志卷一)。

明神の嫌ふ爲めとして年魚川の水を汲揚げて用ゐる(上野國志卷一)

信濃大町の産土神(王子神社)が柿の實を取らうと柿の木へ登つて落ち、傍の胡麻で眼を突き、井戸の中へ落ちた。それで大町では甘柿や胡麻は作らない。井戸は掘つても水が出ない(北安曇郡郷土誌稿第一輯)。
キドロホラヌイへ「井戸を掘らぬ家」武蔵入間郡高麗村大字高麗本郷字新堀の高麗氏は、古く朝鮮から歸化した高麗若光王の未裔だと云ふ。同家の幾代前かに龍女を妻として迎へたが、後に其妻は井戸から龍宮へ歸つたので爾來井戸を掘らぬ(高麗興丸談)。

上野北甘樂郡高瀬村大字内匠の綿貫氏の一族は、何故か井戸を掘る事を忌み、古井戸(經津主命弓矢の血を洗ひしと云ふ)の用水を汲み用ゐてゐる(同郡史)。

キナハシロ「猪苗代」岩代の猪苗代町は古文書には稻苗代に作る。俚傳に何時の頃か磐梯神社の靈験に由つて野猪が来て此所を走り過ぎたので苗代田とし、穀實を播種したので此名がある。同河沼郡八幡村塔寺八幡宮所藏の長帳に、始めて寶徳三年イナハシロとある故に其前に謂つたものであらう(新編會津風土記卷四九)

【參考文獻】

井戸掘職人の占法 (御幣立) 風俗畫報八八
大阪市東區味原町 (鶴ノ羽) 郷土研究一ノ四
キドロキラフカミ「井戸を嫌ふ神」重なる理由は神自身の過失のために、井戸に落ちたからだと傳へてゐる

これも神國である我國獨特の事として注意を要する。羽前最上郡豊里村大字京塚では古來井戸を掘らぬ。之は此村の産土神七所明神(祭神大山守尊)が打手に追はれ、井中に追はれたが發見されて刺殺された爲めだと云ふ。村民は清水で便じてゐる(同村誌)。

下總我孫子町大字岡發戸には、村中に二つのみしか井戸がない。昔此地に井戸を掘れば必ず鎮守の祟りがあるとて、忌み嫌ふ者が多くて自然に鑿る人が無くなつた。現在では六七十戸もあるが、村民不自由を知りながら二ヶ所便じてゐる(相馬靈場案内)。

相模足柄上郡福澤村大字班目の井野明神社。此神は、井を鑿る事を嫌ふので村民等は用水渠の水を汲んで常用とする(新編相模風土記稿卷一九)。

上野多野群美土里村大字大塚は上中下の三部落より成つてゐるが、昔より上大塚村には井戸が無い鎮守飯靈

キノウエニテラ「井の上に寺」筑後三井郡山本村の井

上山(今は修南山と改む)善導寺は、法然上人の弟子辨阿を開山とする。傳に昔此郡中は、人家稀で盜賊出沒し、毎夜曠野に人を殺し廢井の中に投屍した。辨阿之を悲み庵を井の上に結び以て念佛を修めた。之が此寺の起りである(筑後地鑑卷上)。

キノウエノヤシロ「井の上の社」井の上に社を建て又は堂を設ける例は各地にあるが、それが單なる失火の場合に、神體靈佛を井中に手早く投じて難を避けるだけの用意だとは思はれぬ。殊に住宅から發達した神社建築にあつては、何か之れ以外の重要な意味が含まれてゐるのではあるまいか。古事記に現はれた素戔鳴尊の宮居は、考古學的に見れば堅穴であつたとも云へる。堅穴と井戸、何か其間に交渉あるやに考へられる。

京都市外下賀茂社の攝社比良木神社(式の出雲井於神社)、尾張の津嶋神社、共に井の上に社を建て、又大和平群郡の猪上神社(今の信貴山毘沙門)、出羽の出羽神社も井の上に社を建て、そして是等のうち素戔鳴尊を祀つた社が多い(日本書紀傳卷一〇)。
京都祇園社の境内に龍穴があつた。延久年中に燒亡の

時、梨本の座主が其深さを量らうとしたが、五丈に及んでも尙底に達しなかつた。保安四年山法師退ひ捕へられてゐる中、多く祇園寶殿の中に逃げ入つたが、其中に溝があつて落ちて死んだ(續古事談)。

羽後の國幣小社出羽神社(舊羽黒神社)の本社は御籬七重を掛け其内に井があり、井の中に輪寶を釣置くと社僧が語つた。此輪寶の中に舊記があり、若し火災ある時は釣置ける繩の自然に焼切れて、輪寶井の内に落ち込み、舊記火災を遁かる爲めと云ふ(出羽國風土記卷三)。羽後東田川郡大泉村大字田澤に鹽水神社がある。境内に鹽井があつて、寛政年中往來の農夫が、神威に觸れる爲か種々の災があつたので、鹽井の上に掛越し、鹽水神社と祭てから其災が止んだ(同上卷四)。

讃岐香川郡大野村の田村神社は、本社を淵の上に造つてあり、明暦元年三月改築の際奉行の竹村齊庵、此淵を見て神罰に觸れて死んだ。又大工も此淵に鑿を落し神罰に觸れて死んだ(讃岐國官社考證卷上)。

【参考文獻】

中雷神としての大己貴神 (中山 太郎) 史 苑
キノカシラ 「井の頭」 武藏北多摩郡牟禮村に池があ

り、徳川家光が放鷹の際に、小刀を以て傍の神木へ井の頭と彫り付けた時から井の頭と云ふた(四神地名録)キノカミ 「井の神」 井その物を神に祀つたのか、井に湧く水を神として祀つたのか、其區別が稍明白を缺くが前者と考へるが穩當である。延喜式の祝詞にある生井、榮井、綱ヶ井は共に其例である。

和泉泉北郡鳳村大字大鳥の「大鳥神社流記」に大鳥大神宮には五社ある。(一)正一位勳八等大鳥大明神、(二)正一位爾波比社、(三)正三位齋鞍社、(四)正三位井瀬社は大鳥の里廿五坪の内に鎮座して、神田三段を勅により施された。禰宜を井の司となし、祝を井の守とした。(五)正三位濱ノ社である(泉州志卷二)。

近江坂本町大字井上町に井上(井神)社があり、祭神は瀬織津姫である。三町御田植の御供を此神に奉る。其折には二十一膳備へるのである。御田植の祝儀は六月土用の間の日を用ゐる。禰宜、祝、神主の三人が之を務める。此日には坂本中の田畑へは鋤鍬を入れない。(近江輿地志略卷一六)。

遠江引佐郡井伊谷村大字井伊郷の謂伊神社は、田の中に井戸があり其處から冷水が湧き出てゐるので井神と

して祭つた。三代實録の貞觀八年十二月廿六日に、遠江國正六位上蟾謂神社は、從五位下を授けられたとある。蟾謂は謂伊の舊名であらう(遠江國風土記傳卷三)

【参考文獻】

井 神考

(中山 太郎)

日本民俗學神事篇

キノコ 「亥ノ子」 亥は多産の獸で、平年は十二匹、閏年は十三匹の子を産むと云ひ、此多數にあやかるやうにと十月に亥ノ子を祀る(塵添埃糞抄)。此俗信から各地に於て種々なる祭儀を生ずるやうになつた。資料は各地に涉り夥しきに過ぎるので、先づ古風を残した代表的表のものを挙げ他に二三を添加する程度にとどめた群忌隆集に、十月亥日に餅を食へば萬病を除くのである。されば亥日の餅の本縁は此如くであるが、奉供の事は藏人の沙汰であるから外記は知らないのである。内藏寮は殿上の男女房料の餅を進め、柳白杵等で朝餉の時に春かしめるのである(年中行事秘抄)

阿波海部郡牟岐村地方では、十月に亥ノ日が三つあると、初を元(モト)と云ひ中を中(ナカ)と云ひ終を末(スイ)と云ひ、然も職程により祝ふ日が異つてゐる。

農家は稻の根と穂を祝ふ心で元と末の兩日を選び、商

人は資本(ナカニ)の意で中の日を、漁師は網の中又は釣の先の意から、中と末の日を祝ふ。祝日には牡丹餅と小豆飯に大根脛を拵へる。夜になると子供や若者が三五人づゝ一團となり、亥ノ子石とて地堅めの石のやうな物に、幾筋かの繩を結びつけ、それで地を搗きながら、戸毎に就き「一つ祝ひまんてんしよ」と云ひ、其家より「祝へ」と挨拶あれば、一人が聲張りあげて、「嬉し目出度の若松さんへ」と音頭取り、他の者が之に合唱して謠ふ。此外にも祝儀歌を唄ひ牡丹餅を買つて往く。若し祝儀を出さぬと子供達は異口同音に「餅くれん家は、鬼生め、蛇生め、角のはえた子生め」と悪罵し去るを習とする(二國一奇面白風俗噺)。

越後村上町では四十餘年前まで亥ノ子の祝日には子供はサンバヤシ(亥ノ子石)の周圍に四本の繩を結附け、其眞中に一本の御幣を立て、一人が繩一本づゝを兩手に持ち、相對して地を叩きながら「今日は亥ノの子だ亥ノの子餅ついて、祝はぬ者は、大うめ小うめ、棚から落つた牡丹餅」と唄ひながら方々遊び歩いた(郷土研究二ノ一二)。

近江高嶋郡安曇川沿岸の村々では、二十年前まで亥ノ

子餅を祝ふた。初の亥ノ日は「大名の亥子」云ふて祝はず、三番目の亥ノ日は「穢多の亥子」とて祝はず、第二を「百姓の亥子」と云ひ祝ふた。此日は七八歳から十三四歳迄の男女子供が、新薬を束ねて縄で一寸置き位に堅く結んだ物を拵へ、夕方から家々の門の地面をそれで叩き廻つた。其折に「キノコ餅祝ひましましやう、いとさんもぼんさん寝てかいな、新米薬で祝ひましましやう、もう一つ祝うて歸りましましやう」と唄ふ。此日は各戸とも牡丹餅を拵へ、祝ひに來た子供に與へた。(同上三ノ八)。

足利市外の農村では、舊十月十日夜を俗にトウカンヤと稱し、子供達は芋莖の乾したものを芯としそれを新薬で包み縄で巻き、地面を叩きながら「トウカンヤの薬鐵砲、餅を食つてひっぱたけ」と叫ぶ。同地方で此夕に餅を搗くが、畑の大根は此杵の音を聞いて育ち首を出す云ひ、毎戸ともカラミ餅を食ふ事になつてゐる。之は必ずしも亥ノ日に相當せぬが、其起原の亥ノ子にあることは云ふ迄もない。

丹後中郡では、在方十月亥ノ日三ツある時は中の亥ノ日、二ツある時は始めの亥ノ日に新米で餅を搗き、田

伯耆西伯郡宇田川村大字福岡では、亥ノ子の日には子供は薄を束ねて、大きな馬の陰莖のやうなものを作り誰彼の差別なく女子の尻を敲くのである。夜分家々を廻ると牡丹餅をくれる(郷土風景、昭和七年五月號)。紀伊熊野では玄猪の神に飯を供へる時、飯匙で十三度に掬ひ取るのである。此飯を若い男女が食ふと、縁附きが遅いとて、既婚の人のみが食ふのである(郷土研究一ノ六)。

伊豫越智郡清水村大字新谷邊では、毎年舊十月の亥ノ日を亥の子と稱し、村内の子供集つて家々へ行き米を集め、それを賣つた金で種々の果物を買ひ食ふのである。そして餅を二ツ重ねた如き石を縄で括り家の表の隅などを搗き歩く、土地の者は農民が夏田へ水を入れる時、亥ノ子に似た小獸(土鼠の事か)が畔に穴を拵へるので之を祭り、石で搗くのは畔を堅くする意である(丹下秋一報告)。

筑後柳河町地方の亥ノ子は、日の暮れ頃から、家毎に三寶の上に赤飯を盛り贈など添へ、柳の青枝で一尺二寸と九寸の二種の箸を作つて用意する。其處へ載れ乍ら、「えいぎやう、あいさつ、なーわの、よーかの、

の神へ供へ又神佛へも供へる(丹後中郡風俗問答)。備後では十月の初の亥ノ日に丸い石を鐵輪で纏ひ、其れに小輪を掛け、小輪に幾筋となく縄をつけ、兒輩集り引上げては落し、夜中同じ事をして街巷を廻るのである。杵築の意でヤイノコをツクと云ふ。其の詞に、「亥ノ子の餅を搗かぬ人は、鬼を生み蛇を生み、角の生えたる子を産め」と。されば糞をつく眞似をして人に勧める詞である(福山志料卷一)。

安藝安藝郡倉橋島村では、陰曆十月初亥ノ日に各部落の男兒等は、楕圓形の石に種々なる草花と幣などを飾り建て、同じく石に結び付たる數多の繩先を持つて、各戸の門前(殊に其年男兒を儲けたる家)で歌を唄ひつゝ之を搗くのである。地方により薬を棍狀に結んで搗く所もある(倉橋嶋志)。

美作英田郡では、十月一か二の亥ノ日に餅を搗て素尊を祭り、夜に入つて村童紅提灯を青竹に吊し、亥ノ子石とて鐵鑊を打ちたる石に數條の綱をつけ、其石にて地を搗て、口々に「亥ノ子亥ノ子の夜さに餅搗かん者は、鬼生め蛇生め角の生へた子生め」と唱へ先づ神社に詣で次々に村内を搗き廻るのである。(同郡誌)。

よん」と男子が轉け込む「をばはん、えいぎやう、かかしてくだはれ」と小娘どもが訪れる。家人は此闖入者を柳箸で赤飯等を出し接待する。終つて亥ノ子餅を土産に貰ひ、又各戸に雪崩れ込む。すると別の一群が又來る。之が夜更け迄續くのである(雜誌「現代」大正十四年十月號)。

キノコマヒ (亥ノ子舞) 薩摩の農家では十月亥ノ日に下男又は下女に田ノ神舞をさせて、親族等を廻はらせる風俗がある。其服装は頭に飯の底に敷くもの(竹簀の代りに小縄で編めるもの)を戴き、裳を着け、腰には正月用ぬし注連纏ひ、右手に大飯匙を持ち肩に靠らす。是等の者が三々伍々伴ひて其家に到り、土間で一種の拍子に合せ奇態の舞をなし、終つて亥ノ子餅の馳走に預る(風俗叢報二五八)。

キノシ、トシカ (猪と鹿) 甲斐の狩人、猪を一疋射てば百姓より褒美として金百疋を貰ひ、鹿は二疋で金百疋である。猪が農作を荒すのは鹿の倍と見える(一話一言補遺卷三)。

キノシ、トヘビ (猪と蛇) 「明月記」建仁二年五月四日の條に、神泉苑に幸して狩獵し猪を生取にした。之

は池苑を掘り荒して、年々蛇の棲である處を荒して澤山の蛇を喰ふてゐた。之を聞かれた龍神の心は何うであらう。此事があつて炎旱した。天長元年旱災の際、弘法大師天笠無熱池より善如龍王を此池に勧請して、三日間普ねく天下に雨が降る。其時大師は若し此龍王が他界に移らば、池淺く水減じて恒に旱し常に疫するであらうと云つた。そうであるのに後鳥羽上皇は、講武の爲に屢々神泉苑に幸して、猪狩を行ふとて野猪を野飼にされたので、年々池畔の蛇を食つて其棲處を荒すので、蛇の大親分である善如龍王が憤つて雨を降さぬと風評したのである。

キノシ、ノガイ〔猪の害〕 上總姉崎町附近は猪鹿多く棲み、田畑の作物を害したので村民は困却した。元祿八年八月中、同町、迎田、片又木、立野、豊成、不入斗、天羽田の七村が共同して、同國望陀郡長谷川村の獵夫總兵衛を儲ひ、村民と共に大須山林を狩り、誤つて深城村の人九左衛門の妻の竹を銃殺して、有名なる義侠市兵衛の事件を惹起した(上總町村誌卷一)。
キノシ、ノクヤウタウ〔猪の供養塔〕 肥前佐賀郡久保泉村大字川久保の地方一帯では、維新前迄は野猪が甚

だ多かつたので、鍋島侯の猪狩場に定められた處であつて今尙其狩場の跡を留めてあり、山上には猪塔がある。昔は千頭以上の狩をしたと云ふ紀念塔もある(同郡誌)。
キノシ、ノセントウクヤウ〔猪の千頭供養〕 肥後菊池郡合志村大字古城に、大河原總大防屋敷と云ふのがある。天文の頃此處に隠れた者の居跡である。猪鹿を射る事千頭に充ると塚を築いて僧を招き供養して、誓つて我世を逃れば山神となつて守護せよと、今に山人は之を信仰してゐる(肥後國志卷五)。

キノシ、ヲクハヌムラ〔猪を食ぬ村〕 上野邑樂郡高島村大字藤川の鎮守を猪開神社と云ふ。同村では猪は同神の眷屬とて、今に至るも食べない(同郡誌)。
キノヤマハチマン〔猪山八幡〕 豊前下毛郡山口村大字田口に猪山八幡宮がある。和氣清麿が配流せられた時猪が多く来て卿を負つて宇佐宮に詣で、猪は八面山の麓に入つた。それで猪山八幡宮と稱した(豊前志卷八)。
キハイブクロ〔位牌袋〕 甲府市では老人の葬式に用ひた位牌袋を、僧侶が引導を渡す時に取除けるを待つて居て、争つて取る事としてゐる。之は老人の位牌布を

以て守袋に仕立てる時は、長命になると信じてゐるからである(人類學雜誌二〇〇)。

キミツデンセツ〔井水傳説〕 井戸又は井水を直ちに神として崇敬したので、井水に關する俗信及び傳説は尠からず存してゐる。猶オチ水、若水、産湯井、姿見井等の各條參照。伊勢外宮の天忍穂井。此水は昔天村雲命が、下界の水は不熟なり、天上の水を降さんとして高天原に上り給ひ、牛漢の水を汲みて馬腦の鉢に入れながら外宮にとゞめ置き給ふ。此水にて神供の御膳を炊くに汲めども盡きぬと云ふ。御鎮座本紀に詳しく見ゆ(三國地誌卷五三)。

讚岐仲多度郡六郷村大字鹽屋の慧日山光明庵に法然堂がある。堂の傍に撈堀の水があるが、之は法然上人此地に配流の折に撈で堀つたものである(金毘羅名所圖繪卷四)。
筑前筑紫郡御笠村の籠門山神社は、筑紫の國の總鎮守であつて、祭神は玉依姫である。峯の東方に岩穴があり天然の井泉で、東西四尺余で南北は三尺に過ぎないが其水は清潔で常に増減しない。人が此水に影を映すと、老顔も少壯の如くなるので、益影の井と名付けられ

た。社家の説に昔天神が出胎の時、此水を用ひ浴したとも云ふし、又應神帝も此水を産湯に用ひ給ふたともある(筑前國續風土記卷七)。

キロリノザセキ〔居爐裡座席〕 座席には公私とも定まつた掟があつて、狼りに紛更する事は許されない。それは社會的地位を標示する爲めである。こゝには私生活のうち居爐裡の座席だけを擧げる。因に此民俗はアイヌも有してゐるが、それが内地と如何なる關係にあるかは判然せぬ。猶「座席」及び「宮座」參照。
陸中江刺郡の民家の臺所には四角形の爐がある。上方を横座と云つて主人の席とし、下の方は木尻と云つて奴婢の座としてゐる。南の方は客の座、北の方は婦妻の席としてゐる(同郡誌)。
常陸東茨城郡酒門村附近の農家の爐は、其切り工合で爐傍に疊半帖の場所が出来る。主人は大抵こゝに座るので、之を旦那座敷と云ひ他人の着座を許さぬ。同地方には「旦那座敷に入る者は、猫馬鹿坊主に火吹竹」と云ふ俚諺がある(郷土研究三ノ一〇)。
伊豆新嶋は居爐裡を中心として、神棚を背にした所が主人座、其向側が長女座、主人座より右手が外來者又

は居候座、左手が主婦座、主人と主婦の間が長男座、主婦と長女との間が子供座、更に主人と外來者との間を客座とする(細川昌吉報告)。

三州北設楽郡の農村では居候座の正面(神棚を横に見る場所)を横座と云ひ、其向側をシタテ、横座の右を客座、左を嚙座と云ふ。横座は主人以外に座らぬ習慣である(設楽。昭和六年十月號)。

駿河志太郡の地方では居候座を中心として表に向つた方を南座(客ノ座)。其右を横座(主人ノ座)。横座の右を腰元(主婦ノ座)。腰元の右を木尻(奴僕ノ座)。男子は南座と横座との間に座し、女子は腰元と横座との間に座すのである。木尻は土間の方にして薪等を置く所、腰元は即ち勝手である(同郡誌)。

丹後與謝郡石川村の居候座の座次は、戸主は横座、妻は鍋座、父兄は横座の立座側、嗣子と弟は横座の鍋座側、母と姑は鍋座の上席即ち横座側、妹小姑は鍋座の下席即ち木尻側、嗣子以外の子孫並に往き戻り(離縁)は木尻、傍系の親族は立座、來客も一般に立座に着くを禮としてゐる(同村誌)。

隠岐隠地郡万村大字津戸は爐を中心に、正面戸棚を

横に見る席を横座と稱し主人の座、其向側を猫座、横座の右を客座、左を嚙座と云ふ(隠岐嶋誌)。

紀州熊野では爐の内庭に遠い方を横座、通路に近い方を寄り付、此反對を臺所の方と稱してゐる。居候座は荒神の祟りを畏れ大切にす(郷土研究三ノ一〇)。

阿波の那賀海部兩郡の山奥に木頭(キトウ)と總稱する一帯の山村がある。家々で爐の片側を主人及び家族の座とし、客が來ると主人の向側へ座らせる。又上客なれば強めて奥の側へ座らせる(同上紙上問答欄)。

日向小林町附近の櫻嶋罹災民の移住した新村落の家屋は、大抵座敷二間と土間との三つに區劃し、土間を白庭と云ひ、奥ノ間をオモチと云ひ、他の間をキマと云つてゐる。爐はオテモ間の他の區劃に接する所に設け、入つて右をヨコザ、之に對する側をキヤクザ、ヨコザの右側をタネザ(中山曰。妻座の意)と云ひ、今猶座席の作法のやかましいことはアイヌ同様である(新渡戸稻造談)。

【参考文献】

横座の初見(大江 匡房) 江家次第卷二〇 丹後加佐郡有路下村(三浦 周行) 太陽卷二二一

同 中郡地方

能登國

(尾佐竹 猛)

三重村郷土誌

加賀山中山代地方

郷土研究 犬鼻卷二

ウ

ウエツケキタウ(植付祈禱)

紀州串本町に近頃合併した元富二橋村では、五月田植が済むと植付の御祈禱がある。村を上下に分けて年々交代に當番を勤める。當家に来た人々は手分して祈禱米五合を集める者、配膳の用意をする者、害虫驅除の札を刷る者など各々準備にかゝり、正午頃に僧侶が來て讀經祈禱し、終ると區長以下一同膳に就き酒食す。夜に入ると此人々に村の者が加はり鉦太鼓で蟲送りをする(民族二ノ四)。

ウガ

紀州田邊町の海中にウガ(東牟婁郡三輪ヶ崎ではカイラギと云ふ)とて、蛇に似て長さ二尺位、赤白段をなす班のある魚がある。漁夫此魚を獲ると船玉を祝ひ込めたる横木の前の板を裏返し、其上で尾(尾は三ツに裂け、中央は珠數の如く、泳ぐ時は美麗なり)を切り祀ると、海幸多しと云ふ(南方來書卷一)。

ウガジン

(宇賀神) 豊前上毛郡小犬丸村の宇賀神社。

天正年中に黒田長政が宇都宮鎮房を攻め其女千代姫及び女房二十四人を小犬丸川原で殺した。其處一本の松があり、此松に屢々怪異があつたので是等の怨靈を祀り宇賀神社と稱した。千代姫獄屋に在りし時工匠の機(磔)の木作る音を聞て『中々に聞きて果てなむ唐衣、誰がために織る機ものゝ音』と詠み、長政も之を耳にし道に哀れと思ひてか、處刑を猶豫したと傳ふ(豊前志卷七)。

ウガジンマツリ(宇賀神祭)

佛説に因る神名で、梵語で白蛇を宇賀耶と云ひ、譯して財施と云ふ。之に由り福神として祀る。後に稻荷神に附會した。神道名目類聚抄に、福祿幸の神事を宇賀神祭と云ふとある(神祇辭典)。按に、宇賀神の白蛇と財施から辨財天にも附會した。深庵の譚海(卷一一)に、辨天の頂きに坐す白蛇は宇賀神で、天女の夫なりと云ふ。こは本朝で僧弘法などの定めたものゆゑ、最勝王經には宇賀神の事なく、十五童子も我が神道を交へて定めた事であると云ふてゐる。

【参考文献】

宇賀神 (天野 信景) 鹽尻卷四 九
字賀神考 (喜田 貞吉) 民族と歴史三ノ一
ウカヒイシ (鶴飼石) 甲州石和川に日蓮上人が、漁夫の菩提の爲に法華經を一石に一字つゞ書き川に沈めて申ひしと傳へ、今に文字ある石を拾ふ事がある (諸國里人談卷三)。

ウキユヒ (浮結) 古事記に「頂懸けりして浮結」とあるのを、橋守部が「一ツの盃を男女二人して、互ひの頂に手を懸けながら、一所に飲む事なり」と解したの卓見である。沖繩の儀良間のノロ(祝女)の間には、今に此風俗が遺つてゐる (以上。折口信夫談)。今に婚約が極まると媒酌人が酒を携へて嫁方に往き、其半分を家内親族と飲み祝ひ、残り半分を婿方に持歸り、同じく家内親族と飲み祝ひ、之を「定め酒」又は「口割り酒」と稱し、後日に異論を言はざるを約す習俗が各地にあるが、或は古い浮結の遺風かも知れぬ。猶「婚姻」の條を参照せよ。



ウケヒ (鷺湯) 非類の教へた温泉は鷺、鶴、鷺、鹿、猿、馬など夥しくある。各條を参照せよ。陸中岩手郡御所村大字鷺宿字谷畑の温泉は、昔脚の折れた鷺が来て度々其脚を浴したが、後に來なくなつたので土人が其跡を見ると温泉があり創傷に効あるを知つた。之を鷺の教へ湯と云ふ (岩手縣下の町村)。

ウケヒ (誓約) 請言の義で、神に祈り誓ふの意と咒詛の意との兩者に用ゐられてゐる。うけひ特、うけひ釣など古く行はれ、俗に承引(ウケヒク)も又此意である (倭訓栞)。杖立箸立の兩傳説の如きは、之の通俗化したものである。

ウケヒ (誓約) 請言の義で、神に祈り誓ふの意と咒詛の意との兩者に用ゐられてゐる。うけひ特、うけひ釣など古く行はれ、俗に承引(ウケヒク)も又此意である (倭訓栞)。杖立箸立の兩傳説の如きは、之の通俗化したものである。神功皇后、火前國松浦縣に到りて、針を勾げて釣をつくり、粒を取りて餌にし、袋の縷を抜き取りて縷にし、河中の石の上に登りて、釣を投げて祈ひて曰く、

朕西の方賊の國を求めむと欲す。若し事を成すこと有らば、河の魚飲釣へ。因て以て竿を擧げて乃ち細鱗を獲た (日本書紀卷九)。

神功皇后、權日ノ浦に詣りまして、髪を解き海に臨みて曰く、吾れ神祇の教を披け、皇祖の靈を頼り、滄海を浮涉りて躬ら西を征たむと欲ふ。是を以て今頭を海水に漚ぐ、若し驗あらば髪自ら分れて兩つになれ。即ち海に入れて洗給ふ。髪自らに分れぬ (同上)。

鹽坂王、忍熊王、共に菟野に出でて、祈狩(ウケヒカリ)して曰く、若し事を成すことあらば、必ず良獸を得む。二王各假殿に居ます。赤き猪怒に出でて假殿に登り、鹽坂王を咋ひて殺しつ。軍士悉に慄づ (同上)。萬葉集(卷四) 大伴家持の歌に「都路を遠みや妹が此の頃は、誓約ひて寝れど夢に見え來ぬ」此外に例多い。【参考文献】

(中田 蕪) 法學協會雜誌
(白鳥 清) 史 苑
(梅本 寛一) 神社協會雜誌

ウケムケ (有卦無卦) 民間の俗信に、生れ年の五性によりウケに入る年ムケに入る年とあり、ウケに入る時

は七フの祝とて、フの字のつく物七種を食ふ。此事の由來は判然しなかつたが、大藏經中の「入無暇有暇經」を讀むと、世俗の言ふ所とは聊か異なるも之が典據である事は疑ひない (嬉遊笑覽附録)。又有卦に入る年を五性で知る歌がある。即ち「ウケに入る木西火は子に土水牛、金は卯の年ウケに入るなり」と云ふ (卯花園漫録卷三)。白川樂翁がウケにはフの字の名の物を七つ集めて祝ふとて戲れ歌に「ふじの根をふりさけ見れば昨日ふ今日ふ、ふりかふ雪のふかき色かな」とあり。細川侯母堂福子の歌にも同じ心を「ふきまよふ花のふぶきをふみ分て、昨日ふも今日ふも三芳の山」とある (甲子夜話卷一一)。

【参考文献】
有卦無卦考 (山崎 美成) 海錄卷一三
ウサカノマツリ (鶴坂祭) 尻打祭を参照せよ。
ウサギガミ (兎神) 出雲杵築社、大穴持伊那西波伎神社は、稻背脛と稻羽の白兎を祭つたものである (出雲國式社考卷下)。因幡高草郡の白兎神社も又それである (同上)。

伯耆八橋郡東積村の兎大明神は、古事記に載せた稻葉

の白兔を祀つたものである（嬰々筆話二輯ノ一）。
薩州櫻嶋に大きな兔が棲んでゐる。嶋民は之を嶋ノ權
現として崇拝する。それ故に兔を食はず兔の語も用ひぬ。
若し忘れて兔と云へば直ちに腹痛する。兔と云ふべき
場合には御耳長様と云ふ（中陵漫録卷八）。

河内中河内郡南高安村大字恩智では、十月に農家で祝
ふ亥ノ子に餅を搗かぬ。之は恩智神社が猪を恐れる兔
を使令としてゐる爲めである（同郡誌）。

因幡岩美郡宿村西の山伏野で、昔奈佐政高が大蛇を退
治した事がある。其折に年経た古兔が此野に棲み防害
したので、之も射殺してしまつたが後に祟るより兔社
を三ヶ所建て、祀つた（七美郡誌稿）。

薩州出水郡東長嶋村字長嶋は、鎮守の十五社神が忌む
とて兔が棲まぬ。偶々之を放つも忽ち斃死する（出水
風土記）。

ウサギユキ 「兔雪」又 ウサギガタとも云ふ土地があ
る。山の残雪の兔形になる頃を候つて、農業の季節を知
る事である。兔雪は羽後の舟ヶ澤山が有名であつた
（農村語彙）。

ウシイシ 「牛石」 岩代河沼郡若宮村に牛石がある。同
に封じ込め焼殺すのだと云ふ。萬事の世話は村の十三
歳から十六歳までの子供が遣る（郷土趣味二一號）。按
に此事は古く「阿州奇事雑話」にも見えてゐるが信じら
れぬ。正月の鳥小屋の遺風と考へる。鳥小屋の條参照。

ウシウマキタウ 「牛馬祈禱」 長門厚狭郡西高泊村で
は、舊四月中旬に稻荷社で百手の祈禱を行ふ。之は牛
馬の立願で子供六人で弓を射る。其日は牛馬を休ませ
菩提寺の僧を招き斃死せる牛馬の供養する（長門風土
記卷一〇）。

ウシウマクヨウ 「牛馬供養」 阿波阿波郡の農村では、
牛馬が斃死すると、隣人手分して村中又は近村を廻り
金錢を乞ひ、其家の人數と金額とを記帳し僧に頼み供
養を營み、帳簿類は總て路の辻に埋め其上に供養標を
建てる（同郡誌）。

郡堂島村舊多木澤八葉寺の開山空也上人は、延喜帝の
第三皇子で當時高寺惠隆寺の僧宗覺の従弟として、天延
三年空也上人牛に乗り高寺に至りしが、大字牛川舊牛
澤にて其牛死し石に化す。故に赤澤村と云ひしを牛澤
と改めた。今の牛石が即ち之である（河沼郡案内）。

ウシイシマツリ 「牛石祭」 肥前藤津郡光武村は、平家
没落の時に小松維盛が牛に乗て此地に来て隠栖した。
維盛の死後に牛は化して石となり、悪疫が流行したの
で牛石明神と祀つた。今に毎年十二月一日に疫拂とて
牛石祭を行ひ、男は酒を飲み女子供は餅を食つて遊ぶ
（民俗藝術一ノ十二）平家村参照。

ウシイチノツカサ 「牛市司」 大阪市の「天王寺牛町
由緒書」に由ると、同所の牛市は相當に古いもので、
天王寺孫右衛門なる者が官許を得て牛市の司となり、
此者の印形が無ければ牛の賣買は出来なかつたと云ふ
（牛の傳説と雑話）。

ウシウチボウ 「牛打坊」 阿波の名東、名西、海部の各
郡では、毎年舊七月十三日に村外れに盆小屋を建て、
僧侶に讀經を請ひ後に焼拂ふ行事がある。之は昔牛打
坊と云ふ怪獸があつて牛馬を喰殺したのを、此盆小屋
を矢とし、茅で大小の的を拵へ、神官先づ弓初めをな
し次で講員交代に射る。的の星に射當てた者は其年に
妊む牛馬の仔は牝なりと悦ぶ。式終れば弓矢は壺土
社に納む（人類學雜誌三六號）。

ウシウマノミ、キリ 「牛馬の耳剪」 沖繩の石垣島では
毎年舊二月又は九月に、壬丑の日を擇み、「牧當り」
の祝ひをなし、牧場の牛馬を集めて各自持主の目印と
て、其耳剪を剪る風習がある（ひるぎの一葉）。按に、
古く内地にも行はれたが、此事は凡そ三つの目的に區
別される。（一）神佛の占めた標識として、（二）人畜に危
害を加へるために、（三）所有者の心覺えとしてである。

【參考文獻】
耳塚の由来 （柳田 國男） 郷土研究三ノ一一
耳を載つた獸 （中山 太郎） 日本民俗學隨筆篇
ウシウラ 「丑占」 年の豊凶を占ふのであるが、正月三
四の兩日中に丑ノ日あれば其年は豊作。更に拇指食指
中指と屈して、五指中に丑ノ日あれば臥牛（ネウシ）と
云ひて同じく豊稔。之に反して正月八日に丑ノ日あり、
元日より數へて五指のうち伸ぶる指三つにて多きゆ
ゑ、起牛（ヲキウシ）と稱へて其年は凶作とす（牛の

傳説と雑話。

ウシオニ〔牛鬼〕 宇治山田市豊川町の會福寺世古(中山曰。世古は小路の意)の東側に、牛天神社とて社前に土牛を安置し、信徒も土牛を奉納して菅天神が筑紫で牛を愛せるより、斯く祀るなど云ひ傳ふるも實は虚構にて、舊時山田氏屋敷内の良の方へ鬼門除として石を据えたるを、丑寅を牛とし天神を附會したものであつて實は丑鬼とも云ふべきである(正續神都百物語) ウシオニ〔牛鬼〕 伊豫東西南北の宇和四郡の、各地祭禮に、牛鬼と稱する練物が出る。怪奇の鬼面と勇壯なる所作とで著聞してゐる。起原に就ては諸説あるも信用すべきものが無い。察するに江戸期の初めに祀られた和靈社の俗信に伴つて、工夫されたのではあるまいか(民俗藝術二ノ一二)。

ウシオニデンセツ〔牛鬼傳説〕 周防室積町大字牛嶋の口碑に、天文年中に牛鬼と云ふ怪物が此嶋に現はれ、老若を慘害するので嶋民は離散した。それを伊豫の藤内圖書が城高經と謀り退治し林家三軒を復した。其後追々に嶋民も戻り今の繁昌を來たした。圖書は現時の藤氏の祖先で、高經は三輪村の善流寺の開基となつた

與へに行くと牛は見えず森の大木に骨になつて懸つてゐたと云ふ。それより鬼が森と云ふ(大和の傳説)。馬懸樹參照。

日向西臼杵郡上野村大字上野の黒口神社、天村雲命、天三降命を祀つたと傳ふ。天村雲命が牛に乗つて天降した時、上野と田原村の堺の田原川西岸の森に落ち、牛は椿の木に掛り眼を潰した。命は妹生追と釜石の住民に助けを求めたが誰も出て來ず、漸く松の下の人が聞きつけ牛に水を汲で與へた。命は釜石と妹生追には、雙が絶えないと云はれたが其通りである(日向の傳説) ウシガシロ〔牛ヶ城〕 城廓の築造には、種々なる犠牲を供へたものであるが、之も其一例である。磐城東白川郡竹貫村の駒ヶ城は、竹貫氏代々の居城であつて、一名を牛ヶ城と云ふてゐる。初め築城のとき地固めに城山の麓の四方に生牛を籠詰にして埋めたが、文政の頃に同村の北側和泉の裏土藏の地所から、其籠詰の牛骨を掘出した事がある。往昔は築城に生牛を埋める事は其例あると見え「積達館基考補正」の二本松霧ヶ城の條に、古城主島山上野介高國入道信元が、生きた班の牛二頭を本丸に築き入れたので、敵の寄せくる時は

二頭の牛の精靈が現はれて、不思議があつたと載せてゐる(磐城志卷四)。

(郷土研究三ノ一)。伊豫の牛鬼の起原は、何か之に由來するのではあるまいか(同上三ノ九)。牛鬼參照。 ウシオニドウウン〔牛鬼道雲〕 上總長生郡大東村大字和泉の吉野五郎右衛門の先祖此地に來たり、武力を以て里人を服し太刀を賣り牛を買ひ豪農となる。後に入道して道雲と稱し酔て大東崎に放ちある牛を怪力にて海中に押込みなどす。牛鬼道雲と綽名され元祿十六年に神に祀る。今も風雨烈しき時は入道が泊りに來るとて村民戸を閉ぢて恐る(南總珍)。

ウシカケ〔牛駝〕 紀伊東南兩半婁郡には田植後の農閑の折に牛駝が催される。舉行には餘興的と營利的との區別があるが、敷地五百坪から千坪ほどの田を選び、牛を場内に入れて駝させる。其方法には種々なるものがある。之の起原は明白ではないが、相當に古くから行はれたやうである(郷土研究一ノ五)。

ウシカケノキ〔牛懸木〕 大和磯城郡櫻井町の東南に鳥見山がある。山麓を東へ行くと昔其處に大きな森があつて、周り五米からの杉の木もある。毎夜此處に青い火とぼる。附近の人は此火を恐れて戸を堅く締めてゐた。夜中になると村中の牛が鳴き始める。翌朝食物を

ウシカハノケマン〔牛皮の華曼〕 京都嵯峨清涼寺の西門を四ツ足門とも云ふ。往古本堂建立の時、本尊釋迦如來の夢告により己が父親の牛と生れし事を知り、其牛を乞得て佛果を得せんと追善せしに牛は死んだ。それで牛に着せた衣で如來の御肌を拭ひ、又牛の骸を包みて此門の下に埋めたので四ツ足門と稱した。其牛の皮を剥ぎ如來の華曼にかける。同寺の什寶である(都名所圖會卷四)。按に、清涼寺瑞像記には此事を安嘉門院にかけて記してゐるが、御身拭の行事から附會したものである。

ウシカヒジン〔牛飼神〕 大國主命の御子和加布都努志命は、天鎖田の長と「出雲風土記」にある。此命は牛を使ふ術に巧みで、多數の國人に其法を教へ、牛飼神と稱へられて今出雲大社殿の心の御柱の傍に、其尊像が安置してある(無用の書)。

ウシガフチ〔牛ヶ淵〕 石見那賀郡安城村大字山賀の鬼戸川におまん淵がある。昔畑の城の家におまんと云ふ女中がゐて、毎日飼牛に水をやる事を命ぜられたが、

與へたやうに見せて牛小屋の口へ流すのが常で、遂に牛は渴に堪えず牛小屋から飛出して此淵に至り、思ふ儘に水を飲んで溺死した。其後女中は氣が狂ひ此淵で死んだ。現今では干魘の時、里人が集り此淵に石を投じて雨乞をする(島根縣口碑傳説集)。雨乞の條參照。

ウシザキチザウ (牛裂地藏) 足利市饒阿寺大日堂の境内にある。文治年中に領主足利義兼の室時子が、足利忠綱と通ぜりと侍女藤野が讒言せし科により、牛裂の刑に處せられたるを供養のため建立すと傳ふ(郷土趣味第四號)。

ウシサジ 紀州田邊町では、喧嘩の仲裁などする時「ウジともサジとも言はずに仲直れ」と云ふが、古老の傳へにウジもサジも穢多の別稱である。昔穢多同士の男女が素性を隠して眞人間と結婚せんと大阪に出て稼ぐうち夫婦になり後に、互ひに身元が判り「矢張り穢多は縁多と縁が定つてゐる。此上はウジともサジとも言はずに天の定めた分際にあんぜよ」と云つたのが、此語の起りだと云ふてゐる(郷土研究三ノ三紙上問答欄)。

ウシサダメノタウヤ (牛定の當屋) 越後の王神祭は、昔は長岡城主牧野家の領内古志、三嶋の郡中七十八ヶ

村受持にて營んだ。延喜式内都野神社である。同國では賑かなる事を俚俗に王神祭の如くと云ふ程ゆる其繁昌さが知られる。古傳に昔は牛の角に戈を括り付けて其牛を放し、心の儘に入りたる家を當屋と定め、其年王神を申受け祭禮をしたが、延寶頃から之を改め藏王社内で鬮を取り當屋を定める事とした(越後風俗志五輯)

ウシ、タシドキ (牛舌菜) 伊豆田方郡田中村大字田京の深澤神社は、式内の廣瀬神社なりと傳ふ。毎年舊九月九日に新嘗祭を行ふが、此日に牛舌形の菜を神前に供へ、次日に田中村の氏子毎戸に二片づゝ配與する。之を牛の舌の菜と云ふ。同賀茂郡下河津村見高の見高神社にも亦此式がある(増訂豆州志稿卷八下)。

ウシシヤウクワツ (牛正月) 安藝では舊正月十一日に村々の農民が地祝ひ田拜をなし、又牛馬に多くの食物を與へ牛正月と呼ぶ。名主等が國の法度及び教訓の書を読み聴かせ、前年の村費を埋め今年の村事を謀るなど多く此日を用ゐる(藝瀨通志卷四)。

ウシタキマツリ (牛瀧祭) 大和宇陀郡地方では、舊八月の農家の閑散を擇み、牛の飼主達は其品評會と云ふべき意圖で、大日如來と馬頭觀音の祀つてある場所へ

牛を集め、先づ護符を受け牛馬の息災を祈り、後に群衆の批評に任せる。之を牛瀧祭と云ふ。猶同地方では正月、節句、お盆などの祝祭日には、牛馬に人間一人分の踏立して與へる習俗がある(民俗學三ノ一二)。

ウシチザウ (牛地藏) 信州北安曇郡北小谷村宇深原の三笠峠の街道に、自然石の地藏尊が立て、あつた。或時一人の牛方が牛の手綱を地藏の首に結びつけ休んでゐると、俄に牛が暴れ出して地藏を引倒したので其首が缺てしまつた。其首は瀧壺に入つたとも云ひ、又首の在る所に金の蓬が生えてゐるとも云ふ(小谷口碑集)

ウシツカ (牛塚) 美作苦田郡西苦田村小田中の牛塚は一に牛神とも云ひ、五月五日に村民が牛を牽て來て禱賽し、年中の牛疫を禱ふ(校正作陽誌)。牛節句參照。

ウシツキ (牛突) 隱岐では鬮牛を斯く云ふ。毎年嶋内の各地で行ふが、其起原は承久三年に後鳥羽上皇の海士村に遷幸ありし際、群犢の戯れ遊ぶを愛でられしを嶋民光榮とし、牡牛を集めて天覽に供へしに始まると傳ふ。今に上皇の忌日なる二月二十二日に舉行する。演技の方法は東西の二組に分け各組に三役以下前頭の等級があり鬮争させる。越後や伊豫の鬮牛の如く慘酷

では無いが勇壯なものである(隱岐嶋誌)。
ウシテンジン (牛天神) 壽永元年に源賴朝が武藏の平氏を征伐せんと兵船を海上に浮べた折に、風波のため針路を失ひ今の小石川牛天神の地に漂着した。當時の牛天神の地は金杉郷と呼ばれ高臺をなし、岬の如く海に突出してゐた。賴朝は牛の形した石に腰かけてゐると、菅公が現はれて武運を守るべしと託宣した。後に賴朝が其靈驗に報ゆるため天神社を建てた。今の牛石は其時のに眞似て造つたものである(牛の傳説と雜話)

ウシノアシアトイシ (手足跡石) 大和國丹波市町萱原の瀧の堂の北、道端に牛足石といふのがある。昔牛の踏んだ足跡といふのが残つてゐる(大和の傳説)。
ウシノコクマヘリ (丑刻參) 呪詛傳説であるが由來は判然せぬ。通説には「平家物語」劍ノ卷の宇治ノ橋姫の故事を典據とするが、同書には必ずしも丑ノ刻(午前二時)に參る事が載せてない。按に、室町期の中頃に巫覡の徒に由て唱へられ、更に謠曲「鐵輪」に作られて普及したものであらう。江戸期を通じて廣く行はれたものと見え、俗語にまで「藥の人形に五寸釘」と唄はれ、明治期にあつても其報告に接してゐる。

阿波三好郡山城谷村附近では、人を怨み之を呪ひ殺さんとする時は、丑ノ時参りの扮装して竹柏の樹の下に至り、祈りをして其枝を折る。枝の折れると同時に怨んだ人は死ぬるが、怨む者もその半の禍を受けると云ふ。それ故に竹柏の木は人の近寄れぬやうに、柵を構へたのが多い(同村史)。



を履き、鐵輪を頂き口に櫛をくはえ、兩端に蠟燭を立て眞夜中に神社に往き、薬製の人形

を釘で打付る。満願の日神前に大きな牛が現はれる。其牛を跨ぐと願が回く。來往を他人に見られると駄目になるので、人を見ると必ず殺すと云ふ。或人が夜遊をして歸りに之に會つたが、覺悟を決めて道端に小さくうづくまつてゐると、知らずに通つて行つたと云ふ(民俗學三ノ一一)。

下野國足利のかたほとりに、世に丑ノ時参りと云ふわざをせしを、まさ目に見つと其處なる人の、語れる様

を詠める。

橋庭麻呂

怪しきは火にぞ有ける。うちしめる時こそ有けれ。燃え立てば消つすべもなし。世の中の人の思ひも、おのづから然こそあるらめ。世の常は外へも出でぬたをやめ。たつや心を。黒髪の思ひ亂れて、頂に灯火さゝげ。胸さかに十寸鏡かけ。左り手に鐵釘もたし。右り手に鐵槌もたし。烏羽玉の闇の夜ふけ。丑すぎて憂しとも言はず。神の坐す森の注連繩。息の緒にかけつゝすゑて。生ひ茂る並樹の松に。左り手の釘とりおさへ。右り手の槌振りあげて。妬ましやあな妬ましと。かき亂だり逆立髪に。逆立る角をさゝげし。炎はも鏡に映り。鏡はも胸に焚く火の。恐ろしき姿照らして。とこひ打ち音もとどろに。山彦のとよむ響きて。よそに聴く身にも應へて。身の毛さへいよ立にける。たをやめの如何に燃立つ。心なるらむ。

たをやめのとこひ呪ひと打つ釘や

いづくの誰が身に響くらん(兎園小説一二集)。

名古屋城三ノ丸東照宮東隣りに天王社があり、拜殿の西方に大なる銀杏樹がある。嫉妬深い女が此社に詣で、此樹に釘を打ち、人を呪詛した事があつたので、藩

主義直の計ひで樹の廻りに垣を結び廻して、今は樹の下へ人の寄る事が出来ない(尾張志)。

【参考文獻】

呪ひの釘 (中山 太郎) 趣味の友

ウシノゴゼン (牛御前) 貞觀二年僧圓仁が武蔵へ飛錫し、隅田河畔の向嶋で素戔鳴尊の化身と稱する老翁に會つたが、老翁は「近き内に國亂あるも、其時に我れ頭に牛首を頂き降魔すべし」と誓つた。當時、向嶋の地形が海中に突出してゐて、牛に似てゐたので牛嶋と稱してゐた所へ素尊が現はれたので、之を主神として牛嶋神社を建てた。其後建長年中に牛疫猖んに流行した時、隅田川より牛鬼が出て之を終熄させ、一個の牛玉を社壇に残した。同社の寶玉が即ち之である(牛の傳説と雜話)。

ウシノゼツク (牛節句) 讃岐では舊五月端午の日に、牛を飼つてゐる家では、鯖を菖蒲で括り牛の角に暫らくの間掛けて置き、後に牛を御する男に此鯖を食はせる。又同國室本浦邊では、此日牛飼ふ家毎に麥麩で牛の形を作り、菖蒲を角とし枇杷の葉を耳とし、野津古の祠に納めて牛の饗災を祈る(西讃府志)。

ウシノタフ (牛の塔)

上野新田郡敷塚村に牛の塔がある。昔佛像を牛に負せて來たが、此處で斃れたので埋め、供養に建てたものである(郷土研究一ノ二)。按に近江の關寺の牛の塔と共通した話である。

ウシノタマ (牛の玉) 牛王(ゴウウ)を見よ。

ウシノチ (牛血) 沖繩石垣島では悪疫退治として、村道の辻街並びに家門には注連を張り、牛血に薬を浸しフンマフサラサア(牛骨)蒜根を結び、注連繩の中央に垂れ下げる。斯うすれば疫癘は來ぬと云ふてゐる(ひるぎの一葉)。

ウシノトモラヒ (牛の巾ひ)

明治初年に福澤諭吉が光明寺三郎と謀り、芝新錢座に屠牛場を設けたが、其頃は青竹四本を四方に立て、それへ御幣を下げ注連を張り、懸矢を以て牛を打殺したものである。屠殺が終ると僧侶が出て讀經して冥福を祈つた。斯うして殺生を嫌ふ近隣の者の苦情を押へた。(牛の傳説と雜話)

ウシノミヤ (牛宮) 大阪天王寺境内の牛の宮へ立願すれば、總ての足の病が平癒する。お禮には土細工の牛

か又は牛の繪馬を納める(郷土趣味一五號)。

ウシノヤブイリ (牛藪入) 大阪附近の農家では、舊五

月五日に梅田堤へ、近在の飼牛に新しき鞍を置き、肩に色々の花を結び付て、引來る事その數を知らぬ程である。朝八時頃から二時間ばかり此邊に放ち、やがて牛の心のまゝ馳させるを牛の敷入と云ふ。農民が粽を數多く持ち來つて見物人へ蒔き散らす。之を得て歸へれば小供の痘瘡が輕いとて、群集が争つて受ける(攝陽落穂集卷八)。

ウシノリゴンベエ

〔牛乗權兵衛〕 明石市大藏谷の稻爪神社。例祭は十月九日だが祭禮後に御當宿(ゴトウヤ)下他の當屋と同じ)から、牛乗權兵衛の神事を出す。牛乗を承る者は、顔へ白粉を塗り顔に大ノ字を墨書し袴を着て赤青の紙で張つた笠を被り、手には長い竹弓と蕪矢を持つ。牛は毎年大寺村から交代で出すが、口取は持主で頭に焙烙を被る。牛乗は稻爪社と當宿とて祝言を述べ式を終る(郷土趣味三ノ四)。

ウシハコクジン

〔牛は穀神〕 陰陽式に、大寒の前夜に土牛童子等の像を内裏の諸門に立て、立春の前夜に撤すところあるのは、支那思想の輸入であるが、之は支那に於て牛を穀神とした事に由来するのである。我國で追儼に土牛を作つた事は文武紀慶雲三年十二月の條に見

社で、毎年舊二月一日に行はれた田植祭(一時祭とも云ふ)を斯く云ふのである。祭儀は牛の形を竹籠で二體作り、其中に屈竟の男が二人つゝ入りて、社前で田ノ代掻きの如く三遍廻り、終ると十二歳以下の早乙女二名が、神ノ枝を六寸許りに切つたものを苗として植える眞似をし、次で水口門の神事があり直會となる。此牛が盛んに荒れ廻るので此名となつたが、今では殆ど廢されてしまつた(民俗學四ノ九)。

ウシマハシノマツ

〔牛廻松〕 山城綴喜郡有智郷村字内里の外れに降宮跡があり、松の樹が一株植てある。村民之を牛廻しの松と云ふ。往昔五月五日に牛を牽て此松を廻る慣行があつた。舊領主物部公宗の遠祖饒速日命を祀つた所と傳ふ(同郡誌)。牛敷入參照。

ウシマヒ

〔牛舞〕 大隅始良郡重富村大字平松の加繁久利神社。毎年舊二月三日に社前で牛舞とて田作りの神事がある。但し牛の形の面を農民が被り、袴を着けて舞ふだけである(三國神社傳記卷上)。

ウシヤウジン

〔卯精進〕 八幡宮へ參詣する者は、兎の肉を禁食した。其故事は、昔八幡神魚肉を食す、鰯は魚を捕て献じたが、兎は献ずべきものが無いので、自

えてゐる。古い俗信ではあるが今は泯びたので多く云はぬとする。たゞ雨乞に牛の首を用ゐる俗信の根原は或は牛の穀神たる思想と交渉あるのかも知れぬ。

ウシヒキサル

〔牛牽猿〕 信州北安曇郡北小谷村字大網地方の農家では、猿が牛を牽てゐる繪札を正月の作始の稻穂に下げる。版木は播州の曾根ノ松社から請けて來たと云ふが、大網だけでも三四軒自家彫の版木を持てゐる。正月十四日に半紙に刷つて吊るし、三十日まで其儘にして置き、二月朔日の朝子供に呉れる。此地方は牛方渡世が多かつたので、駒引猿から思ひついた俗信と思ふ(小谷口碑集)。

ウシマチ

〔丑待〕 待は祭の意ゆる丑祭であつて、丑ノ刻參りなどから工夫された一種の俗信と思ふ。寒紅丑日待(卷上)に奥女中が集り、一生の身の上を豫知するとして「座敷の中央に壇を飾り廿四行の供物、廿四の燈明、十二本の幣を立て四種の名香を焚き、丑ノ神の秘法を行ひける」とある(帝國文庫本)。今に花柳界などにて、將來の夫の顔を見ると稱する厭勝と同じものである。

ウシマツリ

〔牛祭〕 藝州安藝府郡中村字山田の稻生神から火に入り身を焼て献じたので八幡神が其志を感じ、卯精進をなし肉食を禁じた(俚諺集覽)。

ウシヤク

〔牛役〕 大阪市住吉區平野宮町の杭全神社では、毎年一月十三日に御田植の神事があり、牛を使つて田を鋤く所作をする。然るに此牛に扮した者は短命だと云ふ俗信があつて、氏子の誰でもが此役を嫌ふ。それで飲酒酩酊させ無理やりに遣らせる。舞臺に出ても牛役の者は人身御供にでもあがつた積りで、中々牛使ひの言ふ事を聞かぬさうである(民俗學三ノ八)。

ウシヤミウタ

〔牛疫歌〕 山城木幡村に或年牛疫が流行した。村民は領主である關白近衛信尋に願つて、牛疫除を氏神木幡社に祈るよう頼んだ。信尋は氏神が一に柳明神と云ふと聞き「憐みをたゝる柳の神なれば、死ぬるをうしと思はざらめや」と詠んだ。牛疫は熄み今に此歌を咒文としてゐる(牛の傳説と雑話)。

ウシヤミノマヂナヒ

〔牛疫の厭勝〕 紀州西牟婁郡富里村では、牛疫を防ぐ厭勝に牛小屋の門を赤く塗る。又賣買顔見世に連行く時は、牛の體の諸部に赤き裝飾を加へ、亦兩角をベニガラで赤く塗る。外見を美にする」と云ふも、實は惡鬼や人間の邪視を避る爲めである。

(郷土研究一ノ九)

ウシラウサジラウ 「右次郎左次郎」 播州赤穂郡赤松村
金華山へ、欽明朝に物部守屋が高麗の僧惠便、惠聰の
二人を配流した。兩名は同所矢野の奥に三年住居した
が、後に還俗して右次郎左次郎と改め後再び僧となつ
た(播磨鑑)。万次万三郎参照。

ウシロボトケ 「後佛」 奥州羽黒の者が波世の業に後佛
と云ふ外法を遣つたが、此後佛は主人の命令通り金銀
其他の財物まで立ち處に持参するが、常に身邊に附纏
ひ掉投る間も放れず、此苦みに堪え難く後佛は水を嫌
ふと聞いたので、之を笈に入れ信州の犀川に投込み、罪
亡しのために善光寺の念佛僧となつた(三河雀卷二)。
按に、巫覡の徒の遣つたと云ふオサキ狐、犬神、猫憑
などのも一種である。憑き物筋の條参照。

ウシラカハヌムラ 「牛を飼ぬ村」 甲州山梨郡和田村の
諏訪神社。古い棟札には膝屈(ヒザカミ)大神に作
る。記に、往昔此神が牛に乗て巡幸した際落ちて膝を
痛め、其處を牛堀と名づけた。之より膝屈神と云ひて
今に此村では牛を飼はぬ(甲斐國志卷六三)。
美濃武儀郡高加村の氏神は虚空藏佛を神體とし、養老

二年の粗祭と傳ふ。昔妖鬼が山に居たのを高光公が戮
すと、それが牛形に化し雉聲を作つた。今に此村で牛
を飼はず且つ雉子が栖まぬ(新撰美濃志卷二〇)。
駿河志太郡稻葉村の瀬古神社は、牛頭天王を祀るので
村内に牛を牽入るゝ事さえ忌み、且つ胡瓜の丸漬をせ
ぬ。今に此村では牛を飼はぬ(同郡誌)

三河南設楽郡作手村高里では、氏神十二所權現が牛を
嫌ひ馬を好むとして牛を飼はぬ(今泉忠義報告)。
紀伊有田郡八幡村宇室川谷。此地は昔から日光權現が
嫌ふとして農耕に牛を用ゐず、農夫自身が牛に代る。又
炊事に釜籠子を用ゐず土釜土鍋で便じてゐる。若し牛
が此地に入れば山川が荒れ、釜籠子を求めれば不日に
して破損すと傳ふ(同郡誌)。

大隅始良郡東國分村の縣社大穴持神が巡幸の折に、牛
が出て突かうとしたので驚き、路の傍の麻畠に逃げた
ところ、其處に虻がゐて御足を噛んだ。それ以來神が嫌
ふとして此村では牛を飼はず、麻が繁らず、虻がゐぬ。
(民族三ノ六)。

ウシラキラフカミ 「牛を嫌ふ神」 紀伊有田郡八幡村大
字上湯川宇室川谷の日光神社は、古くは有田川の下流

總て十里間の氏神なりしと傳ふ。然るに室川の村内は
氏神が嫌ふとして釜籠子を禁じ、耕作するにも牛を使用
せぬ(紀伊續風土記卷六二)。

ウシラクハヌムラ 「牛を食はぬ村」 羽後北秋田郡東館
村の獨鈷部落では、産土大日神社が嫌ふとして村民は牛
肉を食はぬ(同村郷土誌)。

ウスガモリ 「白ヶ森」 岩代阿沼郡新館村に愛宕神社が
あり、傍の小丘を白ヶ森と云ふ。此の社地なる白ヶ森
は坂下町なる杵ヶ森米ヶ森と同じく、古へ源義家東征
の時此地方に宿泊し、土民に米麥を給ふたる記念に小
丘を築いたと云ふ(同郡案内)。

ウスゴロ 「白殺」 陸前佐沼町邊では生兒壓殺の事をウ
スゴロと云ふてゐる。又一にワカバとも稱してゐる。
隣國の陸中遠野町邊の農村では、壓殺した赤兒の屍體
を白の置場の下か、又は沓脱石の下に埋める風習があ
る。(ネフスキー報告)

【参考文献】
墮胎の方言と民俗 (中山 太郎) 犯罪學雜誌五ノ二
ウスサマ 「烏瑟沙摩」 雪隠の守護神として寺家の便所に
安置するは此本尊である。譬ば人家に病者あつて枕上

にて祈禱するに、病者大小便を其席でする時は、行者
烏瑟沙摩明王の呪を誦せば、不淨を除て穢にならぬ。
(涼庵の譚海卷一一)。

ウスズミザクラ 「薄墨櫻」 越前丹生郡朝日村の祇園社
へ、飛鳥井雅縁が參籠した時に、社後の山腹に櫻を一
株手植した。老木として幹は殆ど枯死したが其芽は今に
繁茂してゐる。花は淡紅で墨色を帯ぶ故に斯く云ふ(同
郡誌)。墨染櫻参照。

ウスデイクオドリ 「白太鼓踊」 日向東臼杵郡東郷村大
字坪谷の鎮守神の祭禮に、晝は神樂の前に白太鼓踊を
演ずる。之は太古に於る神々の凱旋の踊と稱し、村の
若者達は各自山で獵した鹿の角や、山鳥、雉子などの
綺麗な羽根で身を装ひ、一人の音頭取(之は家柄で世



襲である)の唄や音頭に
つれて、大きな丸い輪を
作りながら、各自前に結
び付てある太鼓を叩きつゝ踊るのである(若山牧水の
思ひ出の記)。沖繩にも此踊がある。女子が二三十人集
合して、太鼓に合せ縦列、横列、三列等になり踊る事
を云ふ(伊波普猷談)。

【参考文献】

日向下水流の白太鼓踊(藏田 周忠) 民俗藝術二ノ六
ウスノソクシン 「白俗信」 白を女陰の杵を男根の象徴
と考へた我等の遠い祖先は、白(杵に就ては其條に記
す)を神聖なるものとして、種々なる俗信を有してゐ
たのである。猶「出産と白」及び「婚禮と白」に就て
は各條を参照せよ。

白を神に祀る 信州伊那郡北松嶋の白杵明神。合村奉
祀、例祭は七月十九日、祠中に石臼と石杵を安置す。嘗
て土中より得て祀つたが今に其處を白杵洞と云ふ(伊
那志略卷三)。

豊前企救郡吉田地方では、十月の第一亥ノ日に赤飯を
炊き、秋の牧獲に最も骨を折つてくれたとて、白を家
の内庭の正面に飾り燈明をあげ二三種の供物をするが
此白神に供へた赤飯を其家人に見つけられず盗み食へ
ば力を授かるとして、夜分に農家の子弟は盗みに行く習
俗がある(習俗雜記)。

白を神座 相模厚木町の厚木神社(祭神素尊)。社傳に
正徳六年六月の例祭の折、古例に任せ神體を相模川で
洗ひしに過て水底に失ふ。翌年五月同町の告原伊兵衛

が靈夢によつて失ひし神體を得て持歸り、白の上に麥
稗敷て神座とし奉安した。今も此例により例祭には該
白を置き神輿の休憩を請ふたが、其白が慶應三年に燒
失したので此例が絶えた(明治神社志料卷上)。
紀州有田郡八幡村では十月の初亥ノ日、又は次の亥ノ
日を祝ひ、亥子餅とて小豆粒を付けた餅を搗く。親子
二人子十二人分と十四個の餅を膳に並べ、菊の花を徳
利に挿したのを管の中へ入れ、燈明を點じて白の上へ
祭る。之に簪を添へるが簪は辨財天が持て踊るのだと
云ふ(有田郡民俗誌)。

白を佛座 信州善光寺の本尊佛は、始め尾張の黒田宿
に着いたが、荒蕪を敷きて立白の上に安置した(鹽尻
卷三八)。按に、信州の元善光寺には本尊を奉安した白
が残つてゐるとして、郡誌に寫眞版の挿入したのを見た
記憶がある。更に善光寺の戒壇が其故事により、白形
に造られてゐると云ふ俗説もある。

白と健康祝ひ 三州南設楽郡作手村邊では嫁が子儲け
て始めて實家へ來ると、先づ其子を白の中へ入れて祝
ふ習俗がある。斯うするは其子は蟲氣なく健康に成長
すると云ふ(今泉忠義談)。

白を貸借せぬ 信州戸隠山に近い奥山中部落では近親
の間でも白の貸借は昔から禁物で、一朝取扱ひを誤る
と、白が谷底へ墜落すると云ふ(解放二ノ八)。

白の無い村 紀州那賀郡池田村宇志野に白が無い。弘
法大師の崇りで造ると禍がある(高橋博報告)。猶之と
少しく事情を異にするが、尾州熱田町では昔は碓(カ
ラウス)を用ゐなかつた。之は熱田宮に由縁の深い日
本尊が小碓尊と云はれたので、碓を踏む事を恐れた爲
めである(熱田町舊記)。

當屋と白送り 大和樺本町の和爾下神社の祭禮には、
其年だけの祭事を擔任する當屋が撰定されるが、此任
に當る新當屋の間に事務の引継ぎがある。之を白送
りと稱し、引継ぐ品物のうちで餅搗白が一番大切とさ
れてゐる(社會史研究一〇ノ三)。

餅搗白の祝ひ 近江高嶋郡の村々では、年の暮に正月
の餅搗をするが、其際に搗き終ると直ぐ其餅白を横に
倒し、白の口を明きの方に向け、暫く経てから其白を
起して洗ひ浄める(郷土研究四ノ一〇)。

白伏せの祝ひ 陸奥南津輕郡の村々では、大晦日には
四度食事をする。夜九時頃に終りの食事に就くが、膳

には數ノ子、膾、午旁の外に鍋で煮た兎の肉が副へて
ある。兎の無い年は牛か豕が代用されるが、必ず肉を
食ふ事になつてゐる。家内一同が膳に向ふと家長と下
男頭の二人は土間に下り拜禮する。土間には農具一切
が並べられ、それへ餅が供へてある。拜禮が済むと下
男は白を以て其餅の上に伏せ、座敷に戻り酒宴がある
(民俗學二ノ二)。

白起しの祝儀 大隅種子嶋では正月二日の早天に、村
の若者が白起しをして廻る。家々では土間の真中に白
を伏せ、其下に五つ三つの小餅と少々の玄米を入れて
置くと、若者達が「祝ア申さう」と云ひつゝ入り來た
り、白を引起して餅を先づ懐にし、其米を白に移して
「年改つて年男が、米搗き始むる時は、東からさか山
の立木で白きつて、その枝々で杵きつて、千徳萬徳と
くとくと、搗かせ給へや伊勢米を、搗かせ給へや伊勢
米を」と歌ひつゝ二杵か三杵米を搗く眞似をして出て
行く。此若者を年男と云ふ。斯うして貰ひ集めた餅で
雑煮を祝ふのである(同上)。

鬼門に白 松山市龜屋町角の大白は、鬼門の角を切て
大石を置くとて茶臼を置いた(伊豫温故録)。

白と凶 上野惣社町では死人があると、四十九日に餅を搗き寺及び縁者へ配る。此日以前に白を使用すると、再び死人があると恐れてゐる(惣社町郷土誌)。佐渡では死人を病室から出す際に、女ならば石臼の下白、男ならば上白の上に、土器で燈明をともし風習がある(郷土研究四ノ一二)。沖繩石垣嶋では怪鳥のフアア鳥が夜中に屋上で鳴く時は、呪文を唱へつゝ、白を三度敲き鳥を追ふ(ひるぎの葉)。猶葬禮から喪家に歸つた者が、家の入口に横にした白の上の鹽を摘み、空盥に足を入れて浄める民俗は、各地に存してゐるので今は一々を挙げぬ事とした。

ウスモチハシラ 「白餅柱」 陸前佐沼町では大黒柱の事を、白餅柱と云ふてゐる(ネフスキー報告)。按に、農家では大黒柱の根方に白を置く習俗がある。之が爲めに負へる名にや。西鶴の「世間胸算用」巻四に長崎の餅柱とて、餅搗の日に終りの白の餅を大黒柱に打つけて置き、正月十五日の左義長に之を焼けて祓ふと載せてあるが、兩者關係あるか否か判然せぬ。一説に、棟(グシ)持柱の訛語とも云ふ。

ウセビトノタマカヘリ 「失人の魂返」 昔土佐安藝郡田

野村で十歳許りの男児が行衛を失ひ、村中總出で數日間探したが見當らず、十日ほど経ての夕方に其家の棟で母親を呼ぶ兒の聲を聞き、家族一同走り出て見たが影も無かつた。兒の姿を同村中芝の公文佐平の妻が屋上に目撃したと云ひ、何處でか死んで魂だけ我家に返つたとも傳へられた(土佐郷土民俗譚)。

ウソカへ 「鶯替」 筑紫太宰府の天満宮にて、毎年正月七日夜の酉ノ刻頃より鶯替の神事が行はれる。參詣の老若打集ひ來りて、木製の鶯鳥を調へ、ウソカへんと相互ひに袖に隠し、双方より取替る。文政二年大阪天満にて此神事を取行ひしに、其時の流行歌に「心つくしの神さんが、うそを誠にかへさんす。ほんにうそかへおほ嬉し」とある。江戸龜井戸天神にては文政三年正月二十五日に、始めて此神事を行つた(海録卷一)。按に、此神事の起原及び意義は、種々なる考證が盡されてゐるにも拘らず判然しない。(一)鶯の形が信州上田市の蘇民將來社から出す呪符に似てゐるので、性器崇拜の一種なるべし



と云ひ。(二)鶯即ち嘘を替へるとは、誓文拂のその如く一年間の虚言を神に償ふ意なるべしとも云ひ。定説は猶、今後の研究に俟たねばならぬ。そして現今の太宰府天満宮の神事は、夜八時頃より參詣人同士の間で鶯替へ始まり、變装せる神官十二人各々金製の鶯を持って群集の中に紛れ込み、信徒の求めて來た鶯と袖の裏で取替へ、之を得たる者は幸福ありと悦び、神社に獻金し親族知己を招き饗應する(人類學雜誌三三ノ一)。

【参考文献】

- うそ替の神事 (喜田村信節) 嬉遊笑覽卷七
- 龜井戸天神の鶯替 (松浦 靜山) 續甲子夜話卷一二
- 鶯と削掛の關係 (尾佐竹 猛) 郷土趣味三ノ四
- 鶯替行事私見 (本山 桂川) 民族と歴史五ノ一
- 鶯替と支那の故事 (南方 熊楠) 旅と傳説二ノ五
- ウソノアガナヒ** (虚言償) 丹後與謝郡石川村では、毎年十二月八日を八日吹と稱し、其年中に虚言を吐いた罪を償ふとて、蒟蒻飯を炊いて人に振舞ふ(同村志)。按に、此民俗は事納め又は針供養に交渉を有してゐて更に誓文拂の影響も受けてゐる。
- ウタウ** (善知鳥) 奥州津輕外ヶ濱に棲む。母鳥砂の中

に雛を産み、餌を運んで育てる。母うたと呼ばば雛やすかたと答へ出て餌を食ふ。獵人が母鳥の聲を眞似てうたと呼ばば雛鳥やすかたと答へて出るを捕へる。雛を捕ると母鳥は血の涙を流す。其血の人身にかゝれば悪しとて蓑笠を着て雛を捕る。夫木集に定家の歌とて「みちのくの外の濱なる呼ぶ子鳥、なくなる聲はうたふやすかた」とある(安齋隨筆)。按に、古くより問題の鳥であるが、所詮は居ながらにして名所を知るほどの宮廷歌人の好事であらう。

ウタウラ (歌占) 巫女が神託を和歌の形式で述べるので斯く云ふ。半井本「平治物語」に鳥羽法皇熊野へ參詣し、山中無双の巫女に占はせしに「手に結ぶ水に宿れる月影は、あるか無きかの世にはありけり」と歌ひ更に「夏はつる扇と秋の白露と、いづれか先きに置きまさるべき」と歌つて、法皇の崩御を豫告したとあるのがそれである。後世まで巫女の託言が叙事詩の形式を用いたのも淵源は遠いのである。

【参考文献】

- 正卜考(卷二) 雜占 (伴 信友) 伴信友全集本文學の母としての巫女 (中山 太郎) 日本巫女史

ウタウラノユミ 「歌占弓」 伊勢二見町大字三津に、昔度會家次の末葉と稱する北村某と云ふがあり、歌占の弓を傳來してゐた。弓は白木の長さ三尺許り、取柄は赤地の絹の上を糸で巻き、弓の本に「神こゝろ種こそなれ歌占の」と記した短冊を、弓の末には「ひくも白木の手束弓かな」と書いた短冊を付け、外に左の歌を書いた短冊八枚を結び付けてあつた。

眞寸鏡底なる影に向ひて知らぬ翁に逢ふ心地する年をへて花の鏡となる水は散かゝるをや曇と云らん末の露本の雫や世の中の後れ先つ例しなりけり物の名も所によりて變るなり難波の芦は伊勢の濱荻鶯の貝この中の時鳥しやが父に背てしやが父に背ず千早振る萬の神も聞しめせ五十鈴の川の清き水音北は黄に南は青く東しろ西くれなるの染いろの山濡てほす山路の菊の露の間に散初乍ら千代も經に是此短冊を一枚引かせて占ふた(參宮名所圖繪卷下)。

【參考文獻】

正卜考(卷三)雜占 (伴 信友) 伴信友全集本
ウタガキ 「歌垣」 古代に於ける妻覓ぎの一機關で、嬬會(カ、ヒ)とも稱した。それが共同群婚の餘習か又は

神判成婚の方法かに就ては、學者の態度に由り異説がある。こゝには此歌垣の遺風とも見るべき民俗を載せるに止め、歌垣そのものゝ研究は參考文獻に譲る。羽後金澤町の金澤柵址の八幡宮に「お通夜」が行はれる。男女集て掛歌を催し、勝負を決するが歌には一定の型がある。但し歌の文句は即席に作るのが多く、それをニガタ節で唄ふ。掛歌とは相手の文句なり内容なりにかけて縁故ある歌の意である。然も夜を徹して遣る。八幡社略記に「八幡宮の北方村落を仙北の北浦と稱し、此地方に於る妙齡の女子、恒例祭に社參し一夜の參籠をなさざれば嫁かず、之を御通夜と云ひ今に行はる」とある。矢張り筑波の嬬會と同じく元は未婚の女の、夫定めを機會をなしたのであらう。(社會史研究九ノ六)。

仙北郡地方では此事を「八皿」又は「荷繩外し」と稱した(日本民俗の新研究)。

遠州榛原郡川根村地方と、其國境なる駿州志太郡伊久美村地方では、毎年舊正月七日から八日朝まで若い男女が集てヒョドリ踊をする。其歌詞は、嬬會の流れを汲んでゐるだけに問答體の掛歌である。例へば

(男) 心よく持て峰の松、心わるいと風にあふ。

(女) 心わるくは御座らぬが、立場わらくて風にあふ

(男) 子持ち姿で子の無いは、鳥の巢殺しなされたか
(女) 鳥の巢殺しやせぬが、殿さしたかもそりや知らぬ
斯く唄ひつゝ踊り廻り婚約する。此婚約には父兄も反對する事は出来なかつた(サンデー毎日四ノ四三號)。

土佐長岡郡西豊永村の柴折樂師は、毎年舊七月六日に例祭を行ふが、其折は附近數里より數千の男女が參詣群集する。夜に入ると若い男女が問答を始める。問答は何事でもよく多く男が問ひ、女が答ふ、段々に進んで往つて女が詰まると男に従ふ事になつてゐる。昔の歌垣の掛歌が問答に代つたのである(土佐風俗と傳説)

【參考文獻】

嬬會と歌場 (橋 守 部) 鐘のひびき卷三
歌垣の源流 (内藤吉之助) 社會學雜誌二、三
ウタクツノブツザウ 「歌府佛像」 安永二年五月に江戸湯嶋天神社で、大阪四天王寺皇太子の出開帳があつた。靈寶中に和泉式部が我子小式部に先立たれて悲みの餘り、小式部が書きし歌草紙を集めて張り子に造つた出山の釋迦像があつた(遊歴雜記五編上)。按に、開

帳を營業とせる者の偽作であらう。文張り像參照。

ウタサイモン 「歌祭文」 古く神佛に奏する祝詞や諷誦を祭文と稱した。そして此祭文が夙も平安期に於て言辭に巧緻を求め風が起り宮陣奠祭文の如く「堅魚の堅らかに恵み給ひ、鯛の平らけく、鯛の好みに好み鯛のかき寄せて」の興味を主とするものを生じ、更に時代の降るに隨ひ全く俗化し専ら山伏の徒が語り歩くやうになり、江戸期に入ると二つに分れ、一方には座敷藝に攝取されて劇場で演ずるまでに進み、一方は門附から葦簾張の小屋で遣る辻藝に落ちてしまつたが、其影響する所は相當に大きいものがあつた(日本歌謡史) 按に、現在の浪花節は之を母胎としたものである。

【參考文獻】

呪歌から俚話へ (中山 太郎) 民俗學四ノ二
ウタセツキヤウ 「歌説經」 説經歌曲の意で歌念佛と殆ど同じである。江戸期には淨瑠璃の如く操に合せて、佛教の因果關係を説いたものを興行した。始めは専ら經義を述べたのが漸く墮落して男女の情痴や親子の恩愛を語り小屋藝となり、今に傳はる山椒太夫、荊萱、小栗判官、俊徳丸、愛護若の五説教などは、是等の者

に語られたものである。現在の若松若太夫の説経節なるものは此流風である(日本歌謡史)。

ウタタネノモリ〔轉寢森〕 磐城西白河郡大沼村大字大沼の轉寢ノ森は、昔は繁茂した森であつたが、今は田圃の中に杉と櫻の老木が二三本あるばかりとなつた。昔源義家が東征の折に此地に憩ひ、轉寢した舊蹟だと云ふ(福嶋縣地誌)。まどろみの松参照。

ウタタネバシ〔轉寢橋〕 大和吉野郡象の小川の橋を轉寢橋と云ふ。夫木集に「橋の名を猶うたゝねと聞く人の、ゆくは夢路かうつゝなからに」と載せしは此橋の事か(大和志料卷下)。此橋は今も同郡中莊村大字宮瀧に在り、義經辨慶主従が此地を通行した際に休息し、義經が轉寢したので斯く云ふと(郷土研究四ノ七)。柳田國男の考に、轉寢の橋は神の伸語を職とする童子をつれて来て、催眠術を施した橋の意味である(同上西行橋)轉寢ノ森を参照せよ。

ウタツガアラヌ〔枕が揚がらぬ〕 俗に不仕合のやうなる事を云ふ。ウダツとは木匠の言に立溝にあたる柱を云ふと。正しくはウダチと云ふ(俚語集覽)。按に、倭名抄に枕を宇太知と訓んでゐる。

【参考文献】

宇立に就て (井上 頼壽) 京都第一號
うたち私考 (田中 青滋) 同上第五號
ウタツメバシ〔歌詰橋〕 京都嵯峨天龍寺門前にある。傳に西行法師こゝにて童子に會ひ歌を贈答して負けたるより歌詰橋と云ふと(山州名跡志卷九)。按に、枕ノ草紙にある歌占橋(ウタシメバシ)の轉訛で、古く橋畔で歌占をしたのではあるまいか。轉寢橋参照。

ウタネンブツ〔歌念佛〕 天臺の梵唄聲明より派生すと傳ふ。念佛の間に文藝を加へしものを、後に下級の俗法師どもが糊口の料に唱へ歩き、文句も節調も退化して一種の乞食藝となつたものである。元祿板の「人倫訓蒙圖彙」に「念佛は萬徳圓滿の佛號なり。それを猶誤て色々の唱歌を作り、之を鉦に合せて囃す末世法滅の表しなり、哀むべし嘆くべし」とある。

【参考文献】

歌 念 佛 (喜多村信節) 嬉遊笑覽六ノ上
歌 念 佛 (高野 辰之) 日本歌謡史第六編
ウタヒイナリ〔謠稻荷〕 明治初年の頃、伊勢神宮第一教區本部の支關番をしてゐた櫻井榮次郎(政賢)は謠曲

に堪能であつたが、此者の話に維新前九州地方へ御祓大麻の配布に出かけ、旅館で謠曲小鍛冶を謳ひ終り障子を開けて見ると一疋の白狐が聴き惚れてゐた。然るに翌日此狐が村の婦人に憑き、櫻井氏のお供して伊勢に往きたい、望みを叶へずば全村烏有の大火を起すべしとの事に、村民は驚き若干の金を出し櫻井氏に渡した。同氏は狐に稻荷の位を授け宅地内に小祠を建て、毎夜一曲つゝ謠を手向け狐靈を慰め、謠稻荷とて世間に知られた(正續神都百物語)。

ウタビクニ〔歌比丘尼〕 神佛の靈驗を喧傳し、併せて社寺の經營費を得る爲めに、諸方から勸進比丘尼が出たが、最も活動したのは熊野比丘尼であつた。然るに是等の者が後には賣笑するやうになり、歌比丘尼として、流行歌など唄ひ酒興を助くる迄になつた。繪解き比丘尼、賣比丘尼など、咸な一類である。倭訓栞に「熊野比丘尼といふは、紀州那智に住で山伏を夫とし、諸國を修行せしが何時しか歌曲を業とし、拍板(ピンザ、ラ)をならして、謳ふことを歌比丘尼と云ひ、遊女と伍をなすの徒多く出来るをすべて、其歳供を受けて一山富めり」とあり。然も此人員は數千人に達したと

ある。(青栗園隨筆)。寛文に書かれた東海道名所記沼津の條に、田舎わたらひの歌比丘尼二名が酒興を助ける光景が詳記してある。正徳本の艶道通鑑に彼等の生活叙して「朝ぼらけより黄昏まで、所定めず惑ひ歩く、日向臭き歌比丘尼の有様、昔は脇挟みし文匣に巻物入れて地獄の繪説きし血ノ池の穢れをいませ、不産女の哀れを泣かする業をし、年籠りの戻りに烏牛王配りて、熊野權現



の事觸れめきたりしが、いつの程よりか隠し白粉に薄紅つけて、附髪帽子に帯幅の廣くなり、知らぬ顔して「賣笑を營むやうになつたのである。我國の遊女は巫娼に始まつてゐるが、其面影を残したのが此歌比丘尼である。

【参考文献】

歌 比 丘 尼 (中山 太郎) 賣笑三千年史
ウタヒズナ〔歌ひ砂〕 小藤文次郎談に、砂上を歩くと音楽的な微妙の鳴りを發する場所がある。之を音楽砂とも歌ひ砂とも云ふ。原因に就ては諸説あるも要する

に砂子が互に摩擦して起るのである。歌ひ砂を袋詰にして三四年経ても鳴音性を失はぬが、袋から出すと数日で鳴音性を失ふ。即ち生砂が死砂に化するのである(東京日々新聞、大正九、五、一七)。

ウチヒライム 「謡を忌む」 山口市上野小路町の築山神社は、大内義隆の霊を祀つたものである。昔から此社前で謡曲の「田村」を謡ふと、必ず甲冑を着た義隆の姿が白馬に乗って現はれ、鴻の峯の方へ往くと傳へてゐる。之は義隆が陶晴賢に攻寄せられた日に、田村を謡つてゐたからである(郷土研究一ノ八)。

ウタヨミイウレイ 「歌詠み幽霊」 陸前原町大字南目村に宮千代塚がある。土俗は之を稚兒塚と稱してゐる常に塚の底に聲がある『月は露、露は草葉に宿かりて』と詠み嘆聲を發す。松嶋寺の僧徹翁來たり『それこそそれよ宮城野の原』と下の句を詠むと、それから鬼吟が熄んだ(封内風土記卷三)。

在原業平が東國へ下り、奥州の八十嶋に宿つた夜、野中で、『秋風の吹くにつけても穴目々々』と歌の上句を詠む聲がする。見ると觸體の目穴に薄が生えてゐてそれが風の吹く度に靡て斯く聞えたのであるが、業平

(郷土趣味三ノ二)。

ウチ 「菟道」 猪の通路をウチと云ふ、鹿のウチ、麝鹿(ニク)のウチなども云ふ。中瀬氏は、ウチは菟道にて山城其他の宇治同義なりと。如何にや(後狩詞記)。

ウチガミ 「氏神」 原始神道の視角に起れば、氏神は即ち宅(ウチ)神であつて、祖靈神たることを原則とする従つて氏神と氏子との關係は血液で繋がるべきものである。然るに後に此の氏神觀に動搖を來たし、朝廷の命令で血縁無き者が氏神として奉祀するやうになつたが、之は原始氏神信仰から云へば第二義的のものである。産土神の條参照せよ。

【参考文献】

祖先崇拜と氏神 (清原 貞雄) 神 道 史
宮座の研究 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
ウチガミガトブ 「氏神が飛ぶ」 三河北設楽郡三瀬村の氏神社の神體は、いつの頃とも知らぬ大昔に、山一つの越た奈根村河内の長峰社へ飛ばれたと云ふ(設楽昭和六年十月號)。

ウチガミマツリ 「氏神祭」 氏神の祭祀權は、其祭神と血縁關係を有する氏子の専有に屬してゐた。従つて他

は哀れに思ひ『小野とは云はじ薄生ひけり』下ノ句を詠んでやつたら、其聲がせぬやうになつた。此觸體は小町の成れの果てだとも云ふ(古事談第二)。

或行脚僧が往暮て廢寺に宿ると、夜半に闇の中から悲しげな聲で『かき鳴らす灰は濱邊の砂なれや』と歌の上ノ句を唱へた。僧は直ちに此幽霊は、下ノ句が出来ぬので亡念が残つてゐるのだと考へて『居座裡は海か沖(澳)が見えます』と應じたら、大聲で笑ふ聲がした。之で成佛したので其僧が後住になつた(酒向景山談)。

隱岐周吉郡中條村大字上西の口碑に、昔唐橋中將こゝに遠流され賊のために殺さる。後に京都より月と云ふ者來りて中將の墓に詣で『天津風雲井に架けし唐橋の』と歌の上ノ句を詠むと、墓の中に聲ありて『通ひ路たゆる森の下草』と下ノ句を付けたと傳ふ(隱州觀聽台記卷二)。

ウタリマツリ 「菟足祭」 三州寶飯郡小阪井村菟足神社の例祭は、毎年四月十一日に行はれるが、此折に參詣人は鐘馗の面を買て歸り、家の入口に掛けて置くと思魔や病疫を防ぐと云ふ。昔は神社から出したが今では商人が賣り、鐘馗の面も漸く鬼ノ面になつてしまつた。

から移住者は、此祭儀に加はる事を許されなかつたが後には多少の條件の下に參加するやうになつた。宮座頭人、當屋の各條参照せよ。

山城綴喜郡田原村大字荒木の御靈神社、並びに谷口入幡宮は共に荒木一族の氏神であつて、今に祭禮に關して此一族は特權を有してゐる(同郡誌)。

丹波北桑田郡周山村大字矢代中の日吉神社は、氏子を座衆と座外との二種に區別し、座衆は藤野、丸橋、野村、村山、西藤、中道の六苗に屬する人々だけで、他は總て座外である。社務を取扱ふ集會場を長棧(ナガザン)と稱するが、座衆と座外とは各長棧を異にし然も此差別は嚴守されてゐて、決して混淆する事は無い例祭其他の祭日に、神酒神饌等の調進撤去の神事まで獨り座衆の手のみで行はれ、座外は參與する事を許されぬ(同郡誌)。

紀州伊都郡河根村大字北又の刀禰庄兵衛は舊家であつて、郷中(北又、柿平、久保、黒河の四部落)は皆其指揮に従つてゐた。氏神社も、菩提寺も其祖先が自分の境内内に勧請建立したもので今に其土地を所有し宮寺をも支持してゐる。故に刀禰と稱へ坊家と云ふ。郷中

結業(宮座の意)と云ふ事があつて、男子十七歳になると坊家の座帳に記入される。そして二六九の三ヶ月の氏神祭は結業だけで舉行する(紀伊續風土記卷五一)。出雲鞆川郡東村大字園村の八幡宮は天糠戸命を祭る。同社は寶治元年に備前國から福田角大森と云ふ者が勸請したので、今に其子孫が祭典には上座を占める特權がある(雲陽誌卷下)。

羽後河邊郡の村々では、氏神として特に祭祀した神社を有する者は、祭日には個人として神職を招き、家で湯立神樂を行ひ氏神祭をする。郡内一般に敬神の念が厚い(同郡誌)。

【参考文献】

三 枝 祭 (惟宗 直本) 令集解卷七

ウチコノトクチヨウ 「氏子の特徴」 我國の古代に割禮の習俗が有つたか無かつたか。之は民俗學上では重要な問題であるが、現今の學問は漸く之を肯定する迄に發達して來た。氏子の特徴は之が傳説化されたものとして注意すべきである。割禮及び産土柄參照。

大阪東區平野町の御靈神社の氏子は男根が曲つてゐるので、他社の氏子と區別されると云ふ。同區難波の八

坂神社の氏子間にも、同様の事が語り傳へられてゐる。古老に聞くと八坂社の氏子は曲つてゐるのではなくして、小水が曲つて出るのだとも云ふ。堺市では天神社の氏子も曲つてゐると傳ふ。堺市の中央の大小路から南北に分つて、南は大寺(開口神社)北は天満宮の氏子と定まつてゐるが、昔は子供達が喧嘩すると、大寺の氏子は「天神のちんぽいがみめ」と嘲つたさうだ。河内の道明寺天神の氏子にも同様の話があると聞いた。そして此事を氏子は少しも恥とせず、却て誇るやうな傾きがある(郷土研究一ノ一〇)。

中國某縣の中央部を流れる川の東に、氏神の鎮座する小山がある。昔此神は對岸山崎の氏神と喧嘩して礫を投げ合つた。相手の神は確か石が眼に當つたとかで、今に山崎の者に片目が多いと云ふ。此方の神には小石が妙な處に當つて、其物の尖を傷けた(神にも此物あるは注意すべき事だ)故に、其氏子の物の頭は必ず曲つてゐる。そこで問題として残るのは、何故に神の石が斯な隠し處に中つたのか、氏神の傷が何故に末々の氏子にまで遺傳するかの二つである。野蠻の民族の中には、今でも小石を以て成年に入らんとする男兒の大

事の物の頭を傷け血を出し、之を部落の神の思召又は命令と信ずる習俗のある事は、此場合の參考となる(郷土研究一ノ一一)。

ウチコノトクチヨウ

「氏子を惜む神」 原始神道の立場から云へば、氏子を惜まぬ氏神は無い筈である。氏子の盛衰は即ち氏神の盛衰であるからである。然るに後に産土神(ウブスチガミ)の信仰が盛んになつて、氏神信仰が衰へたので、此事も一般からは閑却されてゐたが稀には古意を傳へた神もあつた。

播州飾磨町地方では、家嶋村の者を嫁にすると出世せぬと云ふ。之は同村の氏神が氏子を惜む爲めだと傳へてゐる(印南郡誌前篇)。

東京市池袋の町民は、昔は他町村の者と婚姻することを忌んでゐた。其譯は口碑に氏神が氏子の滅するのを嫌ふため、若し他所へ嫁に遣ると、其家へ何處からともなく石を打ち、又は行燈が天井へ揚がるなどの奇怪がある(人類學雜誌七號)。

【参考文献】

池袋の石打 (柳田 國男) 郷土研究一ノ六

ウチダウ 「氏堂」 讃岐美馬郡内の一部落毎に、殆ど一

ヶ所つゞ氏堂がある。其構造は略一定し四間四方にて方桁造の茅葺である。堂の内部は一室で一側に佛像を安置する。堂の行事としては諸種の祈禱をなし、舊盆には譚摩を焚き又踊を催す事もある。農休みの日には部落の老若男女が集り遊び樂む(同郡郷土誌)。按に、沖繩の嶋々にあるカミアシヤゲ(齋場)と同じもので古代の集會所の面影を残したものであらう。

ウチデノコツチ

「打出小槌」 山城天王山の東北に補陀洛山寶積寺(密宗)あり、俗に寶寺と稱し聖武帝の祈願所である。同寺の什寶に打出ノ小槌がある。聖武朝に龍神が捧げたものと傳ふ(都名所圖會卷四)。按に、打出ノ小槌の原話は印度と思ふが出典を知らぬ。岩瀬醒々の考に、平家物語祇園女御の段に「是ぞ誠の鬼と覺ゆる、手に持たるものは聞ゆる打出の小槌なるべし」と見え、源平盛衰記卷二六にも同様の記事がある。寶物集卷一に「人の寶には、打出の小槌と云ふ物こそ能實にて侍りけれ、居よからん家や、面白からん妻男や、遺能からん從者、馬牛、食物、衣物など、心に任せて打出し」とある。之則ち酉陽雜俎續集の旁色が得たる金推子と、和漢相似たる談なりと(以上、骨董集中篇)

【参考文獻】

打出小槌の童話

(南方 熊柳)

郷土研究三ノ三

ウチデラ

〔氏寺〕

源平盛衰記(卷一八)に「八幡の神

杉名を護給し處なれば、神護寺と名付けたり、故に此

寺は和氣の氏寺なり」と見え、古今著聞集(卷二〇)

に「渡邊に往年の堂あり、源三位左衛門景高が先祖の

氏寺なり」此外諸書に載せてある(以上、海録卷八)。

按に、氏神より想ひついた信仰である。

ウチノハシヒメ

〔宇治の橋姫〕

異説が多く、橋姫は愛

姫(ハシヒメ)の意と云ひ(倭訓栞)。橋を守護する姫

神とも云ふ(類聚名物考)。林道春は宇治橋の下に居た

女神で、又の名を玉姫と云ひ、男神の夜毎に通ひ来るに

曉に満聲大なりの説を稱へてゐる(本朝神社考)。按に、

橋畔にて神占を職とせる巫女を斯く云ふたのである。

【参考文獻】

宇治の橋姫

(柳田 國男)

女學世界卷一七

ウチマキ

〔散米〕

今に神佛に參詣する者が、白米を供

へるのは、此散米の信仰を傳へたもので、其源流は天

孫が日向の知鋪郷に降臨した折、雲霧深く物色を辨せ

ぬので稻穂を抜て四方に散せしに、忽ち開晴した故事

にあると云ふ(日向風土記逸文)。即ち稻米の呪力を信

じた厭勝である。大殿祭祝詞の脚註に、「以レ米散屋

中」とあるのを始め源語、榮華、今昔などに記載が多

い。沖繩の流行歌の一節に「めつたにおさこ」の句が

あり之を註して「おさことは散米にて、神前に米をま

くなり」とあるので、彼地にも行はれた事が知られる

(琉球眞傳)。

【参考文獻】

うちまき

(伊勢 貞丈)

安齋隨筆卷一

散米考

(出口 米吉)

人類學雜誌二三四號

ウツエ

〔卯杖〕

昔正月初の卯ノ日に獻した杖で、悪鬼

を拂ふ厭勝である。長さは五尺三寸を定めとし、我國

では持統朝に始まると云ふが、支那の陰陽道の剛卯杖

を學んだものである。卯杖は卯杖を短くしたもので、

之と變と交渉あるべしと説く學者もある。

【参考文獻】

古今要覽稿

屋代 弘賢

ウツギ

〔卯ツ木〕

紀州では卯月八日の灌佛會には、

獨の花の枝と卯ツ木を切り、手頃の竿の先に束ね挿し、

農家の庭先の乾物杭などに取つけ高く樹て、置き、七

月七日に取片づける風習があつた(郷土研究一ノ一一)

ウツギバシ

〔卯ツ木箸〕

下野足利郡毛野村大字大沼田

の大防山の頂に、久安年間創建と傳ふる山神社がある。

蟲一切に靈驗ありとて齋齒に思む者は、治すれば十倍

又は廿倍にして返納すると誓ひ、社前の卯ツ木の箸を

借り來り、患部を撫て、痛み癒ゆれば、報賽として誓

ひし數だけの卯ツ木箸を納める。社前に山の如く此箸

が積まれてある(郷土研究四ノ六)。青屋著參照。

ウツツゼメ

〔現實〕

江戸期に大奥の女中等が罪を犯し

た際に用ゐた拷問の一種で、晝夜とも一睡だにさせず、

疲労と困憊とによつて夢となく現となく、意識の朦朧

とした所を賣て白狀させるのである(拷問論罪史)。

ウツマサノウシマツリ

〔太秦の牛祭〕

京都太秦の牛祭

は天下の奇祭として、今に毎年十月十二日の深更に廣

隆寺で行はれる。此祭の起原に就ては從來二説ある。

一は廣隆寺縁起に據るもので、長和元年恵心僧都が善

提心を説し極樂を忻求し、摩多羅神を勸請した。牛祭

は此神の祭であると。他の一は傳説として華實年浪草

などに見えるもので、慈覺大師が支那から歸朝の日、

順風を摩多羅神に祈り、後に此神を勸請した。牛祭は

此神を祭るのであると。何れが正説かは解らないが、

平安朝の高僧が工夫したものであらう。祭の主旨は祭

文にもあるが國家安穩、社會の惡風、人身の病穢を祓

除するにある。猶摩多羅神に就ては異説あるも印度の

神であらうと思ふ。此祭禮の現在には此日村の入口に青

笹を立て戸毎に提灯を吊し、村の老若男女は元より、

京から觀覽に來た人々で境内立錫の地もない。やがて

十時頃、提灯或は行燈を竿の先に付て村の衆が捧持し

て來る。村の衆それは平服であるが、之が町々の代表

者らしい。後には白丁烏帽子狩衣の太鼓と銅拍子六人

の少年、それに續いた逸物の大牛、今夜こそは散々に

飾り立てられて一同方丈へ入る。準備も整ふと行列は

境内の西門を出で、門前を東へ向いて通過し、東門か

ら又境内へ入つて來て、俄作りの祖師堂前の拜殿へ昇

る。此行列は高張に次で鐵棒、嚙子六人次に炬火もつ

白丁、其後ろが赤鬼青鬼の四天王、顔には赤青の紙面

を冠り、身に白衣白袴を穿ち、各三叉の鉾を持ち徐々

に歩みを移す、其面は鼻を三角とし、所々金箔を張つ

てある。其次は白丁、提灯、次が牛に跨つた摩多羅神、

面は扁平で白く鼻は三角で尖つてゐる。頭にはダシと

て白紙で楕圓に作つた冠物に繩を巻き、紙の毛を下げたのを戴き、杓子の如き笄を左右より挿して白衣を着てゐる。其後は多數の行燈提灯が續く。東から一行は面白き囃子につれ、祖師堂の前へ来て、神ばかりは拜殿を三度半で廻り堂に向つて腰掛けると、他の四天王は後に立つ。神はこれから祭文を読み上げる。四天王が唱和する。祭文讀む間が一時間餘り、讀み終るや否や摩多羅神は韋駄天の如く祖師堂へ飛んで入る。四天王も續いて飛び込む。之で式を終るのである。村の衆は鬼を捕へ面を奪はんと同じく飛んで入る。祭文は頗る奇妙なもので足利時代の作である。其文を掲げると謹請再拜

謹啓ス。維南瞻部洲大日本國。歲次ニ應永九年。無射十二ノ天。朝日ノ豐登リ。夕日ノ豐降坐ス中ニ。銀ニ。花榮。金ニ實結。天門開キ開ケテ。地戸和合シタル今夜當寺ノ當僧。四番ノ大衆等。誠ヲ二花ノ嶺ヨリモ高シ。志ヲ五葉ノ底ヨリモ深シテ。恒例不闕ノ勤トシテ摩吒羅神ヲ敬祭シ奉ル事アリ。神明ヲ祭ルハ。招レ福ノ計コト。靈鬼ヲ敬フハ。除レ災ノ基也。上ハ梵天帝釋。四大天王。日月五星。廿八宿。

七曜三辰。九禽。下ハ炎魔王界。五道ノ太神。泰山府君。天左守。司命。司祿。別シテハ當所鎮守。三十八所。五所護法。飛來天神。部類眷屬。總テハ日本國中ノ大小ノ神祇。田中ニハアラネドモ稻積。片山ニハアラネドモ榎ガ本。木枯。藤ノ森。嵯峨ノ奥ナル一拳打レテハ。纏テ宇左以。辻々ノ道祖神。家々ノ大黒天神ノ袋持ニ至ル迄。驚之言而白。夫以レバ。性ヲ乾坤ノ氣ニ受ケ。德ヲ陰陽ノ間ニ保チ。信ヲ專ニシテ佛ニ仕ヘ。憤ヲ致シテ神ヲ敬フ。天尊地卑ノ禮ヲ知り。是非得失ノ科ヲ辨フル。是偏ニ神明ノ廣恩也。因茲。單微ノ幣帛ヲ捧テ敬テ以テ。摩吒羅神ニ奉上ス。豈神恩ヲ蒙ラザルベケム哉因レ茲。四番大衆等。一心ノ懇切ヲ抽デ。十列ノ儀式ヲ學ビ。萬人ノ逸興ヲ催スヲ以テ。自ラ神明ノ法樂ニ備ヘ。諸衆感嘆ヲ成ヲ以テ。暗ニ神ノ納受ヲ知ムト也。然ル間。柘植頭ニ木冠ヲ戴キ。久波比良足ニ舊鼻高ヲ絡ゲ。絨牛ニ荷鞍ヲ置キ。瘦馬ニ鈴ヲ付テ。馳モ有リ。踊モ有リ。或ハ鞍爪ニ大閭ヲ詰テ仁加美。或ハ鞍ニ尻瘡ヲ摺剝テ悲モ有リ。企ネ誠ニ十列ノ風流ニ似リト雖ドモ。體ハ唯百鬼夜行ニ異ナラズ。如此等

ノ振舞ヲ以テ摩吒羅神ヲ敬祭シ奉ル事。偏ニ天下安穩。寺家泰平爲也。因之。長ク遠ク。拂ヒ退クベキ者アリ。先三面ノ僧坊ノ中ニ忍入テ。物取ル。世古盜人メ。奇恠ス。和以布和以也小童ドモ。木々ノ奈里物取レトテ。明障打子壞ル。骨奈佐。法師頭モ危フ覺ル。扱ハ安多腹。頓病。風。仲嗽。疔瘡。癩瘡。風聞。殊ニハ尻瘡。蟲瘡。膿瘡。安布美瘡。冬ニ向ヘル大抵。並併。咳病。鼻多里。瘡心地。癩狂。擇食。傳死病。加之。鐘樓法華堂ノ加波津留美。讒言仲人。鬪諍。合ノ仲間言。貧苦男ノ入多介里。無能女ノ隣行。又ハ堂塔ノ檜皮喫貫大鳥小鳥女。聖教破ル大鼠小鼠女。田ノ畔穿土豹。如此。異類異形不道無穢ノ奴原ニ放テハ。長ク遠ク。根ノ國底ノ國迄。拂ヒ退ケ戸支者也。

と云ふのである。之は應永九年の作であるが、或は此時に祭も出來たのかも知れぬ(日本歳事史)。

【參考文獻】

- 摩多羅神考 (喜田 貞吉) 民族と歴史三ノ一
- 太秦牛祭の變遷 (同 上) 同上六ノ六
- ウツハタ (内機) 常陸久慈郡太田郷に長幡部の社あ

り。古老の曰く、珠寶美萬命、天より降りまし、時、御服を織らむ爲めに、從ひて降りし神の名は綺日女命。機殿を造り立て、初めて織る。其織れる服、自ら衣裳となり、更に裁ち縫ふことなし。之を内機と云ふ(常陸風土記)。按に、裁縫を要せぬ衣服とは、魏志倭人傳にある横幅單被の意であらう。

ウトウザカ (諸坂) 近畿以東の國々に數ある地名で、何れも峽間の通路を云ひ、稀には小き切通しにも此名がある。諸坂など、書いて其處を過る時に歌を唄ふ事を忌む例も多いのは、單なる軍略上の切所である以上に、信仰上にも重要な地點であつたと思ふ(農村語彙)。武州川越町仙波字岸の北端に善知鳥坂がある。准后道興の「廻國雜記」に「河越より勝呂へ至る間、うたふ坂と云へる處にて、うたふ坂越えて苦しき行末を、やすかたに鳴く鳥のねもがな」とあるは此處であらう(武藏風土記稿卷一六三)。

周防山口町上堅小路町の築山神社(祭神大内義隆)の前で、謡曲「田村」を謡ふと必ず甲冑を着て白馬に跨た義隆の靈が現はれると傳ふ。之は義隆が陶晴賢に亡されたとき田村を謡てゐた爲めだと云ふ(郷土研究一

ノ八。

ウトウジン 「兎頭神」 三河渥美郡高豊村大字高塚の兎頭神は、古く寅ノ神とも云ふた。又吉田熊野神社の末社に寅之御前と稱するのがある。(三河國內神名帳集説)。按に、兎頭神は奥州の善知鳥神と關係なきか。猶「兎神」及び「虎御前」の各條参照せよ。

ウドライム 「獨活を忌む」 陸奥南津輕郡畑岡村大字林崎の磯崎神は、獨活で眼を潰したので此神の信者は獨活を食はぬ。同北津輕郡嘉瀬村の松倉薬師も獨活で眼を潰した。眼疾の平癒を祈る者は之を禁食する(以上、津輕口碑集)。

陸奥七戸町から西一里の山屋に有名な薬師がある。此薬師は元西野村にあつたが、住民と合はずに去り、迷ひ歩き疲勞して、晝寢をされてゐると突然野火に圍まれ驚いて逃げると野老の墓に躓き獨活で目を傷つけた。山屋の薬師の信者は今も獨活と野老を食はない(上北郡傳説集)。

【参考文獻】

獨活刈の神事 (中山 太郎) 日本民俗學神事篇
ウドンゲ 「優曇華」 優鉢羅華とも靈瑞華とも云ふ。此

花の芽出て千年、苔で千年、開て千年、合せて三千年に一度開く花である。輪王出現の時に必ず開くと傳ふ。此花に七種の徳あり、(一)天下人民の優悅、(二)天下安穩(三)國土豐饒、(四)諸人無病、(五)臨終まで無苦、(六)諸水清淨、(七)諸花薫香である。和名は無いか「源氏物語」光源氏の歌として「優曇華の花待得たる心地して、深山櫻に目こそとまらね」とある(塵添鹽鏡鈔卷九)。

【参考文獻】

優曇華の説 (黒川 春村) 碩鼠漫筆卷八
ウナギガミ 「鰻神」 鰻を神に祀り、又は鰻を使令(ツカヒシメ)とする神がある。單なる民間信仰か或はトテムに由來するか判然せぬ。鮭神参照。

陸前栗原郡澤邊村大字神林の鰻神社。口碑に昔追川に大鰻が棲み害をなすので、盲人が川に飛込み退治した。村民之を神に祀つたが、後に盲人の靈を併せ祀つた(同郡誌)。

紀州海草郡岩橋村の海神社を、土地の者は鰻の宮と云ふてゐる。ウナギは海神(ウナカミ)の約りたるものか(紀伊續風土記卷一一)。同那賀郡川原村大字馬宿の

天太玉神社は、一に鰻ノ森とも云ふてゐる。祈願者が鰻を禁食すれば必ず願成就する(同上卷三四)。

豊後速見郡由布村宇前徳野の氏神が、宇川上の宇奈岐姫神の許へ通はれたが、其時は鰻の背に乗つて往かれた。今に由布川が鰻のやうに灣曲してゐるのは、曾て其鰻の通路だからである(郷土研究一ノ六)。

伊豆の三嶋神社、鰻を使令とし之を捕る者に崇りがある(東海道名所圖繪)。

大隅嚙啗郡大崎村大字假宿の川上神社の祭神は、天竺摩伽陀國の末姫で此地に渡つた。鰻と鮎とが此神の使令で村民は之を殺し又は食ふのを禁じてゐる。御手洗川に棲む鰻が死ぬと、社司が町軍に鰻山に葬る(三國名勝圖繪卷四五)。

猶、虚空藏菩薩を産土神とし、又は一代の守本尊とする者は、鰻を禁食する習俗があつたが、周知の事として省略する。

ウナギデンセツ 「鰻傳説」 陸中東磐井郡黃海村に來不來瀧(マサバウタキ)と云ふがある。昔一人の農夫が此瀧の邊りで休んでゐると、一匹の鰻が瀧壺から浮かみ出たので瀧に入れて持歸らうとすると俄に瀧の中で

「まさ坊いつ歸るか」と聲をかけた。瀧の中の鰻が「來るか來ぬかのまさ坊だ」と答へたので、農夫は驚き鰻を棄て、逃歸つた。それで斯かる變な瀧の名が出來たのである(郷土研究一ノ一二)。

陸奥北津輕郡長橋村大字福山邊では、金比羅神は鰻流しにされた時、鰻の甲に乗り八ッ目鰻に綱を曳かれて命を救はれたので、信徒は鰻と八ッ目鰻を食はぬと云ふ(津輕口碑集)。

濱松市に近い大鰻谷の池へ、主徒二人連で釣に出かけると、従者は池中の怪物に引込まれてしまつた。主人怒て其怪物を刺殺すと、それは大鰻であつて、魚尾を割くと従者の屍體があつた(曳馬拾遺)。

美作久米郡山手川に耳のある大鰻が棲んでゐる。此鰻が水面に浮み出ると三日内に雨が降る(校正作陽誌)。

紀州牟婁郡の古座川は大鰻を産するが、最大のものは二尺五六寸廻り一尺餘のがある。最大の鰻は油強くて食ふに適せず、焼てゐるうちに肉が落ちて油となり流れてしまふ(紀伊續風土記卷七七)。

土佐幡多郡弘岡村宇鴉坂下の伊與川の岩穴に大鰻が棲み、若し目の三つあるのを見た人は、必ず一年内に死

ぬとて恐れてゐる(土州淵岳志卷六)。

ウナゴウジマツリ 「雪隠蟲祭」三河牛久保町の郷社八幡社の四月七八兩日に行はれる例祭を斯く云ふ。一に若葉祭とも稱す。氏子は上若、下中、神兒、笹の四組ありて祭儀に従ひ、神樂舞、笹踊などあるが、此中に笹組の者三人、外にヤンヤウ神と稱し淺黄地に牡丹模様袖付腰下迄の着物、編笠を被りし者百人ほど附添ひ、神歌を唄ひながら神輿に扈從し、三人又は四人が一組となり、路上へ轉び或は路傍の群衆の中に倒れなとする。ウナゴウジとは雪隠蟲の意だと云ふが、祭名も此の所作から出たものと思ふ(郷土趣味五ノ六)。

ウナネガミ 「宇奈根神」伊賀名張町宇平尾の宇奈根神社。式神名帳には宇流富志禰社と云ふ。祭神は春日と同じく武雷神。但傳に此神の常陸鹿嶋より大和春日へ還幸の途次、禰町まで来て先驅の禰の枝を地に挿せしに、後に繁茂せるより禰町と稱し近世まで其木存せりと(三國地志卷七九)。

ウナヒソメ 「鵜ひ初」武州北多摩郡保谷村の農家では、舊正月十一日に米三合入れた餅と餅二片を持って畠に出る。其處で明きの方へ向て四五鍬耕し、同時に門

松の芯を三箇立てる。鍬入を行つた男は家に歸つてから其餅を焼て食ふ(旅と傳説五ノ一)。烏迎へ參照。
ウナリ 土地により宇成と書き轉じて母成(ボナリ)とも書くが、文字に意味は無い。肥後阿蘇神社の御田植神事の田歌の一節に「うなり召す様は、夫は何ろ、飯銅にゆりあげて、酒をとめらふ」とある(阿蘇郡誌)。詳細は「をなり女」を參照せよ。

ウノタウ 「卯ノ當」但馬養父郡口大屋村大字樽見では毎年十一月卯ノ日に氏神祭を行ふが、其祭禮を擔當する者を卯ノ當とて村民中から擇み、祭後に當屋で三日三晩の大酒宴を開いた(面白風俗噺)。

ウノハノシンジ 「卯葉の神事」攝津住吉神社では毎年五月初めの卯ノ日に神事を行ふが、之は神功皇后攝政十一年四月上卯の日に鎮座した記念と傳ふ。堺乳守廓の遊女十名が盛裝して卯ノ葉女となり、神館で宮司からの戴盃式があり、次に神樂乙女八名の粉黛式が行はれる。此外に種々祭儀があつて終る(東成郡神社誌)。住吉社には田植神事にも大阪新町の遊女が參加した。古き巫娼の因縁を辿る資料として注意すべきである。

ウバ 「乳母」我國では、古く授乳して育てる者をチ、

親と云ひ、飯嚼して育てる者をマ、親と云ふた(折口

信夫談)。源氏物語蓬生巻に乳母をマ、と云ひしこと見え、吾妻鏡治承五年二月七日の條にも、同じく乳母をマ、と稱したことが載せてある。三河豊橋邊で今に乳母の事をマ、アと稱してゐるのは、此古語の残つたものであらう(吉田領風俗問答)。従つて乳母の社會的地位は相當に重いものであつて、歴聖のうちでも乳母の姓を御名とした例は少くない。文德實錄に「天皇(嵯峨帝)誕生、有乳母姓神野、先朝之制、每皇子生以乳母姓、爲之名焉、故以神野爲天皇諱」とある。

【參考文獻】

乳母の姓を子の名とす (本居宣長) 古事記傳卷二〇 武家時代の乳母の位置 (和田英松) 國史國文の研究

ウバイケテンセツ 「姥池傳説」武州川越城趾の南によな川と云ふがある。昔此邊の農民の娘およねが、松平大和守の家來に戀慕され夫婦となりしも、嫁姑の間が和熟せぬので離縁となり、此川の淵に投身して死を遂げた。それで今に村の娘達が往來のたびに、小石を拾つて淵に投じ「およねさん」と呼んで靈を慰めると、波紋の下から細い聲で「はい」と返事すると云ふ(日

本傳説集)。姥ヶ井參照。

ウバイシ 「姥石」羽前北村山郡宮澤村大字中嶋は延澤銀山の隣村だが、此村の熊野社は文祿年中に村民が熊野七度詣でせし折、那智ノ瀨で一小石を拾ひ歸國したが、年月を経て其石成長し八十年間に母石は一拱餘りとなり、形が老嫗に似てゐるので姥石と云ふ。此石より子石の産まるゝ事二千餘にて、年々に重り太りて太郎石次郎石孫石大小ある。之を崇めて今熊野と稱す(鹽尻卷三七)。姥神、石成長、子産み石の各條參照。

奥州津輕の岩木山に姥石がある。安壽姫の乳母が、姫の後を慕ふて來たが、會ふ事が出來ずに化石した(津輕のしるべ)。化石傳説參照。

下野上都賀郡北押原村大字横山の姥ヶ石は、栗野街道の右方の山上にある。口碑に或子が父母を失ひ乳母に育てられてゐる中に乳母も死んだので、其恩に報ゐるため僧弘法に、此石の周りへ十六羅漢を彫つて貰つたと云ふ(栃木縣誌)。

上總君津郡關村字姥石に姥石がある。高さ五尺周り二丈八尺、八角形で上部に穴がある。中古關門を置いた礎石で二石あつた。里人一石を取去りしに祟りを受け

神と祀つた。姥石は年々成長し百年前に比すと重さ十倍となつた。地名も此石から起つたのである(上總町村誌卷三)。

武州入間郡南高麗村大字上直竹の富士山麓に浅間社がある。中腹に櫃ヶ嶽とて昔は之より以上は女人を禁じた。之は強ゐて登つて櫃ヶ石と化したからである(武蔵風土記稿卷一七七)。

松本市外浅間温泉の北方の山の根に、道路へ突出したデッサバマサと云ふ大小二個の岩がある。祈願者はお茶をあげる。又婚姻には此岩の前を通らぬ。無事に通つても後に何か故障が起る(郷土研究三ノ六)。

美濃養老郡多藝村大字大墳の莊福寺境内に姥石がある。石肌が温かで姥の靈が此石に憑いてゐるとて、歌人正徹が『おふぢには逢ふ事かたき姥石の、さこそ肌への冷たかるらむ』と詠んだら其事が止んだと云ふ(新選美濃志卷上)。

讃岐大川郡石田村大字石田東の姥石は、文祿元年に勇士石田民部國弘が山遊びに出かけ、道に横つてゐた老鷹に投げつけた大石だと傳ふ(傳説叢書)。

【参考文獻】

池に來て、過つて其兒を水中に取落して殺し、自分も續いて投身したと云ふ(靜岡縣安部郡誌)。

縣津の有馬温泉に、人が近くへ寄つて大聲で悪口を云ふと、忽ち湧きあがる湯がある。世に之を後妻湯とも妬みの湯とも云ふてゐる(有馬温泉誌)。

大和高市郡眞菅村五井から今井への里道の小川にびんびん橋と云ふのがある。昔盲女が三味線を弾いて此橋を渡らうとして落ちて死んだ。以來こゝを通る者があると川の中で三味線の音を聞く、音がやめば手を叩くと又音がするさうである。之は盲女の妄念が残つてゐるのだらうと云ふ(大和の傳説)。

越後三島郡大津村に姥ヶ井と云ふがある。昔小木城主松本氏の愛兒を或時姥が背負ひ、此邊を逍遙して過つて背の子を井の中へ落してしまひ、姥も後より投身した。其後井の傍に寄り「うば」と呼べば井の底より泡が湧いて來る(傳説の越後と佐渡)。

越後刈羽郡黒川村の曾地峠におまんヶ井がある。此近くに美貌の若武士がおまんと云ふ妻と住んでゐたが、愛妾の教唆によつておまんと殺し此井戸に屍を捨てた。其後井戸に向つて『おまん』と呼べば井水は忽ち

姥石の怪 (山崎 美成) 海録 卷二

乘脚益田郡瀬戸村字田洞(姥岩) 妻太後風土記卷二〇

ウバガキ 「姥ヶ井」 姥(乳母)が大事な兒を養育してゐる折に、少しの油断から其兒を死なしたので、言譯の爲めに井戸(又は池)に投身し、爾來、其處へ人が往つて「姥甲斐が無い」と詰ると、水底から沸々と泡が立つて、之に應へると云ふ傳説は、古くから廣く行はれてゐる。最近の研究に由ると水中の瓦斯が發散するので別段に不思議では無いと云ふが、瓦斯を知らなかつた我等の遠い祖先達には、やはり不思議と見るより外は無かつたのである。

豊後日田郡五馬山。天武朝に大地震があつて此山が崩れ、諸所に温泉が湧出した。湯氣が熾んに熱く飯を炊くと早く熟した。其中に只一ヶ所の湯は穴が井戸に似てゐて深淺が知れぬ。常に人の聲を聞くと驚いて懼り、湯を騰げることが一丈餘にも達する。今に懼り湯と云ふてゐる(豊後風土記)。

清水市入江町元道分に姥ヶ池がある。旅人が池畔へ來て「姥甲斐がない」と大聲に呼ぶと、忽ち池の水が湧きあがる。俚傳に昔某家の乳母が主人の兒を抱いて此

湧き立ち浪打つと云ふ(同上)。

下野那須温泉に古く教傳地獄と云ふがあつた。浴客が其處へ往つて「教傳甲斐がない」と大聲に叫ぶと直ぐ湯が沸騰した。昔教傳と云ふ男が親不孝をして、其魂がこゝに残つてゐるのだと云ふ(因果物語)。

伊豆の熱海の平左衛門湯は、同じく「平左衛門甲斐がない」と云ふと湯が湧く。旅人がそれを面白がるので村童が銭を買つて、呼ばつて見せたと云ふことである(廣益俗説辨遺篇)。

【参考文獻】

驚きの清水 (柳田 國男) 日本神話傳説集

ウバガイケ 「姥ヶ池」 東京淺草寺の舊明王院の庭内に此池があつたと云ひ、一ツ家の物語を傳へてゐる。野中の柴ノ庵に賑と娘と住み、旅人に石枕させて九百九十九人まで殺し財寶を奪つたが、千人目に淺草觀音が示現して濟度すると云ふ、淺草寺靈驗記である(江戸名所記第二)。併し此事は古いものには見えぬ。道興の「廻國雜記」には侍夫婦の事として載せてゐるが、姥ヶ池は記してない。九十九傳説參照。

ウバガウキハシ 「姥が浮橋」 隱岐周吉郡磯村大字西田

に國司塚がある。俚傳に往昔國司こゝに着任し旱天のため飢饉となり、嶋民多く死し國司又死に瀕す。京都に歸へらんとて此地より乗船せしも、船頭饑えて漕ぐ力なし。姥これを見て憐み石を海に投じて橋を造り國司を渡さうとしたが、成就せぬうちに國主も姥も死んでしまつた。今に其處を姥の浮橋と云ひ、國司を葬つた塚の前は國司の怨みを懼れ舟が通らぬ（隱州視聽合記卷二）。

ウバガツカ 「乳母ヶ塚」

肥後鹿本郡八幡村大字熊入に古塚が二つある。俚傳に昔吉田城が攻められ、城主の幼女を乳母が介抱して此處まで逃延びしを、敵方の者に捕はれ斬殺され、幼女を埋めたのが御料人塚と云ひ、乳女を埋めたのが乳母ヶ塚だと云ふ（肥後國志卷七）。

ウバガフトコロ 「乳母ヶ懷」

諸國に數多い地名ではあるが今に正解を得ない。通説としては自然に風を防ぎ日當り良く暖く、恰も乳母の懷の如き地形を云ふとあるが物足りぬ。然も此場所は往々にして信仰を伴ふてゐる。菅江眞澄は羽後平鹿郡猿田村の智恵ヶ澤の地名を解釋して「信濃にチイガ澤あり、之は姥が懷とて風當る事なく、いと温かなる山陰にて、山麓等の男女相

集りて、行末を契るより云ふ名なり。チイとは知音を訛るなり、知音また近付、その國の女色の事を云へるなり」と云つてゐるが、まだ充分で無いやうに考へる。敢て後賢に俟つ次第である。

陸前鹽釜町より東北里許の小松崎に姥の懷とてある。江水山間に入りて灣をなし、漁舟商船の就て風波を避る所である（鹽松勝譜卷一）。

岩代本郷町向羽黒山の下に、姥懷の清水と云ふがある。周り五尺餘で乳に乏しい婦人が此水を飲めば、効驗ありと傳へてゐる（新編會津風土記卷七二）。

伊豆賀茂郡下河津村大字澤田の林際寺の裏山を、俚俗姥ヶ懷と稱してゐるが、之は大昔に山崩れのあつた折、一人の婦人が子を抱いて居たので地名となつた（南豆傳説集）。

尾州瀬戸町は天下に聞えた焼物の産地だが、此焼物の土は祖母山の祖母懷から採る事になつてゐて、江戸期には他の者の採るのを濫禁した（尾張志）。

尾州津嶋町午頭天王社の末社に姥社があり、社の北方に乳母ヶ懷と云ふ所がある。昔そこに岩窟があり蘇民將來の子孫と稱す老翁と老媪が住んでゐた。素盞鳴尊

同地へ降臨の時、其老媪に神託あり鎮座したので姥社を建てたと社記にある（同上）。姥神參照。

越前大野郡五箇村大字西勝原字姥ヶ懷。之は古へ姥の誠意を賞して賜つた山林だと云ふ（坂谷五箇村誌）。

越中立山へ、昔若狭小濱の女僧止宇呂尼が、壯女と童女各一名を伴ひ女人結界の地まで推參したので、壯女は杉と化して美女杉を残し、止宇呂尼は角を生じ化して姥石となつた。其石の在る所を姥ヶ懷と云ふ（和漢三才圖會卷六八）。

播州加古郡氷丘村大字大野の日岡神社では、毎年舊正月の亥ノ日から巳ノ日まで七日間を亥巳（忌）籠の神事と稱し、其氏子は音曲を停止し、雇人は故郷へ歸し、犬は他村に繋ぎ、雞は山中に放ち、戸障子の溝には油を塗り、鍋釜は片付け、柄杓の類には藁藁を巻き、言語は耳に就て言ひ聲を出さず、嚴重に忌籠した。そして忌の満る夜に、日岡山中の乳母ヶ懷に籠つてゐた神主は、其處を出て田中の松、石の神盥より一の鳥居へ出仕する。之を俗に御子放しと云ふが、古くは日岡大神が御子神を生むのだと稱した（播磨鑑）。

阿波勝浦郡高針村大字榜示の姥ヶ懷は、昔山姥が子を

育てた所だと云ふ。山姥が海から拾つて来て養へた貝殻が残つてゐる（日本傳説叢書）。

ウバガミ 「姥神」

母神の意であつて、神母と云ひ聖母と云ふも同義である。原始神道から見ると民間信仰から考へても、重要な地位を占めてゐるのであるが、今では忘れられて叢祠靈神か、又は攝末社に祀られるに過ぎぬ。神母聖母は各其條を參照せよ。

仙臺市の清水小路と連防小路と交叉する四ツ角に姥神社があり、祠前の岩の孔から水が出てゐる。此社に小兒の疾病平癒を祈る者は、之を靈水として尊重する（原始母神論）。

上總長生郡土陸村大字岩井の玉崎祖母明神を、里人はバアガミサマと云ふてゐる。往古祭禮の時一ノ宮まで參り誇つたので訴訟になり、藩吏より神名を尋ねられ姥神と答へしに、姥は主人の前では慎むべき事なりと云はれたので姥山明神と改め、後に姥ノ字を憚て鶉羽山明神と書く。祭の時には當歳駒の歩みに従つて、神輿を昇く式がある（房總志料續篇卷五）。

遠江小笠郡大坂村字鎌田の姥神社の祭神は、頗梨姫命及び男根形の木棍（釘付箱入）で、毎年七月七日に「七

夕の天の川」と記した短冊を奉納するが、其「の川」の二字を男根形に書く風俗がある（雄辯一一ノ七）。三州北設楽郡振草村大字古戸では、二月初午に稻荷神を祭つた後、前にウバ神の祭をする、此村のウバ神は何を祀つたのか言傳へはないが、祠の脇に深い洞穴があり、別當が蓬の莖で作つた御串に幣帛を巻つけ穴の中へ倒に突込む式がある（民族二ノ三）。

近江犬上郡多賀村大字四手の祖母神社の祭神は、大山祇命と云ふてゐる。多賀神社の祭禮の時は此社まで神幸があり、御旅所である（近江輿地志略卷七五）。

【参考文献】

豊後直入郡祖母嶽村姫神社 源平盛衰記卷三三

母神と子神（出口 米吉）原始母神論（第四節）

ウバガモチ 「姥ヶ餅」 江州草津町へ入る里許西の矢橋村に、古くから姥ヶ餅の本家はあつたが、鐵道の開通で草津驛前へ移つた（郷土趣味四ノ九）。按に、種々なる傳説があるも、所詮は姥の稱から工夫したものである。

ウバザクラ 「姥櫻」 伊豫温泉郡朝善村大字南江戸の大寶寺境内に姥櫻がある。口碑に昔姥あり乳なきを憂ひ此寺に祈願し、歸るさに堂前の櫻を折りしに忽ち乳汁

談卷三。

ウバマヒ 「姥舞」 陸中平泉中尊寺の摩多羅神祭は正月二十日に行はれ、此際田樂が催されるが、其折に老女の假面を着けて衣かつぎ、神の御前に蹲りて梳る眞似をし、神を拜み立よるほひ倒れ、ほけほけしき様をする。之をウバ舞と云ふ。老嫗が舞ひ入ると又若小法師が出て、子を産む眞似して戯る（眞澄遊覽記）。按に、太秦の牛祭と共通の俗信である。

ウバニコ 「乳母巫女」 豊橋市の祇園例祭は、舊六月七八兩日に行はれるが、此神事に源頼朝と稱する十五歳以下の男兒と、頼朝の乳母と云ふ者と共に、馬上にて神輿に隨ふ。此乳母の事を同地方では頼朝様のマ、サと云ふ。三遠にて乳母を斯く呼ぶ（三河吉田領風俗答狀）。菖蒲前参照。

ウブギ 「産衣」 出産の條を見よ。
ウブスナ 「産土」 推古紀に本居（ウブスナ）の語が見えてゐるので、古くから此信仰の存した事が知られる。産土の語原に就ては諸説あるも、先づ現在では新村出の生品（イタシナ）の轉訛説を認めざるを得ない。併しながら氏神社の土（スナ）を所持することが、除災

が出たので、之を嬰兒に飲ましたので此名がある（同郡誌）。乳銀杏参照。

ウバダウ 「産堂」 京都東山三年坂上の經書堂の前に産堂がある。金性院と號す。三途河の老婆像を安置す坐像三尺許り。運慶の作で初め五條河原の岸上にあつたのを移した（山州名跡志卷二）。

ウハツキウ 「烏八臼」 禪寺（殊に曹洞宗）の石塔の上部に、烏八臼の文字を記すが、之は随求陀羅尼經の韻を誤れるものと云ふ（海録卷六）。

ウハナリウチノジンジ 「後妻打神事」 伯耆汗入郡宮内村の高杉神社の末社に、一ノ御前、二ノ御前、三ノ御前あり。昔は兩御前打合とて巫女達が左右より、繻葉を持って出で暫く打合て神樂を奏した。之を後妻打の神事と云ふたが今は絶えた（人類學雜誌一八六號）。

【参考文献】

後妻打の神事（倉光 清六） 民族と歴史四ノ五

後妻打古圖考（山東 京傳） 骨董集後篇下

ウバヒ 「姥火」 河内牧岡神社の神燈の油を夜毎に盗んだ冥罰で、其姥は死後燐火となつて近郷を飛行した。姥火に逢ふた者は鳩鵲（ゴキサギ）だと云ふ（諸國里人

の咒物であると信仰し、之に由りて産土の語をなしたと信じて行事を生じたことも、決して新しいものではない。获生徂徠の考に、生産の時、其氏神の社の土を取て、産屋に散すことがある。かの梅宮より奉る砂が之である。それを本にて先祖より生れし地をも、我れ生れし所をも産土と云ふのである（奈留別志）。安産の厭勝参照。

南信州の大河内村では、山の紅葉の枝付きの木を切て鹹の形を作り、氏神社の床下のお砂を紙で包で結びつけ、苗代の水口に立て、祭る（民俗藝術四ノ六）。

加賀能美郡の習俗として、旅行する者、殊に航海する者は、産土神の境内にある土か石を携帯すれば無難だとて、之を持去る者がある（同郡誌）。

攝州住吉神社に近き、攝河泉三國の接する地に、舊稱三村明神と云へる方違神社がある。信徒の造作、首途する者は、此社の土を自宅に埋め、又は携帯してゐると災厄を免ると云ひ、今でも五月晦日には、參詣人は社から土粽を受て歸る（諸國年中行事卷二）。

下野足利郡梁田村字明神の御厨神社の床下の砂を、住宅倉庫等の壁土に入れて塗ると除災するとて、今に此

事が行はれてゐる(岩井田喜重郎談)。

【参考文獻】

うぶすな (橋守部) 俗語考所收
うぶすな考 (新村出) 琅玕記所收

ウブスナガミ (産土神) 氏族神であつた氏神が、文化の暢達に伴ひ、地域神となり、血縁者の支配から産土の者への保護となり、こゝに産土神となつたのである。換言すれば立體的であつた氏神が、進化して平面的の産土神となつたのである。産土の條参照。

【参考文獻】

宇夫須那考 (六人部是香)
神祇名稱考 (小山田與清) 神道叢書
氏神と産土神 (太田亮) 神道史(國史講座)
氏神の産土神化 (清原貞雄) 神道史
ウブスナガラ (産土柄) 氏子の特徴と同じく、或る産土神の産土子に限り、身體の一部に特徴を有すと云ふのである。猶「崎形傳説」を参照せよ。

米澤市に近い上長井谷地村の谷地明神は蔵王權現で、上古より鎮座し四郡の一ノ宮である。此村の小兒は匍匐するに必ず右の足を屈するが、之は權現の相だと傳

へてゐる(米澤里人談)。

岩代信夫郡土湯村に聖德太子堂がある。昔僧師が草原で此尊像を拾ひ、負ひ來る途中で小角豆の蔓に躓き倒れ胡麻幹で像の目を突いた。今に至るも尊像の目より血が流れ出る。此故に當村生れの者は片目細く、且つ身體に痣がある。之は太子の御印判である(信達一統志卷三)。

下總の名族千葉氏は妙見菩薩を守護佛とし、月星を幕の定紋とする。其故に國家總領になる者の身體の中に月星の疣形あるを累代の規模とした。良に奇異の一端である。然るに邦胤の祖父胤弘治三年八月三十歳に卒去し男子二人あり、長男胤富は仁慈の生得だが疣形が無いので、家臣等が胥議して公津城へ移し、次男親胤に疣形あるので家督と定めたが、後に騒動を起した(關八州古戦録卷一四)。

相模愛甲郡千木良村の鎮守牛鞍明神が、牛に乗て田の傍を通つた時、稻の葉で左眼を突いた爲め、今に其の氏子は左眼が小さい。爾來氏子は牛を飼はず水田は一枚も無い。併し近頃は牛を飼ふ(郷土研究五ノ四)。長門大津郡日置村の海邊で貴船神が晝寝してゐると、

蟹が來て左の眼を挟んだ。それが爲め此村の者左眼が少し小さい。現今では他村の者が多く入込んでゐるので、此特徴が少くなつた(高山章介談)。

藤州日置郡吉利村の御靈神社は鎌倉権五郎景政を祀つたものだが、之は鳩野門村の農夫が神體を奉じて來たとて、今に此祭事に與るが、此農夫の子孫は神體に似て代々片眼である(地理考卷四)。

ウブメ (産女) 室町期(天文年間)に書かれたと云ふ奇異雜談集(卷四)に、産女は懷妊不産して死んだ女の化けた者で、小供の衣類を夜分戸外に乾すと産女が來て血を附ると云ふ。産女の姿は腰から下は血に浸つて力弱く人が之に會ふと負ふてくれと頼み、負ふてやれば其人に禍が授くとある。そして之が通説となつてゐるが、多分に支那の怪談思想が加はつてゐる事は勿論である。詳しくは参考文獻で知られたい。

相州鎌倉小町大巧寺の境内に産女ノ寶塔がある。寺傳に同寺五世の住職日棟の時に、夷堂橋の脇より産女の幽魂出て回向に預て苦患を免れたしと頼む。日棟法要し産女より贖金一包の報謝を受け此金にて塔を立てた(新編鎌倉志卷七)。

豊後直入郡柏原村の西福寺馬場口には産女が出て、通行の人に子を抱てくれと頼む。子を抱くと槩打槌であつたり、石であつたりすると云ふ(民俗學一ノ一)。

沖繩本嶋では産女同様の怪物を、乳之親(チイオヤ)又は乳之母(チイアンマ)と呼んでゐる。幽霊になると男までも必ず女性的の姿となるのは、産女の影響を残してゐるのだ。壹岐の嶋人の信じてゐるウブメは飛ぶから鳥で、難産で死んだ故此名があると云ふが形は傳へてゐない(民俗二ノ一、小栗外傳)。

【参考文獻】

平季武産女に値ふ

今昔物語卷二七

産女は青鸞

(林 羅山)

梅村載筆天卷

肥後の産女の話

(根岸 鎮衛)

耳袋 中篇

うぶめ

(喜田川信節)

嬉遊笑覽六篇下

小兒と魔除

(南方 熊楠)

南方 隨筆

ウブヤ (産屋) 我國では妊婦があれば、産期の近づく頃を見を計ひ、産屋を建て、別居させ、其處で分娩の始末をなし、産後も所定の日を経過してから歸宅するのを古俗とした。此は全く血忌の俗信(月水の事は其條を見よ)に因るもので、殊に産穢(日向の日田では

(赤不淨とも云ふ)は深く恐れしたので斯かる習俗となつたのである。併しながら個人が各自に産屋を持つ事は経済的の負擔が重いので、後には一村又は一部落が共同して維持するやうになつたのである。産屋は土地により「よごれ屋」又は「ひま屋」などとも云ひ、更に此地に發達したものに産所村(算所村とも云ふ)なるものがある。産所に就ては其條を参照せよ。

羽後雄勝郡三輪村大字杉ノ宮。氏神杉宮の一ノ神門の東南に産屋敷がある。中古迄は妊婦は産み月になれば此の小屋に籠りて出産し、七十五日を経て髪を洗ひ、(江畑本には、三十一日を経て家に歸り、百日を過ぎて髪を洗ふとある)沐浴して身を淨め、杉宮に參詣したものである(雪の出羽路)。遠州周智郡森町の奥の村々では、出産の時はヒマヤ(中山曰。閑屋の意)とて物置小屋の一部を仕切り室を設けて分娩させる。月水の折にも此室に引籠るが、其場合には食器まで別の物を用ゐ、出人の度毎に、手を洗ふ事になつてゐる(民族と歴史一ノ二)。

近江蒲生郡西大寺村熊野は山間の寒村であるが、熊野神を氏神とし古來一定の戸數以外に増加せぬ。出産の

際は産屋を別にし齋を守る(郷土趣味一四號)。河内八尾町環山樓の西隣の空地を、俗に産家と呼んでゐる。之は同町の舊家石田氏が繁昌した頃に其一族の産婦で此處に建て、あつた産家へ来て、分娩した故地だと云ふ(中河内郡誌)。

丹後中郡の豊村では、舊幕頃は妊婦の産期が迫ると、自宅の庭内に産家を拵へ其處へ連行き、家族とは別火して産後八日目に座敷へ連戻つた(同郡風俗問答)。若狭遠敷郡内外海村大字犬熊の産屋は、今では瓦葺になつてゐるが、以前は茅葺の小屋であつた。海岸の部落が共同で維持し、産婦は此處で分娩する。産後或る期間だけ家族と別居し出入を嚴重に取締り、食器其他一切日常の物と異にする習俗がある。同國三方郡西田村大字常神にも此遺風がある(民族と歴史二ノ二)。

能登羽咋郡一宮村は氣多神社鎮座の地とて火を齋む事正しく、月水の女は家々の屋後又は外家ありて引籠る懐胎の女は山に(出小屋)とてあり、此處にて出産する。同國に限り産して忌の内を「小屋ノ内」と云ふ。(能州名跡志卷一)。

阿波撫養町に近い堂ノ浦に(産屋窓)と云ふが残つてゐる

る。此村の住宅には普通の出入口とは別に、平時は遣はぬ出入口があり、それを産屋窓と稱し、産婦は分娩後幾日かの間は、必ず此口から出入する(民俗と歴史一ノ二)。按に、別宅の産屋の簡單化されたものである事は云ふ迄もない。

對馬木坂村では産婦があれば、村外に産小屋を建て分娩させ、定めの間を経て歸宅する。之を原上り(ハルアガリ)と云ふ(九州民俗學一ノ四)。

大隅徳之嶋、婦人が産すると其産屋の邊りで、七日間晝夜の別なく火を焚く。富める者は何百束と薪を多く焚くを手柄とし、貧しき者も分相應に焚くので、夜も白晝のやうである(西遊記續篇卷五)。按に、産屋とあるから家族と別居したと見て差支あるまい。火の焚き方は少しく誇張されてゐる。猶之に就ては、出産の條参照。

ウフユ (産湯) 神代紀に湯坐(ユエビト)の稱があるのを見ても、産湯の古俗が知られるのである。従つて水の撰み方や捨て所に關して、種々なる俗信のあるのも無理からぬ事である。

紀州日高郡比井崎村大字産湯は、武内宿禰が譽田皇子

に供奉して來たり、産湯を奉つた地なので之を村名とし、今に其産井が存してゐる。又其折に産湯を沸かした火を現に傳へてゐる村中では火を鑽らぬ。千五六百年を経て火を傳ふるとは珍しい風俗である(紀伊續風土記卷六四)。

筑前龍門山の祭神玉依姬命は、國土を鎮め守る神である。石川の竈の如きものがあり、益影ノ井とて名水があり、之に依て山の名とした。應神帝宇瀨の宮で御誕生の時も、此水を汲で御産湯に參らせたと傳へてゐる(紅海風帆草)。

近江園城寺金堂の傍に御井がある。天智・天武・持統三帝降誕の産湯を此水にて奉る。又之を三密灌頂の關伽とす。寒暑に増減がない(木曾名所圖會卷一)。

山城宇治郡日野の法界寺の境内に、僧親鸞の産湯の井がある。京都市西洞院通り菅太神社を菅公誕生の地と云ひ、産湯の井がある。同市八條の北大通寺門内に源滿仲の産湯の井がある(以上、山州名跡志卷二一)。

信州飯田町附近では産湯を沸かす時、漆で塗つた物を其湯の中へ入れるか、又は漆塗りの物に火にくべて沸かした湯を用ゐれば、其子は一生漆にかぶれぬと云ふ。

一般には湯に鹽を入れる。産湯は捨てる方角を擇みて若し、捨場を誤ると其子一生不幸を見る。概して日の當らぬ所を良いとし様ノ下などに捨てる(旅と傳説特輯號)。

遠州濱松在では、産湯を捨てる方角は産婆が指圖し無暗の所に捨てぬ。又産湯を捨てるにゆすぶつてあけると、赤兒が乳を吐くとて忌む(同上)。

備中都窪郡豊洲村大字中帯江の景光山觀音寺の本尊は安産の守護佛である。此村に生れた赤兒は三日三夜過ぎて阿伽水で洗ふ。若し他の水で産湯を遣ふと七日内に死ぬと傳ふ(備中巡禮略記)。

大隅喜界嶋では産湯を遣せる事をアツキー・カマシユイと云ふ。アツキは糧食、カマシユイは食はせる意であるが、なぜ斯く云ふかは判然せぬ(旅と傳説特輯號)按に、此折に古く、食初式を併せ行つたのではあるまいか。

【参考文献】

水の 女 (折口 信夫) 古代研究民俗學篇一
尾州愛知郡本井戸村龜井泉(頼朝産湯) 尾 張 志
伊豫温泉別府村福水 (譽田 皇子) 伊豫温故録

伊豆韮山村の御産井 (北條 政子) 日本傳説叢書
備中小田郡東三成村 (吉備 眞備) 沿 線 集 成
伊勢奄藝郡三宅村 (夢窓 國師) 三國地志卷二九
信州木曾大字岐蘇岳 (金時産湯池) 小谷口碑集
ウマアラヒ (馬洗) 葦毛馬を忌む俗信から派生した傳説である。葦毛馬の條参照せよ。江州坂田郡入江村大字米原に湯谷。傳に往古此地に湯泉あり諸病を治したが、或人が葦毛ノ馬を此湯壺で洗つたら湯が枯れた(近江輿地志略卷七八)。

大和吉野郡白銀村大字湯川。大昔は温泉が湧いたが、或時村の者が馬を洗ふと忽ち湯が止まつた。それで此村では馬を飼はぬ(郷土研究四ノ四)。

ウマウラ (馬上占) 京都市東寺の御影供は毎年四月二十一日に行はれるが、此日に灌頂院境内の阿伽井の軒頭の繪馬が掛替へられる。繪馬は三枚あり、中央を其年とし、右方が昨年、左方を一昨年と定め、農民は此繪馬で作物の豊凶等を占ふ。即ち目が活々してゐれば、作物の芽出しがよいと云ひ、後足の短いのは後作が稍不良、朱の色の薄いのは水氣が多いとか、前年のと比較して占ふのである。此井水は神泉苑に通じ、馬圖は

弘法大師の描て置いたものと傳ふ(京の傳説)。

能登羽咋郡氣多神社の祭禮に、神輿が同國の生國魂比古神社へ巡幸するが、其際に先登の神官の乘馬が褐色なれば其年は好晴に恵まれ、黒色なれば雨天多しと占ふ風習がある(石川縣之研究第三宗教篇)。

ウマオシヘユ (馬教へ湯) 磐城石川郡母畑村の母畑温泉は、源義家が東征中に乗馬の脚を折り、此湯に浴して全治し土民其靈效を知り開いたと傳ふ(同郡誌)。

ウマカケレバ (馬隠れ場) 大和宇陀郡室生村大字下田口字原山に、馬隠れ場と云ふ所がある。昔源義經が乗馬を隠した地だと傳ふ(同郡史料)。毛變地藏参照。

ウマカケ (馬駈) 京都賀茂祭の起原を記した「山城風土記」逸文の一節に「卯月の吉き日を選びて祀り給ふ馬には鈴を懸け、人は猪の頭を蒙りて、駈馳て以て祭祀をなす。之に由りて五穀成りて天下豊なりき。馬に乗ること此に始まる」とあるのを見ても、祭儀に馬駈の伴ふ事の古いことが知られる。従つて今に各地の神祭に此事が行はれてゐる。

ウマカケノキ (馬掛樹) 我國では古く生馬を殺して神へ犠牲として供へた。併し之が馬を斬て漢神を祀つた

支那からの歸化人に學んだものか否かは、容易に知る事の出来ぬ問題である。たゞ此馬を殺したのが後には生けるまゝで社へ納めるやうになり、更にそれが石馬となり埴馬となり、板馬となり、遂に繪馬とまで簡略化されただけは推知し得られる。馬掛の樹や馬の首の下がる木は、斯うした點から留意すべきものがある。馬繋ぎ松参照。

能登鳳至郡鶴川村の結界山にある狹樺は、一に馬掛の樹とも云ふ。昔郷民の飼育せる馬が此靈境に入つたので、郷民は驚き行方を探したが得ず、後數日にして彼の驛の双樹相別るゝ所に馬革となり掛つてゐるのを發見した。爾來此地に牛馬を入れぬ(同郡誌)。

陸中岩泉町の入口に在る山王神社の堂前には、眞物の馬ノ頭(獨體)に、白や赤の花染の布巾を裁垂れて、天井裏から吊してある(郷土研究五ノ三)。馬頭の厭勝参照。

肥後玉名郡南關町大字關下字迎町の舊道外れに石地藏が立てゝある。此地蔵に近く柿の大木があり馬ノ首が下がる云ふ傳へがある。同郡玉名村大字玉名字岡の入口にある大覆にも三十年ほど前に馬ノ首の下がる

云ふ噂が立ち實際に見た者もあつた。後に此怪木は伐られて今は猿田彦社が建てられた(旅と傳説五ノ五)。
ウマガシラノマチナヒ 「馬頭の厭勝」 悪魔除として馬の鬮を軒の下、又は宅内の柱に懸ける俗信は各地にあつた。併し之が馬蹄鐵を軒先に下げると幸福を得ると云ふ俗信と、交渉あるものと考へられぬ。前者は我國固有のもので後者が最近に輸入されたものである事は云ふ迄もない。猶「首切り馬」の條参照。

駿河安部郡丸子宿に近い泉谷村の熊谷家では、名馬磨墨の首ノ骨と云ふものを、數百年の間家の柱に引懸けて置いた。之が爲に此家には永く火災がなく、且つ病馬悍馬を曳き來りて暫く此柱に繋ぐと、必ず其病又は癖を直し得たと云ふ(駿國雜誌卷二五)。

江戸人が百五十年前に、奥州へ旅行した折の覺書に羽前の芹澤と云ふ山村を夜分通ると、路傍の林の分外顔の長く白く眼の極めて大きい物の立つを見て、化物かと驚きよく檢すると、竹の尖に馬の鬮を挟み古鷹を着せた山田の案山子であつたと記してゐる(寓意草卷下)。之も只の鳥嚇しなら斯る手数を掛けまいから、何か信仰上の目的があつたものと考ふ(以上。山

寫民譚集。

陸中上閉伊郡土淵村及び附近の農村では、昔は馬が死ぬと其首を切取て家々の門口に、杭の端に懸けて立て置く風習があつた。私(筆者佐々木喜善)の少年の時分には五十軒の部落(土淵村山口)の三分ノ一、或は其半分位迄はさうしてゐた。或家には三つも四つもの馬の頭骨が雨洒しになつて、大きな空眼が空を睨み齒並の揃つた上頤を見せてゐた。現に私の家にも三頭分かの頭蓋骨が、遂二三年前まで石垣の上に轉々してゐた。アイヌの熊ノ頭のそれと同じ意味だと考へる(郷土研究五ノ一)。

ウマカタベンチン 「馬方辨天」 三州豊川町の最明寺の馬方辨天へ、夫婦連れで參詣すると、離縁になると云ふ(原始母神論)。此辨天の由來は馬方の美聲により人間となり、性生活を送ると云ふのであつて、日本靈異記の吉祥天に筋を引く説話である。猶「女嫌ひの神」を参照せよ。

ウマゾクシン 「馬俗信」 保食神を馬祖とした我國にあつては馬を穀神とし、更に馬は神の乗用すべきものと考へられ、此外に耕作用とし軍事用として國民生活と祭つた(あふひすくり卷上)。之に反して民間では馬をの者を神として祀つた例がある。陸前賀美郡廣原村上多田川の大神馬社、同國玉造郡西大崎村下野目の飛馬權現社の如き(封内風土記卷一〇)、又は各地にある駒ヶ嶽神社などは、概ねさう考へられる。即ち祭る者から祭らるゝ者への昇華である。

馬宮明神 上總夷隅郡東村大字山田の馬宮明神は、同地の産土神である。然るに京都吉田家で馬宮の社號を御取上げにならぬので、預りの明神と稱してゐる。馬靈を祀つたものである(房總志料續篇卷三)。
馬頭神 筑後高良社大祝家傳の國神名帳、上妻郡に馬頭神あり。同書は天慶七年四月の奥書あれば、此神の初見か(錦所談卷一)。伊豫温泉郡忽那嶋粟井浦に、壽永二年に藤原兼平の建てた馬頭明神社がある(忽那嶋開發記)。

馬樞神 陸前宮城郡荒野郷の馬樞神は日本最初の馬樞神で、弘法大師が唐から將來して祭つたものと傳ふ。馬樞の語は晉書藝文志にあり、房と云ふ星の名である(馬樞神由來記)。

馬力神 馬樞神と云ふ唐の神は、我國にも正しく輸入

深甚の關係を有したので、馬に就ての俗信は古くから且つ廣く行はれた。保食神である稻荷を午ノ日に祭るのも、農業に交渉の多い祈雨祭に馬を供へたのも又之が爲めである。

馬を飼ふ猿 肥後阿蘇地方の傳説に、馬は元々猿が飼ふ管のもので、人間が馬を飼ふやうになり牽き方の判らず困てゐると、猿が來て教へて呉れた。それで馬屋は申の方に向けて建て、農民は決して猿を殺さぬ。馬も猿にはよく従ふと見えて、放し飼の馬に猿が乗て、馬の耳を握つてゐるのを見た者は多い(郷土研究一ノ二)。按に、支那に此傳説があり、猿を山父と云ひ馬を山子と云ふは之に由るとある(塵沙卷八)。猶猿を既に繋ぎし事は「猿曳」の條を参照せよ。

馬の一人遣ひ 鶴岡市に近い下當村の淨光院の藥師堂は、白鳳年中に役小角の開基である。其後嵯峨朝の弘仁年中に僧圓仁が鳥海山の惡魔降伏の折こゝで護摩を焚いた。今に在る護摩壇石がそれである。庄内で耕田に馬を一人で遣ふ事は此際に圓仁から教へられたのである(莊内三郡雜記卷上)。

厩神 禁裡では左右の馬寮に、保食神を生馬神として

した。例へば野州の大芦川の谷、武州秩父の山村などで、馬力神と刻した路傍の石塔の近年の建設に係るを見る。之れ察するに馬に牽かしたる荷車を、人の曳く人力車に對して馬力と呼ぶに至つた新時代の一轉訛で馬擬神の神號が文字無き平民の耳に、馴れた語なりし證となる(山島民譚集)。

馬頭觀音 陸前歌津濱で或女が草を刈てみると、俄に産氣づいて馬の仔を産み落した。女は驚て其馬を小沼に投げ込んだが死なず、成育して田村將軍の愛馬となり將軍蝦夷征伐の歸りに陸中寒風峠へ來ると、此馬が倒れた。陸中の鱒淵まで往けば神に祀るからと云ふと、馬は一走りに鱒淵へ飛んで死んだ。今に馬頭觀音に祀つてある。(郷土研究一ノ四)。名馬傳説に就ては生月摺墨など各條參照。

馬頭觀音の御影 日光山大權現の本地佛馬頭觀音の木版は、長二尺八寸横一尺許り厚一寸二分ある。側面に承和十一年甲子正月とあり、我國最古の御影の木版と傳ふ(下野國志)。按に、日光神の本地を馬頭佛とするは、「山立由來記」に負うものである。柳田國男の「神を助けた話」參照。

馬は妙見の神使 下總相馬家は妙見菩薩信仰にて其國に祀る大社がある。馬は妙見の眷屬とて之を捕らぬ。それ故に相馬には野馬が多く田畑を荒すので、毎年三月二十六日の祭禮に、諸士甲冑を着け野馬を山中に追ふ。之が有名の野馬追である(譚海卷四)。

馬尿で造つた觀音 武州比企郡覺村大字本郷の觀音堂定光院の持で、本尊の馬頭觀音は弘法大師が、馬の尿を以て捏ね造ると傳ふ(武藏風土記稿卷二二三)。

馬つなぎ祭 陸中の農村では稻藁で馬の形(丈一尺餘)二體を模造し、別に藁で馬槽の狀を作り、六月十五日未明に桑餅と醴酒とを準備し少量を槽に入れ馬の形に添へて産土神の社頭、水田の溝口、又は自宅の井戸側などに繋ぐ、之れ正しく祈年の儀である。今は略して白紙は馬の形を印し又は描き、更に白紙に馬の字を書けるを用ゐる(人類學雜誌三三ノ一)。

馬神の粥著 下野芳賀郡逆川村地方では、正月十五日の粥著として馬神には、ザク又(双方に枝のある木)を供へ既の長押に打付る。隣國の常陸東茨城郡酒門村では、此ザク又に馬頭觀音と書いたのを辻に立てる(芳賀郡土俗研究會報四號)。

ザク又に就ては次項參照。

馬幸塔婆と招魂 産馬の陸中では馬が死ぬと追善のため、卒塔婆又は馬頭觀音碑を建て、塔婆は板の上端を馬耳に擬して兩尖に削りて(ザク又も此思想である)正面上部に梵字を其下に汝是畜生歸依三寶發菩提心と記す。稀には死馬のためイタコ(巫女)を招ぎ馬の魂を降ろし其意を陳べさせる者もある。(人類學雜誌三三ノ一)。

馬の頭人 江州官幣大社多賀神社の四月の恒例祭に奉仕する馬ノ頭人は、同地方に於て徳望資産を具へ然も一門に不祥事なき名家の中から、古式の神籤法により選定する。大役ではあるが當人一代の面目とする所である(京都日出新聞大正十、一、八)。尾州熱田神宮にも馬ノ頭人があるが省略する(西春日井郡誌參照)。

馬糞 武州北埼玉郡屈巢村の馬頭觀音堂、傳に天正十八年忍城の寄手石田三成の乗馬が發病し、金若干を出し村民に介抱させしに、窃に馬を殺して金を奪ふ。馬の怨靈村に祟る此堂を建つ。今に死馬の皮を剥くを禁ず(武藏風土記稿卷二一七)。

馬を飼はぬ村 大和吉野郡白銀村大字湯川、昔温泉が

あつたので此地名を負ふた。然るに村民が其湯で馬を洗ひ温泉が止つた。今に此村では馬を飼はぬ(郷土研究四ノ四)。

粟毛馬と改姓 磐城石城郡上遠野村附近は馬の産地だが、何故か蛭田姓の家では粟毛の馬を飼はぬ。若し飼へば、災難に見舞はれる。改姓して飼へば差支ないとて、明治になつてからも此爲に三名改姓した(郷土研究三ノ二)。

馬石に化す 近江神崎郡石馬寺村石馬寺の縁起に、推古朝に聖德太子名馬に騎り此地に來り寺を建つ。其馬石と化したので寺號にした(近江輿地志略卷七一)。馬蹄石(バタイセキ)は其條を見よ。

ウマチチイ (馬爺) 伯耆の農家では殆ど言合したやうに牝馬ばかり飼つてゐるが、毎年燕の來る頃になると馬にサカリがつき、疝が強くなつて遣ひ難くなる。其頃隣國因幡から種馬を曳いて村から村へと交尾させに歩く者が來る。之を馬爺とも駒爺と云ひ、農家では之の來るのを心待してゐる。古句に「駒爺も今日明日と思ふ初燕」と云ふのがある(短詩世界一ノ四)。

ウマツナギノマツ (馬繫松) 一に駒繫松とも傳へ各

地にあり、中には松以外の楠、櫻、銀杏などもある。貴種名將の遺跡と云はれてゐるが、按に、馬を神へ犠牲として供へる折に、繋留したので起つたものであらう。馬墓池参照。

羽後南秋田郡北浦村大字安全寺に田村將軍の馬繋松がある。傳に將軍が湧出山の鬼賊を平げた折に休憩した地と云ふが、今は松は枯れ雑木の下に愛染明王の小祠がある(雄鹿名勝誌)。

武州忍町江戸町の畠山氏の庭内、藤原秀衡の駒繋松がある。奥州の秀衡が何で此地に來たか、由縁は不明である(増補忍名所圖會卷一)。

信州上水内郡若槻村の馬繋松は、樹齡四百年と云はれる古木だが、永祿年間に武田信玄が觀音堂再建の折に乘馬を繋いだと傳ふ(信濃及信濃人八號)。

攝津西成郡加嶋村の馬繋松は、元弘三年六月に楠正成が後醍醐帝の鳳輦を迎へるため此地に來て、楠に馬を繋ぎ休息した所である(大阪時事新報大正一〇、八)。

播州揖東郡行道の嶺に、聖德太子駒繋松がある。此事は峯相記に詳くある(播磨古跡便覽)。

出雲飯石郡赤名村字石次の今石神社の祭神は天穗日尊

である。祭神が天ノ班馬に騎り、此地に降られた折に其馬を繋いだ松と腰掛石がある(同郡誌)。阿波勝浦郡小松嶋村の大神祠の傍に、源義經の駒を繋いだと云ふ松がある(同郡誌)。

【参考文献】

- 繪馬源流考(中山 太郎) 日本民俗學論考
- 岩代北會津郡一箕村松窪(源 義家) 同郡郷土誌
- 東京市荒川區汐入町(源 頼朝) 郷土研究三ノ六
- 信州下伊那郡智里村北澤(源 義經) 信濃及信濃人八
- 伊勢飯南郡茅原村廣瀬(北畠國司) 飯南郡史
- 備中上房郡水田村宮地(梶原景時) 同郡誌
- 阿波名西郡高川原村櫻間(源義經) 日本傳説叢書
- 伊豫温泉郡古三津村(藤原純友) 伊豫温故録
- 豐前築上郡上城井村(宇都宮某) 同郡志卷二
- ウマツリ(鶴祭) 能登一宮村の氣多神社の鶴祭は、毎年舊十一月申ノ巳ノ日に行はれるが、同國鹿嶋郡鶴浦

村より鶴を捕て奉獻する例となつてゐる。祭は夜の丑ノ刻に鶴を神前に放ち、神職が祭文を讀むと、鶴は自から本社の階段を昇り、御戸帳の前で羽叩きして跪く所を捕へて海へ放ち遣る。此鶴は必ず越後國中山の神社能生權現の磯に到るので、能生權現社では其時に祭典を擧げる。これ一宮と中山とは夫婦神であつた爲め

だと云ふ(能州名跡志卷一)。一説に氣多社には古く人身御供を獻じたが、鶴肉は人肉と同味だと云ふので、後に鶴を代用したのであると傳へてゐるが、神事に鶴や烏を用ゐる神社もあるから、此説は信すべき限りでない。

ウマテウジャ(馬長者) 出雲八東郡大庭村に昔、馬長者が住み、其近くに米長者が住んでゐた。互に財産競べしようとして、馬長者は馬を残らず並べ、米長者は米を有る限り積んだが、俵が足りぬので一番終りの米俵を曲げて置いた。それで今に其處を鼻曲りと云ふ。いつか兩長者とも亡び纔に長者原の地名を残すだけである(日本傳説集)。

ウマトリイケ(馬取池) 豊後大分郡判田村本宮山の麓に大きい深淵があつた。或日草刈の若者が、附近の樹

に馬を繋いで草を刈り、やがて終つて馬を見ると影も形もなく、此淵に何か飛び込んだらしく、大きな波紋が描かれてゐた。其後は此淵を馬取淵と云つて、附近に馬を繋ぐ者がなくなつた(豊後傳説集)。

ウマニノリテクタルカミ(馬に乗る神) 我國に馬の原産は無いので、支那か朝鮮より輸入されたものでそれも人世になつてからの事と思ふ。然るに人世よりは遙に遠い昔の神代に、馬に乗つて神が降つたと云ふ話のあるのは何故か。併し後世からの附會とばかりは考へられぬ。馬蹄石参照。

岩代信夫郡平田村大字山田の渟中太清水。傳に欽明帝の皇子渟中太命が馬に乗て此地に降臨し、此泉で御手を洗つたので斯く名けた。其後和銅五年に羽黒權現と示現された。又正月と六月の各十四日の兩日には、此清水を汲む事を禁じてゐる。此朝には羽黒神が騎馬で降るので、水邊に馬蹄の跡があると云ふ(信達一精志卷八)。

飛騨吉城郡上寶村大字鼠餅に鼠餅瀧がある。口碑に此處の山神が馬に乗て降り、瀧の邊りを遊行するので轡の音を聞くことがあると傳ふ(飛州志卷二)。

近州愛智郡押達庄は十七郷の大庄で、こゝに客人宮と云ふ大社あり、十七郷は皆此氏子である。客人宮は白山権現にて昔馬に乗て飛來した。今に馬の足跡が社邊にある(淡海温故録卷二)。

伊勢關町大字古既は、天照皇大神が同國へ御鎮座の折に、神馬に乗て天降り此處へ神馬を繋ぎ給ひし所とて此名がある。又清泉あるが之は神馬を洗つた池だと云ふ(勢陽雜記卷二)。

肥州海草郡日前國懸宮の國造家の古傳に、道根命が大神宮を奉じ、淡路御原山に天降り、芦毛ノ馬に乗り此地に移り給ふとある(紀伊續風土記卷一四)。

美作吉田郡一宮村西田邊の駒林は、慶雲三年五月に一宮の祭神吉備武彦命が、白馬に乗て降臨した靈地だと云ふ(校正作陽誌)。

阿波名西郡神領村字白桃谷の一部を御馬原と云ひ、丹生明神の乗り捨られた馬の化石したのが存してゐる。遠くから望むと生ける馬のやうに見える(郷土光華號)

筑前宗像郡赤間(古く赤馬と書く)村。古老傳へて昔神武帝日向より東征し、岡の濠に來たり給ふ時一神あり赤馬に乗り此里民に下知したと云ふ(筑前續風土記)。

たので、馬の腹掛に「大津東町」と染めるやうになつた(郷土趣味三ノ一)。

ウマハカノイケ (馬墓池) 播州飾磨郡貽和里、船丘の北に馬墓池がある。雄略朝に尾張連等の上祖、長彦に善

婢と愛馬とがあつた。長彦死に臨み其子に遺言して、死後は吾に准へて葬れと命じたので墓を造り、第一を長彦の墓、第二を婢の墓、第三を馬の墓とした。後に上生石大夫が國司になつた折に、墓邊に池を穿つたので、斯く稱する(播磨風土記)。按に、寵妾と愛馬とが主人の死に殉ずるのは、世界を通じての古俗である。此殉死から犠牲へ發展するのも、又古代の信仰である。

ウマヒジリ (馬聖) 既祈禱師と同職異稱の者と想ふ。

越後野志(卷二)に職人盡歌合には、暮露の事を馬聖とも云つてゐる。暮露は徒然草にも見えてゐるが、腰に薬馬を巻いて、露地にも坐するやうに構へてゐた故に鷹僧とも云つたのであらう(郷土研究二ノ六)。更に、「俚諺集覽」にも何に由つたか、馬聖虚無僧なりと記してゐる。

ウマヤキタウシ (既祈禱師) 信州福嶋町に既祈禱する家があつた。世評には猿曳の子孫だと云ふ。生馬講を

ウマハカノイケウマレガハリデンセツ

【参考文獻】

馬に騎りて天降る神 (柳田 國男) 山嶋民譚集

ウマノウバ (馬乳母) 阿波の智願上人は碩學の僧であつたが、其乳母の尼が死ぬと間もなく一匹の馬を手に入れ乗り廻ると、山でも坂でも速に歩むので大切に

してゐた。やがて其馬が死んだので智願が悲嘆してゐると不思議にも前と同じやうな馬を求めた。然るに或人に乳母の靈が憑いて云ふに「私は上人の乳母であるが餘りに大切にしてくれた報恩に一度は馬と生れて乗せ參らせ再び生れ代つてお乗せしてゐる」と云つた。二度まで人間が馬に生れるとは珍しい事だとして、智願は堂を建て馬の供養した(古今著聞集卷二〇)。

ウマノケトアヒシヤウ (馬毛と相性) 人々の性により馬毛を忌むこと、古く「明衡往來」に載せてある。凡

そ芦毛、青雲、雀毛は木性馬。鹿毛、栗毛は火性馬。霞毛、鮫馬は土性馬。佐目皆色は金性馬。星は水性馬である(蓬齋錄卷下)。

ウマノハラカケ (馬の腹掛) 大津市長等神社の末社馬神社。元は東町に在つたのを此處へ遷した。寛永年間

に諸國牛馬疫で苦んだが、此社に祈願した者は全癒し馬癘神參照。

ウマヤマン (既幸) 伯耆の農村では牛馬が病むとか又は死ぬとか不幸が続くのを「既幸が悪い」と云ひ、村

の者数名が一組となり萬人講と稱し、近郷を軒別に歩き何程つゞかの寄附金を集め、牛なり馬なりを購つて遣る習俗が今も残してゐる。又燕は家運の悪い所へは決して來ぬとて、古句に「厩まんの悪さ燕も來ずなりぬ」と云ふのがある(短詩世界一ノ四)。

ウマレガハリデンセツ (生代り傳説) 生れ代り傳説には凡そ三つの區別がある。(一)人間が動物に生れ代る

のと、(二)動物が人間に生れ代るのと、(三)人間が人間に生れ代るのがそれである。今假りに前者を變生傳説と云ひ、中者を轉生傳説と稱し、後者を再生傳説と名づけた。但し動物が同じ動物に生れ代つた話は省略した變生傳説 奈良朝に書かれた「日本靈異記」に、人が牛と生れて苦役する話を四例まで擧げてゐるが、之が我國固有の思想でなくして、佛教と共に輸入されたも

のである事は、四例の悉くが佛教に深い関係のある牛に限られてゐる點からも知られる。更に「今昔物語」にも牛が人に生れ代つた三例を記してゐるが、之も佛教に負ふ所が多いと考へられる。

南方熊楠の考に「嬉遊笑覽」卷一二に「四國を巡りて狼と成ると」云ふ語は、風來が放屁論に、今童謡に、一つ長屋の佐次兵衛殿、四國を巡りて狼となるん、二人の連乗は歸れども、お狼の身なれば置て來たんと云へり。其頃言始しにはある可らず、語は元より有しにや。扱此語は誤ならむ、四國狼と云事より移りしか。舊本今昔物語に、通三四國邊地一僧、行三不_レ知所一、被_二打成_レ馬語あり。奇異雜談集に丹波奥郡に人を馬に成して賣りし事、又越中にて人馬と成りたる事など見ゆ。是を狼と言替し事なり(郷土研究一ノ九)。之は變生では無くして變身であるが姑らく摘録した。京都瓦町の牛屋の牛が主人の夢枕に立ち、我は明後日死ぬから休ませてくれ、死んだら其寺に葬つてくれと頼み、且つ自分は其寺の三代前の住持であつたが、非道の爲めに牛と生れ代つたのだと告げた。牛が死んだので其通りにした(新著聞集卷一七)。猶こゝに

人が蟲や蟹に生れ代つた話を並載すべきだが、之は餘りに資料が多いので別にした。「人が蟲に成る」條参照せよ。

轉生傳説 越後の乙寺(キノトテラ)の住僧が朝夕法華經を讀むと、猿二匹來てそれを聽いてゐる。住僧が試みに「汝も經を書き奉らんと思ふか」と云ひしに、猿共は兩手を合せて僧を頂禮し五六日過ぎると紙料の拷の皮を澤山持て來た。かくて第五ノ卷まで書てくると猿が來ぬので不審に思ひ山を探すと二匹とも死んでゐた。其後四十餘年を経て國守紀高が此寺に詣で、我は昔の猿であるが寫經の功德で人間に生れ國守と迄なつたが、残りの法華經を寫すために來たと物語つた。(古今著聞集卷二〇)。

長祿三年二月二十四日、正覺國師が美濃の虎溪に居ると夢に鴛鴦が現はれて言ふに、聽法の功驗により人身を受け、隨侍せんとて童子となつて來た。手に水爬の相がある。國師これに空念と名づけた。後一子を儲けたが、又水爬の手であり、今の老行者常觀は其四世の孫であるが猶水爬の如くである(碧山日録)。

昔何某の長老が一匹の白犬を飼つて置いたが、それが

門前の者の子に生れ代つた。此子は成長して忠實に働きしも讀經は少しも出來なかつた(因果物語)。

再生傳説 江戸澁谷の山伏某が文政七年十一月に示現により、南部丹波守の家來木村弘の三男銀次郎が、五歳で死んだのを授かると知り、其事を妻に語りしに果して懷妊し同九年二月に男兒を分娩した。然るに此子兩手を握りて開かず木村家の菩提寺芝山内の金地院に往き事情を語り、銀次郎の墓の土を貰ひ來て洗ひしに拳を開いたが、片手に木村家の定紋丸輪に松皮菱の形が薄く現はれてゐた(兎園小説外集第一)。

上總君津郡小櫃村大字戸崎の農佐兵衛の伴が、父母に語るに、我は相州矢部村の六右衛門の子であつたが、七歳の折に馬に踏まれて死し、それより此家に生れたのだと云ふ。後に相州より廻國の六十六部が來て一泊したので佐兵衛が此事を語りしに、全く其通りだと驚いたと云ふ事である(梅翁隨筆卷三)。

珂碩和尚は淨家の高德であつたが、武州奥澤九品寺の阿彌陀佛建立を志し、竣工間際で遷化してしまつた。其後奥州會津侯の奥方が男兒を産むと兩手を拳に握りしまゝ泣きつゞける。漸く拳を開いて見ると珂碩の文

字があつた。高僧の再生と知つた若君は成長の後九品寺の佛像を造り素志を遂げた(滄庵の譚海卷一二)。

武州多摩郡程久保村の農民の子が、同郡中野村の農の子に生れた事があつた、其傳は平田篤胤が記した書にあり自分も見聞した。死人の手に物書て葬れば生處にて手に其字あり、墓の土で洗はねば消えぬと云ふ(松屋筆記卷五一)。

松本市在の農村で何某の家の一粒種の子が死んで、間もなく同村の何某の家に生兒があり、手に墨のしるしがあつたので墓の土で洗ふとて採つて往つたのを實見した事がある(郷土研究三ノ六)。

ウマヲラスノハシ (馬不渡橋) 武藏橋樹郡城郷村大字岸根に琵琶橋がある。俗傳に琵琶を負へる者此堀に落て死んだ。今に其祟り此橋を馬が渡ると怪我をする(武藏風土記稿卷一一)。

ウマヲドリ (馬踊) 大隅始良郡西國分村の鹿兒嶋神宮(俗に國分八幡と云ふ)の末社保食神社の例祭初午の日馬踊が行はれる。馬の装ひは頭に種々の色メリンス布二尺ほど下げ、胸には鈴を付足には藁沓を穿かしてある。馬の踊り様は非常に六ツかしく幾月もかゝつて

積古するのであるが、簡単に云へば足踏み式のもので首の振り様も相當に六ツかしいと云ふ。附添人も馬につれて踊るが單調のもので『さても美事な八幡馬場よ鳥居にお鳩が集をかける』などの歌を唄ふだけである(民俗藝術二ノ五)。

ウミシユツゲンノカミ [海出現神] 讃州三豊郡大見村の津嶋神社。相傳ふ文祿年中海底に誘の聲聞ゆ、村民怪みて尋ぬるに姿なし。神託に我は海中に在る神、名は津嶋神と云ふ。今より此嶋に鎮座すべしと。故に里人こゝに祀る(讃州府志卷一二)。寄り神參照。

ウミナイウシチ [守袋] 沖繩の人々は海を越えての旅行、入營、出征等には、方二寸程の白布の袋に姉妹、或は従姉妹の髪の毛を切て入れ、旅中無難の守として肌身を離さぬやうにする。之には姉妹即神である信仰が濃厚に現はれてゐる。女の髪ならば誰のでも宜いと云ふのではなく、最も嫌ふのは妻の髪で妻神(トジガミ)は、授ふ神で無く禍を與へる神と云はれ、決して妻の髪は守袋に入れぬ(旅と傳説五ノ四)。をなり神參照。

ウミニヨウホ [海女房] 出雲十六嶋で鯖を多獲し、鹽

漬にして重石を置き老人が番してゐると、夜分に明り窓から怪しい二ツの眼が光るので、老人は屋根裏へ逃込んだ。怪物は一人の子供を抱いたまゝ入つて来て、重石を手輕に取のけ、鹽漬の鯖を己も食ひ子にも食はせ『老人は何處へ往つた、口直しに食つてやらうと思つたに』と云ひつゝ出て往つた。之は海女房の仕業だと云ふ(郷土研究一ノ七)。

ウミノパウコン [海の亡魂] 船幽霊を見よ。

ウミパウズ [海坊主] 房總の海中に夜泊する時、溺死者の亡靈現はれ舟に近づき、柄杓を借せと頻りに頼むを習とする。其時は柄杓の底を抜て貸すと、亡靈は終夜海水を汲んで舟へ入れる貌をして舟を沈めやうとする。破船溺死の冤にたへず他船を見ても妬みを起し斯くするのだと傳ふ。松前渡海の舟も時々此亡魂の出現に逢ふと云ふ(譚海卷八)。按に、海坊主の怪談は各地にあるが、概ね同巧異曲の物語なので、今は一例を擧げるとよめる。

ウミハチマン [産八幡] 武藏兒玉郡丹庄村大字元阿保の八幡社を、俚俗産八幡と稱す。傳に阿保親王の嬖妾懐胎にて死せるを葬りたる所として、昔は産塚(ウツツ

カ)と云ひしを、明和の頃に發掘し祟りがあつた爲八幡に祀つたので斯く稱すと(武藏風土記卷二四四)。筑前糟屋郡宇美村の宇美八幡宮は、應神帝御降誕の地として斯く稱す。境内の湯方社は御降誕の時に産婆役を奉仕した女神を祀る。其傍に子安石あり安産育児を祈る(信仰と迷信一號)。

ウメカマツリ [梅ヶ香祭] 加賀石川郡河内村三宮の白山神社は五月六日に例祭を行ふが、其折に梅の枝を獻する式があるので斯く稱す(民俗藝術二ノ五)。

ウメワカキ [梅若忌] 磐城白川町宇田新町では、毎年舊三月十五日に梅若忌を營み番場踊をする。初めは此地の鹿嶋小路から踊り廣めたと云ふが其由来は判然せぬ。踊は庭の中央に亘り四五尺の半桶に水を盛り、中に梅の花の咲た枝を立て、木で造つた鉢を伏さまに浮べ、杓子で之を叩きながら音頭をとる。踊子は十歳から十四五歳までの女兒十四五人で、桶を適て唄につれ様々の帯を釋とし袒いて踊る(白河風土記卷三)。

ウメライム [梅を忌む] 越後北魚沼郡吉谷村に古墳が二基ある。俚俗之を時平塚及び後塚と稱す。昔から此村では梅を植えず、又文字を習はぬ掟があつた(温故

ノ葉三編)。上野北甘樂郡丹生村大字原には梅を姓とする家が多い。此一家は藤原時平の末裔なりとて古來梅賣を忌み、若し梅賣の色が美しいと不祥ありと云ふ又同國一宮町坂井村の黛姓の家では梅樹を忌んで庭に植えぬ(同郡史)。阿波新野町大字廿枝の東山薬師佛は僧行基が梅の木で刻んだ本尊として、此邊では梅を忌み焚木にせぬ(新野町史)。

ウヤムヤノセキ [有耶無耶關] 陸奥と出羽の國境に有耶無耶關がある。古歌に『武士の出さ入さにしほりする、をちをちとちのむやむやの關』とある。按に、此山に鬼神栖み不時に出て人を捉へるのを、鳥鳴て有無を告げる。其聲で往來する(和漢三才圖會卷六五)。毒を知る鳥の條參照。

ウエアゲイハヒ [植上祝] 田植の條を見よ。

ウエツケキトウ [植付祈禱] 田植の條を見よ。

ウライタ [古板] 大和春日神社に雀板とて、長さ六尺横一尺五寸の板に、九ツの雀と上より蜘蛛の舞ひ下る所を描たものがある。之は其蜘蛛の下つた廣狭により其年の豊凶を占ふ心で、古くあつた事を圖にしたものであらう(遠碧軒記下ノ三)。

ウラシマデンセツ

〔浦嶋傳説〕 古く日本紀、萬葉集、風土記等にも記され、最も著聞せるものである。按に此傳説は殆ど世界的に分布されてゐて、我國へは朝鮮より輸入されたものと考えべき節がある。

羽後南秋田郡南磯村大字椿の山の頂に池があり、其池畔に浦嶋太郎の碑がある。同村大字臺嶋に浦嶋子が釣を垂れたと云ふ岩がある(以上、絹節卷二)。

羽後平鹿郡里川村字一本木の白山比賣神社の境内に浦嶋太郎の礫石と云ふがある(雪出羽道)。

横濱市に近い千安村西蓮寺(浄土)境内に浦嶋塚あり、昔は大きな塚なりしも、此邊は沙地とて年毎に缺崩し今は凡二畝許りとなり、其上に五輪の石塔を建て、浦嶋塚と題してある(武藏風土記稿卷一〇)。浦嶋の持佛であつた觀世音は、今は神奈川區飯田町の慶雲寺にあり、浦嶋父子の墓碑もある(横濱の史實と傳説)。

信州木曾寢覺の臨川寺は浦嶋の舊跡で、こゝに浦嶋祠釣舟岩、釣竿などが残つてゐる(木曾名勝誌)。

丹波與謝郡本莊村大字本庄上に浦嶋神社がある。社僧來迎寺に浦嶋が龍宮から持歸た玉手箱を寶物としてゐたが、後に領主京極家の文庫に納めた(一話一言一)。

浦嶋と羽衣

(中田 千畝) 前篇浦嶋の部

ウラツケ

〔裏付〕 阿波で祭日の前々日を「しようじり」と云ひ、幟を立て行燈を架けるなど準備する。前日を「よみや」又は「よやしよ」と云ひ、祭の當日を「ほんま」と云ひ神輿が出る。祭の翌日を「うらつけ」と云ひ休業して、祭禮に關係した者は社務所で酒宴する(郷土趣味二二號)。按に、ウラとは後宴の意か。下野足利市外の農村でも、祭の翌日をウラと云ひ遊ぶ習俗がある。

ウラデヤマ

〔占出山〕 京都室町東入る占出山に神功皇后の太刀が祭つてある。太刀は抜けば雨降ると云ふ。元洛北大原村の飯道子神社にあつたものと傳ふ(京都二ノ一)。按に、占出山は辻占を行つた場所である。

ウラボン

〔孟蘭盆〕 盆の條を見よ。

ウルカノウタ

〔鯨鯢の歌〕 西行戻を見よ。

ウルシカブレノマチナヒ

〔漆感の厭勝〕 上州安中町邊の農村では子供が漆に感れると、老女が酒と其子供を携へ漆の木を女(女の感れた際は男)に見立て結婚するのだとて、盃に酒を注ぎ木に打っかけ子供に飲ませ三々九度の盃の眞似事をすれば、速く全治するとて今に

甲州北都留郡岩尾村の農夫が山で木の根を掘る際に、斧を持つたまゝ河の淵へ落ちて女に救はれ寶珠を買ひ「何でも望みの品の名を紙に記し、此淵へ投込めば與へてやる。併し珠を他人に見せるな」と云はれて歸宅し、農夫は之が爲めに富豪となつたが、或日女房が其珠を見ると唯の石が風呂敷に包んであつた。それ以來淵から品物が出ぬやうになり、農夫は元の貧乏人になつてしまつた(日本傳説集)。

沖繩嶋尻の若者が、或夜酒に酔て女の髪の毛一束を拾つたが、其毛の主である乙女に誘はれ龍宮へ行き、三日暮して女から一箇の包みと一本の桑の杖とを買つて歸つた。龍宮の一日は人界の千年に相當するので、此若者は憂悶の餘り乙女の誨へに反き包みを開けると、中から一束の白髪が飛び散つた。桑の杖は南風原間切の穩作根岳に挿したら根が生えた(南嶋情趣)。

【参考文献】

- 浦嶋 考 (瀧澤 馬琴) 燕石襟誌卷四
- 浦嶋傳説の研究 (高木 敏雄) 日本神話傳説の研究
- 浦嶋傳説譚 (藤澤 衛彦) 日本傳説研究卷五
- 浦嶋の傳説 (中平 悦磨) 萬葉集傳説歌考

行はれてゐる(白石實三談)。

ウルフドシ

〔閏年〕 紀州田邊町邊では、閏年は蠶豆の花が一方にのみ咲き收穫が少い。又閏年には女は榎を跨でも子を産むと云ふ(郷土研究三ノ一)。

ウルフドシマツリ

〔閏年祭〕 美作苦田郡二宮村の高野神社は、往古より閏年の十一月だけ大祭を行つて來たが、中世に此事を廢してより兵亂あり霖害あり、殊に閏年には其災害が甚だしいので近世から復興した。此日は西五郡の巫祝が集り神事に預るのを古式とする(校正作陽誌)。

ウレリメ

〔うれり女〕 京都市外賀茂神社の酒殿に仕へた下級の巫女である。古歌に「酒殿は今朝はな掃きそうれりめの、裳ひき裾ひき今朝は掃きてき」とある。(袖中抄卷一九)。

ウロコノアルヒト

〔鱗の有る人〕 畸型傳説を見よ。

ウライムムラ

〔芋を忌む村〕 甲州東山梨郡加納村字石森邊では芋を作らぬ。昔レイボツチ(大太法師の訛語)と云ふ大力僧が、二ツの山を芋莖の棒で擔つて來て、此處で棒が折れて一は石森山となり一は鹽山となりしより、それで芋を忌むと傳ふ(人類雜誌二一〇號)。

ウヲウラ 「魚占」 大海人皇子が大和の吉野山に居られると、一人の漁翁が川舟に乗つて現れた。翁は皇子の危難を救ひ附近の和川の岩屋に案内して、粟飯にウダヒの魚を差上げた。皇子はウダヒの片側だけを召上り残りの片側を水中に投じて戦の勝負を卜はれた。魚は生きて水中を飛廻り皇子の戦勝を豫示した(大和傳説) ウヲクヒヘンシン 「食魚變身」 或種の魚を食ふた爲めに、人身が蛇體に變じた云ふ傳説で、此類話の奥羽に多いのは注意すべきである。アイヌ語を以て説明を試みた者もあるが、猶再考の餘地あると思ふ。

羽後の八郎瀉は、往古此地に湖水の無かつた時分に、里人三人が木樵に来て、八郎と云ふ者が澤で魚を三つ取り、三人で食はうとて饒いた所が、其香芳しく堪え難いので八郎一人で食つてしまつた。然るに咽喉の渴く事限りなく、八郎澤水に浸り、一滴も残さず呑みほさんと這伏すうちに蛇體と變じ、山を碎き谿を埋めて瀉となし其主となつた(奥羽永慶軍記) 此傳説は十和田湖の出来事とする別傳もある(十和田雜纂)

羽後仙北郡長樂寺村の口碑に、昔この玉池の邊りに母と娘の二人暮しの者があつた。或時娘は清水で捕つ

た七八寸程の魚を焼て食うた所が、咽喉が渴て堪らず池の水に口を附て飲むうちに三四尋の大蛇となり、終に此池に入り主となつた(月之出羽路)。

【參考文獻】

八ノ太郎傳説と八郎瀉 (江度用藏) 郷土研究一ノ六

甲 質 三 郎 (柳田國男) 同 上三ノ一一

ウヲクヤウ 「魚供養」 大魚を漁し又は年々多數の魚を漁する者が、その靈に對して供養を營む事は、動物を崇拜した我國にあつては當然であつた。猶「鯨供養」を參照せよ。

羽後雄鹿の光飯寺で、毎年舊十月朔日に鱒祭を行ふ。浦々の漁戸から小石を多く持來るに、寺僧一々光明眞言を一字づつ書き、神前で法樂加持する。それを漁人が持歸り五穀を添へ、己が漁場の海中へ散じ入れる。之漁利の多きを祈ると共に、數萬の魚の爲に災福を回

向するのである(六郡祭事記)。

羽後の八郎瀉の口にある船越村か、其對岸の天王村であつたか忘れたが、此邊で澤山漁獲する鱒の爲めに、高さ約三尺の石碑のあるを見た。碑の中央に「湖鱒供養塚」と記し、向て右に文久元酉年、左に七月吉日と刻んであつた。又明治四十二年に釜石灣の南岸にある佐須漁場に赴きたる際、漁舎の傍に「萬箇供養云々」と記した棒の立てあるを見た(岸上鎌吉。郷土研究一ノ一一)。

東京市の魚供養講が首唱となり、關係者約一千名が集つて、昭和八年一月二十二日に本所の震災記念堂で法會を營んだ。上野寛永寺の法主以下式衆三十餘名、文相警視總監など臨席した(河と海三ノ三)。

伊豆新嶋では、十月末から十一月の差入頃に、殺生供養を行ふ。年中漁る所の魚籠を追善するのである。長榮寺の上人を始め小寺の住僧残るなく濱邊へ出て、法華經を誦し鉦鏡鉢を鳴し、沖中に向て題目を唱へる。漁父の分皆出て同向する(伊豆七嶋風土細覽。飛騨史壇四ノ九附録)。

兵庫藥仙寺の東北方に魚御堂がある。俚傳に稱名寺の

本尊へ、夜々龍宮から諸魚集りて龍燈を捧げし地ゆゑ斯く云ふと(攝津名所圖繪卷八)。按に、魚御堂が魚靈を祀つた御堂である事は、讃州の魚靈堂から稽へても明かである。

周防大嶋郡沖家室は漁夫許り住む小嶋であるが、毎年孟蘭盆會に一艘の舟を仕立て、之に種々の供物を載せ又數艘の幡を建て、海上に漕出し、僧侶の讀經を濟して供物と幡を海中に流して歸る。同國熊毛郡上關村でも略前と同様の供養をなし、更に魚類を海に放流する東京市の有名なる鰻屋では、毎月二三回も僧侶を迎へて法要し、其時に若干の鰻を附近の川へ放つさうである(以上。郷土研究二ノ三)。

讃州綾歌郡法勤寺村の法勤寺。傳に景行朝に讚留靈王此地で惡魚を退治した。其魚靈の崇るので天平年中に僧行基が福江浦に魚靈堂を立て、法勤寺を玉井に建て、魚靈の追福を祈つた。後に延暦十三年僧空海が寺を讚留靈王塚の傍に移した(全讀史)。讚留靈王參照。阿波三岐田町大字由岐東浦の天神社の傍に魚吞祠がある。俚俗は季夏に祠邊の谿魚を食ふと疫病を除くとて來て掬ひ取る。由て祠名とする(阿波志卷一一)。

大分市宇沖濱では毎年惠比須神社の祭禮に、船に澤山の漁民が乗り、笛太鼓鉦で調子を合せ遊ぶ。後で船にゐる神官が祝詞を讀む。之も魚供養の起原に近い儀式だと思ふ(郷土研究四ノ四)。

ウラソセイダン

〔魚蘇生譚〕

一度殺された魚、又は殺された上に焼かれた魚が、再び蘇生したと云ふ物語は種々なる形式及び内容で傳へられてゐる。

古今六帖に衣笠内大臣の歌として「古へはいともかしこし堅田鮎、つゝみ焼なる中の玉章」とある。此歌は畏くも大友皇子が吉野に隠栖した天武帝を討たむと企てたのを、皇妃(天武の姫宮)が知り給ひ、此事をお文に認め密に大きな堅田鮎の腹中に隠し入れて、吉野の父帝に告げた故事だとある(歌林拾葉抄)。然るに室町初期に作られた「石山寺縁起繪卷」を見ると、此文使の鮎の故事を詞書とし、挿繪には瀬田橋から澤山の生きた鮎を川へ投込んでゐる所が描かれてある。衣笠内相の包み焼の鮎が石山縁起には生鮎となつてゐる所に傳説の成長が知られる。そして此故事は諸曲「國栖」になると、殺された魚が生き返るまでに發展してゐる。大和宇陀郡三本松の庄屋の許へ回國して來た北條時頼

はすぐ生返へつたが、尾が焦てゐるので、今も焼魚と呼ばれてゐる(大和の傳説)。

紀州高野山の玉川に棲む鮎は、半身だけ焼たやうに黒く、それへ串の痕だと云ふ班點があるが、之は弘法大師が諸國巡錫の途次、或漁師が魚を焼てゐるのを見て憐れに思ひ、買取て此川に放したのが繁殖した(高野の葉)。

伊豆熱海町大字多吉山の瀧の下に巨岩が一つ横つてゐる。昔流人時代の頼朝が此處に憩ひ酒を飲み、鱸の片身を溪流に投ずると、生き返つて其鱸がよく游泳するのを見て興じたと傳ふ(旅と傳説五ノ三)。

ウラドメガハ

〔魚止川〕

信州北安曇郡北小谷村字横川に漁好きの男がゐて、或日漁に往つて澤山の魚を捕つた。そこへ乞食坊主が通りかゝり獲物の話を始めたが男はそれを弘法大師とも知らずに、強請されと思ひ一匹も捕れぬと答へた。大師は斯うしてやると懐中からお札を出して川へ流した。以來横川には魚が棲まず魚を放しても育たぬ(小谷口碑集)。

ウラノカミマヘリ

〔魚の神詣り〕

肥前風土記に、佐嘉川の川上に石神があり世田姫と云ふ。毎年海神(鰐魚)

は、重病に罹つて醫師にまで見放された。土地の者が氣の毒に思ひ神佛に祈願したが、或男が焼鮎を携へて鎌倉ヶ瀧に往き、病氣が癒えるなら此鮎が生き返れと云つて投げ込むと忽ち蘇生した。時頼も間もなく平癒して又もや回國の旅に上つた。今も此瀧の鮎は背の半分だけ焼た痕が残つてゐる(旅と傳説五ノ三)。

羽後の田澤湖の主は鶴子と云ふ美女であつたが、母と二人して暮すうち鶴子は蛇體となり池へ入つた。母が松明つけて探したが分らず、其松明を水に投じたら其燒殘が今のキノシリ鱒となつた(秋田縣案内)。此話は魚蘇生譚の原型と考へたので敢て載せた。

越後中浦原郡曾野木村山田に山王神社があり、境内に焼鮎の池と云ふがあつた。親鸞上人が昔此近在を布教してゐた時、里人が馳走の膳に焼鮎と酒を上したが、上人は僧の身として焼鮎の一つを傍の池に投じた。以後其池の鮎は皆鱗焦げ焼いた如き姿に變つたので池の名とした(傳説の越後と佐渡)。

弘法大師が、或時大和山邊東里村上笠間から三本松村に通ずる平原を通り掛ると、大勢の子供が魚を焼てゐるので、大師は子供から魚を買つて川に放された。魚

が流れに逆らひ潜り上り此神の所に到る。海底の小魚も多く之に従ふ。人此魚を捕り食へば死ぬ。此魚二三日住み海に還るとあるから、魚の神詣りも我が民族には馴染の古い話である。

丹波南桑田郡大井村大字並河の鯉明神の使令は鯉であるが、土地の傳に此鯉か二匹づゝ毎月大堰川を下つて松尾神社へ仕者に通ふと云ふ(諸國里人談卷五)。

下總香取神宮へ毎年利根川から鮭が二匹參詣する。鮭は川をあがると田畑でも林藪でも飛び越えて社參する(本朝俗誌)。

羽後の仙北鹿角兩郡の境にある杉澤川實入菩薩は、江州竹生嶋辨天の分靈である。堂は正淵の上にあるが此淵へ大鮭二匹が上つて來て、神樂の拍子に合せて水上に躍り、尾を振ると霧が雨のやうに降つた。鮭の背は金銀の光りに似て注連繩を纏ふてゐた。後に辨天の託宣があり此鮭を保護した(秋田三十三觀音巡禮記)。

出雲沖の鳥賊は、毎年大晦日の夜に平間嶋の手間天神へ參詣するが、之の濟んだ鳥賊は背中に黒點が付くと云ふ。然るに同社へ暮春に參詣する鯉魚は、上り得る者は龍と化し、否らざる者は額に黒點を付られて退く。

烏賊と鯉魚とで此差別あるは不思議だ(懐橋談卷上)。備後の尾道市に近い鯉嶋へ、毎年正月始めに必ず鯉が寄て来る。土地では之を年頭鯉と云ひ、鯉嶋の名も之に由つたものである。(藝藩通志)。猶此群鯉は嚴嶋神社へ参詣するのだと傳へてゐる。

能登羽咋郡の富來灣に毎年孟蘭盆會を期し、無数の海豚が集つて来る。土地の者は海豚が来たから盆と知り之を海豚盆と云ふてゐる。富來村にある眞宗の別院へ海豚が盆詣りするのだ(加能作次郎談)。

越前氣比神宮へ、應神帝が参詣し、祭神と御名を交換した翌朝、社の近海に多く海豚が集り居り、然も其海豚は悉く鼻が傷いてゐた(氣比社古記)。之も海豚の神詣りである。

ウツノハラニブツザウ (魚腹に佛像) 昔博多に一女があり深く地藏を信じた。一子童子丸は成長して六郎知景と稱し、亡母の菩提にと二寸四分の地藏像を鑄させ肌身放さず所持してゐた。或年鎌倉に赴き本領安堵を得て歸るさに、瀬戸内海で大きな魚に喰つかれ、安堵状と地藏像とを入れた守袋を波底に沈めた。知景は嚴嶋神に祈願をかけ長州赤間ヶ關まで来ると、大鯰を獲

たと云ふ者があるので買取り腹部を割くと沈めた守袋があつた。後に此地地藏佛を本尊とし光西寺を建立した(筑前舊志畧卷上)。

備前上道郡網濱村にて、足利尊氏西國へ下向の折に漁夫が一尺餘の鯉魚を獻じた。魚腹の中に一寸餘の黄金佛があり、尊氏吉兆なりと悦び、其者に網免許の判文を與へた(吉備温故秘録卷三六)。

ウツノハンモンダン (魚班紋譚) 魚類の班紋の物語には、注意すべき暗示が多い猶「魚の神詣り」参照。

下總銚子市の網元某は、夢枕に立つた鮭の王の頼むのを用ゐず、鮭の多獲で忽ち富を成し長者となつた。然るに鮭の怨みか生れた娘の顔は赤痣であつた。此娘が成人して京から来た繪師に失戀し海に投じて死し、齒と櫛が流れ着いたのでそれを齒櫛(今は白紙と書く)明神と祀つた。鮭の赤い班紋は之から出来るやうになつた(利根川圖志卷七)。

陸奥黒石町へ慶長年間に花山院忠長が遠流された。或日忠長が汗石川の支流を越えて對岸に往かうとする時偶々鮭が群來したので其上を涉つて往つた。之が爲に今に此川を溯る鮭の背には、二條の下駄の齒痕がある

(鳥城志)。此話は信州では神々の事として傳つてゐる

即ち男神が女神の許へ通つた折に、信濃川を涉らうとして鮭の背を越し、途中で轉落怪我をしたので神怒に觸れ、それから此川に鮭が來ぬ(松本と安曇)。

越中上野川郡新保村大字安養寺川に棲む河鹿の頭には兩眼の間に鱗形の班紋がある。隣村越川村出生の伊勢長氏が、安養寺へ廻歷の北條時頼の遺物鱗形の系圖を承け、北條氏を冒した爲と云ふ(旅と傳説五ノ三)。

大阪市網嶋大長寺の鯉塚は、昔淀川で鱗毎に金色の巴の紋ある大鯉を捕り、それを埋めた所と云ふ(同上)。東京市石神井村の石神社の池に棲む魚は、鱗毎に鳥居の形がある。洪水の時に此魚が田畑へ流れ出ても、村民は神の使令として捕らぬ(四神地名録)。

ウツノカオクリ (浮塵子送) 三河南設楽郡長篠村附近では明治二十七八年頃まで行つた。先づ村の者が遠州の秋葉山へ赴き神火を火繩につけて迎へ來たり、此火を高張提灯に移し火繩は竹ノ先に挿んで先頭とし、村民は鉦、太鼓、笛の鳴物人で幣帛を持ち田面を拂ひながらまだ浮塵子送りの濟ぬ村境まで練て行き、そこで幣帛を燒棄て解散する(三州横山話)。蟲送り参照。

ウツノジャミマツリ (海神祭) 沖繩の各地で行はれる。

國頭郡今歸仁村では七月初亥ノ日だが、神職の順序はサキモリ、ノロ、供のカネイノロ、クロモリ、ヨモリの五人相續き、其後に神女數人を従ひ、白衣の裝束に白鉢巻を締め、馬に乗り大弓を持ち、今歸仁城内に昇り、本丸の祭場で唐船の模型を擁し、七廻りしたる後に天神地祇を祭るのである。此祭儀には男子及び妊婦を禁じてゐる(同郡誌)。同郡名護間切のは、祭の折に鼠を籠に入れて海岸の砂の中に深く埋める式がある。昔は猪を用ゐたが後に鼠に代へた(琉球の研究卷中)。

エ・イ

エイガミ (鱈神) 肥後宇土郡松合村大字永尾に、劍大明神の社がある。祭日は七月十五日。社傳に元明帝の和銅六年勅に依て創建す、祭神は怪童神なりと。俚俗の説に往古西海に大なる鱈飛んで山の尾を越え、茲に來る故にエイノ尾と稱し、其魚を祭り尾尖の劍(土俗鱈の尾尖にあるものを劍と云ふ)を取て神體とし、劍大明神と稱すと云ふ(肥後國志卷七)。

エイタイジ〔禪退治〕播磨明石郡林崎村大字林に縣社林神社あり。昔此地に二人の皇后が居られた。其時海中に鱒の大魚ありて、此後を憐ましたるを、加古郡の浮頃三左衛門此鱒を退治したと云ふ(播磨鑑)。

エキジンオクリ〔疫神送〕三河の南設楽郡作手村では六月十三日に祇園送りをする。小麦を少し包み竹の先に挟んで門に立てる。一に疫神を送るとも云ふ(今泉忠義報告)。

エキジンナガシ〔疫神流〕播磨飾磨郡家島村地方では小さき船を作り薬人形を乗せ村中を昇り廻り、病める者の家は便を買ふとして其舟に人形を積み、遠き沖に流す「送れ〜疫病神送れ」として疫神送りの歌を唱へて送るなり(飾磨郡風俗調査)。

エキジンバラヒ〔疫神拂〕飛騨吉城郡高原郷では、時疫行はれし年は其病人の平癒を待て悪神拂をする。それは薬で船形を作り、社人は彼病人の家に入て、悪神を拂ひ出して彼船に移し川邊へ持ち行きて、それを流して歸るとき、皆々茅の輪を潜りて後を見ずして家に歸り、社人は最後に歸る例なりと云ふ(斐太後風土記卷一五)。

エキジンヨケ〔疫神除〕東京市京橋區本八丁堀二丁目釣船清次方より、疫神除の御符を出す。之は寛政二年五月二十四日清次品川沖にて釣せる際、異人に出會し授かりたるもの由にて、御番所へ差出せし書付に記載しある。(半日閑話三卷二)。

エキジンヨケノウタ〔疫神除の歌〕京都で正徳六年に「世間疫病はやり候に付、疫除の歌堂上方より出候とて門戸に張付候。其歌は、風吹かば本來空のそらで吹け、人にあたりて何のえきれい」と云ふ(奇態流行史)。

エキロジ〔驛路寺〕阿波池田町。藩政時代の交通機關に、驛路寺と云ふがあつたが、他藩には此類例を見ない。領内驛路寺と稱するもの七ヶ所、其内三好郡内にあるものは三庄高大字中庄の長善寺、同佐馬路村大字佐野の青色寺である。此寺々には堪忍分として、寺廻を以て三十石を給し、後には驛路寺の必要を感ぜざるに至つて驛路の文字を寺の山號等に使用せしもある。其設置法も王朝時代の驛家の如き機關では無かつた(池田町誌)。

エウイン〔回向院〕東京市本所區の回向院は、明暦の大火の節に、焼死者の遺骸を集め葬り、庵室を御取

建て常念佛場とした。今は前々と違ひ、繁華の寺になり、殊勝沙汰なし。鐘樓堂一言觀音建立は近年の事である(飛鳥川)。

エタ 賤民の一部をエタと稱した事は、鎌倉期に書かれた「塵袋」に「キヨメをエタと云ふは、如何なる詞ぞ、穢多、根本は餌取と云ふべきか」とあるので、既に此頃から行はれたことが知られる。それにしてもエタの語に不愉快極まる穢多の字を當てたのは、誰の仕業か知らぬが心無き事であつた。更に「師守記」の貞治元年十二月六日の條に「今日西井被掘之、鳥目一連、賜三穢多一畢」とあるから、此頃から専ら斯く稱したものと思はれる。全體、エタの語原に就ては古くから「餌取」の轉訛説が唱へられてゐるが、今に學界に定説を聞かぬ。喜田貞吉はオロッコ族の稱かと云ふてゐるが、再考の餘地があるやうに想ふ。明治以降賤民解放と同時に、此問題に關する研究考覈は、かなり多く發表されてゐるので、茲には専ら民俗學に關係ありと信ずる點だけを載録した。委曲は參考文獻に由て究められたい。猶賤民の部類は少くないので夙(シユク)、算所(サンシヨ)、山ノ者、谷ノ者、番太、町離(チャ

ウリ)、茶笠(チャセン)、塩坊(オンバウ)與次郎、皮太等の各條を参照せよ。

エタの元祖 黒川道祐は「凡そエタの始めは、吉祥院(京都)の南小嶋を本とする。此處に乃保里(ノボリ)と稱する者がゐて、罪人あつて道路に曝す時は、紙旗に罪狀を記し姓名を書き、先づ竿を以て此旗を捧げ持ちそして道路に唱ふる者なり」と記してゐる(雍州府志卷八)。併し之は京都のエタの始めであるかも知れぬが、決して全國のエタの起原が之にあるとは信ぜられぬ。エタの起原に關しては捕虜説、先住民説、投化人説、業病人説など種々あるが、其成因は必ずしも單純では無いと考へる。従つて今日から起原を知らうなどと企てる事は、勞多く功伴はぬものと思ふ。

エタの取締 古代の事は姑らく措くが、室町期の末葉頃から、諸國の領主がエタを取締るに漸く嚴重となり更に江戸期に入り全く過酷に失することが散見する。静岡市毛皮町(今は無い)は、エタが住んでゐたので此名がある。エタ頭の彦助は舊家で大永六年以降の古文書八通を所持してゐるが、其一に左の如きものがある

定置皮作商賣之事

- 一、村在々所々可致商賣事
 - 一、皮作ノ外商賣ノ儀停止ノ事
 - 一、毛皮ノ宿相定不可致商賣事
 - 一、不可押買事
 - 一、御用ノ時者雖愛(マ、)誰彼官不及違亂事
- 右皮作八郎右衛門彦二郎兩人ニ堅可申付其上御用ノ時於致無沙汰者重皮留之儀可被仰付者違亂ノ族ハ皮ノ商賣永可相留者依如件

天文十八年八月二十四日

(駿河新風土記)

越後北蒲原郡中條町大字江上の古城址は、上杉家の重臣中條越前守景資の居た所である。今世に傳はる中條家の提書のうちに「エタと交り候男女は、双方とも石子詰、天文二十二年八月」とある。嚴しき取締である(温故ノ栞第二二編)。

伊豫大州藩のエタ取締に左の如きものがある。

エタヘノ申渡

- 一、見形能見分ヲ好ム儀、當時ノ風俗ニ付、時勢ニ隨ヒエタ共近來分限不相應儀有之、不埒ノ至リニ候、依テ七歳以上男女ニ不限、以前ノ通り五寸四方ノ毛皮ヲ目立候様、前へ下ゲ往來致ス事

- 一、居宅戸口へ、毛皮ヲ下ゲ可申事
 - 一、女髪ノ結様、前ノ通り打ツケニ限り、割等ハ格別其他飾リ無用之事
 - 一、山獵師ニテモ、脇差無用之事
 - 一、下駄傘無用之事
 - 一、芝居見物、多人數入込間敷事、最モ平人ニ不紛様引離シ、藥葺ナキ所ニ居可申事
 - 一、無據提灯相用候節ハ、無印一張之事
 - 一、在中ニテ賣出シ商賣無用之事、但皮類ハ格別之事
 - 一、御家人ハ不申及、町家在家ニ對シ不都合無之様、屹度可相心得事
 - 一、多人數ニテ擲立、或ハ鶴竿等相用ヒ川漁無用之事
 - 一、御家人川漁有之節、其邊遠慮可致事
 - 一、木様合羽不申及、桐油合羽堅ク不相成事、笠等モ不相當無之様、心得可申事
- 右之趣居村エタ共ヘ可申聞者也

文化五戊辰年十月

代官

庄屋中

(郷土研究三ノ四)

紀州和歌山藩のエタ取締令は、明治四年八月に「エタ非人廢止令」の發布さる、僅に八ヶ月に出たものだけ

に、特に注意すべきものがある。

- 一、皮田ノ奴、近年風儀不レ宜、間々不埒ノ義モ有之候間同奴共へ別紙箇條ノ通り相觸レサセ候事
- 一、市中ハ勿論、在中タリトモ、通行ノ節片寄り候テ往來ノ人へ聊モ無禮ケ間敷儀不レ可レ致事
- 一、朝日ノ出ヨリ日ノ入迄ノ外、市中ハ勿論、町端タトモ徘徊不ニ相成、且在中ニテモ、夜分妄ニ往來不相成事

本文節分ハ夜五ツ迄、大晦日ハ夜九ツ時迄、徘徊差免候事

- 一、町内ニテ飲食致候儀、不ニ相成ニ事
- 一、雨天ノ外笠カブリモノ不ニ相成ニ事
- 一、履物ハ草履ノ外、總テ不相成事

明治三年十二月

(民族と歴史二ノ一)

弘前市地方では、天正年間に同地に居りし赤松則祐の裔赤松長助をエタ非人の頭とし、姓を追掛と改めさせた。又乞食頭は六と云ふ者で、此二人をして國中のエタ非人を總轄せしめた。引裂羽織、股引、足袋、草鞋雨雪の時も袋笠を許さず、そしてエタ非人は長助の支配、乞食小屋の者は六の支配、隠坊、革師は兩支配で

あつた。總て是等の徒は、平民の家に入るを許さず。内庭戸外にて用を辨じた。金錢米の貸借、結婚、寺詣神拜を禁じてゐて、若し平民の男女是等の徒と結婚すれば、平民は直ちにエタ非人となし、其エタ非人は犯罪者として處分された。又是等の徒は布の一文袋を背負はざれば往來を許さず、但し革師は是等の者と通婚した(人類學雜誌第五〇號)。

エタの壓迫 代々の官憲や民衆が、エタに加へた壓迫を載する事は、餘りにも夥しく存してゐて、全く取締に苦む程である。

エタは武士に對しては勿論、町人百姓に對しても、其屋内に入るを禁ぜられ、門構の家では門外で草履を脱ぎ、跣足のまゝ入口土間の敷居外に至り、敷居に手をついて用談を申上げる。普通の町人百姓の家へ往つても、漸く土屋の敷居に腰をかけ、若くは軒下の土上に座して應對する。通婚、同居、同火の如きは、無論思ひも寄らぬ所であつた。エタ非人の同情者柳瀬勁介氏が、潜心其沿革を調査して、遂に「社會外の社會、穢多非人」の著をなした動機は、エタ一人の生命が平民の七分ノ一に相當するとの判決例のあるのを見て、懐

慨悲憤の念を起された爲であつたと云ふ。實際彼等は爲政者から、普通民の七分ノ一しか價値がないと認められた時代があつた。即ち安政六年に江戸山谷の眞前稻荷の初午祭に、同所の若者とエタと衝突して、エタが一人殺された。そこでエタ頭彈左衛門は、下手人の處刑を北町奉行に願ひ出ると、奉行の宣告に、凡そエタの身分は、平民に比して七分ノ一に相當するから、猶六人のエタを殺した後、相當の處刑をなすべしとの事に、彈左衛門も遂に泣寝人となつた(民族と歴史二ノ一)。

信州松本地方のエッタは、皮細工、麻裏草履作り、藥細工などが常業であつて、變死人の取片け、斃牛馬の處分、又は狂水病取締の野犬撲殺等が臨時の仕事である。彼等には罌丸の片方なしと云ひ、又同じ物に皺なしとも云ふ(中山曰。北越地方にてエタをトウナイ(十無い)と云ふ所がある。普通人には肋骨十本あるが、彼等は九本なので十無いであると云ふ。今では藤苗と書き藤原氏の末孫だと誇つてゐる)。更に大小便が同時に出来ぬとも云ふてゐる。常民はエタの火では煙草を喫まず、彼等も心得てゐる人にはマツチを出す例であ

る。又人が燃えさしの薪を手に持て、煙草の火に差出すと、己れはエタでは無いと怒る者がある。惟ふに之は元エタに煙草の火を與へる作法であつたのだらう。(郷土研究三ノ九、紙上問答欄)。

土佐長岡郡では、昔はエタを打つには肥柄杓の柄で打つた。人員を數へるには幾匹と云ふたなどと今も言ふてゐる。彼等の鎮守は肅慎神(シタジノカミ)である。(同上)。

阿波新野町では、舊藩政時代には番太や非人は、子孫の繁殖せざるやう産兒が制限されてゐて、男女二人の外は育てる事を禁じられてゐた(新野町史)。按に、二兒制を強められたのであるが、他兒は墮胎するか墮殺するか、二つのうち一つを擇んだものと思ふ。それにしては彼等は、一方に極端なる産兒制限を受けてゐながら、一方には普通人の子種が欲しいと姿を變へて、種買ひに歩いた事實を傳へてゐる。涙なくしては聴かれぬ話である。

エタの信仰 彼等は神祇では白山神を、佛教では眞宗を信じてゐたが、所詮は悲しき斷念の信仰であつた。下野足利郡山邊村大字堀込の白山神社は、古くからエ

タの神様だと云ふ。俚傳に白山は元百濟と書き、之を百姓讀みにヒヤクサイと云ひ、更に白山(ハクサン)に轉訛したもので、エタが百濟から來朝した時に持つて來た神だと云ふてゐる。(郷土研究三ノ一一)。按に、エタ村の産土神に白山社を祀る例は、各地を通じて多く存するが、今は省略の外に致し方が無い。

近江蒲生郡苗村庄は、昔三十餘郷に亘る大村であつて、天王社御鎮座の舊跡である。大祭は三十三年目に三度行はれるが、如何なる由來あるにや、國中の賤職卑業の者が集つて神事を勤める。石切屋、青屋、筆屋の類の賤職に二十餘胤あると云ふがそれ等が四方から來る。祭禮の前年から屠兒丹双羅(マ)の者吟味詮議して、夫々の役目を言渡す。清淨の神事に卑業の輩が集り、諸役を勤めるは不審の事である(淡海温故録二)。肥後飽田郡春竹村にエタ部落があり、志賀大明神を氏神として祭る(肥後國志卷四)。同國合志郡弘生村、及び同郡南弘生村の兩エタ部落も、共に志賀宮を氏神としてゐる。或は近江の志賀大明神と同體なるかも知れぬ(同上卷一四)。

林述齋の來談に、此十一月(天明年中)十五日に京都の

東本願寺が自火で焼亡した。其宗旨のエタ共百人計り消防に駆つけ、遂に本堂と共に灰燼となつた。然るに他のエタども打寄て、本堂と共に焼死せし者は眞の成佛であつて、來世はエタを離れて平人に生れつべしとて羨んだと云ふ。又此時に東本願寺の火が風の變動にて西本願寺に吹かけ危かりしに、エタども多勢馳せ集つて、各々所持の獸皮を出し、屋根の破風或は庇窓など凡そ火の入るべき所々を包んで防ぎ留めたとある。(甲子夜話卷四二)。

エタと商賣 皮細工物が主たる商賣であつた事は云ふ迄もないが、其外にも何等かの商賣を營んだらしい。鳥取藩の記録によると、因伯二國で三十三ヶ所のエタ村があり、村毎に組頭を置き之を統御する者を孫次郎(役名)と云ひ、(一)刑人の扱取、(二)牛皮上納(毎年五十二枚運上)、(三)稗作場、(四)國産蠟晒の四事を許してゐた(岩美郡史)。記事が簡古な爲めに判然せぬ點もあるが、蠟晒とは何か蠟燭造造に關係があるやうに想はれる。

武藏人間郡太田村大字豊田本に小字安生老と云ふがある。エタ部落で二十八軒あつた。古く此部落では砥石

の賣買をしてゐた。鎮守は白山社である。往昔は川越喜多院の境内に往んでゐたが、後に此處に移住した。此中に小頭二人あり、其者の所持せる古文書によると天正頃の上州に往き砥石賣買をなし、それから此處に住むとある(武藏風土記稿卷一六三)。

江戸日本橋尼店(アマダナ)の茨原の高地に、エタ頭彈左衛門の住宅があつた。其邊一帶は二抱へ三抱へ程ある大木が多く生茂り、一構へのエタ村をなしてゐた。天正年中に家康が入國して、エタ村は淺草の元鳥越へ移轉すべしと命じた所、彈左衛門より左様な遠方へ移つては、商賣が出来ぬと愁訴したが遂に移された(落穂集卷二)。按に、日本橋室町一丁目の西側角を尼店と稱した(御府内備考卷八)。今の革屋町も彈左衛門に由縁ある町名か。それにしても日本橋にエタ村があつたとは、滄桑の變に驚くばかりである。昔の越中富山の藥賣りには、鉢屋(ハチャ)と稱する階級の者があつたと聽いてゐる。エタに關する記事は餘りに複雑してゐるので繪各條を参照せよ。

【考考文獻】

エタ考 (伴 信友) 比古裝衣卷一九

賤者考 (本居 春庭)

屠兒考 (伊藤 常足) 百家叢說第一編

エタ非人の由來 (久米 邦武) 史學雜誌一ノ一三

日本奴隸史 (阿部 弘藏)

エタ非人 (柳瀬 勁介)

エタの研究 (菊地 山哉)

特種部落研究號 (諸 家) 民族と歴史二ノ一

徳川幕府とエタ解放(尾佐竹 猛)江戸時代文化卷一〇

エタガシラノヤシキ (エタ頭の屋敷) 東京市淺草區新

町彈左衛門が一郭は、南北三町東西一町餘ある。南は

堀の方に往來の門を設け、北は今戸の通に門があり、

所用ある者は南北の通抜にするもある。此一郭の内に

太物屋、質屋、湯屋、髮結處を始め、往來の兩側に軒

を並べ、取分け炭部屋など云ふ粒立し家居もある(遊

歴雜記初編上)。

エタガネ (エタ金) 帳外者と賤められたエタには、富

裕なる者が少くなかつた。そして之には蓄財を容易な

らした種々なる理由があつた。(一)賤業専職と擯斥

された半面は、彼等の業務は獨占的であつただけに利

益が多い。(二)帳外者(人別帳に登録せぬ意で現在な

節は横座を御渡し可申候」の一句があつた。横座は主

人の座席ゆゑ、先づ名譽を抵當にしたとも云へるので

ある。年一回にエタが利子を取りに來た時は泊めてや

る事、返済したいと思ふ時は他に借主を見つけて引繼

ぐ事などは、他地方と別に變る點も無かつた。それ故

に誰の家でエタ金を借りてゐるかは、すぐに分つたも

のである(高木誠一談)。

エタ總頭江戸湯草彈左衛門の金は、無抵當無年限であ

る。之を借受ると家名を紫屋と改め、家の入口に紫木

様の暖簾を掲げた。此紫屋の株を他家へ譲り渡す迄は

年に一回彈左衛門の使が、利子として年三分を取立に來

り宿泊し、且つ彈左衛門の申付に背くことが出来ぬ。

金は高野金、座頭金と共に、江戸時代の特殊の金融機

關で、地方では其出張所とも云ふべき所にて取次ぎし

ものか、越後では高田市西村町の六右衛門より貸付け

たと云ふ(温故ノ栗第一九編)。

足利市外の農村でも、昔エタ金を借りた者があつた。

詳しい話は残つてゐぬが、無期限で無擔保で安利息だ

と云ふ事だけは聞いてゐる。よく何村の誰々はエタ金

借りて融通が利き、之が爲めに金持になつたなど噂し

れば無籍者)とて一切の租税其他の負擔を免除されてゐた。(三)武具馬具に必要な革細工をしたので、或者は領主より多少の保護を受けてゐた。(四)人外として交際、住宅、衣類など總ての生活に極端なる制限と壓迫を加へられてゐたので、幾分つゞでも、剩餘が出来た。(五)更に是等多數のエタを支配してゐた頭分になると、支配下の者より相當の附屬を得たので、其致富は巨額なるものがあつた。そして此財を良民に貸すのをエタ金と稱してゐた。勿論、之には斯くする事によつて、幾らでも良民と交際する事が出来ると云ふ氣持と、金だけでも賤民の良民に對する優越感も伴つてゐたのである。

磐城平町新川町に番人頭の白土六左衛門と云ふ者が居住し、之が此地方のエタ金の取次をしてゐた。無期限無抵當で利子は年三分の定めであつたが、此金を借りると俗にエタツキアヒ(交際)と稱して、金三十兩迄は一文錢を椽に釘で打付る事、五十兩からは納戸の柱に雪駄を掛けて置く事、百兩となると床柱に太鼓を吊るす事となつてゐて、返金せぬうちは之を守らなければならなかつた。それに借用證文には「御返済致し兼候

たものである。此金を借りたからとて別段にどうと云ふ事も無かつたが、自然その者は肩身を狭くして村の寄合などにも、顔を見せなかつたと云ふ(岩井田喜重郎談)。

大阪市内でも今は全へ絶えてしまつたが、明治以前には、市中又は近接の邑里にも、人家の大屋根の外面の端の處に、經り四寸許りの小太鼓を釣つたのを見かけたものである。瑟龍寺表門の天津湯の北東にもあり、堂嶋にもあり其他所々にあつた。故老の談に、之はエタ村の富家より、金を借ると、必ず其家に太鼓をかける。火災ある時はエタ村の消防方、其家を助けて焼かぬ。其目標の爲めである(浪華百事談卷八)。

エタゴマ 「エタ胡麻」 伯耆倉吉町萬祥山大獄院の鎮守に入幡社がある。毎年八月放生會の前後に、三明寺村の胡麻共社參して火を焼き、暫らく禮拜して歸るが一社の恒例である。胡麻とはエタの事である。此寺の大檀那山名氏豊戦死の時、娘の胡麻姫免れて三明寺村のエタの許に入り、後に嫁して數多の子を儲け、其子孫繁昌せる縁故と傳ふ(伯耆民談記卷九)。

エタシハイ 「エタ支配」 エタ頭彈左衛門の支配は四十

餘あり、其内に藍屋壺立と云ふものがある。之は無地の紺染ばかりを業とする染物屋のことである。又世間に非人にもあらずして絹布類を著し、袖乞をなして渡世する一種がある。此者を乞胸と稱す。此類もエタの支配である。國初よりの御定書には、エタの支配の種の家の業をなすものあり、占ひを業とする者もエタの支配なり、右御書付の内に乘せられたりと云ふ。(譚海一四)。

エタデラ 「エタ寺」 帳外者のエタを檀那とするエタ寺の件に就き、江戸期の幕府が之の取扱方に關し下役の者に與へた記録に、左の如きものがある。

エタ寺取扱ノ事

松平越後守御預所、備中國阿賀郡井尾村西本願寺派エタ寺永寶寺吟味節、差出方之儀、榊原主計ヨリ伺書相添懸合有之、取調候處、差富例モ不相見候ニ付、爲心得西本願寺輪番エ相尋候處、別紙之通書付差出候ニ付、右書類之趣ヲ以可及挨拶ト存候、依之書付類相添爲御相談相廻シ申候、思召之程被仰聞候様致度存候

文政二年三月

水野左近將監

榊原主計頭

水野左近將監殿

松平越後守御預所、備中國阿賀郡井尾村エタ寺、一向宗永寶寺取扱方之義ニ付、別紙之通右御預所役人相伺申候、如何可及差圖哉、則伺書相添此段御掛合仕候以上 寅十二月

下札

御書面之趣令承知、別紙松平越後守御預所役人伺書致一覽候處、エタ僧呼出之節ハ砂利エ可差出旨、御預所役人エ御差圖有之候方ト存候(下略)。

卯三月

(祠曹雜識卷五五)。

エタトカイソク 「エタと海賊」 備後深安郡本庄村にエタが住んでゐる。元は海賊(水軍の意)である。頭を杉原五左衛門、同松若と云ふ。始め杉原盛重に扶持され藤井皓玄の神邊城を襲ひし時粉骨を盡す。杉原歸陣後に手柄を聞きて扶持を増し名字を與へた。今は三十八戸ある(福山志料卷一一)。

エタトコジキ 「エタと乞食」 甲斐のエタ村は齊曆頃には田中、山崎、宇津谷等にあり、乞食頭が支配してゐた。併し刑場へはエタのみ出て乞食は出ぬ。乞食にも手子の者として、盜賊を捕ふる役儀の者もあつた(裏見

寒話卷六)。

エタトヤクシヤ 「エタと役者」 芝居狂言を勤める戲者京江戸往來の時、道中御關所手形は皆エタの頭から貰て往來した。江戸より上京するには、淺草彈左衛門が手形を出した。京都より江戸へ下る時には、四條智恵院横町に住するエタ頭天部より手形を出したのである(譚海卷一四)。

エタノコキワケ 「エタの扱き別」 大阪では「ゑつたのこきわけ」と云つて、雪隠で尿尿を同時にするのはエタには不可能な事だとしてゐる。又「一里ゑつたに夙三里」と云ふことは大阪に限らず、畿内地方では可成り廣く云はれてゐるが、必ずしも明瞭でない。夙村の出入口には、必ず門があつたが、現存するものは少ない。之は昔は田舎に行つて、夙村か否かを識別する唯一の標準であつた。東成郡岡村の如く、村の周圍に濠を廻して、唯其の門からばかり出入したのもある。

西成郡勝間村と同様近年門は亡くなつた。夙村の人間は肋骨が一本足らぬと傳へてゐる(郷土研究一ノ一〇)。
エタノソジン 「エタの祖神」 紀伊都郡皮張村丹生狩場明神社の南二丁許り百合野明神の祠があり、狩場明

神を葬る所と云ふ。又村に皮張石がある。狩場明神猪鹿の皮を此石に張りし所なりと云ふ。亦此神の像なりとて、青襖を著し袴を著けて白黒の二犬を牽きし形を畫く。景行帝の御時三野國牟毛津と云ふがあり、應神帝丹生神社に神地を寄給ひしとき、其牟毛津君の末裔に、藏吉人と云ふ人を犬飼として、同じく丹生神社に寄せ奉つた。之に依つて其子孫世々此地に住して、狩獵を事とせしに、僧空海高野山を尋求むるの時、其子孫の人白黒の二犬を牽て空海を嚮導した。五月三日此人死せしより百合野に葬る。功ありしを以て里人祀りて神とし、狩獵をなし、人なるを以て、狩場明神と名付け没日を以て祭日とした(紀伊續風土記卷四七)。

エタノヤクギ (エタの役儀) 大阪にてはエタの異名をケドと云ふ。隠遊女などを捕るに、上方にては同心衆をば遣らず、エタをして捕へしむる故ケドが入ると云ふと聞いた(譚海一四)。

エタノリシヨウ (エタの俚稱) 羽前庄内地方にては穢多或は長吏の異名としてラク、東國にてはカハダ、近江にてはクボ、上總下總にてはカハボウ、山形にてもカンボ、遠州にてはカツボ、三河にてはカハタミ、薩

摩にては人外と云ふ(莊内方言考)。駿河富士郡地方にては穢多を一般にコーサイと稱し、同大宮町邊にてはエタ非人をミツヤと云ふ(吉居雜話)。

エタムラキヲフ (エタ村を嫌ふ) 肥後益城郡下六ヶ村の中にエタ村がある。舊此エタ村は上嶋村の内であつたが、該村の東なる故に、里民日上へに屠者のあるを禁忌し、近世下六ヶ村に屬したと云ふ(肥後國志卷五)。猶『彈左衛門』の條を参照せよ。

エチゼンマンザイ (越前万歳) 萬歳を参照せよ。



エトキビクニ (繪解比丘尼) 始め熊野比丘尼が、地獄極樂の繪を携へて諸方に出て佛陀の教へを繪に就いて説いたので此名がある。後には是等の比丘尼は墮落して勸進比丘尼や熊野比丘尼と稱し歌謡し賣笑するやうになつた(賣笑三千年史)。

「出産」の條で補ふとする。
胞衣笑ひ 昔は身分ある方の胞衣は、先づ清水で七度洗ひ、更に酒で三度洗ひ、後に酢に浸し、それを壺に納め白布三尺にて一み、稻荷の裏山に埋め、大聲に三度笑つて後を見ずに歸るを故實とする(御産所日記卷三其他)。

胞衣と定紋 東京市荏原區世田ヶ谷に常盤橋と云ふがある。昔領主吉良義高の愛妾常盤が、不義の汚名を被て此橋畔で殺されたが、懐胎とて切口より赤子出て、胞衣を改めしに吉良家の定紋があり、冤罪の實が明白となつた。世人哀れに思ひ常盤を辨天に、赤子を神に祭り、且つ此橋の名を常盤橋と呼ぶに至つた(四神地名錄)。

世諺に、人が子を産んで、若し其父の子で無くして他夫に見えて産んだのならば、其子の胞衣を洗ひ(中山曰。酒で洗ふとも云ふ)見れば父の定紋があり、他夫の子なれば其者の定紋があると云ふが、此説は信じられぬ(本朝要綱卷四)。

胞衣と馬屋 八戸市附近の農村では、胞衣は馬の足が當ると良いとて、馬屋の入口などに埋めた。四五年前

に胞衣の焼場が出来たので、町の産婆にかゝつた者は皆こゝで焼かれる。中澤村大字中野では、今でも馬屋に投入れたゞけにして置くと云ふ。町では胞衣の埋めやうが悪いと、夜來て梁の上を青光りして歩くなど云はれてゐる。又人は生れ變るもので、前の事は胞衣に記されてゐるから、洗つて見ると判ると信じてゐる。(旅と傳説、誕生葬禮號)。

胞衣の埋方 信濃飯田町附近の胞衣の始末は、生兒が女なれば糸、針、紅、お白粉などを、又男なれば筆、墨、扇、紙などを壺の中に入れて、墓地或は方角を見て、椽の下などの日の當らぬ所へ埋める。(下伊那郡史其他)。

胞衣と俗信 武州北多摩郡保谷村では、胞衣は其まゝ人に踏まれぬ場所、即ち多くは家の闕の下や床下に埋める。そして一番先きに胞衣の上を歩いた動物、例へば猫なれば猫を、蛇なれば蛇を、其者が一生恐れると云ふてゐる(旅と傳説、誕生葬禮號其他)。

胞衣と動物 肥前の各地では胞衣は父親が埋める事になつてゐる。其理由は、子は父親を最も畏敬するやうにとの爲めである。子供は埋めた自分の胞衣の上を、

最初踏んだものを一番怖れると云ふ俗信があるからである。即ち成人してから或は百足蟲を嫌ひ、或は蜘蛛を怖れるなどの差別あるのは、胞衣の上を最初に通過した動物の種類に因ると云ふ(民族と歴史四ノ四)。

胞衣と方角 相模津久井郡地方では、胞衣は筆、墨、針、お洗米等と共に白紙に包み、棧俵に載せて内庭の中の、其年の恵方に當つた、最も多く人の踏む處へ埋る。胞衣の埋た方角が悪いと、其子は病気になる云ふ。密夫の子は胞衣を酢で洗ふと、定紋が目茶苦茶に現はれるが、良人の子は定紋が正しく附てゐると云ふ。又双生児の胞衣は、人間の生れ變りならば一つ、畜生の生れ變りならば、一人に一つとあると云はれてゐる(同上)。

胞衣を踏ぐ 東京では昔から今でも、子の無い者は胞衣の温くて畑の出でゐるのを、夫が踏ぐと妻が妊娠すると云ふ俗信がある(吉村徳之輔談)。

胞衣洗ひ 飛彈の農村では、私生子を生みし時、男が彼之苦情をつけると、胞衣を洗ふて日の光りに透すと其父親の定紋が現はれると云ふ(性の研究二ノ五)。

胞衣と地借 筑後宗像郡大嶋地方では、胞衣はお産し

と一人が「上ン下ン笑ソソレー」と叫ぶ。さうすると家の内外に居る者が、一度にとつと笑ふ習俗がある。(旅と傳説、同上)。

【参考文献】

胞衣と臍緒の俗信 (宮武 省三) 民族と歴史六ノ六

エナヒメシヤ 「胞衣姫社」 岩代白河町向寺町に在る胞

衣姫社は、昔鬼一法眼の女皆鶴姫が、源義經の後を慕ひ來て、此地に死去したのを祠れるものと云ふ。里人一夜安産の靈夢に感じ、功驗ありしより平産を禱る者が多い(白河案内)。

エノキ 「榎」 我國では木偏に春(椿)夏(榎)秋(楸)

冬(栂)を造りとした文字の樹木を崇拜してゐる。之が我國有の思想か、それとも支那の影響を受けてゐるかは肯否共に容易に斷定する事は出来ぬけれども、兎に角に斯うした事實の在ることだけは明白である。椿楸、栂に就ては其條を見よ。

榎神木 陸前田尻町字本町の岡明神の境内に、大榎あり神木と云ふ。昔此榎の枝の割れ目から二個の子安貝が出た(遠田郡誌)。

會津若松市本二之町に諏訪神社がある。神木の榎は拜

た床の下か、墓地に埋めたものであるが、現在では屋敷内には埋めない事になつてゐる。汚物は女二人が夜中鎌を携へて竊に海岸へ行き、龍宮様から汚物を棄てる所だけを借りると云つて、鎌で空を切つた上で棄てる(旅と傳説、同上)。

胞衣の首懸 胎児が胞衣を首から袈裟のやうに懸けて生れるのは、古くから廣く忌まれてゐた。僧行基が生れた折に此様だつたので、両親は不祥として樹ノ枝に棄てた。日を経て見ると嬰兒が胞衣を出て能く物を言つたので取上げて育てた。之が後に一代の知識となつたとある(日本往生極樂記)。佐賀市では斯うして生れた子には男女とも袈裟と云ふ名をつける。さうすれば無事だと信じてゐる(田尻袈裟友談)。

胞衣と鋭鈍 壹岐にては産兒の胞衣は町重に取扱ひ埋め方は方角を下し桶又は飽の殻等に入れ恭しく埋む。實に胞衣の埋方により、人の鋭鈍あると恐れてゐる。(人類學雜誌四ノ一三四號)。

胞衣を喰ふ 昔は沖繩の妊婦は、出産の時には必ず胞衣を喰ひ、火で燻めて汗を出した(南嶋探險)。又土地により胞衣を埋める間は皆静肅にしてゐて、埋め終る

殿の東廊下の側にあり、延寶頃より大樹となり拜殿の上に蔓る。屋上葺替などあるとき誤て枝葉を損ずると必ず怪我をする(新編會津風土記卷一一)。

武藏比企郡北吉見村大字中新井字陣願木の林の東に三抱へ許りの大榎がある。今は枯損したが昔戰爭の時に馬を繋いだ木と傳へ村民は手も觸れぬ(武藏風土記稿卷一九八)。

信州野澤町の諏訪神社に神木の榎がある。又二町許り隔て、辨財天社があり之にも榎の大木がある。方俗之を女男木と稱す。此二木春芽を出すに交代であつて當年諏訪神の木が先へ發芽すれば、明年辨財天の木先へ出芽す。落葉も亦之と同じである。毎年試みるに違ふ事がない(千曲之眞砂附録)。

大津市膳所大明神は城の大手に鎮座す。祭禮は舊三月三日で之を粟津祭と云ふ。元は城中にあつたのを此處に遷した。今城中の故趾に大榎がある神木と稱してゐる(參宮圖繪卷上)。

越後出雲崎町字井ノ鼻町の寄木神社。境内に大榎がある。俚傳に上古出雲國日御崎より、同國人を慕ひ一樹の榎が流れ着き、自然と根幹を生じ數回の奇瑞があり

町民崇敬して神に祀つた(北越史料出雲崎)。
 播州掛保郡室津村字大浦の共同墓地に一本の榎があり其下に古い五輪塔を建てた塚がある。此榎に祈願すれば何病でも治癒するが、願懸人は期間を定めて煙草を断ち、煙管又は煙草入を此榎に納めるのである。故老の談に、源平合戦の頃に大将の鎧の袖を埋めた所で、其標に栽えた榎だと云ふ(郷土研究三ノ八)。按に、我國に榎を墓標に栽える習俗が在つたと見え、各地に此種の話がある、注意すべき事である。

榎神體 越後南蒲原郡保内村の民家では、榎と云へば如何なる小枝でも焚木とせぬ。之は同村鎮座の式内小布施神社の祭神大彦命の尊像が、古く榎に彫刻されてゐる爲めと傳ふ(越後風俗志第一輯)。

出雲平田町が昔一年のうち七度も失火で焼けた事がある。町民も不安に驅られてゐると袋町の荒神様と崇拜されてゐる榎神の託宣で、湯花を奉り其湯立の火を籠に用ゐなば火災止むと。町民之に従ひ火難から免かれ、今に三年に一度火祭を行ふ。神體は榎で高さ三丈周り七尺あり、祭は舊十月十一日に行ふ(雲陽誌)。

明治四十年頃に、一時流行した東京千駄ヶ谷八幡宮前

のおまん榎も、其形容の類似が俗信の中心ではあつたが、猶榎神體と見る事が出来る(旅と傳説四ノ六)。

縁結び榎 東京豊嶋區下高田町の藤稻荷社の北に、縁結びの榎と云ふがある。神木として崇敬する。此榎は王子稻利より古く、六孫王經基の勸請と云ふ(遊歴雜記初編上)。

縁切り榎 東京市板橋町字岩ノ坂に縁切り榎がある。圍み二丈許り樹下に第六天の小祠がある。世に男女の悪縁を離絶せんとする者、此樹に祈れば驗ありと云ふ(武蔵風土記稿卷四)。

【参考文献】
 争ひの樹と榎樹 (柳田 國男) 民族一ノ三
 エノキシシカウ 「榎信仰」 民間の信仰には傳説が附物であつて、兩者を區別する事は困難であるが、茲には便宜上區別する事とした。

榎好きの神 東京市荏原區玉川町大字下野毛の六所明神社は、上下野毛の鎮守である。相傳ふ此社は昔洪水のとき多摩郡府中の方より流れ來れるもので此所の榎の枝にかゝつたのを、取上げ見れば祠なるより此處に祭つた(武蔵風土記稿卷一一)。

裝束榎 東京市王子稻荷社の東方田園の中に裝束榎がある。元は、二本あつたが一本は枯れて近年に植繼いだ。古木の方は圍み二抱へ餘り。里民の説に毎年十二月晦日の夜には、此榎に狐が聚り衣裳を改めるので斯く稱すと(同上卷一〇)。按に、古く此地に稻荷祭禮用の裝束祠の在つたのが混びて榎だけ残つたので此名を傳へたものと考へる。猶「裝束堂」及び「裝束神體」の各條を参照せよ。

榎村神社 伊勢多氣郡大杉村に式内榎村神社がある。度會延經の神名帳考證に、榎村神社は大屋津姫命なり美濃國惠奈神社、遠江國矢奈比賣神社も同訓だとある(勢陽五鈴遺響)。

榎 岡山市の島田の機關庫から野田に出る鐵道線路の傍に榎稻荷神社といふがある。其由来は古來榎を伐ると必ず祟ると云はれてゐたのを鐵道の敷設で二十圓で某が請合ひ、更に十五圓で野田の某に伐採方を譲り切り倒したが、前記二名は五日経ぬうち死亡し、爾來同所附近で轢死者九人を出し、打續く不氣味な出来事に、鐵道従業員の發起で現在の榎神社が出来たものである(岡山秘帖)。

胞衣懸榎 和泉泉北郡八田莊村家大字原寺は、僧行基の生家を精舎としたので此地名となつた。村に封墳が一基あり墳上に榎樹がある。行基の胞衣を懸けたと云ふので胞衣懸榎と傳ふ(泉州志卷二)。

方違の榎 薩摩日置郡田布施村大字尾下の、勝手明神社に近き畠中に方違ノ榎がある。天文七年十二月二十九日に梅岳君(嶋津氏)が加世田城を攻めたが、凶方のため利を失ひ、同社に祈りて方違をさせたので此名がある。(三國名勝圖會卷二九)。

瑞木榎 小正月の祝儀に拵へる團子を、瑞木(ミツキ)として榎の枝に刺して飾る民俗は各地にある。常陸にも古くから此事が行はれ(新編常陸國志)。肥後球磨郡にも丸餅を刺すとある(民族一ノ二)。按に、正月に榎と柳に餅や團子を刺したのは、此兩木が單に小枝が多くて見えた目が美しいと云ふ以外に、やはり靈木として崇敬されてゐたためである。

エノキシシカウ (榎千俵) 能登鳳至郡諸橋村大字前波に、讃岐の一本木とて不思議な大木がある。若狭の白比尼丘の植えしと云ふ榎の木と云ふが榎の實が出来る傳に榎千俵と云ふ。此邊此木一本あるのみにて外に草

も木もない(熊州名跡志卷五)。

エノキダマノシンジ 「榎玉の神事」 豊橋市の神明宮では舊正月十四日に、社内に生いたる榎の木を伐り、之にて周り一尺五寸乃至二尺程の木の玉を作り、氏子中より乾地方福地方と稱する二人の男子が出て、同じく榎の枝の鍵を手にして神前で此玉を奪ひ合ふ。乾地方が勝てば雨多くして凶作、福地方勝てば之に反すと云ふ(吉田領風俗問答)。按に、年占の行事である。

エノキデンセツ 「榎傳説」 榎に關する諸種の傳説を拾録雜載した。

隠れ榎 天武帝が近江不破ノ關で、大友帝の軍兵に襲はれた時、傍らの大榎が自然と二ツに割れて、帝を隠し奉つた事がある(源平盛衰記卷二二)。

太平榎 江戸龜戸梅屋敷に太平榎と云ふがあつた。木に自然と天下太平の四字が現はれてゐたので、水戸光圀が上聞に達し斯く名づけた(甲子夜話卷六五)。

女木榎 陸前桃生郡瀧淵村の農家正七郎の宅地に女形ノ井がある。傳に昔京都から女性が来て此井に投身した。尋る者が追かけて来て其狀を聞き、井ノ中を窺ひ見ると其女の影があつたので女形井と名づけ井ノ傍に

榎を栽え女木と稱した。今に正七郎の家に凶事ある時は此井水が變色する(封内風土記卷一一)。

片根榎 足利市昌平町の善徳寺門前の道路に數株の榎があるが、何れも南方へは根を張らぬと云ふ。それは最初此榎を栽えた住職が、隣人の苦情に對し根を生やさぬと云つたからである(郷土研究三ノ七)。

榎投榎 丹後網野町の網野神社の祭神は、住吉神と水江浦嶋子神だと傳へてゐる。今福田ノ園に浦嶋が玉手箱を開け、急に老人となつて顔に出來た皺を投げつけたと云ふ榎がある。浦嶋は此處で衰死した(竹野郡誌)。
腰掛榎 近江甲賀郡多羅尾村日雲宮の高宮神社に、倭姫命の腰掛榎がある。口碑に、垂仁朝に姫が大神宮を奉祀の際に憩ひし所と傳ふ(近江名木誌)。

首纏榎 武藏南足立郡淵江村大字保木間に首纏榎がある。昔小宮某とて北面の武士が此地へ配流され、毒蛇と闘ひ之を殺したが小宮も毒氣に中つて死んだ。村民之を哀み墓の上に榎を栽えて小宮榎と云つたが、後に此榎で度々纏首する者があるので此名と變つた。此榎には樹靈があると稱し、何事でも願文を認め木の枝に懸けて置くと必ず達する。但し何れの文にても表書に

は「私のさま、まいる」何の年「御存じより」と記さねばならぬ(四神地名録)。

榎廊 高崎市赤坂明神の舊跡は、榎廊の内である。昔は此地を榎ノ森赤坂山と云ひ、赤坂の總鎮守であつた。俚傳に寛元年中に和田義信が相州三浦の二ノ宮を勸請したと云ふ(高崎志卷上)。

エノキトゾクレイ 「榎と族靈」 紀伊續風土記に、榎を熊野の或村で、塚に植え神とせる所があると載せてゐる。熊野に榎本と訓む姓の多いのは、昔榎を族靈(トテム)とせる遺風と思ふ(南方來書卷五)。

エノキノツエ 「榎の杖」 東京本所區若宮町の若宮八幡社の榎の神木は、源義家が東征の途次此地にて、榎の鞭を地に刺したのが、繁茂したのだと云ふ。(本所雨やとり)。

肥後菊池郡下陣内村と穀無村との境に榎がある。口碑に昔阿蘇神が巡狩のとき榎の杖を此地に挿したのが、かく繁茂したと傳へてゐる。又同神が食物を求められしに米穀が無かつたので、穀無村と名づけたと云ふ。(肥後國志卷一四)。

土佐幡多郡中筋村九樹の榎船戸は、延光寺の明俊僧正

が来て、榎の杖を路傍に立てたのが茂り此名がある。(南路志)。按に、杖立傳説の一種である。

エノキノヘビ 「榎の蛇」 肥後球磨郡五日町に近き球磨川端に、大なる榎の木があり、此木に大蛇が棲み、顔を見合すれば病むとて、此木の下を通るものは頭を垂げて通る。太さ二三尺廻りにて總身色白く、長さは纒二三尺餘で芋蟲に能く似たりと云ふ。所の者は之を一寸坊蛇と云ふ(西遊記卷一)。

エノキノミツ 「榎の水」 東京牛込區高田の穴八幡宮の境内に、古い榎の大木がある。木のうろに水があり、如何なる旱天にも涸れず、眼疾の者此水で洗へば効驗ありと云ふ(武藏風土記稿卷三)。

武藏北足立郡戸田村大字上戸田の羽黒權現社の後に榎一株ある。樹根より一丈許りの所で二支に分れ、其處に溜り水が絶えずある。近年から農民が御水と稱し、乳なき婦人、或は病者に効ありと云ふ(同上卷一四一)。
越後蒲原郡緒立村の榎八幡社の前に榎の大木があり、樹上四尺許りで二股に分れる。其中うつろで水を湛へ眼病に効がある。(越後名寄卷九)。按に、信仰水は各地に亘り殆ど無数にある。諸病に効能の有無は知らぬが

三重縣衛生課では全縣下の此種の水を克明に試験し、「信仰水の調査」と題して出版し、一般に指導する所
のあつたのは親切な態度である。

エノキノキ 「榎の井」 讚州琴平町の金毘羅大権現は、即ち天竺國王舎城の鎮守である。初め大寶元年十月十日寅時一竿旗あり、清空より下り來て那珂郡榎井の地に墜ちたのを祀つたのである(全讚史卷六)。

エノキハチマン 「榎八幡」 東京市淀橋區高田馬場八幡社は穴八幡と云ふ。牛込榎町の古榎樹を以て彫刻し、寛永十九年四月八日開眼せる由裏銘にある。社傳に此所には古くから八幡の小祠があつた(新編武蔵風土記 豊嶋郡卷三)。

常陸土浦城本丸の西櫓下に榎八幡がある。此名は神木の榎の大木に由るものである。此地は天文二十三年八月朔日に、信太伊勢守範宗が害せられた所で、八幡社は範宗の靈を祀つたものと云ふ。今に猥りに榎の枝葉を切り之を焚くと必ず祟るとて、代々の城主も之を尊敬してゐる(新編常陸國誌卷八)。按に、中世以降の八幡信仰には、怨靈鎮護の觀念が濃厚に加はつてゐた。墓地に縁ある榎に、鎮魂に縁ある八幡の祀らるゝ

事は、注意すべき點である。猶八幡と鎮魂に就ては柳田國男の「人を神に祀る風習」(民族二ノ一参照)。
越後蒲原郡緒立村に、源義家が誅した兇賊黒鳥一平の塚がある。傳に義家一平の首を土中に埋め榎を植えて標とした。後に八幡を祀つた(越後名寄卷三)。

エノキムロムラジ 「榎室連」 榎室連は、聖德太子が山城を巡行の際に、水主の古麻呂が家の門に大榎が繁茂してゐるのを見て、此樹は室のやうで大雨でも漏れぬと仰せられたので姓とした(新選姓氏録卷一三)。按に現在では榎を民家に栽えるを好まぬが、古代は斯かる禁忌が無かつたと見える。

エノセウカク 「役小角」 文武朝の人で孔雀の呪法を修行して奇異の驗術を證得し、能く鬼神を役使し水を汲み薪を採らせ、若し命を用ひぬと呪を以て縛した。大和の葛城山を開き藏王權現を體現し、後に讒せられて伊豆に流された。我國の修驗道の開祖と傳へられてゐる。(日本靈異記其他)。

エハウ 「惠方」 吉方とも書き、明きの方とも云ひ、歳德神の宿る方を指して云ふのである。支那から輸入した陰陽道家の思想であつて、我國固有の信仰では無い。

奈良朝の具注曆に夙くも此事(歳德と云ふてゐる)が見えてゐるも、惠方としての福徳の思想は無かつた。平安朝に入り道家や曆術家が、種々なる浮説を交へて更に鎌倉期を経て室町期となるや、先人に假托して偽書まで作り、加之、故實家と稱する者や、僧侶や巫覡の徒までが憶説を添へ、江戸期に至つたのである。併しながら民俗學的に云へば、我國の年神(穀神の意)信仰は、固有なるものが在つた所へ、陰陽道の輸入で附會され雜糅されてしまひ、彼之の區別を判ずる事が困難になつたが、それでも猶且つ識別する事が出来るのである。次項の「惠方棚」及び「歳德神」等参照せよ。

【参考文獻】

古神道に附會せる陰陽道 (中山 太郎) 日本巫女史
王朝時代の陰陽道 (齋藤 勳) 甲寅叢書
エハウダナ 「惠方棚」 土地により歳德棚とも、年神棚とも云ふ。曆道に由れば、大將軍の宿位を塞りの方と云ひ、それに相對する方位を明きの方とも惠方とも稱し、歳德神を祭るため此位置に神棚を設けるので惠方棚と稱するのである。歳德(トシトク)棚参照。
美濃今渡町の商家では、店と臺所との間に、幅一尺長

さ三尺程の板を、四隅に孔を穿ち其孔に繩を通し、人の頭の障らぬ高さに吊す。之を惠方棚と云ひ、惠方に向けて長く置くのである。四隅には松一本つゝを四本柱の如く立て、紙を御幣のやうに剪つて繩にて取付け注連繩を張る。板の上には蜜柑を載せた鏡餅一重を供へ、正月三ヶ日の間は灯明をあげ神酒を供へ、惠方に向つて無事福徳を祈る。之を大晦日の夜飾り、正月四日又は十四日の左義長の朝まで置く家もある。(民族一ノ二)。



エハウマヘリ 「惠方詣」 其年の惠方の神社へ參詣する事であるが、行樂に乏しかつた江戸期には之が盛んに行はれ、遂に「惠方詣りの派手姿」と謳はれる迄に、正月の晴衣の競争となつた。更に此事が固定して大阪の名物寶惠籠を見るやうになつた。
エビキラヒドウ 「鰻嫌ひ不動」 金澤市馬坂の不動尊は、鰻の鰹で眼を刺されたとして、此不動を信仰する者は、鰻を食ふ事が出来ぬ(石川縣ノ研究第三、宗教篇)

エビゼメ〔海老責〕 拷問の一方法で、犯人の身體を前方に折りかゞめ、口の所へ踵が届く位に緊縛して板の間へ轉かして置く、一に箱責とも云ふ(拷問實記)。

エビス 常陸鹿嶋神宮の社地にエビス十軒ほどある。良民と軒を並べる事が出来ぬので、總て町外れに家居する。水戸市吉田臺町のエビスと云ふ部類と同じである。従つて良民は通婚せず、彼等同志で結婚する。世々獅子舞(俗に大神樂と云ふ)を業とす。同國久慈郡金砂山の田樂も、總てエビスと云ふ由「新安手簡」に見えてゐる。是等は概ね蝦夷俘囚の裔であつて、耕作を許されず班田にも預からぬ故に、種々なる伎藝を爲すに至つたのであらう。水戸の城外に居るエビスは、籠神の札を配る者と、惠比須神の像を配る者があるが各れも近世の事である(新編常陸國誌卷一二)。按に、エビスを直ちに、蝦夷俘囚の末裔と見るのは速断である。之はエビスと云ふ非人の名に過ぎぬのである。

エビスオクリ〔惠比須送り〕 肥後球磨郡藍田村大字大畑の惠比須神は、毎年舊曆の大晦日に社を出て、氏子の民家に遷座される。それ故に舊正月三日夜に、村中の老若が集り、神像を箱に入れ、道々左の歌を唄ひて

社内に入る。

花を求めて小車にのせて、春の山路もエーヨサエーサラ／＼と、引かばなびきやれ、ノホンホ、ン思ひに亂る、戀ひしは誰をやつれ添ふるよの、エ、ヨサ(俚語集)。

エビスヲドリ〔惠比須踊〕 鹿兒嶋市の惠比須踊の起原は、初め惠比須町に此神を祀り魚市を開きしに、次第に繁昌して武具類まで販賣するやうになり、今も二月二日の初市に大隅紙、冑木刀類を賣るが、此日の祭禮に惠比須踊を催す。踊は庭入歌及び狂言等で股賑を極める(嶋津家藏板本、倭文麻環卷五)。

エビスカウ〔蛭子講〕 正月と十月の二十日を蛭子講と稱し、今に全国的に祭つてゐるが、殊に商家では十月(京阪では正月十日)を盛大に執り行ふ(別項十日蛭子参照)。そして民俗學的に留意すべきは、(一)十月に何故に蛭子神と金毘羅神とだけ祭るか、(二)蛭子神に何故に鮒を供へるかの二點である。猶「金毘羅信仰」の條を参照せよ。

常陸直壁郡大寶村では、十月二十日惠美壽講として夜業を休み、凡て正月同様に懸鮒賣が來ぬときは、堀の水

が堅くとも二尾を捕りて神前に供へ、翌日は此鮒を井戸へ放つのである(自然と人生、日本人増刊號)。

房州では十月五日におかみさまへ團子を供へ、同月七日にはお荒神様へ甘酒を供へ、同日には蛭子様へ魚類(秋刀魚鰯)其他種々の食物を供へ、家内打寄り客を招き酒食をなす。十月は神無月で他の神々は出雲へ御出になるが、おかみ様お荒神様、蛭子様の三神は留守をするのだと云ふ(土俗談話)。

遠州見付町でも同じく十月二十日蛭子祭をなし、其時鮒二疋を水鉢に入れ生きたるまゝ神前に供へ、祭り終れば之を井戸へ放つ。井戸へ鮒を入れ置きたるを井戸神様と云ふ。鮒は大小二疋を供ふるのである。(見付次第)。

越前では十月二十日が蛭子講で商家の祭である。蛭子尊を崇めるのは、蛭子三年足不立を商家にては錢を足と云ひ、よく錢の外へ行かぬと云ふ意で祭る。又同日商家で鮒を買ふを嘉例とするが、或人の云ふに鮒を祝ふは歩と利と音義を借り、古代より祝ふと(越前國名蹟考卷五)。按に、蛭子講に斯く魚類を神に供へて祭るのは、此神が漁業の守護神であつたことを、示唆す

るのと信ずるのである。

エビスザカナ〔惠比須魚〕 伊豆大嶋の鰹釣船に出會ひ鰹が買ひたいと云つたら賣つてくれたが、漁師は一二匹の鰹を残して置く。何の爲かと尋ねると、之はゑびす魚とて家に持歸り、神前に供へると答へた(異本伊豆七嶋日記)。出雲秋鹿郡魚瀬村の海中の小嶋に三嶋明神がある。ゑびす神を祭る。漁師は此神を崇敬し、漁獲の初穂をゑびす魚と稱し献納す(雲陽誌卷上)。

エビスザツサイ〔惠比須雜載〕 福神として信仰されてゐるだけに、之に關する記事が少くないので、茲に一括して載録する。

天神ゑびす 伊豫新居濱町の新居神社は、元ゑびす社と稱したが、近年他社を併合して此社名に改めた。豫陽郡郷考鈔に「丹生ノ津より舟に乗て、新居ノ郡神輿嶋の神、新居濱浦ノ伊豫夷子社に幣を奉り、讚岐の琴彈ノ濱に着く」とある。菅公未だ讚岐守に在せし時の巡遊記に見ゆ。俚人天神ゑびすとも云ふた。(新居郡誌其他)。

童形ゑびす 石清水八幡宮の童、但し西宮不動。押紙に「童形、腰太刀、持物笏、仲快説」とある(宮寺縁

事抄第一)。按に、不動は西宮の本地佛の意である。嶋津家藏板本の倭文麻環(卷五)に、童形あびすの記事がある。若あびすとて江戸期に配つた御影も又此一種である。あびす神が蛭子尊なりとすれば、三年にして足立たぬ童形、又は若あびすなりが本體で無ければならぬ。それが現時見るあびす神の影像は、鬚髯を生した老翁に作るのは、大黒天との釣合に由るものであらうが全くの繪虚事と云はねばならぬ。あびす神が髯を生すやうになつたのは室町期からと考へる。

眞相あびす 攝津西宮社の蛭子尊は、毎年正月九日に廣田神社へ臨幸するが、容相の異を懸み給ひて人間の見る事を許さぬ。庶民は悉く謹慎する之を忌籠祭と云ふ。明且民家戸を開いて社参す。世俗十日あびすと稱す(兵庫名所記卷上)。昔、同地の紺屋の主人、偶々九日夜に外出して神幸に遇つた。人間なれば神罰もあらうが、畜生ならば其恐れあるまいと、犬の眞似して這つて歸宅した。其家を畜生紺屋と云ふてゐる。(攝陽群談)。

十日あびす 京阪で十日あびすとて此日を祭日としたのは、和泉大島郡石津神社に蛭子を祀つたのが、孝昭

朝七年八月十日であるからと傳へてゐる(泉州志卷二)五日あびす 奈良市にはあびす社が北市、南市、川上村外一ヶ所の合計四ヶ所あるが、毎年正月五日に祭るので俗に五日あびすと云ふ。此四社では何故か鯨を賣り、信徒はそれを求めて神前に供へる(郷土風景昭和七年四月號)。

陰陽中間のあびす 宇治山田市八百市場魚ノ店のあびす社は、天正年中に幸福大和守へ預けたものであるが其後に正月のあびす札を賣るも造營も、元の八日市町内へ返した。之は陰陽中間のあびすで、毎年正月中旬に陰陽中へとるのである(杉ノ落葉頭書)。

石あびす 高松市北濱町にあびす社がある。但傳に漁夫が沖に出ると櫓の上に小石が乗つて揚つた。三度海に投じたが三度揚つたので不思議とし、祠を建てあびす神に祀つた。此石追々に成長して後には二人しても持てぬ程の大石となつた(古今讀名勝圖繪卷六)。

今宮あびす祭 大阪今宮のあびす祭は、正月九日を宵あびす、十日を十日あびす、十一日を残りあびすと云ひ三日間行はれる。吉兆と云ひて笹の葉に小判や猫を付けたもの、捻り飴、玩具の爲に梯子を賣店が並ん

で出る。此處に梯子は、十五日の注連繩外しに、子供達が用ゐる(民俗藝術二ノ一祭祀曆)。豊あびす参照。

エビスザメ 「惠比須鮫」 志摩の磯部明神は今も漁師の信仰が厚いが、鮫を神使として深く信ずる者、海に溺れようとすると鮫來り負ひて助ける傳ふ。參詣者は神木の樟の皮を申受けて所持し、鮫が船を襲ふとき之を投げれば忽ち去ると。神使の鮫は長さ四五間、頭細長く體に班紋あり「あびす」と名る種に限る。毎年祭禮の日、此鮫五七頭、社に近い海濱に遊ぎ來る。若し前年中に人を害した鮫があると、之を陸へ追ひあげ數時間苦めて罰す。此鮫海上に現はるととき漁師祭り祝ふ。之を「あびす付き」と名けてゐる。毎年一定の海路を遊ぎ來るに、無数の鯉が隨行するので之を捕へ利を得ること莫大である。古老の漁人の談に海濱に、あびす社の多いのは、實は此あびす鮫を祀つたのである(人類學雜誌二九一號)。

エビスジン 「惠比須神」 民間信仰の對象として、今に福神と云へば先づ第一に數へられる程に、甚大なる崇敬を受けてゐるのであるが、學術的に、果して何神を祀つたのであるとか云ふ點になると疑義が多い。

蛭子尊説 惠比須神は蛭子尊なりの説は古くからある(伯家部類其他)。現今でも之を信ずる者も少くない。併し此説の缺陷は蛭子(ヒルコ)に惠比須の訓みの無い點である。

事代主命説 此説も古く稱へられ、元祿の増穂殘口も之に従ひ(七福神傳記)、現在では喜田貞吉も之を主張してゐる。たゞ論據が弱く惠比須三郎とある三郎が、事代主命は大國主命の三男ゆゑ符合すると云ふが重點であるので、遽に左袒する事が出来ぬ。

彦火々出見説 九州の學者柴田花守の稱へた説であるが(追憶松山遺事)。九州だけの民間に於ける惠比須信仰を以て、上代の惠比須神に箝當しようとして試みた點に無理がある。

鯨夷神説 古く安藝に住んだ佐伯部(エゾの部類)が祀つた神なるべしとの説で、吉田東伍が始めて稱へ(地名辭書)、長沼賢海も又此説を踏襲してゐる。此説は嚴嶋より西宮の方が古い惠比須神である事を閑却した點其他二三の缺點がある。

鯨崇拜説 動物を崇拜した古代の我民族が、鯨の回歸性より時期を定めて近海に出没し、然も其鯨は毎に鯉

鯛等の小魚群を追ふて来る爲め漁夫の牧獲多きにより之を崇拜(奇神の信仰も加はつて)して遂に惠比須神と祀つたと云ふ説である。(あびす神異考)。

【参考文献】

七福神の話 (芳賀 矢一) 帝國文學二二ノ一
あびす考 (長沼 賢海) 史學雜誌廿六、七編
夷 神 考 (喜田 貞吉) 歴史地理二九ノ一
あびす神異考 (中山 太郎) 日本民俗學歴史篇
エビスシンカウ (惠比須信仰) 之に關するものは頗る多いが、茲には主なるものだけを挙げる。
樂る惠比須神 後白河法皇御選の「梁塵秘抄」に、左の如き一首がある。

神のみさきの現するは。さう九上やまをさ行事のたかのみころしのみこ。王城ひたかいたうめるびづらゆひの。いちとうやいちひのさり、八幡にまつとうせいしん。こゝにはあらあびす(佐々木信綱校本)。

此荒夷は攝津廣田の末社なる荒夷である事は云ふまでも無い。秘抄御選の當時にあつては、惠比須は福神では無くして崇る神であつた。長尾豊の記録に「荒あびすと云ふ語があるが、夷子は荒神で昔時は狐同様人に

憑いたさうである。だから西ノ宮の本體は、恐ろしい顔をしてゐたさうだ」とある(木太刀二一ノ一)。京都市八坂神の攝社に北向夷子社と云ふがあり、此社には神體が二體ある。元は一體であつたが、愚昧の者が盗み出したので、又作つて奉安した。然るに盗んだ者に祟りがあつて苦惱を續け、夜陰窺に返し奉つたので、二體並べて祀るやうになつたと社家が語つた(菟麁泥赴卷三)。

阿波篤敷町大字和食へ、阿州家で築城すると、其地に祀り在つた夷子社を取除けたが、一國一城の制が定まつたので城を廢し其儘にして置くと、忽ち岡作兵衛と云ふ者の下男に夷子神が憑つて、築城の爲めなら是非もないが、廢城したら何故に再び我を祀らぬかと大いに荒れ、之を疑ふなら三日の中に竹林を枯らすとて果して大竹藪が枯れた(新著聞集)。

薩摩川邊郡川邊村大字平山の惠比須神社。神體は木像である。往年此神體が失せた事があるが、此村の商人が願娃郷に逗留中に、或夜の夢に神託があつて、郷中を詮索すると盗人が顯はれ神體を取戻し、元の如く安置した(薩摩日地理纂考卷一一)。

海上守護の惠比須神 和歌藻鹽草(卷一四)に、西ノ宮と題して「柴を舟、眞帆にかけるや、ゆふしてか、西の宮人風祭りして」の短歌が載せてある。此風祭が古く惠比須神の海上守護の神として、厚く信仰されてゐた事を證してゐる。

京都建仁寺門前に惠比須社がある。社傳に同寺の開山榮西國師が、唐國から歸朝の折に海上で暴風雨の難に遇ひ、偶々夷子の像が波濤に隨つて漂着したので、榮西之を船中に收めて祭ると風波が靜まつた。それで此處に祀つたのである。今に到るも西海に赴く人々は、此社に詣て、風波の無難を祈る(雍州府志卷二)。

漁業守護の惠比須神 あびす宮は多く海濱に祭られ、漁夫が専ら之を崇敬する。漁夫が數日網を擧げても魚を獲ぬ時は必ず此神に祈る。そして漁があれば衣服を裁縫して、あびすの神像に着せる。(雍州府志卷二)。

紀伊熊野の漁人は、明應年間まで壹岐の潮津ノ浦にくだりて捕鯨を業とし、其處の鎮守に夷三郎殿の社を齋き祀つたので、所の名をあびす港と稱した(勇魚取繪詞、高田與清跋文の一節)。

長門厚狹郡厚南村大字妻崎開作の妻崎浦では、毎年正

月十日に漁祭りと稱し、浦中軒別に米五合と外に野菜鹽味噌等を當屋へ持寄り、社人を招き、白粉餅十二重と別に餅で月形日形を作り夷子社に供へ、神勤めの濟んだ後に右神前へ供へた餅を、浦中參詣の者争つて之を取り、殊に月形日形を取り當てた者は、其年は豊漁だと申し傳へてゐる(長門風土記卷一四)。

徳嶋市内町ノ濱漁家町に西宮神社がある。寛政三年六月、此神社再建遷座祭の終日の拂曉に、川口水尾木の邊で目馴れぬ魚を漁師が捕つて神前に供へた。魚の名を九萬疋と云ふ。漁叟の言ふに、此魚初め小なるときは止於(ドオ)百と云ひ、や、肥肉すれば鱈(シイラ)と云ひ、漸く二尺以上になれば九萬疋と云ふ。これ出世魚である。遷宮の日に出世魚の來るは大漁の吉瑞と參詣者まで悦んだ(阿波名所圖繪卷二)。

薩摩薩摩郡上飯村では、あびす神を漁神として信仰し毎年舊十一月三日を例祭として、あびす祭を舉行する。尙大漁ありたる場合、及び初漁等の如きは、初穂として魚並びに酒等を神前に捧げる。各漁師は毎戸にあびす神を安置し、漁無き折はあびす神を祭る事もある(同村役場報告)。

市場守護の惠比須神 大和龍田町新宮の域内に惠比須社がある。同地は古へ盛んなる市場であつて、龍田市とて名所となつてゐる(大和志料巻上)。龍田町の西宮は、寛元三年三月二十日に創祀したものである(法隆寺別當記)。

尾州熱田神宮の攝社海神ノ社、大黒社。此二社は元一社相殿で海神ノ社と云ひしを、今は斯く社を異にした遣は世に云ふ惠比須大黒を祀つたもので、惠比須を姪子に大黒を大國主の神にあてた説は、威な近世の神道者流の附會で採るに足らぬ。此社は此處に市人が寄り集りて、物商ふ習はしある市場である爲めに齎き初めたものである(尾張志)。

那覇市親見世前の夷子堂の起原は、社傳に由ると「昔日秀上人、創めて此堂を建てゑびす殿を設置す。ゑびす殿は生れて四體全からず、三歳に至るも走り歩くこと能はず、其狀姪兒の如し、父母小舟に載せ碧海に流す。即ち龍宮に到り七八歳に及ぶや俊ち手足剛健たり。是に由て望郷の念起り、一日歸郷の事を龍王に告ぐ、龍王曰く、今や汝の貌已に全し歸郷を許すと。前時に臨み、龍王、漁舟納税並に商賣等の事を管掌せし

む。鱈魚に駕し歸郷す。後世の人尊信して、市の神となし、必ず堂を市場に建つ」と(琉球國舊記巻一)。

福神としての惠比須 海上守護神から漁業守護神へ、更に市場守護神へと昇華した惠比須神が、室町期に集成された七福神の一員として加へられ、然も有力なる地位を占めるに至つたのは、民間信仰の推移から見ても當然なる歸結であつた。そして福神としての惠比須は、現在に生きてゐるのであるから例證は省略する。

エビスセンス 「夷扇子」 伊勢度會郡八日市村に夷祠あり、方俗毎年十二月廿八日に、此社地で、楡木を骨に削り紙を張て末廣扇の形を模したるを售る。乞て翌正月獅子頭神事に初穂物とす。此扇に紙一折を添て供へる。所謂一東一本と云ふ意で夷扇子と稱す(勢陽五鈴遺響)。

エビスタクセン 「惠比須託宣」 石見温泉津町の惠比須神は、海上の危難を救ふべしとの託宣で信徒甚だ多く社に日驗の書と云ふのがあつて、巫女が之を參詣の船人等に讀み聞かせ、日の利一日も相違が無かつたと云ふ(本朝故事因縁集巻五)。

エビスダタミ 「惠比須疊」 肥前平戸町は九州でも著名

の捕鯨であるが、此地では鯨納屋に設けてある納屋主の坐席を、古くからゑびす疊と稱してゐる(同町役場回答)。因に、ゑびす紙、ゑびす膳、ゑびす衣などは、餘りにも知られてゐるので態と省略した。

エビスタクウ 「夷太夫」 駿州安倍郡豊田村大字南安東の左宮神社の相殿に西宮神社が祀つてある。社傳に延寶年間に祀つたが、同五年に西は大井川限り東は江尻清水港を限り、夷太夫札配りを府中の町奉行より許されしとして、毎年配札する(駿河志料巻二一)。

エビスツキ 「惠比須附」 土佐安藝郡室戸岬では、鮫や鱈をゑびすと云ふてゐる。之は鱈船などが出漁せる時鮫や鱈の交つた鱈群は、非常によく釣れるが、之を鱈つきと云はずに「ゑびす附」と云ふてゐる(寺石正路報告)。

エビスツチ 「惠比須礎」 陸奥三戸郡湊村に大祐明神として、工藤祐經の子犬房丸大祐を祀つた社がある。昔大祐が此地に来るや其従者に又次郎、長才の兄弟があり、鮭漁を營み主人を養つた。此兄弟は頗る漁の名人で、一日に兄又次郎は鮭千本、弟長才は八百本を捕つたことがあるとて、今も漁夫等が鮭を獲ると「ゑびす

礎」で其頭を打ち殺すが、其折に「千魚又次郎八百長才」と咒文を唱へるのを習とする(日本風俗志巻上)。

エビストクヂラ 「惠比須と鯨」 大和三輪町の惠比須神社では、毎年正月六日初市を開くが、社の内外で小鮒を笹の葉を付けたる竹に串刺したものを賣る。參詣者は之を求めて同社に納め、又初市土産と稱して竹獨樂及び鹽鯨を買つて歸宅する(風俗叢報二二四號)。鯨ゑびす参照。

エビスノシヤガン 「惠比須の諸顔」 夷子神像を赤く塗ることや、神像の顔が自然と赤くなるのは、變災の來る前兆だと云ふことや、之に伴ふ諸種の傳説が各地にある。按に、此事は漁夫が惠比須を漁業神として信仰するより、出漁して最初に獲た魚を初穂(之をエビスザカナと云ふ土地もある)として神に供へる折に、魚血を神像に塗り着けた行事に、出發するものである。猶「神體を塗る」行事、及び「田植地蔵」参照。

和泉佐野町の浦に惠比須社があるが、此神像は何故か朱塗りにする。それが爲か社前の貝は神像の如く皆色が赤い(本朝故事因縁集巻二)。

阿波勝浦郡小松嶋浦の沖中にて、今の御瓶と云ふ浪石

の邊南手に、地續きで室町期まで御瓶千軒とて繁昌の浦があつた。此浦は蛭子の宮（今宮は福嶋に遷ると云ふ）を氏神として祭りしに、或時神託ありて神像の御顔赤くなれば、此地大變あるべし、其時は早く立去るべしとの事であつた。浦人は二三人つづ廻りて毎朝參詣して戒めてみると、或年盜賊來り此事を聞き顔を赤く塗り、遂に一村覆没し賊も又溺死した。（阿州奇事雑話）。

別府市の内海に、昔瓜生島と云ふがあつた。慶長の頃同地の空著しき異狀を現し、眞紅の空に聳ゆる由布の峰より昇る煙は、時々轟音を交へ地を震はした。然るに瓜生島に鎮座せる漁神惠美須社では、不漁が續けば此神に酒を供へ紅を顔に塗ると、神が鯛を呼ぶと信じてみた。それと同時に自然と惠美須の顔が赤くなる時節が來ると、此島沈むと言傳へられてみた。若き漁夫それ知りて或夜社殿に忍び込み、惠美須の顔を赤く塗つた。由布の山急に紅煙を上げ雷鳴と共に暗黒に埋りて翌朝の光景凄慘となり瓜生島は跡形が無くなつたと云ふ事である（大阪朝日新聞、大正十二、六、廿四）。豊後速見郡石垣村久光嶋の聖人ヶ濱は、昔一遍聖人が

居たので此名があつた。或日聖人は村民を集め、私は近く入滅するが靈魂は此岩に刻んだ佛像の中にある。若し此地方に大事變のある時は、其佛像の鼻が赤くなると遺言して死んだ。然るに何百年か後の慶長二年の或日に俄に佛像の鼻が赤くなつたので、村民は生き心地もせずしてみると、果して山崩れと海嘯で此嶋は陥没してしまつた（豊後傳説集）。

肥前下五嶋の三井樂ノ濱から、眞北に十里餘を隔てた沖合に、昔高麗嶋と云ふがあつた。此嶋に靈驗ある石地藏が坐したが、信心深い者に夢告して、我顔が赤くなつたら大難の前兆と覺り、速く立退けと知らせた。邪怪の輩は之を嘲り戯れに繪具で地藏のお顔を赤く塗り、驚き慌てゝ逃げて往く人々を笑つたが、嶋は海底に陥落して残つた人々は悉く死んだ（嶋一ノ一）。土佐幡多郡柏嶋の大漁大黒天は、護念寺（眞宗）の支配である。昔、野中兼山が嶋に來て土工を起した時、此寺に滞在したので宿禮として銀製九貫目つゞの惠比須大黒天の二像を與へた。後百年を経て不漁が續いたが住職三木秀巖が調略して云ふに、先夜夢に野中執政に逢ひしに、近年の不漁は全く漁師共の怠惰に由る。宜

しく惠比須大黒の二像を祀り、漁師に精勤を誓はせる事であつたと、直ちに二像を大黒山の麓に祀つた。漁師之より勉勵せしに旬日を出ずして漁獲山の如くであつた。漁師狂喜し二像を尊崇し、出漁する毎に其最鮮を牲とし、鮮血を手染め像を塗る事とした。同嶋の漁業の盛衰は、二像の鮮血の乾否で知ることが出来る（土佐名勝志）。

【參考文獻】

高麗嶋の傳説

（柳田 國男）

嶋 一ノ一

お龜嶋由來記

（中山 太郎）

黒潮三二ノ一

エビスノミ 「惠比須の實」 安房勝山町は捕鯨場であるが、昔から鯨を捕つた折の第一功勞者には、其鯨の最上肉若干を賞與とした。之を一般の漁民は『あびすの實』と云ふてゐる（同町役場回答）。

エビスハタノカミ 「惠比須は田ノ神」 信州松本市邊では、正月十五日に粥杖を作つて、田ノ神（エビスだと云ふ）の神棚に供へたものを、苗代田の水口に立てる（郷土研究三ノ四）。

エビスノヒマツリ 「惠比須火祭」 越中下新川郡經田村大字濱經田は漁村だが、大漁があると惠比須祭を行ひ

其夜は高さ數丈周り一丈餘の大松明を海岸に樹てゝ點火し、海上には數隻の漁船を裝飾し、該船より點火した幾多の蠟燭を流して神慮を慰める（同郡史稿卷下）。

エビスマハシ

「惠比須廻し」 古く幡津西宮神社より出たので夷舞とも號した。西宮の向ひ海を隔て淡路嶋にも此流義があつた。昔は惠比須の鯛を釣る所を、仕形にして春の初めに出したものである。そして能のまね踊のまねなどを遣つた（人倫訓蒙圖彙）。按に、惠比須か

き、夷下しなど同じものと思ふ。後には首から箱を懸け人形を舞したので、首かけ人形とも稱した。今に因幡地方の農村に稀に廻つて來る「懸けデコ」は此面影を名に残したものである。

淡路津名郡江井村字柳澤へは、毎年夷子まはしが正月二十日頃まで、夷子の人形を箱に入れて來るが、全くの物貰ひである。従つて出所も不明である。

抑々西の宮の夷子三郎左衛門は、眞ある人には福を與へ、福まぶれかぶれとお祝ひ申せば、盲目もきれな注連張つて、沖の遊山に舟に竿さしや、濱の千鳥の友呼ぶ聲は、チリヤチリノと盡せぬ御代こそめでたけれ、夷子さんが鯛を釣つて踊つた。

と唄ひて夷子人形を舞し終ると拜む(民俗學三ノ一)。
エビスマヒ 「惠比須舞」 金草鞋(十四編)四國通路六十
七番、小松寺の條に惠比壽の舞男の言ひたてが、左の
如く載せてある。

「見さいなく鯛を釣つた、見さいな大鯛小鯛よりか
一杯呑みたい。呑みたい。ちと下卑須三郎だが、腹が
ちつくり北山時雨だ。私もなりをして一文つゝ貰つて
歩くが、これでも元は歴々の息子株だが、女を釣るこ
とが大の名人。あんまり釣過ぎて、かさの病ひを惠比
須となり、あたら釣竿を蟲に喰はれて、孔だらけにな
り、女を釣ること最早叶はず、今は腮を釣るばかり、
せう事なしに張子の鯛、釣つた、見さいなく。」
(續帝國文庫本)。

エビスマヒノシンジ 「惠比須舞の神事」 祝人(ホガヒ
ビト)系統に屬する夷子舞しや夷子下ろしでなく、豊
漁を祝福する爲めの神事に伴ふ舞である。越中新湊町
の惠比須舞は、毎年西宮神社の春季例祭に行はれる。
此舞は神の御前に立ちたる蟹士の海幸に違ふ神はあら
じと、古くより傳來した年中式法の行事である。即ち
式は同社御幣を神代船に乗せ奉り、之に祭官伶人等も

乗る。舞人及び之に關する樂人を乗せた船は先頭に立
ち、次に神饌船、次に信徒船、奈古浦宇部屋ノ下の沖
合にて囃子と共に舞を奏す。終りて、神饌を供へ齋主
魚取の祭文を奏す。そして撤饌は漁場區毎に投入し、
一週回して本社に歸還する。漁師達は魚取祭の幣帛を
(布紙を細く截ちたるもの)頂いて它に戻り、其漁場
毎に至り、船長幣を押し戴き魚取の大神、眞魚を豊に
らしめ給へと奉唱して幣帛を撒き、然る後に各々其業
に就くのである(射水郡誌卷下)。

エビハタフネ



【参考文獻】
蝦蟇槽に就て (中山 太郎) 考古學雜誌一五ノ三
エマウラ 「繪馬占」 謡曲の「繪馬」は齋宮寮の繪馬に
就て作られたものであるが、其一節に「今夜は節分に
て、此所に繪馬を掛ると申候間、今夜は此所に逗留し
繪馬を掛る者を見ばやと存候。夫は何の謂にて掛けら
たものと考へる。」

れ候ぞ、是は一切衆生の愚痴無智なるを像り、馬の毛
により明年の日をさうし、亦雨しげき年をも心得べき
ためにて候」と見えてゐる。馬の毛色にて晴雨を知る
といふことは、古き信仰である(郷土研究一ノ五)。

エマザツサイ 「繪馬雜載」 繪馬を神佛に獻する信仰は
昔より今に至るも盛んに行はれてゐる。殊に近年にな
つてから之を一種の郷土藝術として推奨するやうにな
り、各地から新しい物までが工夫され、文獻に採集に
一段の隆昌を來たした。此うちで寓目せるもの三四を
掲げる。

繪馬 信仰上の繪馬と云ふよりは、幾分か裝飾的の
意味の加はつたもので、京都の北野神社へ土佐光秀、
(鎌倉末期)が三十六歌仙を、一人一枚に描て納めたの
が最初だと傳へられてゐる。關東では武州川越の喜多
院へ、岩佐又兵衛(江戸初期)が、三十六枚の歌仙扁額
を描いたので有名である。爾來此趣味が普及し著名な
る社寺は、額繪馬を以て飾られるやうになつた(旅と
傳説、繪馬號)。

繪馬 大分市長濱町の長濱神社へは、信徒が額繪馬
を納めるが、之は杉の四分板を縦五寸五分横四寸位に

切つたものに、洋紙石版印刷の立雛の繪を無造作に貼
り付たものである(同上)。

板繪馬 三州二川町大字小松原の觀音寺に馬頭觀音が
祀つてあるが、信者は毎年舊二月初午ノ日に此寺へ板
繪馬を獻じる。繪馬の圖柄は駒牽猿と牛が多い。寺か
ら版刷の紙繪馬を出す(同上)。

縁切繪馬 福岡市大名町のお綱明神に、男女の縁切を
祈願すると効あるとて、男女背中合の繪馬を獻ずる。
(同上)。

附木繪馬 東京市千住町の繪馬屋東齊は、代々の繪馬
屋であるが、此家で附木に描いた繪馬を造る。狐鶏の
は神社へ納めるもので、牛馬のは家庭の水神様へあげ
る。餘り他に造り手が無いさうだ(同上)。

エマシンカウ 「繪馬信仰」 羽後仙北郡田澤、楡木内の
各村では、神祭には神前に繪馬を奉納する特種の風俗
がある。北山抄に天曆三年七月廿二日、月次祭に馬寮
の進む所の馬、腰捐足塞にして已に用ふるに中らず
事由を奏せしむ、板立御馬を以て牽進せしむ可き者な
りとある。承平四年六月の月次祭に、馬代に調布八端
を進む、上郷令すと見え、馬を進ず可きの由なり、後

※此例が多い(日本風俗の新研究)。

エマデンセツ (繪馬傳説) 飛騨益田郡下原村大字仲津原の八幡神社、拜殿の古き掛額(狩野法眼の筆と云ふ)の神馬は、時々出で、は附近の農作物を荒せしを以て金網を張り其害を除けりと傳ふ(同郡誌)。

河内南河内郡金岡村大字金田の金岡神社は巨勢金岡を祀つたものである。金岡の畫きし仁和寺にある繪馬が夜毎に其邊の田に出で、稲苗を食ふ、里人怒りて兩眼を穿つ、之によりて止むと云ふ(明治神社志料卷上)。陸奥南津輕郡の古懸神社の繪馬は、毎夜放れて田畑を荒すと云ふので、今は綱で繋いだ體に描く。同三戸郡是川村清水寺へ、寶永年中に米田彌五郎が寄進した鷹の繪馬は、之も拔出して騒がれ今は鐵釘で打つけられてゐる。弘前市外革秀寺へ津輕信義が奉納した、狩野法眼信筆の龍ノ額は、屢々雲霧を呼んで境内の古池に浸り、僧俗を愕かしたので遂に焼かれたが、其灰は又池に飛んで、片目の八ツ目魚に化したと云ふ。同中津輕郡岩木村の高照神社にある、新井寒竹畫の白馬もよく出歩くと云はれ、弘前市内田町の熊野宮の神馬も、田に入つて荒すとて杭と繩が添てある(旅と傳説、繪

馬號)。

エマノキゲン (繪馬の起原) 繪馬の濫觴と云ふべきは上古殉死の人馬に代へて、土偶土馬を作りて葬りしより、神社を建てる世となりて、死者の神靈に馬形を模せしもの、又は馬を畫きて納めしより繪馬が起つた。されば最初には殉死の馬、次には土馬、其次に神社建設の時代となりて生馬を納め、又は馬形のもの納めることとなつたのである。上古の墳墓より、馬具の金具出でし例證の多きは、其源は生馬も主人と殉葬せられし時代の、あることを示すものである(人類學雜誌三〇ノ二)。

【參考文獻】

齋宮寮の繪馬 (石卷 良夫) 郷土研究一ノ五
繪馬研究號 (諸 家) 旅と傳説三ノ一〇
エノコロメシ (狗ころ飯) 薩摩では狗の子をとりて腹を割き、其跡をよく水で洗つた後、米を炊いて腹内へ納め、針金で堅く括り封じて其まゝ、籠の焚火に押入て焼く。眞黒に焼けると腹から飯を取出し、それを齋麥切り料理にて汁をかけて食ふ、之をゑのころ飯と云ふ。但し身分ある者には赤狗を用ふ(譚海卷八)。

エリカケダンゴ (襟懸團子) 水戸市地方では、二月八日に小兒ある家にて、團子を毛毬の大きさに作り、其兒の年の數の倍に合せて、藤のつるにて貫きて珠數の如くに結び、男女とも襟にかける。但し七歳以下の小兒許りである。之を懸くれば必壽なりと云ふ(新編常陸國誌卷一二)。

エンキリイナリ (縁切稻荷) 足利市外山邊村大字八幡の路傍に、縁切稻荷社の小祠がある誰が何時ごろから言ひ出したものか男女間の縁を切らうとする者が祈願すれば効があるといふ。願成就の者は男女が背中合に歩いてゐる所の繪馬をあげる。(岩井田喜重郎談)。



エンキリカハヤ (縁切副) 大阪市生國魂神社の大鳥居前に、持明院(密宗)と云ふがある。本堂の傍に副あり之に入りて離縁を祈れば効驗があると。京都東山の清水寺の本堂と奥の院との間にも、之と同じ縁切り副がある。之は副が二つ並び建て、其一方は離縁を祈り、一方は縁結びを祈るが、共に願が叶ふとは希有

の事である(浪華百事談卷七)。

エンキリチザウ (縁切地藏) 筑前早良郡田隈村大字野芥に縁切地藏といふがある。世の破縁を望む者、石佛の體を削り其碎粉を持歸り、窃に之を服用させれば愛情次第に冷え、遂に離別するに至ると云ふて參詣者が多い。(同郡誌)。

エンキリテラ (縁切寺) 江戸期は極端なる男尊女卑の思想が行はれてゐたので、夫婦間の離別權は夫の専有であつて妻には無かつた。併し忍従を婦徳の隨一に教育された婦人にあつても、此桎梏から脱がれるやうにと企る者も尠くなかつた。此一機關として生れたのが即ち縁切寺である。猶「婚姻」の條參照せよ。

相模鎌倉松ヶ岡の東慶寺由來、並に不法の夫縁切起立の事に關し、延享二年十月東慶寺役人の差出せし書付によれば、東慶寺開山覺山志道和尚は、北條時宗の息女であつて、覺山北條貞時に願ひ、三年間當寺にある女は縁切を得る事と定む。其後當時第五世の用尙和尚は後醍醐帝の姫宮なりしが、縁切女の三年を不便に思召して、二十四ヶ月に改められた。猶二十世の住職は豐臣秀頼の女である(一話一言卷二六)。

上野新田郡世田良村大字徳川の満徳寺は、若し妻女が離婚を希望して當寺に入るときは、即ち自ら出家と認めらるゝが故に、其夫は再び之を娶ることが出来ぬので、世俗縁切寺と云ふた(新田名勝舊蹟誌)。

【参考文獻】

離婚制度の研究

穂積重遠

日本婚姻史

中山太郎

エンキリヤマ 「縁切山」 信濃下伊那郡中村と竹佐村との間に、二つ山と云ふのがある。昔から此山の南麓と北麓との町村とは結婚せぬ。それは此山の麓を與入れの折に通ると必ず離婚となるからである。然るに歌人磯丸が「萬代も動かぬ中の夫婦山、いつの世にかは契り初めけむ」と詠み石碑に立てたら、漸く通婚するやうになつた(郷土趣味三ノ六)。

エンニチ 「縁日」 諸佛の縁日の事最勝王經に詳記してあるが、観音は十八日である(秋齊隨筆卷中)。

エンニホウ 「延引棒」 越後では民間年賀の禮に、來往の砌家に不幸ありて、祝賀を斷はるに魚沼、頸城郡邊では、門口に三尺許りの棒を立て置き、又古志、三嶋、刈羽、蒲原の各郡では、門口に藁繩を張り、之を

拒辭するの標とする。名けて延引棒、遠慮繩と云ふ。(越後風俗志第二輯)。

エンホンマツリ 「延年祭」 安藝の嚴嶋神社では七月十四日夜延年祭を行ふ。地盤と稱する臺の中に、三尺餘の人形装束美麗に飾る。大方福神の像(木偶の頭例年七月二日座主が作る)と思ふ。臺の四方に梅松櫻を造り、幣を切りかける。薄暮社役鐘の鳴るを相圖に、東西町兩方から男子皆裸體、散髪にて禪のみ着て鯨音を作り、我先にと釣上げたる地盤の下に、手をひらめかし盤を窺ふ。祈りと云ふ僧一人半衣を着し、地盤の下に臥す。之を延年坊主と云ふ。俗官の曲終れば地盤を下ろし、裸體の者争ふて彼の人形を取る。人形の首を取るを以て勝とする。此首を取りたる者は、大なる福運なりと云ひ習はしてゐる(藝藩通志卷一四)。

エンホンマヒ 「延年舞」 延年は僧家が法會の後に行つた種々の演伎の總稱で、退齡延年の語から出た名である。奈良では東大寺、興福寺等に、京都では延暦寺、園城寺等に、平安期から行はれ、鎌倉期に入り一段と盛んとなつた。稚兒も遣れば遊君も遣り、其結果として猿樂能や歌舞伎芝居の先規となり、我國の舞踊に大

なる影響を與へてゐる(日本歌謡史)。

エンマサマノミヤゲ 「閻魔様の土産」 美濃加茂郡西白川村小原地方では、盆の七月十五日は閻魔様の土産と稱して、山椒味噌など豆の葉に包み、茄子瓜の馬の背に載せて、午後かとは馬の頭を道路の方へ向けて置く、即ちお精霊様の出立の用意である。そして此夜に川へ流すのである(民族二ノ五)。

エンムスビガミ 「縁結神」 神戸市縣社和田神社(祭神天御中主命)に「おかし」と云ふ神事がある。里人新婚の夫婦は必らず参拜し、祠前に於いて俳技舞踏する親族等列して「おかし」と囃す。之を以て縁結びの神とす(明治神志社料卷上)。因に京都市出雲路の幸ノ神出雲の八重垣神社などは、縁結神として餘りに有名なので省略した。

エンムスビチザウ 「縁結地藏」 武蔵北多摩郡保谷村大字上保谷字又六の地藏尊は、毎年八月二十四日が縁日で、此日に講中の念佛がある。又此縁日は一種の求婚機關に利用され、親達も承知して娘に美装させ出してやる。男の氣に入つた娘があると、直ちに人を介して縁談をすゝめる。此縁日で結ばれた夫婦中は、地藏尊

の御利益で強固だとして成婚率が多い(民俗學一ノ一)。

エンムスビノツヤ 「縁結の通夜」 肥前西彼杵郡平嶋村では、氏神が出雲に往かれる九月二十九日をおのほりと云ひ、氏神の出雲から歸られる十二月二十九日をおくだりと云ふ。そして此兩二十九日には村の若い男女は、縁結びに社でお通夜する。但し此お籠りは不淨けの無い者に限る。村の人達は年に一度氏神様が出雲へ往つて、縁結びの相談をして來るのだと信じてゐる(民俗學四ノ一二)。

エンムスビマツリ 「縁結祭」 日向南那珂郡榎原村の榎原神社は、俚語に「榎原詣りは春三月よ、詣る其日が御縁日」とあるやうに、例祭が縁日に當り男女縁結の神として、昔ながらの奇習を残してゐる。近在からの参拜者で旅館は各れも客止め、徹夜して飲め唄への騒ぎを續け、其上に幾組かの縁談が成立する(週刊朝日二二ノ二三)。

エンメイチザウ 「延命地藏」 駿河宇津谷の十國子は古くから有名であるが、此起りは昔梅林院の小僧が鬼となり人肉を喰ふを、地藏尊が現はれて化導して十粒の玉となし吞んでしまつたので、延命地藏と云ひ十國子

を供へるやうになつた(郷土趣味三ノ九)。

エビシルノトウゴラウ 陸奥三戸郡扇田町附近の農村へは、明治中期まで初春の祝人に、あびしるのとうごらうとて、額の左に傾けて手製の假面をつけ、杖に鳴子を結び門附が来た。主に農家の事を言ひ立にしたが、其一例は「春の初めのあびしるのとうごらうや、どちの方からまいた。明きの方からまいた。何人ばかりまいた、千人ばかりまいた。千人と云ふ人は、おほきな人だ。とうごらうや」など唱へた(民俗學四ノ二)。

エボシイシ〔烏帽子石〕下野河内郡古里村大字白澤の旅舎に男勢石があり、烏帽子石と稱してゐる(人類學雜誌第三五號)。

エボシギ〔烏帽子着〕明の萬曆三十四年(我國の慶長十一年)の序文ある「兩朝平壤錄」の一節に、我國の烏帽子親の習禮を記して「日本其産三育男女、初以密請三一友、認爲ニ義父、子年十五以上、親父厚禮、送子歸ニ義父、斷髮魁頭」と載せてゐる。此記録は察するに室町期の末期に來朝した明人が書留めたものと思ふ。勿論、烏帽子着は武家に起つて庶民に及ぼした儀式のやうに一應は考へられるが、更に我國の

元服式——と云ふよりは、其以前の男女の成年式には夫々固有の習禮が存してゐたのであるから、烏帽子を着ると云ふ事だけは武家に學んだにせよ、其形式なり思想なりには古俗の潜んでゐる事を知らねばならぬ。猶「成年式」及び「成女式」並に「元服」の各條を参照せよ。

駿河の安倍郡では、昔は男子十五歳になると、烏帽子親(一に髮剃親とも云ふ)を選び、前髪を剃り大人の衣服(中山曰。肩揚げと腰上げを去り、八ッ口を留めたもの)を着し、幼名を改め實名を付け、一人前の男子としての待遇を受けた(同郡誌)。

近江高嶋郡の町村では、烏帽子着の儀式を手重く行ふた。烏帽子は一に「名付け」とも云ふてゐるが、男子十七歳になると、此式を擧げ烏帽子親を請じ盛宴を張る。同郡本庄村大字川嶋にて「花の臺」と稱するは、毎年三月六日に大字内五組の各當番の家に、組内十六歳以上の男子は、悉く集合して祝ふのであるが、之を「初入講」とも云ふてゐる。當日は男子三四歳より五六歳に達した者は、父兄に伴はれて出席し、十六歳以上の男子が座席を正して整列した席上で、座長より祝

盃を受ける。又十六歳になつた男子は烏帽子着の式を行ふ。更に同郡青柳村大字横江にも烏帽子の儀式があつたが、明治二十三年頃から廢された。此處では烏帽子三度冠らなければ、一人前の大人になれぬと云はれてゐて、式の當日には之を冠する者は先づ氏神に參詣して戻り、村民(烏帽子着を終つた者に限る)を招待して酒宴を開いた、そして此式は七八年に一度行ふのを常とした。式を終へた者は神社に何物か奉納するのである(以上。高嶋郡誌)。

越前今立郡味眞野村大字入谷區では、大昔から烏帽子着と稱する神事的儀式を傳へ、今にそれが嚴重に行はれてゐる。儀式は傳來の規定があつて、同區内に居住する男子は、此式を終つた者で無ければ、祖先の祭祀に與る事が出来ぬのである。又儀式は烏帽子着と官等太夫成との二部に分れてゐて、初めて行ふのを烏帽子着と云ひ、父が死んでから次の官等太夫成の式を擧げるのである(同郡誌)。

淡路三原郡來川村は、山間の僻地とて往々古俗が残つてゐる。此村で男兒が元服するときは、先づ烏帽子親をとり、其地の産土神の社前で行ふが、加冠の翁——

即ち烏帽子親は「樽の陰なるは誰ぞ」と問ふと、冠者は「何某、今日は元服を乞ふ」と答へる。すると翁は柄を抜いた杓に緒をつけて冠者の頭に加へて「眞ッ額しやりはつた」と唱へ式を終り、それより立會の友人達と酒を汲み歸宅する(淡路常磐草卷八)。

安藝では、昔は男子十二三歳の時、額に角(スミ)を入れ、十五六歳になると額髪を剃る。大抵は豫め人を撰び、期に至ると其人を請じて髪を剃らせ、又は幼名を改める。之を烏帽子親と稱し、尊敬すること父に準じた。賀茂郡丸山村では剃つた髪を收めて護符とした。父母の恩を忘れぬ爲めだと云ふが、古い鬘(ス、シロ)の遺風であらう(藝藩通志卷四)。

エンジュ〔槐〕我國では靈木のひととして、崇拜してゐた。神后が臨産に槐の枝に纏り平産であつた事は安産の條に記した如くである。

槐の杖 能登羽咋郡一宮村大字瀧の妙成寺は、法華宗日乘上人の開基である。曾て日乘平生用ひし槐の杖を大地に刺し、此寺繁昌ならんには芽を出すべしと云ひしに、此槐太木となり、今に開山堂の後に杖塚とて槐の枯木がある(能州名跡志卷一)。

槐の家 伊勢飯南郡波瀬村大字船戸の屬邑に、鬼木と云ふがある。往昔此處に茶見世を建るとて、巨樹の槐一株を用ひて全材に剪採て建てた。それ故に槐の字を分て鬼木と稱すと口碑にある(勢陽五鈴遺響)。

槐遺響 紀伊那賀郡田中村大字上野に、美福門院の墓と云ふがある。俗傳に門院御年四十四にて、元暦元年辰十一月廿三日薨御し給ひ、御分骨を此地に葬り、槐を植て印の木とすと云ふが今此樹枯損して無い(紀伊續風土卷三七)。

エンブリ 「杙」 陸奥八戸地方で毎年二月十七日から三四日間行はれる舞踊である。エンブリとは農具の名であつて、踊る意をする、と云ひ、一般には杙すり」と稱してゐる。一組は三四十人で藤九郎、田掻き、惠比須等の頭取があり、他は太鼓、笛、手摺鉦を持つ者と何も持たぬ者もあり、綺麗な烏帽子を被る者と被らぬ者もあり、頭取の音頭に合せて唄ひ且つ踊る。其歌詞は概ね左の如くである。

杙すり初めの唄

正月の祝ひに、松の葉を手持ちて、祝ひなさるかもんのかな(囃し詞略す。以下同じ)。

凶を占ふ風習があり、俗に之を「オイゲを聴く」と云つたさうである。喜早清在翁はオイゲは即ち御夕饌にして、大鏡拾芥抄等に見えたる夕食間は之だと説明されたが、猶考慮すべき餘地がある。土佐には「神母」と書いてオイゲと呼ぶ里の祠が今も甚だ多い。此神が他國の姥神と同じく神巫を崇祀したものらしい所から考へて、假令オイゲ御夕饌は起原の一つであるにしても、普通の辻占などよりは今一段と神の祭に近いものと認めてゐる(郷土研究一ノ四)。

オイミマツリ 「御忌祭」 出雲の佐太神社の古傳祭七十五度の神事中で、最も般かなお祭の御忌祭(又神在祭とも云ふ)は、毎年十月の二十日から二十六日迄行はれるが、此祭の間は同地方の人々は、歌舞音曲を停止し、工事を中止し、裁縫をせず、月代を剃らなかつたもので、此祭の数日前から日本海は、所謂お忌み荒れで風波が高くなる。之を、同地方の者は「龍神様がお上りだ」と云ふてゐる。其頃佐太浦附近の海濱に、龜甲又は、柏の紋を魚鱗に現はした、神のお使龍蛇が出現する。發見した昔は恭々しく奉安して、佐太神社に獻納する(週刊朝日二二三ノ二三號)。

今日は日もよい種をおろす、何石何斗おろした、千石千斗おろした。

中のすり唄

苗とり川の中の瀬は、露はふいておろして、それをなせにとらない。袖は濡れるしとらない。かいとりあげても取らないか。

すりよせ納め、終ひ唄

これの御前さま今さかり、四方の隅さ倉建て、ひよりの口を揃ひて、でつちらちようと積み重ね。

杙すりの藤九郎どの、すりよせた、諸國の寶をすりよせた。

此外に畔どめ歌があり、今では大黒舞、田植萬歳などを加へる。起原は鎌倉期と傳へてゐる(民俗藝術一ノ四)。按に、豊年を祝福する田舞である。杙の名も初め此農具を持て踊つたので起つた名と思ふ。

オ・ヲ

オイゲ 伊勢では物忌等が夕御饌の役を終り、子良館まで還つて來る間に、人は何にても其言ふ辭を聴いて吉

長門長府町の忌宮神社の御忌祭は、毎年十二月七日から十五日まで行はれる。七日は御忌祭始めと云ひ、神社より氏子に御齋札を渡し、夕刻より神社の境内は注連を張渡し參詣人も入れず、神職は身を淨めて神事を行ひ、十五日未明に神樂を奏し、注連を解いて祭典が終る。此間町内では音曲を停止し、夜分は早くより戸を閉ちて商賣もせず家内の燈光の外に漏れぬやうにする。又婦人は裁縫もせずに慎む(民俗藝術一ノ一一)。

オウシウカウ 「奥州講」 常總地方の農村には奥州講と云ふ結社があり、人一代の中に必ず一度は、奥州の三山へ參詣すべしとて積立金を爲し、交替で出かける。下總東葛飾郡湖北村の奥州講では、講員が死ぬと葬儀後に先達以下の講員が集り、講式の祀りを行ふ(郷土研究四ノ一一)。

オウスケニンキヤウ 「大助人形」 常陸地方では七月十日家に稻釋を以て人形を作り竹で兩刀とし之を門前に立てる。其人形の腹中に、小麦の團子を入れて兵糧と云ふ。土俗の傳へによれば、太古鹿嶋



の大神が陸奥の賊を征する時、國人之が爲に兵役に供した。其遺風が今に傳はるるもので、大助は援兵の義、即ち御接の詞の訛つたものである。又村により戯れに人形を相闘はしめて、林中に棄る所もあると云ふ(新編常陸國誌卷一二)。

オカウスイ〔御香水〕 京都市外大原村の山奥で、白狐が山火事に遇ひ、或農家の空井戸へ飛込んで助かつた。其御禮に毎年六月十五日だけ此空井戸から靈水が湧き、之を飲めば腹痛を治す田に入れ、ば虫害を除くとして、遠く丹波や近江から水を受けに来るか、大原の御香水とて有名である。此井戸の持主久保吉兵衛は、一日で一年間の生活費を取上げると云ふ事である(郷土趣味三ノ一一)。

オカゲマヘリ〔御蔭参〕 一にヌケ(抜)参りと云ひ、全國よりの伊勢参宮を云ふのであるが、之の起原に就ては異説あるも、概ね室町期の末頃に始まり、江戸初期より盛んになつたのものと見て大過ない。殊に寶永二年には空前の繁昌で、参詣者は實に三百七十五萬餘人に達した。爾來、六十一年目毎に此事が行はれた。そして此隆盛を致した理由は、敬神思想の發露以外に、そ

れを發露させた神宮の御師達の表裏の運動が、力強く民衆に活らきかけてゐるのである(別項お札が降る條参照)。又伊勢に限りヌケ参りと云ふのは、私幣禁斷の掟があつたので、民衆は公然の参拜を許されぬので斯く稱したのである。

紀州有田郡安諦村大字板尾に、御祓様と云ふ社ある。寶永二年乙酉十一月八日午の上刻、伊勢の御祓が、板尾の森垣内なる中前利兵衛の家へ降つた。徳善寺住職慶深、杉野原村雨錫寺住職天信を信行者となし、板尾村庄屋市兵衛、杉野原村庄屋小右衛門、井谷村庄屋勘右衛門等主となり、利兵衛が家二町許り北手に祠建てんとした、然るに或夜利兵衛の夢に、此家十歩北の山手に祀れ、諸病治し民を救んと告げらる。御告の地掘ると一つの鏡出て来る。翌寶永三年茲に祠を建て、右御祓を御神體とし、皇太神宮を祀り鏡を納めた(郷土研究三ノ四號)。

常陸筑波山の近きに我國山と云ふがある。文化七年午四月、其山に天照皇大神宮の飛移らせ給ふ事あり。享保十二年六月上旬、本所香取大神宮境内へ常陸の阿波大杉大明神飛移り給ふとて貴賤群集し、萬度家豪練物

を出し美麗なる揃の衣類を着し参詣し、之を御蔭参りと云ふた(奇態流行史)。

オカゲラドリ〔御陰踊〕 阿波の撫養町へも慶應二年十二月頃に神符が降つた。此噂は前年から聞いてゐたので、阿波へも早く降ればよいと民衆が心待に待つた所とて、忽ち大騒ぎとなりエヂヤナイカの唄や踊で浮かれ歩いた。徳嶋市富田濱の旅館へお札が降つたと云ふので踊り出したが、其唄は、

隣りのお嬢が土器で、宅のお嬢も土器で、土器同士が喧嘩して、双方怪我なけや、エヂヤナイカ。江戸の横濱石が降る。阿波の徳嶋神が降る。蛭子さんぢや、大黒さんぢや、御陰ぢや有難いは、エヂヤナイカ

此故に世間では御陰踊と云つた。そして歳末も何も忘れて踊つたが、翌年(明治元年)の正月になると一段と盛んになり、男子が女装までして踊り続けた。然るに流言は頻りに飛んで、徳嶋の眉山の頂に神々集るとか天狗が飛んで来たとか大騒ぎをしたが、二月頃から下火になつてしまつた(郷土趣味三ノ二)。別項「御札が降る」を参照せよ。

オガタマノキ 土佐幡多郡田ノ口村では、正月の門松は

三日の夕刻に取去るが、其松の一部分から七八寸位の棒を切り取り、半分だけ皮を剥ぎオガタマ(中山曰。招魂か)の木を作る。それが出来ると家長は家族の前に集め、カナメコ様(白を土間に置き、其上に庖丁火箸などを載せ、鋤鎌等を立掛けて祭つたもの)に祭つた棒を持出して其飯の上を叩き、それから先づ床柱を叩いて、其後に家族の頭から肩腕脚等を「無病息災」と唱へながら叩いて禁厭とする(民族二ノ二)。按に、オガタマの木は古くから歌學者、及び國學者の間に難問とされてゐたが、此民俗によつてやゝ其正しい姿を知る事が出来たやうに思ふ。猶先覺の研究を知るには参考文献に由らねたい。

【参考文献】

をがたまの木 (伴 信友) 比古婆衣卷一八
をがたまの木 (橋 守部) 山彦册子卷一

オカノカミ〔乎加神〕 阿波撫養町大字桑嶋の乎加神社の神體を、天保十二年に内見せる者の談によると、御像は右手に飯を高盛りにしたお椀を持ち、右手に飯匙を握つてゐた。乎加は乎加の訛で豐受神であらうと云ふ(日本傳説叢書)。下野足利郡御厨町字中里の飯有飯

盛神社の神體も、又之と同じく左手に飯椀を右手に飯匙を持つてゐた。今では稻荷神社と改稱された(郷土研究三ノ一一)。按に、穀神が稻荷神と固定せぬ以前の飯盛(飯森)信仰である。

【参考文献】

初 午 考 (中山 太郎) 半面昭和六年二月號
オカミン 陸中では巫女をオカミンと云ふてゐる。此語は内儀と云ふよりは、神婦の意が多く含まれてゐる。(ネフスキー談)。

オカミンノカミツケ (巫女の神附) 陸中東磐井郡では巫女をオカミンサマと云ひ、盲女の仕事となつてゐる。巫女になるには七ヶ年季で弟子入し、其期間は師匠の食料までも自辯する定である。一定の修業が終ると神附の式を行ふが、之がオカミンの卒業式である。儀式は至つて莊嚴なもので、不淨の者が入ると神が附かぬと言ふ。式は先づ舞臺を設け注連繩を張り、眞ん中に神附さるゝ女が其近親に衛られ、眼を手拭で鉢巻して坐る。其周圍を多数法類の巫女が取巻て坐り祈禱をして、然る後に「何神が附いた」と問ふと、眞ん中の女が「八幡様が付いた」とか「愛宕様が付いた」と

か答へる。之で一人前の巫女となり、終つて祝宴を開くのである(郷土研究三ノ四)。按に、陸奥八戸邊のイタコの神附は、之に比べると更に一段と煩鎖なる手續きと莊重なる儀式を要し、然も附神を一代の守神として、之と結婚する習禮がある。従つて此守り神が呪力の源泉となつて活用されるのである。詳細は「日本巫女史」に記して置いた。

オガン (拜所) 沖繩全嶋のオガンは拜み所の義であつて、目撃した所では凡て樹木深く生ひ茂り、多少とも森林をなしてゐる所に設けてある。土地の人達に言はせると斯うした場所にキジムン(妖怪)が託遊するか又は棲息するものと信じてゐて、何々御嶽と稱へ之を神聖なる拜所とする。此御嶽は即ちオガンで首里は勿論大抵の村落に二三ヶ所乃至五六ヶ所ある。各村落にはノロクモイ(祝女)があつて、ノロクモイ地と稱する若干の土地を世襲し御嶽の神事を司つてゐる。オガンは大抵低い石垣で圍はれ、その内には奇怪なる形の岩石又は置き土と思はれる小高き丘を目的物としてゐる。多くは森林をなせる樹木の區域を靈地と見做し、其區域は數百坪の廣さのもある。中には小社を建て小さい

自然石を神體としたのもある(人類學類誌一七五號)。

オキエマツリ (おきえ祭) 薩摩楨宿郡山川村大字大山は漁村であるが、不漁が続くと漁師が集り、臨時に海岸へ四方に注連繩を張り神棚を設けて齋場を造り、佐多御崎權現を勧請して、十二番の神樂を奏す、之をオキ(沖か)工祭と云ふてゐる(三國名勝圖繪其他)。

オキクムシ (お菊虫) 攝津尼ヶ崎の城主青山氏の老臣木田玄蕃の婢に菊と云ふ者があつた。元祿の頃である。或時玄蕃に食を進せしに、飯中に針があつた。玄蕃怒て其家の井戸に投げ殺した。菊の母又之を悲しみ其井に投死した。後に玄蕃の家絶え廢宅跡に源正院と云ふ寺を移したが、此寺に菊の花が咲かぬ。菊女の遺恨と云ひ傳へてゐる。寛政七年夏に至り、彼の廢井より女の裸體にて縛せられた様の小虫夥しく出て、木の葉や細き枝について死んだ。之をお菊虫と云ふ(石楠堂隨筆卷上)。按に、皿屋敷傳説の破片である。人が虫になる條参照せよ。

オクジャウリ (奥淨瑠璃) 仙臺淨瑠璃とも云ふ。江戸馬喰町の繪草紙屋西村屋與八郎の許に、阿彌陀の胸割、切兼曾我、熊谷の類の古淨瑠璃六十種、元祿寶永

の頃再刻したる摺板傳はり居り、今に至るまで毎春本に仕立て、奥州へ下す故仙臺淨瑠璃と稱へ又正本と云ふ。彼地には今も是等を語る者あり、三味線は無く扇で拍子をとる。寛文年間の板「八俳枕」句集に「奥淨瑠璃緒絶の橋や古扇」また元祿三年刻嵐雪が「其袋」に「陸奥の三絃きけば扇かな」とあり、昔より三味線は無かつたのである(嬉遊笑覽卷六上)。按に、松尾芭蕉が元祿二年五月に、鹽釜近くに泊りし折の事を「奥の細道」に記して「其夜、目盲法師の琵琶を鳴らして奥上るりと云ふものを語る。平家にもあらず舞にもあらず、ひたぶる鄙びたる調子打上で、枕近うかしましけれど、道に邊土の遺風忘れざるものから殊勝に覺らる」とある。此頃、琵琶に合せて語る者もあつたと見える。

奥淨瑠璃(御國淨瑠璃とも云ふ)の外題は、二代田村、三代田村、鎌田の政清、がらの姫、阿彌陀の胸割、切兼曾我外十種で、別に太閤記、蜘蛛の糸、餘興物の餅合戦などである。そして奥淨瑠璃の節には四流あつて即ち城札ぶし、かほいち節、しげいち節、喜右衛門節がそれである。何れも其創始者のボサマ(盲僧)の名を

採つたもので、城札は語りに強く勇しく、かほいち、しげいちちは柔いと云ふ。喜右衛門節は七八十年前から流行したとかで、後の三流は手拍子の古扇から三味線にのせる様になつた時代、即ち百六十年前頃拵へたものだと傳へられてゐる(民族二ノ三)。

【参考文献】

奥淨瑠璃の現状

(中道 等)

民俗藝術一ノ二

奥淨瑠璃雜記

(諸 家)

同上三ノ五

オクナイサマ

奥内(宅内)様かと想ふが判然しない。陸中上閉伊郡土淵村附近の山農村のオクナイサマは、佛像に類するもの繪像ばかりのものもある。但傳に大昔にあつてはオシラ神、カクラ様、ザシキワラシ等の神まで總てオクナイサマと呼んでゐた。此神は、神道の神では無く佛教の佛でも無く、それ等の以前に於けるもので、諸種の神佛の根元とも云ふべき神にて原始的の總括的名辭である(土淵村郷土志)。按に、種々なる浮説もあるも信ずるに足らぬ。所詮は此地方を中心とした民間信仰に過ぎぬのである。

オクハガミ

美濃今尾町大字高田の八幡神社の境内に、榊ノ木で枝の出工合が鍬の形をしたものが

一對あり、之を御鍬さんと云ひ、九月二日には御鍬祭をする。猶御鍬社は揖斐川の上流烏江村の八幡社の稱社にもある(民族一ノ六)。

オクハマツリ

美濃可兒郡土田村白鬚神社の御鍬祭。毎年三月十一日に行はれるが、之は田祭の一種である。榎木で作つた鍬を神に供へ、神事がありて後に此鍬を以て境内の空地で苗代を作る所作がある。苗の種の代りに十二の小石(十二月に配當する)を用ゐ、式終て此石を持歸ると作物養蠶が當ると云ふ(民俗藝術一ノ四)。

オクリガミ

遠江川崎町地方にては、毎年二月八日と二月八日には、送り神と云ふ事を行ふ。此神送りは子供の七八歳から十五六歳迄の者が行ふのである(土のいろ一ノ一)。按に、此兩日は「お事」に相當してゐる。其餘を見よ。

オクリシヨウウツ

送り正月 安藝賀茂郡吉金村では、米の粉を歳徳神に供して粉正月と云ふ。二月朔日は俗に一日正月、又送り正月小正月など稱す。又太郎朔日、若朔日なども稱する。村落或は餅を製し遊宴するもあり、年賀に多く此日を用ふ(藝藩通志卷四)。

オクリスズメ (送り雀) 紀州邊の送り雀とは、山道を歩むにチョッ／＼と間を長く置いて、一聲閑かに鳴く雀である。甚だ物凄きもので、是を聞くと頭髪身毛豎立する。此雀は非常に人に好意があつて、狼が近傍にあるを人に知らせる(南方來書卷三)。

オクンチ

足利市外の農村などでは、九月のお日待(實際は日待をするのでは無く、單なる秋祭である)を、俗にオクンチと云ふてゐる。大抵、初の九日か中の九日か終りの九日かゞ祭日になつてゐるが、必ずしも此九の日に相當せぬ他の日の祭でも斯く呼んでゐる。因て按に、始め此九の日に行はれた(支那の重陽の思想の影響とばかりは云へぬやうだ)のが、後に何等の事情で他の日を選むやうになつても、猶古い稱へだけが残つたものと考へる。九日以外に祭があるもので供日などと云ふ説もあるが承認し兼ねる。

信州東筑摩郡麻積村邊では、舊九月九日をオクニチと云ひ、新稻を刈つてカラコを作り氏神へ納める。カラコは米の粉を丸めたもので、甲州地方で云ふオダマスの事である。此膏は氏神の境内に十五六歳の子供が焚火しつゝお籠りして、カラコの下げらるゝのを待つた

ものである。又此晩だけは芋や柿を公に盗んでも咎めぬ事となつてゐた(民族三ノ六)。

オゲ

尾張犬山町では山窩(サンカ)に似て各地を漂泊し歩く賤民をオゲと稱してゐる。隣國美濃の太田町で云ふオゲとは少しく違つて物貰ひはせぬ。川沿ひの山々をつたつて平原近くまで出て来る。彼等の職業は、男は漁し女は草や蔓で手細工物をする。それを子供が町へ賣りに来て、味噌や醬油と換へて行く。此徒は賊を働くとて嫌はれる。彼等仲間では姦通が一番の罪科とされてゐて、其爲によく人殺しがある。結婚は仲間同士でやる(土俗と傳説一ノ四)。山窩を参照せよ。

オケラマツリ

白求祭 京都祇園八坂神社では大晦日の夕に白求を焚くを、參詣の者此火を貰ひ歸り正月神事用の火種とする。參詣者は互に悪口し合ふ有名な祭

である(平安年中行事)。

オコウドノ〔御公殿〕 信州諏訪神社の大祭は、郡中五十餘ヶ村のうち十六ヶ村を當村と定め、餘村は之に屬して十六年に一度つゝ輪番に祭事を勤める組織になつてゐる。又其年の頭村より十歳以下の男子を立て御公殿と云ふ。此者は前宮の内に於て七日間通夜させ、祭日に出して葛を以て搦め馬に乗せ、其宮の西南の馬場を引廻し打擲の躰をなす。其後三間許りの大松明を臺に据え、火を付けて燃上るとき參詣の群衆が聲を擧げて囀し、松明の燃盡るを御手拂ひと稱し祭事の終りとする(信府統記卷五)。祭禮に子供を用ゐるのは尸童(ヨリマシ)の爲めであつて其例が多い。「一つ者」は其代表的のものである。

オコケラ 遠州見付町に近い池田村に白拍子熊野と其母との墓がある。墓碑に「珠月院貞王法女」の戒名と、建久九年五月三日歿と彫つてあるが、此地は元來熊野の墓所にはあらず、天龍川出水のため此處に移せるもので、墓も碑も後代の物である。然るに此墓碑に生えた苔をオコケラと云ひ、紅紙に包み妊婦が持てば安産の守となると云ふ(見付次第)。

オコシヤマツリ〔御腰や祭〕 攝津西宮の祭神おびす神が、正月九日夜に社頭まで来たが、歩き疲れたとて路傍に休み、何時まで経つても立上からぬので、お附の者が「おおびす様お立ちやれ」と腰を抓ねたので、十日の祭禮には參詣人同士が腰を抓り合ふと云ふ(攝津名所圖繪)。按に、各地に在る尻摘り祭の一種で、祭神の件は後世からの附會である。尻摘り祭を見よ。

オコト〔御事〕 昔は十二月八日を御事始めと云ひ、二月八日を御事納めと稱し、御事汁など拵へ神に供へて祭つた。御事の意義に就ては諸説あるも、古く十二月に正月の神事を迎へる準備を始め、二月に神事を終り納めると解すべきである。然るに此反對に二月を事始め十二月を事納めと云ふ土地もあるが、之は十二月を終て(ハテ)と考へた常識の混入と、古俗を忘れた爲めである。

オコナイマツリ 近江栗田郡物部村大字勝部の勝部神社で、正月八日におこない祭を行ふ。氏子は元日に先づ鈴あげの神事をするが、之が祭禮の始まりで三日に若者は山に入り大松明の材料を伐り出し、四五兩日に社頭で大松明を造る。材料は樺ノ木に限られ、之へ丸の青

竹や松割木を縛りつけ頭部に菜種殻を圓く挿し込む。長さ二間位で土地の者は大蛇の形だと云ふてゐる。毎年之を十一本造り、外に厄年の者の厄除とて四五本づつ寄進がある。祭の當日まで關係者は潔齋し、夕闇の迫る頃に一番鉦が鳴ると關係者は雨雪であらうが、特鼻繩一つの赤裸となり、二番鉦で神社に參拜して無事を祈り、三番鉦を合圖に、一齊に火を放つて焼き立てる。此祭に喧嘩が付きもので、昔は流血の騒ぎさへあつたが今は無い。同村大字浮氣にも此日同じいおこない祭がある(郷土趣味一七號)。

オコボマツリ 播州舞子の西、山田村の六神社の夏祭は六月十四日に行はれるが、俗にオコボマツリト稱へ、山歸來の葉に餡入の丸團子を包み蒸したるもの(柏餅の如きもので、之をオコボと云ふ)を、親類間に贈る習禮がある。又此社の秋祭(十月九日)は當屋があつて殿かに行はれ、神幸の先驅となる猿田彦神には、志願者があつて扮するが、昔から此神に跨いで貰うと健康になるとて、子供や壯者までが數石の上に腹這ひ、それを跨いで往く光景は他には見られない(郷土趣味二二號)。

オコマオクリ〔御駒送〕 信濃善光寺のお駒送りは、陰曆二月一日ごろ雪融け氷の解くるので、農家は此日初めて馬を牽出し、先づ駒ヶ嶽に詣で、次に善光寺へ行くのが以前からの慣はしである。其後陽曆を用ゆる事となり、前年同寺へ照會し今では三月一日に行ふのである(長野繁盛記)。

オコマサマ〔御駒様〕 山城乙訓郡久世村大字上久世の綾戸神社では、毎歳六月の祇園會に、神輿が四條の旅所に遷幸の時、冠裝束の男子が、本作の駒頭を首に繫いで、馬に乗つて輿前を行く。之は同所より勤める。其駒の頭は此社の社司の家に在る。俗に御駒様と稱し崇敬する(山州名跡志卷一一)。

オコマ、ヒ〔御狛舞〕 美濃武儀郡乾村大字柿野の内宮社は、天照大神を祀る。里民の傳へによれば、二月朔日に明神は、同郡北武藝村大字佐野七字に遊幸し給ふ。垣野は二月三日、それより同郡東武藝村大字宇多院に至る。其地を名付けて舞子と云ふ。俗に之を御狛舞と云ふ。之明神の祀前儀を鎮める獅子が舞をなす爲めである(新撰美濃志卷二〇)。柿野に内宮外宮とて二社がある。傳へに毎歳二月朔日に明神が馬に乗つて遊

び給ふ故に數村一日づゝ飲食して遊ぶを明神の駒廻りと呼ぶ。柿野に始つて舞後村に終ると云ふ(鹽尻)。按に、巡り神の信仰である。其條を見よ。

オコマ、ヘリ (お駒参り) 磐城の名族相馬家の嘉例として、元日より三日の間、主將を始め民間に至るまで、清淨潔齋すること高明親王よりの習禮である。三日の晩お駒参りの後、一同魚鳥料理にて祝ふ。何事にも穢氣ある者は別火別水である。お駒参りは春の始に蘆毛の駒を見れば、其年中邪氣天災を除かると傳へてゐる。それが爲め蘆毛の馬を拵へる。駒の首許り木にて作り、尾髪には紙木綿をつけて、七歳以下の男子が之に乗る。イタカと云ふ者、關東相馬郡より代々相續して、今に至つてゐる。此者が妙見堂にて式をなす(奥相茶話記卷一附録)。

オコモリ (御籠り) 社寺に通夜する義であるが、之には單なる信仰に由るものと、更に求婚等の或る目的に由るものがある。茲には兩者を併載した。猶「雜魚寢」を参照せよ。

下野芳賀郡逆川村大字深澤では、大晦日の夜から元朝にかけて、鎮守鹿島神社へ男女お籠りする。之をヤコ

モリと云ふ。同じく法幢寺の檀家の者は、お寺へ若水と火の種をもらひに行く。若水は、自分の井戸に入れる。若水は、前年水に不足をしなかつた家では、水を奉納する(芳賀郡土俗研究會報第六號)。

信州諏訪郡豊平村宇山寺の八幡社は、弓矢の神ならで縁結びの神として崇敬されてゐる。毎月十四日の祭の夜には、青年男女がお籠りと稱して近村から集り、社殿に泊り込んで良縁を祈つた(信州六ノ八)。

下野栃木町に近い太平山神社の八朔祭は、毎年八月四日夜から五日にかけて行はれるが、四日夜は俗にお籠りと稱し、多數参詣の男女がごろ寝をして風紀を紊すので、警察署では悪習打破に努めてゐる(下野日々新聞大正七、九、一〇)。

オコヤスジン (御子安神) 信州北安曇郡神城村宇佐野に御子安神社がある。妊婦は新しい柄杓を持って参詣して安産を祈り、社前で其底を抜く。腹の兒が容易にぬけ(産)るやうにとの禁厭である。社前に子持櫻がある此櫻の葉や皮を煎じて飲むと、乳の出ない婦人は乳を授かり、妊婦は平産すると云ふ(小谷口碑集)。

オコリツカ (瘡塚) 東京市荻窪驛に近く瘡塚がある。

昔戦死者を埋めた場所だと傳ふ。此塚に登ると必ず此病氣を發するので斯く名けた。雜草のうちに板碑らしいものが二枚あるが、漸く讀み得るのは文和九年の四字だけである(民俗學二ノ五)。按に、各地に數多く存してゐるが、今に原因は判然せぬ。

オサキキツネ (御先狐) 關東地方に多い憑物の一種である。足利市邊の俚傳に、昔九尾ノ狐が禁中を追はれ下野那須野に棲み、人畜を害するより、鎌倉の武將に退治されて殺生石と化せしも、猶被害があるので玄翁和尚が濟度し、鐵如意を以て石を割りしとき細かく砕けて四方に飛散したが、此折に小さな狐となつて人に憑いた。九尾ノ狐の尾から生じたので尾先狐(或は尾が裂けたので尾裂き狐とも)と云ひ、此小石を誤て踏むと足に底豆を思ふと云ふてゐる。元より巫覡の徒が餽口の爲めに言ひ出した妄説として、深く云ふ必要も無いが御先はミサキと訓むのが正しく、尾先は附會にしか過ぎぬ。そして御先は精靈と云ふ意義なのである(ミサキ放し参照)。是等の憑物筋なる家々が、迷信とは云ひ郷黨から理由なき迫害と、排斥を受けた事は非常なものであつた。事例は多きに過ぎるので主なるものだ

けを擧げる。クダ狐、人狐等の各條を参照せよ。

足利市外の農村の傳へに、オサキ狐を持つてゐる家の人々は、他人の田畑の豐作を見たり、又は他人の盛裝を見たり、或は他人の金儲したと云ふ話を聞いた時に羨しいな欲しいなと思ふと、憑いてゐる狐が其者の心を察し(又は故意に狐に命じて)田畑を荒したり衣服や金錢を持つて來るとて、恐れられたり嫌はれたりする。此筋の娘が他家へ嫁すと、必ず七十五匹一組の狐が附いて往き、忽ち狐持となると一般は通婚する事を絶対に嫌忌するので、狐持同志で結婚するやうに餘儀なくされる。七十五匹の狐は納戸の戸棚の中に棲み、朝晩食事をする時は飯櫃の椽を飯匙で叩くのが合圖だなどと云ふてゐる。此狐は想像上の靈魂動物であるから誰も正體を明確に見極めた者は無い。甲の家の裏に三匹死んでゐたとか、乙の家の庭先で見たと云つても仔細に訊くと雲を掴むやうな話になる。現今では殆ど其後を絶つたやうである(岩井田喜重郎談)。

武蔵、常陸、下野の各地ではオサキが憑くと云ふ事を聞くが、其家筋の者は平民以外エタ以外、仲間外れのやうに取扱はれ、殊に結婚は斷じて除外されてゐる。

彼等の生活は寧ろ中以上で、職業には、農商ともにある。それでゐて嫌はれてゐる。何でも一度オサキが懇くと非常に大食するやうになり、飯を嚼むのに前歯ですると云ふ事である。之を落すには其道の行者に頼むのだと云ふてゐる(民族と歴史八ノ一)。

上州館林町の某氏の報告に、武州秩父の養蠶家が飼育中の蠶兒の半ばを盗まれ詮議したが分らず、残り半分の蠶兒の頭に紅を付けて置いた所が、之も又盗まれてしまつた。數日後に隣家に往つて見ると、其家の蠶兒に紅がついてゐた。此家オサキ持である。又或炭屋が薪炭を某氏に賣り、其家で目方を量りしに自宅の折の約半分しかない。僅一二町の所を選びしだけにて、斯くまで斤量の減ずるは不思議だと云つたが、某氏はオサキ持で狐が分銅につき減量させたと云ふ(以上。妖怪學源附篇)。

【参考文献】

おとら 狐 (柳田 國男) 爐邊叢書本
憑物研究 (諸 家) 民族と歴史八ノ一
オサキタヌキ (お先き狸) 岡山市中山下町に昔土方某と云ふ武士が居た。女が便所へ行くと、毛深い手で臂

を撫でる者がある。困り切つて同市下田町に轉居すると、相も變らずゾロリと蕪でる。所置に困つた土方は或夜撫で掛た掌を一刀で斬落した。見れば古い狸の手である。處が或夜狸が夢枕に立つて『どうか手を返して下さい、其代り秘薬を傳授する』と云ふので、土方は取り敢ず腕を返した。爾來土方家では狸膏藥を賣出した。お先き狸と云ふのは、轉居してもく狸の方が先に廻つて待つてゐるからである(岡山新報大正七、六)。前項お先き狐を参照せよ。

オサビヤクシヨウ (長百姓) 越後刈羽郡高柳村大字高尾の廣濟寺の寺領に就て、天和二年七月に財津久右衛門田口重兵衛へ宛て、庄屋與頭と長百姓が連署で口上書を差出した。それによると右寺領下之田三百五十刈は、當時より二百三十年以前の、佐橋朝廣と云ふ地頭の代よりの寺領で除地であつた。證文はなくとも村中庄屋、與頭、長百姓が慥かに存じてゐる事で、御檢地に除いて貰ひ度と云ふのである(刈羽郡舊蹟志卷下)。

オシアヒチザウ (押合地蔵) 豊橋市花田の内、羽田中字百北にある淨慈院は、元は下野那須に在つた寺であるが、寛文七年關山良濟忍譽上人は、本尊の押合地蔵

を背負つて諸國を巡錫し、庵室を三河渥美郡の馬見塚村に建て、之に居た。後高須新田に移り、更に今の地に移轉したのである。本尊は有名な押合地蔵であつたが、今は釋迦三尊が安置してある。同地蔵尊は長四寸許りで、極めて雄健なる木彫であるが、二個の地藏尊が、互に押合つてゐる様は、他に餘り見ない意匠である。寺傳弘法大師作とあるは、尙一考を要する(豊橋市及其附近)。

オシアヒノシンジ (押合の神事) 社寺から出す靈物を信徒が争つて奪ひ合ひ、それを獲得する事によつて神寵佛恩の深きを覺り、又は年占とし或は身占とする行事は各地にある。押合の神事は此奪ひ合の形式化され簡略化されたものかと思ふが、少しく物足らぬ處がある。併しながら、押合に奪ひ合の多く伴ふのは、斯う考へさせる手懸にはなる。猶『物を争ふ神事』を参照せよ。

羽後平鹿郡八木澤村保呂羽神社の年中行事として、正月四日に御戸開初の神事がある。申の中刻(午後五時)計りに仙北、由利二郡の參詣社殿に滿ち、左右に分れ裸體になり力を競べて押し合ふ。此時大友氏動番の者

が、神器を内陣に納めて神前を圍み警固する。二た時計りにして人勢の疲れたるを見て、警固の者幣帛を取て指麾すれば、押合止んで休息する。須臾にして新手を入れ替へ押し合ふこと始の如くする。勝負決する時は拍手、踏板、勝鯨波を作る音山中に震動する(雪出羽路)。更に同日は三郡の氏子數萬人にて押し合ひ、三郡のうち勝つた郡が翌年豊饒だとも傳へてゐる(伴氏神名帳考證)。

美濃武儀郡倉知村の倉知祭(四月二十日)には、村民氏神社に集り、村の上下二組に分れて各一基の神輿を守り、一丈八尺位の木の股二本宛を以て、相手方の神輿を押へようとして數刻に亘り猛烈な揉合ひをする。かくて完全に相手方を押へつけた組が、其年の濯漑水を自由にする權利を得る。翌日は仲直りの神酒を飲む。神輿は極めて頭丈に毎年新しく作り代へる。木の股は祭の數日前から社の境内に置くが、夫を跨ぐ事を忌み犯せば必ず跨ぎ返させる(民俗藝術三ノ七)。

近江日野町の押合は、毎年正月十五日に行はれるが町民は夕方から裸體にて本堂に集り、東西の二組に分れて押し合ひ、相手を押負かし方が、其年は豊作だと云ふ

てゐる(日次記事)。

越後南魚沼郡浦佐村の毘沙門堂は、修復の際は、郡中の村々より葦を寄進する舊例である。又毎年正月三日の夜には、近里の老若立願の爲とて、男子は裸にて其上に大なる氷を背負來り、女子は單衣又は袴を着て參詣し、稻刈の姿にならひ躍り舞ふ。やがて左右に立分れ、暫時押し合ふ、之を一躍一押と云ふ。凡そ七回である。五回の躍に側より酒を堂上に灌ぐ、七回が畢つて肩車に乗り、ササラをすり誦ふ。其時童子は堂上の人頭を踏んで縦横に行く、古くからの習はしである(新編會津風土記卷一一五)。因に「北越雪譜」には此行事の光景が繪入りで詳記してある。

越後岩船郡鹽野町に、十六日夜觀音堂に村民が集合する。其時には人多く馬を賣いて佛前に供へる。又同夜は「押合」と云つて、群集の老若男女は、非常に好んで我力一ぱい押し合ひ、終りに觀音堂の戸などを破るに至つて吉とする(人類學雜誌九四號)。

大阪市天王寺六時堂の前、舞樂台の北の方に、例年正月十四日の夜、鐵製の籠の如き物を、鐵の杭を地に立てそれに釣り篝火を一對焚き、室内には衆僧集り法事

を執行する。堂の様の東西より、村の壯者の裸體禪のみにて、頭に鉢巻をなし、大勢出て堂前に進み、双方近づき互ひに力限り押し合ふ。之を里人は「とや」と云ひ又「おせ」とも稱す。其押し勝ちたる方は、當年耕作のものがよいと云ふ。此事終て僧堂前に出て、階を下り篝火を焚き、誦經誦あつて堂内に入り、暫くして牛王の牘を柳の枝に挟み、僧携え來つて堂外に群る人の中へ投ずる。詣人之を争つて受る(此牛王を田圃に立て、置けば作物よく榮えると云ふ)。暫くして風聲の如き輿を昇ぎ、衆僧列正しく供奉して太子堂に至る。輿堂内に收めて後ヌルデの木毘沙門の厨司を錦の袋に收めたのを携へ出て詣人に戴かせしめる(浪華百事談卷九)。

伊賀阿山郡河合村大字馬場の御社陽夫多神社には、昔は毎年タマオシの神事あり。河合七郷の大勢集つて之を押し、其勝負によつて、其年の村郷の吉凶を知ると云ふ(明治神社志料卷上)。

肥後長洲町の四王子神社の破魔弓祭は、先づ神社にて破魔弓を行つて後、的と弓矢を群衆に投ずる。群衆は裸體となり之を奪ひ取らんと押し合ひ、社前より海岸に

走つて式が終る。的は病難火難除として珍重される。夜には的換式がある(民俗藝術二ノ一)。

オシエ (お強ひ) 信州安曇の氷室の御大師講には、他村から來た新しい嫁や婿が、御馳走攻めにされるのである。之はオシエ(お強ひの訛語)と云はれてゐる通り、新婿新嫁に食べ切れぬ程の御馳走を強ひて、若し食べ過ぎて死ぬ者があれば、其年は豊年だと云ふのである。之を「しえ殺し」と云つた。それ故に他村から來た新婿や新嫁のある家では、其時期になると何とか理由をつけて親里へ歸したので、後には旅人を捉へて御馳走を強ひ、更に後には乞食に強ひ最後に乞食をしえ殺しにしたのは明治初年である(民族三ノ二)。

オシカマツリ (御鹿祭) 美作苦田郡一宮村の中山神社では、毎年正月十五日同國久米郡弓削郷の山下貳ヶ村頼信に會し、先づ射禮をなし、後に大菅山に獵し、鹿二頭を獲て之を本社に獻ずる、之を十六日牲とし、御鹿祭を行ふ(美作國神社資料)。

オシテイシ (押し石) 甲斐西八代郡高田村大字印(オシデ)澤は、亦押し澤に作る。澗流から自然に手指の紋ある石を出すので村名とした(甲斐國志卷一五)。

オシデシヤ

〔押し社〕 常陸鹿島郡鹿島町大字宮中に押し

手神社がある。鹿嶋志に光仁帝寶龜九年に、大宮司清持が帝の納められた神印を、社を建て、納めしより、之を押し社と云ふ。香取神宮にも押し社がある。倭訓栞に鎌倉の押し社が見え、雍州府志に加茂の靈輿社が見えてゐる。押しとは天武紀に符の字を訓んでゐる。古へは朱墨を手掌に塗て押して信とせしにて、今の手印手形など云ふも之より起つた名である。弘仁大嘗會の歌に「神代より天の押手の動きなき、しるしに立てし

岩屋山かも」と云ふがある(新編常陸國誌卷五)。

オシヤクヤマ

〔御積山〕 羽後飛嶋の西南に當り、嶋よ

りも高き岩石がある。之を御積山と云ふ。其奥(洞内)に僧弘法の足跡と云ふがある。此御積山より五丁許り離れて、オカミと云ふ岩がある。此岩に祖父穴、祖母穴と云ふ通り抜けの大穴がある。オカミは雷社である(莊内三郡雜記卷上)。

オシヤゴジ

〔御社護司〕 シヤゴジ(社宮司、尺護司など種々に書く)の轉訛へ、御の語を冠したものである。

シヤクジは民間信仰の一對象として、古くから廣く祀られてゐるが、諸説紛々として歸結する所を知らぬ。

茲には斯く呼びなしてゐるもの二三を擧げるととゞめ
 た。詳細はシヤグジの條を参照せよ。
 美濃稻葉郡には、オシヤモヂ神を祀つた社が相當にあ
 る。之が語原に就ては、豊臣秀吉が石田三成に命じて
 諸國の檢地をさせた時に、それに使用した尺繩を埋め
 たと云ふ説と、別に檢地を初めるに當り、尺繩を打始
 めた基點だと云ふ説がある。方縣村のオシヤモヂ様。
 鷲山の齋宮寺。蘇原村の社護司神社は、無格社だが祭
 神は卷地打初水繩埋之命と云ふてゐる。那加村の社宮
 神社。各務村の御宮社地。鶉村のオシヤグ地など、皆
 豊太閤檢地に由縁のある地點である(同郡誌)。
 名古屋市中區三輪町の幸宮神社は、俗にオシヤグジサ
 マと云ふ。祭神は猿田彦命である(名古屋神社誌)。
 駿河志太郡靜濱村に、何れの時か白鳩が大井八幡宮祭
 典御供用のシヤモヂを啄み、此森に至りしより、此處
 をオシヤモヂの森と云ふ(同太郡誌)。按に、しやもじ
 (飯匙)も我國では一種の咒具であつて、之に伴ふ俗
 信も少からず存してゐる。併し此オシヤモヂは飯匙で
 は無くして、社護司の轉訛である。飯匙に就ては其條
 を見よ。

オシヤモヂサマ 社宮司の條を見よ。
 オシユウシイリ (御宗旨入) 越後三島郡の一部落、淨
 土眞宗の家では、一子生れ舌先のまはる頃に、其旦那
 寺に連れ行き住持に乞ひ、佛前にて改悔文を一口づゝ
 授かる眞似方をする。之をお宗旨入りと名付けてゐた
 が、寛政の頃より廢れた(越後風俗志第六輯)。
 オシラガミ (おしら神) 古くは全國的に民間で祀つた
 神と想ふが、現在では陸中を中心として、漸く二三の
 國郡に残つてゐるに過ぎぬ。何の神を何の爲めに、何
 年頃から何人が祀り始めたのか、皆目それが判然せぬ
 ので、諸家の考證研覈が夥しき迄に發表されてゐるに
 も拘らず、今に學界に残されてゐる宿題であり難問で
 もある。茲には之に關する主なる新舊の學説、及び記
 録だけを掲載するに止め、結論は後賢に俟つとする。
 不動尊説 明治三十年? に東京帝國大學の命を受けて
 奥羽へ出張して宗教信仰を調査せる姉崎正治の記事中
 に「盛岡附近にては、不動の變形をオシラサンと稱し
 て崇拜し、其神體は桑樹の四枝を出だせる枝四躰にし
 て常に此四躰を離せば罰を受くと信ぜり。此神は婦女
 小兒の心願を成就せしむとて、彼等は布を以て之が頭

を蔽ふを以て、之が崇拜の方法となし、多くは小兒の
 字護神として、時には小兒等之を街上に引廻す事あり
 此神靈は又時に桑樹の四岐せる所に宿れるを以て、此
 の如き桑樹は靈樹として伐るべからず、之を伐る者は
 失明し其他重病に罹ると。此神に附屬せる古き神札を
 見れば、明かに阿遮羅尊の名を記し、其二童子の名を
 附記せり。故にオシラサンとは阿遮
 羅尊(Acala)即ち不動なるも、オシ
 ラサンとして祀れる者は、不動と同
 一なるを知らざるなり。何れにして
 も之を威力の神として特に疾病に關
 係ある神として、祭れるに至りては一なり」云々(迷
 信の日本所載)。



馬靈神説 陸中遠野町附近の農村に傳はるオシラ神の
 起原説は「昔ある所に貧しき百姓あり、妻は無くして
 美しき娘あり、又一匹の馬を養ふ。娘此馬を愛して夜
 になれば厩舎に往きて寝ね、遂に馬と夫婦と成れり。
 或夜父は此事を知りて、其次の日に娘に知らせず、馬
 を桑の木に吊下げて殺したり。其夜娘は馬の居らぬよ
 り、父に尋ねて此事を知り、驚き悲みて桑の木の下に往

き、死したる馬の首に縋りて泣きゐたりしを、父は之
 を惡みて斧を以て、後より馬の首を切り落せしに、忽
 ち娘は其首に乗りたるまゝ天に昇り去れり。オシラサ
 マと云ふは此時より成りたる神なり。馬を吊り下げた
 る桑の枝にて其神の像を作る。其像は三つありき、本
 にて作りしは山口(中山曰。上閉伊郡土淵村)の大同に
 あり、之を姉神とす。中にて作りしは山崎の在家權十
 郎と云ふ人の家にあり(中略)。末にて作りし妹神の像
 は、今附馬牛村にありと云へり」云々(遠野物語)。按
 に、此説は支那の「搜神記」の影響を受けてゐる。
 盲人山女説 昔盲人が三味線を背負ひ杖を頼りに峠を
 越さうとするのを、麓の人々は夜に入りて危険なりと
 留めるのも利かずに登り、道半にして一軒の空き家に
 宿つた。眞夜中に物淋しきまゝ盲人三味線を弾くと、
 闇中より女の聲で歌を一曲と望む。歌ひ終ると又一曲
 と云ふ。其うちに夜明ると女の言ふに、妾は此山中に
 住むタコと云ふ者だが、他人に山中で女に逢ふたと語
 ると命が無いと語つた。盲人は麓に下り酒屋に休み前
 夜の始末を語ると、忽ち怪しき女のタコが現はれて盲
 人を取殺した。麓の人々は急いで鐵棒を携へて峠に往

き構を建てると、タコは蟲の如く除々として山に歸つたが、鐵構に妨げられて途中で死んだ。見るとそれは蛇身であつた。因て此タコと盲人とを合せ祀りて神とした。之が即ちオシラガミである(津輕口碑集)。按に此民譚は耳切團市系に屬するものである。

北方神説 奥州の民間信仰として現存するオシラ神は太古の時代に北方民族の持つてゐたものが、輸入(或は民族の移住と共に將來されたか)されたものと信じて、餘り誤りがないやうである。それは波瀾のチャブリツカ女史の書かれたアポリヂナル・オブ・サイベリヤに據ると、蒙古のブリヤート族は、モリニ・ホルボ(モリは馬、ホルボは棒)と云ふ神を持つてゐる。そして其棒の長さは二尺位で、頭は馬、下は蹄になつてゐて、之に五色の布や小さい鈴などを付けてゐる。日本のオシラ神に、馬の頭のある事は言ふまでもないが、陸前氣仙郡の鳥羽氏から得た報告によれば、同地方には頭は馬で、足が蹄のオシラ神が、立派に現存してゐるとの事である。五色の布はオシラ神のセンタタ(着衣の俚稱)と同じ物である所から見ても、之は決して偶然の一致では無くして、兩者の間に交渉があるものと

考へるが至當である。更にもう少し微細の點を述べれば、オシラ神のセンタタの着せ方は、北方民族の古俗とも見るべき、貫頭衣(一枚の布の中央に穴をあけ、そこから首を出すもの)であつて、即ち北地寒國に於て工夫された、胡服系の形式である。そして加賀の白山(シラヤマ)の主神である菊理姫命と、オシラ神との關係に就ては、深く考慮した事がないので、有無ともに斷言する事は出来ぬけれども、此神の出自が、日本の神典でやゝ明白を缺いてゐるやうだが、若し日本海方面に多くの例を示してゐる『渡り神』の一つであると云ふ事が證明されるとしたら、兩者の關係は留意すべきであらう(日本巫女史所載、ネフスキー談)。

アイヌ神説 先住民族と云はれるアイヌと、比較的密接な交渉を有する奥羽地方に限り、此オシラ神の信仰が現存してゐるのと、蝦夷風俗彙纂などでアイヌが此神を有してゐるやうに傳へたのと、更にアイヌが守本尊の意をシラツキカムイと云ふ事や、オシラ神の衣裳を附けた形態が、アイヌのイナウ(幣帛)に似てゐる所から、是等が綜合されてオシラ神は始めアイヌ民族の持つてゐた神だと説く者もある。そして此説は江戸期

に於て夙くも唱へられ、中山信名の如きは『津輕にては女の神を祭るをイタコと云へり。即ち市子の語の訛れるなるべし。其イタコはオシナ(又オシラとも云ふ)と名けて、桑の木にて作れる棒に絹布など被せて幣帛の如くになし、之を神明と稱して祭るなり、是即ち蝦夷のイナホと同物なり』と記してゐる(新編常陸國誌卷一一)。按に、此考證は全く論據が薄弱で、アイヌに斯かる信仰の無い事が判然したので、現今では餘り此説の主張を聞かぬやうになつた。

オシラ講 武蔵入間郡山口村にオシラ講がある。之は婦人の爲めのもので代參制度はない。即ち中氷川神社の豊影神社を祭り、當年の養蠶の豊饒を祈るのである。川邊部落の行事を聞くに、正月十四日の早朝に何處の山へでも往つて、楡、榎、梅等の常緑樹でも、落葉樹でも、構はずに伐つて来る。但し盗んで来るほど良いと云はれてゐる。尤も年に因て兩方を選ぶ事が大切である。木の大小も隨意であるが、家により六疊間一杯になる様に伐つて来る。家では女達が米の粉(普通三升位)をこねて小さい團子を作り、之を木の枝に無數に突き差す。之をお蔭玉と云ふ。其年の養蠶の斯く

の如く豊饒なれと祈り祝ふのである。其夜は一戸一名宛の婦人が當番の家に集り、少量の神酒と共に團子、饅頭、野菜の煮物などを食べながら、一晚を楽しく語りあかす事になつてゐる。此夜に神社から頂いたお札は各自持歸つて神棚に祀る。お蔭玉は十六日朝にとつて煮焼して食べる(農村教育研究三ノ六)。因に、武蔵には蠶神としてオシラ様を祀る信仰が、かなり廣く行はれてゐるやうである。

オシラ佛 陸前黒川郡大衡村の某家にては、オシラ佛と稱するものを祀る。毎年春秋二回、佛體の衣服を取換へるが、靈驗殊に高く崇り多しと云ふ(人類學雜誌一三一號)。

シラ神の分布 越後長岡邊では、昔は蠶の事を四郎神と云ひ、正月、二月、六月の午ノ日に小豆飯を炊て祭つたものである(北越月令)。上野勢多郡宮田村でも、正月十四日の夜をオシラマチと稱し、神酒と麵類とで豊影山の神を祭つたものである(同村沿革史)。更に之を記録に覓めると、延喜神名帳に載せた武藏妻沼町の白髮神社は、古くはシラガミであつたと考へられるし美作吉田郡高野村大字押入の白神々社(東作誌)、出

雲大原郡佐世村の白神明神、同村の白神八幡（雲陽誌卷下）などは、各れもシラカミに由縁あるやうに想ふ紀州有田郡田栖川村の白神磯は、萬葉集に『由良の崎汐干にけらし白神の、磯の浦みを敢て漕ぎなむ』とあり、廣嶋市の國泰寺の附近にも白神々社があつた（藝備國郡志）。阿波美馬郡口山村の白人神社（同郡郷土誌）。筑後國神名帳に載せた上妻郡の白神々社も、又シラカミであつて、阿波のは白神を白人と訓み歪めて後にかゝる文字を當てたものと信じたい。

オシラ遊び オシラ神の神體は陰陽二體を原則として古い物ほど竹で作り、長は八九寸ほどにて、頭は鶏頭姫頭、馬頭などあり、之も古い物ほど動物で、新しい物は人頭になつてゐる。裝束としては方一尺位の布の中央に穴を明け、それへ頭を通して被せる。此裝束は年に一度正月十六日に新調して被せるが、其折に古い物を其儘にして、上へ上へと幾重にも被せるので古い神體になると、十枚も二十枚も重ねてゐるのがある。更に其上から布を被せ、外からは頭の見えぬやうになつてゐて、布の隅に小さい鈴を付たりする。之を祭る時は顔面へ白粉を塗り、イタコと稱する巫女が神體を

一體づゝ左右の手に持ち、祭文を唱へながら踊らせるやうに動かすのである。猶オシラ神に就ては祭文の詞章を始め信仰、家々の傳承等に關し記すべき事が頗る多いが、茲には盡せぬので大略とした。詳細は參考文獻に就き知られたい。

【參考文獻】

- オシラ神 (柳田 國男) 郷土研究一ノ五
- 人形とオシラ神 (同 上) 民俗藝術二ノ四
- オシラ遊び經文 (中 道 等) 民族三ノ三
- オシラ様遊び (小寺 融吉) 民俗藝術二ノ四
- おしら神の考察 (田村 耕) 郷土研究五ノ一
- オシロイザ (白粉座) 岡山市の白粉は随分昔から造られたが、貞享元年四月の布令に『白粉運上にて賣申に付今迄脇にて賣不申に、此節はたたくさに有之、脇にても賣候者隨に有之由、左候へば被仰出候御法たたくさに候間、座本より吟味仕、賣候者有之候はば、急度可申出候間此段も猥に無之様に可被申付候』とある。右發令當時は、白粉運上を廢してゐたので、一般に何人も賣買し得るものと誤解し、座本の利益を侵害したので右の布令となつたのである(岡山秘帖)。

オスズミマツリ (御涼祭)

能登の各地に行はれるが能登嶋向田の御涼祭は七月三十一日、前日に村内各戸一人宛出て(出ぬ家では酒を一二升出す)山から木を伐て来て、神社下の濱に高さ十五間位の大松明を拵へる。別に奉燈を組立て濱から社頭まで立て並べ準備する。當日の夕方になると神官が先きに神輿が濱へ渡御



し、夜九時過ぎに奉燈が松明の周圍を七回廻り、廻りながら村民は松明へ火を投じて焚き始める。其の火の揚り方や松明につけた御幣を取る事に年占の伴ふのは、他の柱松と同じである。(民俗學一ノ二)。

オセンコログシ (お仙轉し)

房州小湊より上總の勝浦に至る間に、お仙ころがしと云ふがある。お仙と云ふ女死せるために此稱がある(日本週遊奇談)。野州鹽原に、朝仙ころがしと云ふ坂がある。朝仙と云ふが轉つて死せるより此名がある(鹽原温泉誌)。伊豫新居郡大保木村大字中奥山に、法仙返しと云ふ岩がある。此者情厚き者にて、日影西に傾き、此岩陰る

に至れば日履を歸す、それ故に此名がある(愛媛縣新井郡誌)。按に、千轉して死ぬと云ふ地形が、お仙と云ふに擬入されたのである。

【參考文獻】

- お仙ころがし (中山 太郎) 民俗學六ノ五
- オソロンドコロ (恐ろし處) 山でも野でも海でも川でも、神靈の在す場所は悉く聖地であると同時に、人間にとつては禁忌(タブー)された恐ろし處であつた。更に之が邪神や怨靈の潜む僻地や病田などであれば、一段と恐ろしさの度が増加する譯である。然るに對馬には此聖地や靈場が多く、津嶋紀事によると『彼の天狗の馳道、河童の相撲場等の如きと皆これなり』と載せ。同書雜和村の條には七茂とて、上ノ茂、御輿ノ茂、柴草ノ茂、茅ノ茂、中原茂、宮原茂、裏茂を擧げ、之をオソロンドコロと云ふたとある。

オタウエノシンジ (御田植の神事)

神國を標榜し農業を立國の基調とした我國では、上は名神大社より下は叢祠藪神まで、輕重の別こそあれ御田植の神事を行はぬ神社は無いと云ふも、決して誇張で無いと考へる。従つて資料は多きに過ぎる程あるが、茲に其主なるも

のだけを簡明に載せた。猶『田遊び』を参照せよ。
 岩代高田町の伊佐須美神社の御田植の神事は、毎年七月十二日に執行されるが、此神事は天下三田植祭の一つで、伊勢神宮の朝田、高田の晝田、熱田神宮の夕田と並び稱されてゐる。古記に由ると朝巳ノ刻(八時)に氏子の子供達が跣足で牛馬や唐獅子などの假面を被り本殿を三匝してそれより氏子の家を戸毎に駈入り、駈抜て宮に歸り假面を納める。正午に禰宜一名裝束にて馬に乗り、先きに立ち、續いて鼓笛銅拍などを鳴らし田植歌を唄ふ者は皆袴跣足で扨從する。此折に白子翁黒子翁、白女とて三つの人形を造り、翁には烏帽子狩衣、女には菅笠帷子、何れも假面を着せて持て行き、其外にも村々で人形を作り出す。やがて御田に至り田の中を踏み、祭儀あり終つて本宮に歸る。田植歌(今は略す)は此往復に唄ふのである(官國幣社特殊神事調其他)。按に、此神事には田遊びの思想と所作とが相當に加はつてゐる。黒白の兩翁や白女は其現はれであつて、古くは此人形は生ける人間で種々なる所作を演じたものと思ふ。

東京市外鶴見村の杉山神社では、昔は毎年正月十六日

に御田植の神事を行つた。其式は當日朝七時に村民十二人が社頭に會して同音に田歌(茲には略す)を唄ひ年中耕作の所作を眞似る。其十二人は村の舊家で、特に三人は乙名役である。即ち一は里正の佐久間氏、二は鹽田氏、三も同じ鹽田氏で、此三家で交代に其年の頭屋を勤め、別に祠職の者を置かぬ。此外平野氏を始め九人ある。そして之の六人づゝが左右に列立して興行する。此うち佐久間氏は墓目の役、平野氏は稻人の役。他に植女二人、小童二人を牛馬代とする。又種々の執物があり、餅で餅の首を作り、接骨木を柄としたもの十二挺、人馬把と云ふもの二挺、杵二挺、牛馬鹿の作物、弓箭鞍などがある。此執物のうち弓箭鞍は三家に分ち、餅に作つた餅は氏子の家別に配る。翌日は頭屋に於て十二人の者を招き饗膳を設けるが、其箸は餅の柄の接骨木を割つて作る。濁酒に鹽の汁物で小豆を實とする。極めて古風なものである(神壽歌考)。按に、此田歌は可なり露骨に性行事を唄つたもので、古い御田植の神事に類似呪術の信仰が、濃厚に在つたことを示唆するものとして好資料である。

信州諏訪神社の田遊の神事は、毎年一月十五日の夕刻

に行はれる。先づ神前諸殿舎に獻燈し、庭燎を焚き、獻饌祝詞などの式畢ると、樂舎に於て樂員が此式を行ふのである。それは初め樂員等が鉄柄を採つて田土をかへす状をなす、次に樂員一人婦人の粧ひをなし(振袖の衣を頭に綿を被き)、折櫃に饅餅を盛りて神前に向ひ之を供へる。次に樂員一人が麻布で頭をつゝみ脊を覆ひ、束藁で角を作り牛の形をなし、一人は牧者となりて牽き出し田を鋤く状をする。之が終ると樂員等鐵柄をとりて田面を平にする所作に移り、次に樂員が五鬘松葉(中山曰。苗の意か)を撒布し種を下す状をして式を閉ぢるのである(好古叢誌卷七)。按に、男子が女装して神事に與るは古俗を残したものであつて、それが大昔に溯ればオナリ役の者であつた。
 大阪市平野驛に近い杭全神社に、例年正月十三日に御田植の神事がある。先づ舞臺の正面に、三寶に盛つた白米が供へられ、神官の修祓が済むと、地謡につれてシテが翁を舞ひ、後シテ尉の假面を被り、田植するとして種々の所作をする。やがて牛に扮した一人の男が出てシテが之を遣ひ耕作の眞似をし牛が入ると、三寶の米を參拜の群衆の方に撒く、群衆は口を開けて之を受け

少しでも多く入るを福にする。それが終るとシテは扇を開き『太郎坊ヤイ、次郎坊ヤイ』と呼ぶと、二人の早乙女が小松の葉(苗の意)を手に持て出て来る。次で白木綿で鉢巻した神官が、緋縮緬の衣物を着せた可愛らしい人形を背負ひ、同じく松の葉を持て出る。シテは此人形を抱きとりて愛する様をなし、三寶の白米を南天の箸で人形に食べさせる眞似をする。神官は再び人形を背負ひ、皆も共に田植の状をなし式を終る(内外珍談集)。按に、此神官は即ち古きオナリの面影を残したもので、次項に載せる神事のやうに田植最中に分婣すべき筈なのであるが、それが斯うして簡略化される點に、信仰の推移と神事の時代化が知られる。
 出雲簸川郡江南村大字常樂寺の安子神社の、御田植祭は、草乙女が早苗を植えつゝ分婣する有様を演ずる。今では安産の神として信仰さる(簸川郡名勝誌)。
 美作眞庭郡八束村大字下長田の長田神社。毎年五月五日に御田植祭を舉行する。祭具は鋤鐵鎌等の總ての農具と食器等を備へ、前に菖蒲で牛の角形を装ひ作り、神前に供し田舞を奏す。奉幣、祝詞、玉串の献上あり次に神樂を舞ひ、終ると苗代の式がある。それより順

次通常田地を耕作する儀があり、終つて牛使用者より
お三晝飯(中山曰。晝飯持で即ちオナリである)と呼ぶ。
次にお三と稱する祭員が本殿の椽に昇るとき、豫め拵
へある人形(紙製)を懐中し、焼米を三寶のまゝ捧持し
て出ると、他の祭員は神酒と御飯とを持ち、太鼓笛の
拍子に随ひ左右に舞ひ終ると、お三は散米を舞殿の高
案の上に直し、本殿に昇らうとして曩に懐中せる人形
を取出し階段に置く。これ出産を意味するものである。
齋主彼の人形を肩に乗せ神前に供へ、氏子安全の
祈禱をする。之をお産の式と云ひ、終つて撒饌直會す
る(同社々掌星野謹吾報告)。

肥後の阿蘇神社の御田植の神事は、昔と今では祭儀に
繁簡の差がある。茲には先づ舊儀から記して新式に及
ぶとする。祭典は六月二十六日(今は七月二十八日)に
行はれるが、神幸の行列中に老嫗二十人が白衣を着し
飯櫃を戴き粽を捧げるのが拜觀者の眼を惹いた。之を
俚俗に田植中食の體と稱した。次に大幡、幣帛、猿田
彦の神面、神輿、次に早乙女二騎、各れも七歳許りの
少女で、手覆ひ脚絆に玉襪をかけ笠を被る。次に田樂
十三人、之も十二三歳の男兒である。次に田男の人形

田女の人形(中山曰。田女の人形は延暦の大神宮儀式
帳にもある)、牛頭など各神人之を捧持し、それより
ノ御田、二ノ御田で田植の神事がある。社人供僧各々
手に稻を以て神輿を追ひ苗を投げる、之を田植の泥打
と云ふてゐる(阿蘇郷土誌其他)。現今では田植の折に
「ウナリ酒を飲むには、肴がなふては吞まぬ。肴々と
買ふたれば、眞菰が池の子持鮎、關山越ゆる雁の鳥」
と云ふやうな歌を唄ふ。又神輿に投げつける早苗が餘
計に神輿に載れば、其年は豊年だと云ふてゐる(サン
デー毎日、大正一二、八、五)。

土佐安藝郡吉良川村の八幡社では、三年に一度五月三
日に御田植祭を行ふが、其行列中には牛に扮した男、
牛遣ひの男、酒絞りと稱する女装の男子一人と、取揚
婆と稱する男子一名とが加はり、酒絞りは水桶につぶ
て柄杓入れて頭に戴き居り、酒絞るとき安産の體をす
る(國文論纂の古語集)。

オタケノシンビ 「お岳の神秘」 沖繩の大嶋、八重山の
お岳は、奥に一小區劃の地あり、之をウブと云ふ。ウ
ブには男子は絶對に入らぬ。お岳には子岳(若宮の意)
あり、お岳に月二回づゝ砂を撒くが、之は重要な祭

祀の式である(柳田國男談)。

オタ、キ 遠江見付町邊の女子供は、若竹を一節残して
切り、小口を石にて叩き毛の如くし、櫛にて掻き、髪
結ふ形になして遊ぶ。之をオタキと呼ぶ。大小色々
あり、人形の事はホーコと云ふ(見付次第)。

オタチメシ 「發足飯」 越後では、一通り食事を済した
後に、更にオタチと稱して飯鉢を改め、客に強ゆるを
常とする。此オタチは領主上杉謙信が出陣の際に、世
間で云ふ草鞋酒の代りに、草鞋飯を食べさせる風俗あ
りしより、此事起れりと傳ふ。オタチは發足の意であ
る(日本遊奇談)。

オタビマツリ 「御渡祭」 加賀小松町では五月十五日に
御渡祭を行ふ。各町から曳山と云ふ屋臺で出て其上で
芝居をする。昔は氏子の子供が演じたが今では雛妓が
遣る。屋臺の作れぬ町は築山と云ふ假舞臺を拵へ其處
で芝居する。曳山は町を練つて歩くが折々は他町の若
衆と喧嘩する事がある(民俗藝術一ノ五)。

オタメシチザウ 「御試地蔵」 京都市佛光寺町勝圓寺
にある石地蔵であるが祈願して之を揚げるに願の叶ふ
者は軽く否らざる者は重いと云ふ(郷土趣味二四)。按

に、他の重軽さんと同じ俗信である。

オチコチノミヤ 「遠近宮」 木曾道中には、二十三夜と
庚申塚の石表が多い。淺間山の麓には小社がある。楷
書にて遠近宮と書いた額を鳥居に掲げてある。おちこ
ち人のみやはとがめぬの歌に由れるものであらうか。
(奴瓶)。

オチャトウチザウ 「御茶湯地蔵」 大阪上町の御茶湯地
蔵は、小供が髪惜みして月代を嫌つて泣き叫ぶ者は、
此地蔵へ參詣し茶湯でよく髪を揉むと、泣かぬやうに
なるとの俗信がある(郷土趣味一五號)。

オテゴゲン 「大手権現」 足利市外三重村大字五十部
にある。昔は平將門の手を祀つたなど云つたが、今
は祭神神力雄命となつてゐる。機業地とて工女が祈る
と機織る手が上がると云ふてゐる。

オテビ 「御手火」 備後鞆町の沼前神社の御手火、舊六
月四日の夜に、長さ一間半重さ二十貫餘の大松明三基
に点火し、それを氏子が擔いで神社の高い石段を登る
町内の人々は御手火が上り始めると、自宅の神棚に小
手火と稱する小松明に点火して供へる。此日は氏子は
必ず蛸を食ふ。御手火を擔ぐ若者は、當屋で酒を飲む

時に同じく蛸を食ふ(民俗藝術一ノ六)。

オテヤクシ (御手薬師) 相模中郡大根村宿矢名の薬師如來は、名譽の佛であるが一方の御手が無い。俚傳に武田信玄討入の折に、御手を研り取つて甲州へ持歸り彼地で御手の薬師に祀つたと云ふ(郷土研究三ノ三)。
オトゴノツイタチ (乙子朔日) 昔は全国的に十二月一日を斯く稱したものである。乙は季の意である(俚諺集覽)。

オトシコシ (お年越し) 信州上伊那郡地方では、同じ産土神であつて然も同年の者が死ぬとお年越しとして、牡丹餅を拵へ三個つゝ重箱へ入れ、向ふ三軒兩隣へ配り宅でも食ふ。お年越しをせぬ人は自分の下駄の上へ鹽をのせてそれを舐る。かくせねば災難にかゝると云ふ(民俗學四ノ三)。按に、他地方の『耳ふたぎ餅』と同じ俗信である。

オトナイリ (大人入) 若者を見よ。

オトナシガハ (音無川) 音無川には(一)瀬音なく流れる川と、(二)或場所だけ地下を流れる川と、(三)月の上十五日だけ流れ、下十五日は流れぬ川との三種類あるが、茲には併載する事とした。

ひ「音を立てないで呉れ」と一の石を投げたら忽ち水の音がなくなつた。之から音無川の名が出た(大和の傳説)。

若狭遠敷郡根來村に音無川の水源がある。舊傳に此川水は奈良東大寺の二月堂の關伽井に通じてゐて、お水取の行事に若狭と云ふと出水すると云ふ。同國大飯郡青郷村大字關屋から流れる比治川は、此村に入て地下を潜り、數字の間を経て又水が流れ出る。口碑に僧空海が水を求めしに一女の惜みより、呪封されたのであると云ふ(以上。若狭郡縣志卷二)。因に紀州熊野の音無川、東京下谷根岸の音無川など、まだ此外にも澤山ある事と思ふ。

オトナシガミ (音無神) 伊豆の伊東町に音無明神と云ふがある。祭神は不明である(北豆小誌)。

オトモウマ (御供馬) 伊豫菊間町の加茂神社、十月二十日例祭の神輿渡御に扈從する御供馬は、頭数は不定だが百頭を下る事なく、氏子中の良馬を撰むが但し悉く牝馬に限られてゐる。馬は祭前一ヶ月間使役を廢して飼養に努め、當日は美々しく飾り立て、七八歳から十三四歳の男子を乗せて御供する。京都賀茂宗社の馬

上野草津に入湯した源頼朝は、徒然の餘り侍臣を集めて蹴鞠の遊びを遣つた。然るに此山間の溪川が瀬音高く流れるので、頼朝が鞠の邪魔になると云つたら音が無くなつた。今に大笹から草津までさうである。又此邊に鞠之衆と云ふ者が残つてゐるが、之は其折に鞠の御用を勤めた者の子孫である(上野志卷下)。

前橋市から赤城山へ行く道に、おの川と云ふがある。此川は毎月上十五日は清い水が流れるも、下十五日は水の流れが止まり音が無くなる。水は地下を通つて川の底を流れるのだと云ふ(上野國志略)。

和泉の槇尾山の捨身ヶ嶽の麓に音無川がある。此流れ一町許りの間水の音なく、それを過ぎると水聲が高いので此稱がある(西國名所圖繪卷五)。
大和上川莊の陽炎の瀧から流れて、吉野川に落つる川を世に音無川と云ふてゐる。又此川二三町の間は河原で、川の下で水湧き流れる。上半月は下流に水無く、下半月は上流に水が無い(大和名所圖繪卷六)。同國宇智郡宇智村子島から榮山寺の前は、吉野川が青く淀んで音無川と呼ばれてゐる。昔弘法大師が榮山寺で行しようとしたが、吉野川の流が耳に障るので其流に向

競べの神事が、斯う變化したのだと傳へてゐる(民俗藝術二ノ一二)。

オトヤ 肥前五嶋崎山村長手郷では毎年十一月廿三日をオトヤと稱し、未婚の青年男女が村でも一番大きな家を借り、男側からは酒を女側からは肴を持寄り、一晚中開宴する。俚諺に『長手おとやは二十三日、酒は粟ノ酒肴は粟ノ餅』とあるやうに、酒宴と云ふても極めて簡素である。之は若い男女に一年一度の許された社交的歡樂日で、求婚の機縁をつくるのが其主なる目的である(民俗學四ノ二)。

オトラシヤ 大和では癩病人をオトラシヤと云ふが名義は詳知せぬ。お通りあられよの約か。奈良坂に住める癩人多く奈良町及び近郷に物乞ひ歩くを、施與せざる時オトラシヤと云ひしより名に負ふたか。關東でも乞食に物與への折は通らつしやいと云ふ、同義か(松屋筆記卷六五)。

オナリ 宇成(ウナリ)、母成(ボナリ)とも書くが、共にオナリの轉訛である。此語は内地では殆ど涙びてしまひ、僅に伊賀で水仕女の事をオナリと呼び(那賀郡郷土資料)、沖繩では姉妹神の意にオナリを用ゐてゐる

(おもろ双紙選釋)。併しながら古くは一般に行はれた信仰として、古い記録に散見してゐる。今それ等を綜合して考へると、我國の古代に於て田植を行ふ際に、人身御供として少女を田ノ神に供へたが、其聖者が即ち此オナリであつた。そして此者は後にヒルマモチ(豊間持で、田植の場所へ、豊飯を持運ぶ女)と呼ばれるやうになつた。内容が頗る複雑してゐる上に、諸種の問題に關聯するので、茲には摘要する事さへ困難である。豊飯持、田植、嫁殺し田等を参照せよ。

オナリ神話 日本書紀の須佐之男尊が、八俣大蛇を誅伐する條に『稻田姫を、立化に湯津爪櫛に取り成して御鬢に刺し給ふ』とある一節の解釋に就ては、昔から學者の間に諸説紛々として定説を聞かぬ。甲は須尊の女裝を斯く記したものと説き、乙は稻田姫を安全の場所に置く爲に、神業を以て櫛と化したのであると云ひ、更に、丙は神秘人智を以て測るべからずと論ずるもある。然るに民俗學の立場から云ふ時は、此一條は我國に於る、オナリの原始型を傳へた神話である事が知れる。即ち稻田姫を櫛に化して刺すとは、取りも直さず姫を穀神に犠牲として供へた意であつて、我國の最も

古いオナリの行事を示したものである(日本民俗志)。**オナリ神** 陸中上閉伊郡松崎村字矢崎に、灌漑用の大堰がある。大同年間の創始と云ふが確證は無い。併し相當大昔の築造なる事は疑ひない。俚傳に、往古此堰が年々の洪水で崩壊するので、土地の草分百姓の寡婦が巫女に占はせた所が、某日白馬に騎つて同所を通行する男子を捉へ、乘馬諸共に水底へ沈め人身御供とすれば、以後は崩壊せぬとの神慮と託宣したので、寡婦は此事を村民に謀り、日頃自分と仲悪しき娘の聲に用事を命じ、特に其日は白馬に騎せて通行させた。村民は直ちに之を捉へて水底に投じたが、後に聲の怨靈のため寡婦も娘も悶死した。堰には之以來崩壊せぬが聲の祟りを懼れオナリ(母成)神として祀り、今に毎年初春の壬辰の日に醴酒と煮豆を供へて祭禮を行ふ。殊に田植の水揚げする時は、村民團子を作り供へる(人類學雜誌三三〇一)。因に、會津若松市に近く母成峠と云ふがある。オナリに關係ある地名と考へる。

オナル神 丹波何鹿郡東八田村大字於與岐字於成の無格社於成(オナル)神社は、祭神は彦火々出見尊、祭禮は毎年五月八日に行ふが、於成の語原及び鎮座の由來に

就ては判然せぬ(同村役場回答)。按に、他のオナリ神と同様の、縁起のあつたのが忘られたのであらう。

ウナリ役 豊後富貴寺の舊正月十日の歩射祭には、ウナリ役として一人の男が女裝して田圃に出で、石に小便をしかける眞似をする。更に同國東國東郡西武藏村字諸田の歩射祭には、田圃で分婉の所作をする(社會史研究一〇ノ一)。之に關し詳細を知りたいと同地に照會した所、此祭にはウナリと稱せる女裝の男子一名が豫め神慮を問ふて祠職が拵へた赤兒の人形を懷中してゐて、祭儀中に分婉の所作をする。赤兒の男女によつて年占をするとの事であつた(同村役場回答)。猶沖繩のオナリ神に就ては次項を見よ。

オナリガミ (姉妹神) 沖繩では一切の女性が、其兄弟等にオナリ神(ヲナリとも書く)として崇敬されてゐた。オナリ神に『姉妹の生御魂』の義ある事は言ふ迄もない。南嶋に於ては女性は、神秘力があると認められてゐた故に、男子が故郷を離れて旅行する時には、始終オナリ神が付き纏ふて、自分を守護して呉れると云ふ信仰があつた。姉妹の頂の髪ノ毛を乞うて守袋に入れたり、或は其手拭を貰つて旅立つ風習が、つひ近

頃まで首里那覇にさへ行はれてゐた。姉妹(オナリ)の無い時は、從姉妹(イトコオナリ)なり誰なりのそれを貰つて、お守にしたとの事である。琉球歌に之を詠んだのがある。

おみなりがてさじ (姉妹ノ手拭は)

まもるかんだいもの (我が守護神ナレバ)

ひきまわちたばれ (我ヲ庇護シ給へ)

やまとまでも (日本へ往ツテ迄モ)

此手拭を俗に『おみなりてさじ』と云つた。首里のは白色の芭蕉布で製し、兩端に房が付いて、タオルの樣になつてゐた。斯う云ふ風習は、今でも沖之永良部嶋に遺つてゐる。それから南嶋人は航海中、海鳥が帆船などに止るのを、縁喜のいゝ事とした。琉球歌のうち

おふねのたかとも (御船ノ高體ニ)

しらとやがみちよん (白イ鳥ガ止ツテル)

しらとやあらぬ (白イ鳥デハナイ)

おみなりおずし (姉妹の生御魂ダ)

『おみなりおずし』はオナリの同義語である。斯うして白鳥がオナリ神の象徴として信仰されたことは、決

して近代の事ではなく、古くから存してゐたのである(以上。民族二ノ二)。

沖繩石垣嶋の名廠御嶽に、古くからオモトオナリと云ふ女神が鎮座してゐる(ひるぎの一章)。

沖繩石垣村の舊家仲曾根豊見親の子孫の宅で、其系譜を一見した事がある。それによると明應十三年八重山赤蜂の兵亂に忠勤を勵んだので、同嶋の頭職に封ぜられたが、始め其妹眞乙姥、及び平得村の多田屋オナリが、王師の歸國平安を祈つた功で、眞乙姥はエライカネと云ふ神人に任ぜられ、多田屋オナリは大阿母職に任ぜられた。爾來其職に在り八重山の女性で、官給を得て神職に任ずるは之に始まる(南嶋探險)。

【參考文獻】

を な り 神 (伊波 普猷) 民族二ノ二をなりのオモロ (同 上) おもろ 選擇

オニ 「鬼」 支那の天神、地祇、人鬼の思想を我國に輸入し、和名抄に「鬼、或説云、隱、字音、於爾訛也、人死魂神也」とある如く、魂神に鬼の漢字を當てるやうになつたので、我國固有の魂神思想、及び之に伴ふ信仰は、全く攪亂されてしまつた。それは鬼と云ふ字義

の解釋が正當を失ひ、専ら惡魔とか異形とか云ふ事のみ歪曲されたからである。我國の鬼の初見は齋明紀であるが、まだ此鬼は必ずしも後世の魔魅を意味せず恐るべき山人と云ふべき程度である。然るに奈良朝に入り佛教の普及は羅刹鬼、夜叉神などの思想は、更に陰陽道の鬼思想と相俟つて、頭に牛角を生やし腰に虎皮を纏ひし(方位の丑寅の象徴かとも云ふ)想像上の一種の怪物を創作するやうになつた。そして此鬼神思想は平安朝に於て大成され、我國の魂神信仰は遂に混亂してしまつたのである。それ故に從來我國で雜然と鬼と呼ばれてゐるものゝ中から固有信仰の幾つかを抽出せねばならぬ(一)東北の生剝(ナマハゲ)、中國のホトホト等は、始めは神其者の來臨であつたのが、神の正體を知らざぬやう特に異裝し、又は暗所に隠れて姿態を見せなかつた爲めに、鬼と云はれるやうになつたのである。(二)耕作を害する惡靈、疾病を齎らす疫靈人間を苦める怨靈等を驅逐し、又は征服する場合に、それを人格化し(追儼に於ける方相氏と鬼の如く)た爲めに生じた鬼のあること。(三)先住民族の一部と、社會の落伍者とも云ふべき者が山中に深く棲息して元の

姿を失ひ、又は其子孫である山人を鬼と考へたこともある。斯うした事由で我國の鬼は退化した神、擬人的の鬼、落伍した人などに對する思想が雜糅されてゐる事を知らねばならぬ。猶ナマハゲ、ホトホト等に就ては各其條を參照せよ。茲に不足の點は其條で補説する。

【參考文獻】

鬼 (石橋 臥波) 單 行 本 鬼の來る夜 (出口 米吉) 人類學雜誌二二八

オニイシ 「鬼石」 姫路市案内社町に鬼石がある。總社の鬼やらひに古へ修行があつた。平井保昌播州國司のとき、酒吞童子が變じた石と云ふ。鬼やらひのときの修行の石座であつた(播磨鑑)。

オニイタ 「鬼板」 飛騨吉城郡上寶村及び同國大野郡丹生川村等にては、節分の日鬼板と稱し、丈け二尺、巾五寸許りの木を、厚さ五分程に割り、之に墨にて鬼の顔を畫き、其下に横線を來年の月の數(平年なれば十三本、閏なれば十二本)ほど引き、焙りたる魚(ゴマメの類)を添へ、家の毎入口の外壁に挟み置けば、夜中に惡鬼が來て家に入らんとする時、或魚の臭氣に心付

き、彼の板に近づき、横線を數ふるに、明年の月數と合はぬを怪しみ、繰返し算へるうちに夜が明け、鬼が逃げると云ふ(人類學雜誌二四號)。按に、同國のニユウ木と同じものである。

オニウチギ 「鬼打木」 静岡市近在では舊正月十四日に村里松筋を取つた跡に、栗を三尺許りに伐つて一本を立て、其四方に杭をうち、繩を張つて扣となし、其元に筋に用ゐた破眞木を積む。之を鬼突と云ふ。翌二月朔日之を取り、又其跡へ小松の枝を差し置いて筋とする。同月十五日城内に鬼撃木の御筋がある。又久能山東照宮に鬼撃木の御筋がある。諸人は之を魔除と號し乞ひ得て珍重する(駿國雜誌卷一五上)。

駿河大宮町にては、正月十四日夜に注連飾を焚く火をトンドヤと云ふ。家により太き薪二本持寄せ、此炭にて正月より十二月の數十筋を其薪に點畫し、之を門口に正月中立掛けて置く、鬼打木と云ふ。(人類學雜誌六〇號)。

佐渡には、節分の日鱈の頭に柁を添へ、十二月と木の小札に書いて、門に挿す風俗があつた。閏年には十三月と書いた(日本傳説叢書佐渡ノ卷)。

オニオサヘノシンジ 「鬼押へ神事」 津市惠日山觀音寺では、二月一日に鬼押への神事を行ふ。之を修正會と稱する。阿濃津の漁師左右百人が亂髮で、白刃を携へエイ／＼と云つて町を廻り、後寺の庭に集り大篝火を焚く、暫くして毘沙門と云ふ者、具足して大杓子琴柱をかたげ、次に鬼二名同じく具足し、一名は鶴の子（鐵髓）を提げ、一名は斧を持ち堂外を走る。之を鬼押への者打たんとて堂外を三回し終に本堂に入る。此鬼を強く打てば其年は豊漁とて、身命を惜まず打たうと勤める。此鬼は脩役で假令打殺されても違亂なしと云ふ證文を入れて置はれる（諸國中行事大成卷二）

オニオドシ 「鬼劫」 静岡市近在では、舊二月八日牡丹餅を製し祝事とする。之を御事と云ふ。此宵笹籬に楯と柁を挿し、竿の先に結び高く屋上に立て、其元に米の白水を桶に入れて置く。之を鬼劫と云ひ里人は今日新春の事故（コトオサメ）だと云ふ（駿國雜誌卷一五ノ上）。按に、御事の日に斯くする土地もあるが、本來は節分の夜に行ふが古俗である。

オニカゲマツ 「鬼影松」 武藏比企郡東吉見村大字和田の、東耕地の内に鬼鹿毛松がある。文化六年の暴風

にて折れ、今は其根のみ路傍に残つてゐる。植つきの松は堤の上にある。此松の名の起りは枝が茂つて、月明の時は其影が地に映つて恐ろしきより、鬼影と云つたのである（武藏風土記稿卷一三二）。

オニガラノオキカタ 「鬼瓦の置方」 總て城門の渡櫓の上の鴟吻（御作事にて鴟吻と云ひ、小普請方にて鯢と云ふ）は、棟の上に向ひ合つて立てた。大成殿の屋の棟に鬼伏頭は外を向けて立てる。御作事の工夫共が之を怪しんで鯢とは違ひ、外を向けたのは如何と云つたら、一人の工夫が嘲り笑つて、宵の内は脊中合せしても、曉には、こちらを向くべしと云つた（奴鼠）。

オニクスベ 「鬼燻」 京都市外山崎の寶積寺（俗に寶寺と云ふ）では四月十八日（昔は正月十八日に）追儺を行ひ之を鬼燻と云ふ。正午に大導師、擬勅使、白、赤、青の三鬼、陰陽寮、謠曲僧、松明役など堂内に籠り式を擧げ、後に松葉を燻し三鬼は堂外に逃げ出すを、導師は劍、行事は桃弓に蓬矢を番ひ之を追ひ廻はし、更に豆を投じて式を終る。寺より葦の矢と餅を參詣人に授與する（民俗藝術二ノ四）。按に、陰陽道に由来する信仰で、修正會や追儺式に伴ふ行事である。

オニゴ 「鬼子」 我國では、古く齒の生えて産れた兒を俗に鬼子と云ひ、不吉として之を殺害した。

武藏坊辨慶の誕生の條に「別當（辨慶の父）、此子の遅く生るゝ事不思議に思はれければ、産所に人を遣はして、如何様なる者と問はれければ、生れ落たる不思議は、世の常の二三歳許りにて、髪は肩の隠るゝ程に生ひて、奥齒向齒は特に大きに生ひてぞ生れけれ。別當に此由を申しければ、さては鬼神ごさんなれ。しやつを置いては、佛法の仇となりなんぞ、水の底に柴漬（フシツケ）にもし、深山に磔にもせよとぞ宣ひける」とある（義經記卷三）。

世に齒の生えて産まるゝ子を鬼子と云ひ、親を喰ひ殺すとして殺害したものである（松永貞徳、徒然草）。大隅の尾久嶋では、婦人が往々鬼子を生んだ。其子は必ず齒を生して善く走つた。それで柳の枝を口に啣せ樹枝に掛け置くと、一夜過ぎれば失せて無い。鬼子を振むは山中にて異人を夢見る時であると云ふ（三國名勝圖繪卷五〇）。

オニサイギ 「鬼押木」 伊勢二見町字江村では、除夜に松か榎を普通の割木の如く、圓筒形に切つたのを縦に

中央から半截し、其平面の部分の中央から下半分は、消炭で眞黒に塗つたものを地面に建てる。之は「神領俗歳時記」卷上門飾の條に、家居の出口毎にオニサイギ木を、左右一本を建て、消炭にて月の十二筋を書くとあるに相當し、又「續郷談」にも、門戸の左右に尺余の木を立て、炭で平年は十二條、閏年は十三條を畫す鬼さい木と云ふ。本草綱目（卷六）に「除夜立三炭戸内、亦辟邪鬼」とあるが轉じたのであるに符合する（民族一ノ二）。

濱松市外の曳馬村では正月十四日か十五日に、家例として鹽粥を煮る。此時に門松や注連飾を焚くが、其焚残りの枝で鬼木を書く。即ち一對の割木の一方へ十二と記し、他の一方へは横に十二本の筋を引く。之は其年の月ノ數で閏年なら更に一本を加へ十三本とする。鬼木は一對づゝ建物全部の入口に立てる（民族一ノ二）。羽前西田川郡上郷村大字大廣では、元日より十五日迄を大正月、十五日より二十日迄を小正月と云ふ。そして三十四の兩日の中に、松飾を取つて雜木を立て、タラノ木を一尺許りに切り、一面を削つて×十二月吉日、☆（閏年には十三月吉日と書く）と記して之を添へ

る。之を鬼抑木と云ふ(人類學雜誌二五號)。按に、此行事は各地方にあるが、其地方により立てる時と名を異にしてゐる。信州ではホンダロと云ひ、三河及び飛彈ではニユウギと稱へた。

オニツカ〔鬼塚〕奥州の安達ヶ原は、陸奥三戸郡淺田村大字淺水より平良ヶ崎村字相内に至る迄を云ひ、鬼塚と稱するものが現存する。鬼塚は源義家の臣安達某の妻で、義家の病氣を治すために申ノ年月生れの我娘を殺し、悔ひて携へし栗ノ杖を地に刺し自殺した。其杖が成長し逆さ栗とて茂つてゐる。淺水は古く朝見ノと云ひ、雲に泊つた旅客が夜中に殺され、朝に姿を見なかつたので斯く稱した(三戸名所舊蹟考)。按に、此所在説は信用出来ぬが、傳説の移動を考へるに多少の資料になるので、敢て抄出する事とした。

オニデンセツ〔鬼傳説〕大江山の鬼傳説の全く事實であることを、確認する記事が「中右記」に見えてゐる。即ち永久二年九月二日の條に、一夜強盜一兩人搦め取る。問はしむるところ丹波、但馬、因幡、美作等國人卅人許り、同意にて爲す所である。大江山に入り賊物を取られ、各本主の許に歸り、件の交名を奏覽し終

つたと云ふのである。之で酒類童子の物語は假託のもので無い事が明かである(郷土研究一ノ八)。

オニドキ〔鬼時〕神戸市兵庫では、古くから晝の七つ時(午後四時)を鬼時と云ふ。應保年中に平清盛が此兵庫の浦上下往來の船に、風波の難なからん爲とて、島を築かしたたが、再度まで失敗し、遂に人柱を立てて築かせたら、成就すべしと云つた者がある。それより生田の小野に關を構へて、毎時刻限を定めて、晝の七つ時に往來の旅行者を搦め取つた。之より晝の七つ時をさして、誰云ふとなく鬼時と名付けた。然るに當地の男女を捕へざるの法令なる由を洩れ聞いて、心敏き者は兵庫の者なりと偽つて、辛き目を許される旅人も多くあつた。後世兵庫の者ぢや御免なれと云ふは、此時より始まつたのである(筆拍子卷二)。一般に云ふ逢魔ヶ時を、人柱傳説に假托した説である。旅人を捕へて人柱、又は祭事に用ゐた例は各地にある。其條を參照せよ。

オニトマメ〔鬼と豆〕佐渡金澤村の俚傳に、昔北の方から鬼が来て、佐渡を取ると云ふた。其時金北山大權現出られ、節分に撒く大豆が芽が生えたら渡さうと誓

つた。然るに其大豆に芽が生えた故、權現は土龍を作り大豆を枯した。鬼怒り猫を作りて土龍を捕らせた。それより節分の大豆はよく炒るものと云ふ。又今でも船に乗る漁師は、節分の豆を持ち海上にあやかしの附いた節は、之を海に撒けば魔除になると信じてゐる(郷土研究四ノ一)。

オニノウデ〔鬼の腕〕藤原仲平が、南殿の御帳の後を通る折に物の氣配がして、太刀の礎を捉へたから、怪しく思ひ探りたるに、毛はむくくと生えた手に、爪が長くて刀のやうなのに、鬼であるかと怖しかつたが公の勅定を承つて參る人を捉へるは、容赦ならないと云ふので、太刀を引抜き彼の手を捉へ打放ち、丑寅の隅の方へと逃出した(大鏡卷三)。

今は昔、兄弟の獵師があり、或夜に山中で鹿を待伏せしてゐると、突然兄の鬚を掴んで引上げる者がある。手で觸れて見ると、何だか皺だらけである『鬼だ』と弟に云ふと、雁股の箭で其手を射切つた。兄弟は夜半過ぎ歸宅すると、老母が苦んでゐる。氣を留めて見ると先刻の手は母の物らしい。老母は悟られたと思つてか、兄弟に掴みかゝつたので手を投げ出したまゝ外へ

逃げた。母は間もなく死んだが、片手が無かつた(今昔物語)。

京洛の巷へ鬼が出發して人を取喰ふと云ふので、夜は外出する者は無い。源頼光の家臣渡邊綱は、主命を帯ひ外出の歸途、一條戻り橋の傍で美女に遇ひ、其者を馬に乗せて送つて往く、忽ち鬼となつて綱の鬚を掴み空中へ飛んだ。綱は其手を切て持歸り、自宅に忌籠つてゐると、伯母が尋ねて来て其手を取去つた。伯母は鬼の化身であつた(平家物語劔卷)。

佐渡の東福城に近き諏訪明神の前で、本間攝津守の家來駄栗毛左京が、八月十三日の夜に鬼女に出逢ひ、其鬼女の腕を切つた。其後此鬼女が毎夜腕を買ひに來たが、遂に九月の中の夜に戻してやつた。此鬼女は越後の彌三郎の母であつて、再び佐渡へは來ないと云つた。左京の太刀は今に在ると云ふ事である(佐渡風土記卷六)。彌三郎の母の條を見よ。

【參考文獻】

羅生門の鬼 (嶋津 久基) 單行本
オニノオクリモノ (鬼の贈物) 薩摩國薩摩郡入來村に昔から鬼の贈物と稱する、X祭のサンタクロースのブ

レセントに似た行事がある。正月七日の朝に子供達は夜明に起出て、庭の木ノ股、蘇鐵の葉の上、石燈籠の中、築山の芝生の陰などを探すと、其處には必ず前夜鬼が持て来たと言ふ菓子袋、吊柿、蜜柑、鏡餅などがある。之は六日夜に子供達の祖母や母親が仕込んで置くのだと言ふ(民俗學二ノ一)。

オニノサンコン 「鬼の三魂」 過去因果經の説く所によれば、人間には三魂七魄とて数が多い。鬼にはコン、ハク、シヤクとて三つの魂がある。コンは冥土へ往つても、赤白の二涕は娑婆に止まり、赤は蚤に白は虱となつて人間の肉を食ふ。これ因果の道理である。扱又虱を殺すが故に、人又地獄にて鬼に食はれると云ふ。(慶長見聞集卷八)。固より妄誕の説ではあるが、斯う云ふ事を信じた時代もあつた。因に慶長見聞集は慶長以後の偽書説もあるが、茲には、其問題には觸れぬこととした。

オニノシソ 「鬼の子孫」 こゝに言ふ鬼とは、靈界の事業に従事した者の意味で、所謂修験者、又は巫覡の徒を指してゐるのである。従つて各地に夥しきまで残存したからとて、少しも不思議では無いのである。

大和大峯山麓の前鬼、後鬼と云ふ者の先祖は、役行者が此山を開く時の案内者と云ふが、山人(ヤマビト)の末と思はれる。役行者の木像の脇立に斧鉞を持てる二人がそれである。子孫あれど常人と變りない(遠碧軒記上ノ一)。前鬼後鬼と云ふは、今日なればA鬼B鬼、甲鬼乙鬼、第一鬼第二鬼と云ふべきを、不學の徒が斯く言ひ出したものと想ふ。西晋安息國三藏安法欽譯の阿育王傳卷五に、前鬼後鬼の二鬼が死人を擔いで來て諍論した事が載せてある(南方來書卷一〇)。

京都市外八瀬童子は、王孫であると云ふも、塞國嘶餘によれば、八瀬童子、閻魔王宮より歸る時、與昇たる鬼の子孫なりとある。怪しい説ではあるが王孫と云ふはあらぬ事である(橋窓自語卷七)。更に出來齋の記事には「八瀬の里人は比叡の童子の末なれば、今も四方髮に鐵髮をつけ、四月初辰ノ日、此里天神の祭日には殊さら假粧し美しく粧さした帷子に色々の帯を襷にかけ、拜殿に入りて聲の限り踊りつゝ神輿を渡す」とあり(京みやげ)。北村季吟の記録には、昔鬼ヶ洞に住んでゐた鬼は、比叡の西方院の某阿闍梨に仕へてゐた。八瀬の里人は其鬼の子孫とて、比叡の法會に參りて飯を

鬼喰と稱して食ふことがあつた。頭を唐輪にわけて鬼童と云ふてゐたとある(菟藪嶺經卷五)。按に、八瀬童子に就ては、京都に近く鬼の子孫が居ると云ふ事が、代々の學者や好事家の興味を唆つたものと見え、夥しき迄に記事が残されてゐるが、要するに職業として葬儀に携り、且つ惣髮鐵髮の異容をなし、代々童子と稱してゐた所から、酒呑童子や茨木童子などを聯想して鬼の子孫と云はれるに至つたものと想ふ。

豊後日田町に、此地方の舊族大藏氏が住んでゐた。其系圖を見た者の談によると、此家の始祖は妙景鬼と云ひ、三毛入命十三世の孫で同地に來住すと傳へてゐる(郷土研究二ノ一二)。

大和の大峯山麓に五鬼村と云ふがある。役小角が大峯を開いた折に扈從した鬼の子孫が、千年の間に繁殖したのだと云ふ。五鬼とは五鬼助、五鬼堂、五鬼圓、五鬼勝、五鬼作の五軒の舊家の總稱で、前鬼後鬼などと世に傳へるのは誤つた取沙汰らしい(同上)。

鬼の子孫は各地に在つた。紀州粉河町に近い中津川、大和五條町附近の安生寺垣内、同國宇陀郡の篠樂や足立、磯城郡白河などにも、鬼筋と云ふ家が幾らもある

と聞いてゐる。そして是等の人々は鬼の子孫と云ふ事を自認してゐて、鬼の角に似てゐるから端午の粽を作らぬとか、鬼の舌に似てゐるから上巳の麥餅を拵へぬとか云ふてゐる。又京都市外の鞍馬の奥の貴船神社に仕へた舊神官に、舌氏と云ふのがあつたが、其系圖を見ると舌氏の先祖は牛鬼だと書いてある(民族と歴史五ノ二)。

下野上都賀郡西大芦村古峯ヶ原の古峯神社は、今の祭神は大山祇命であるが、昔は金剛童子と稱してゐた。社殿は石原氏の邸内に在り、元は前鬼後鬼の木像が安置してあつた。此石原氏の祖先は、役行者に仕へた妙童鬼の子孫だと傳ふ(栃木縣誌)。中山曰、往年此石原氏に、宇都宮市で二度ほど面會した事があり、鬼の件を買した所が、家系には左様に認めてあると語つてゐた。

紀州粉河町の北十八町葛城山の麓に中津川村と云ふがある。俚語に「千兩呉れても中津川はいやよ、鬼の巢ぢやもの谷ぢやもの」とある如く、此村には鬼の子孫と稱する西野、前坂、龜岡、中川、中井の五氏が住んでゐる。五氏は京都聖護院の袈裟下で官名を賜り、昔

は一切の賦役を免せられ、帶刀惣髪で幅を利かしたものである。従つて他村民とは交際せず通婚もしなかつた(郷土研究四ノ四)。

阿波麻殖郡の高越山高越寺と、同國名西郡の焼山寺、(四國靈場十二番)とは、共に役行者の開基と云ひ傳へてゐる。高越山の山腹には鬼ヶ定とて、鬼の入定としたと云ふ所があり、焼山寺山では谷向ひに鬼ヶ城と云ふ所があつて、其處には今も鬼城某と云ふ家が一軒と鬼の棲んだと云ふ岩屋とが残つてゐる(同上四ノ五)。

【参考文献】

鬼の子孫 (柳田 國男) 郷土研究四ノ三
山人と鬼 (喜田 貞吉) 民族と歴史五ノ二
オニノフンドシ 「鬼の特鼻輝」 神戸市中通九丁目の宮本見治の隣家に住む松本某は、先祖代々の寶として鬼の特鼻輝を持つてゐる。之は二階より落ちた時、或は木から落ちた時など氣絶した場合に、此特鼻輝で頭の上を撫ると、直ちに恢復して元の體になると云ふ。(少年世界大正十年十月號)。

オニノマヒ 「鬼の舞」 下總印旛郡内郷村大字土浮の迎接寺にて、鬼の舞をする。閻魔大王など美々しく衣冠

を粧ひ、皆假面を被り、赤鬼青鬼など多く出て、地獄にて死人を責むる眞似をする。同郡下小堀村の淨福寺の佛事にも鬼の舞があると鹿嶋日記に見えてゐる。之も二十年に一度する業である。佛の面、鬼の面、牛頭馬頭の鬼などの面がある。佐倉風土記に、迎接寺年歴未詳なるも佛器多く、永仁三年と識してある。觀音、閻魔、夜叉等の假面十餘枚あり、惠心の作と傳へてゐる(利根川圖志卷五)。

【参考文献】

地獄の芝居 (越原 富雄) 民俗藝術三ノ七
地獄極樂の芝居 (小寺 融吉) 同上四ノ三
オニノリシヨウ 「鬼の俚傳」 今治市附近にては、神樂の鬼を、ダイパンと云ふが、語原は判然せぬ(山本信哉談)。
オニハシリ 「鬼走」 紀伊伊都郡天野村大字志賀の大陸寺にては、毎年正月十四日本堂にて大松明を燃し、鬼の面を著け鬼の裝束したる者を追つて、堂内を馳せ廻ることがある。遠近群衆する。名けて鬼走りと云ふ(紀伊續風土記卷四七)。

オニビタキ 「鬼火焚」 肥前小城郡三日月村にては、正

月七日朝未明に鬼火焚きを行ふ。竹と藁とで一つにくびつた掘立小屋を前日に作り此朝燃す。其灰にて歳徳神に供へた餅と、他の餅とを周圍七ヶ所炙りて家内中食す。供へた餅は寒水に洒し置き、六月朔日に氷餅と稱して食ふ。此餅は婦人娘には食べさせぬ。歳徳神の如き頭長兒を産むからと云ふ。又燃え残つた竹は門又は入口に挿す。萬の魔を除けると云ふ。由來は昔大江山鬼退治の時、沿道の土民篝火を焚て、路を明るくしたのが始で、以前は丑滿時分より焚き始めたと云ふ(郷土研究三ノ一)。

肥前富江町から里餘の黒瀬村は漁場であるが、毎年正月三日に村の若者は山に入て粗朶を伐出す。之を『ヘゴ拂ひ』と云ふ。四五兩日の夜は鬼の目錢』と名づけ毎家一錢二錢と貰ひ廻る。六日には此錢で竹や繩を買ひ求め、豫て貯へある松の心木を出し之を竹に添へ、粗朶で包み荒繩で縛り『鬼の骨』を二本作る。高さ八尋、周り六尋、それを二ヶ所に建てる。七日は未明から焚付にかゝり、二つの鬼の骨が盛んに燃え、何れが早く倒れるか、後れた方を勝とする。村民は群集して此火で餅を焼く、之を『鬼の目餅』と云ひ喰へば息災

だと信じてゐる。灰は魔拂になり竹は雷除になるとて家々に持歸る。此鬼火焚の由來は昔鬼が降つて人馬を荒したので、村人は火を焚て防いだら鬼が逃げたのでそれより毎年行ふと傳へてゐる(土ノ鈴一輯)。
大隅の農村では正月七日に、十四五歳を頭として子供達が、毎戸に就き青竹や正月用の年木を買ひ集め、定めめの場所に穴を掘り貰つた材料で柱松を作り建て、之に火を放つて爆竹させる。俗に鬼火(ヲネビ)と稱してゐる(民族と歴史五ノ六)。

【参考文献】

鬼 火 (本山 桂川) 土ノ鈴一輯
オニマツリ 「鬼祭」 尾張熱田の神宮寺(密宗)では、正月五日夜修正會を行ふ。俗



に大藥師の鬼祭と云ふ。未の下刻(午後三時)より夕方に至り、本堂に一山の僧衆集り、護摩修行をする。其事終つて松明を持った鬼形の者を後堂より追出し、堂下の様を追ひ廻ること三度、それより松明を後園の池に投げ入れて終りとなる(尾張志)。按に、追儼、修正

會、蘇民曳等の祭事に、鬼の出る例は頗る多く、如何にするも載せきれぬので、他は各條を参照せよ。

【参考文献】

祭 禮 の 鬼

(鈴木 百平)

郷土研究四ノ二

オニヤキ (鬼焼) 大隅串良の口碑に、昔天から鬼が降り松の樹に引掛かつた。それを村民が集り、唐竹で叩き殺し、田の中で焼いた。其時鬼の鼻汁から蛭が出来血が化し蚤になり、灰から蠅が湧いた。正月に門へ松竹を立て、六日の晩に爆竹するは、其因縁であると云ふ。此晩は村の四方に向つて空砲打ち放す。之も悪魔を嚇す爲だと云ふ(郷土研究四ノ一〇)。

オニヤク

(鬼役) 將軍大名などの食膳の毒味をする者を、鬼役とも鬼取役とも稱した。徳川實記寛永五年十月二條に、谷六右衛門俊次鬼取役となり御咄衆に加へらるとある(郷土研究四ノ五)。古く禁中にては此者をサバ(散飯)役と稱した。

オノコロイハ 美作眞庭郡美和村に二宮がある。祭神は鶴鷺草葺不合尊。殿取盧岩は本殿東一町許り天王淵頭に在る。社家の傳に凡そ嗣を求むる者か、之を祈れば必らず驗があると。因て神石となつてゐる。播州住吉

は此神を祭り子寧社と號する。同社にも此石がある。(校正作陽誌)。

オハケオロシ

(鐵漿蛇) 飛騨高山町大字松の木に鍋山城趾がある。昔此城主鍋山豊後守に嗣子無きより、同郡松倉の城主三木大和守の弟顯綱を養子とした。然るに後年顯綱は兄大和の爲に殺され、其妻女も捕へられて、松の木七夕岩の邊で殺害されたが、其亡靈齒の黒き蛇と化して甚だ祟りをなせしと云ふ。石塔を建て其印とす。鍋山石塔が之である。適々此邊にて其蛇を見る者は、必らず惱さるゝ故に、俗呼んで七夕岩の鐵漿蛇と云ふ(飛州志卷八)。

オハケオロシ (神勸請) 神事に與つてゐるとか、又は神の御宿(此場合はオハケ宿と云ふた)をしてゐるとか云ふ目標に、門前に祠様のものを作り、或は注連を張つて、不淨を警めたのを斯く稱した。但しオハケの語原に就ては全く知らぬ。

越前敦賀郡松原村大字杵見の信露貴神社には、神事に與る家を諸戸(モロト)と稱し、家数が限られてゐるが毎年五月六日のお田植祭の當屋が神籤で定ると、其家の門前に「おはけ様」を勸請し注連を張る(同郡誌)播

磨美靈郡及び加東郡内各町村に、伊勢講と云ふがある。講毎に「おはけ」宿と云ふ家を定め、參宮に關する集會所となし、門前に「おはけ様」として竹を立て、注連繩を張つた神籬様のものを作り、留守居の者は毎日此處に詣て神宮を遙拜する(同郡誌)。

讚岐三豊郡の町村では、昔は家に旅行者があると、土地の神官又は巫女などを招き、家に注連を張り、旅行安全の神祭りをした。之を御白幣下し(オハケオロシ)と云ふた(西讃府誌)。

豊後速見郡中山香村大字内河野の松嶋明神の例祭は、舊曆九月二十日で、「おはけおろし」は十七八の兩晩に行ふ(山香郷土史)。

オハノレイリヨク (伯母の靈力) 我國の各地で行はれるヘコ(積鼻禪) 祝に、伯母が其ヘコを與へるのは、生母は生命を與へ、伯母は生活の活力を與へる爲であつた。日本武尊と倭姫命、大津皇子と大狛姫(伊勢齋宮)は、其例である(折口信夫談)。猶「ヘコかき祝」の條を参照せよ。

オヒイシ (笈石) 肥後合志郡高野村の農家の裏に石がある。昔阿蘇明神巡視の折に、負ひし笈が石に化した

と云ふ。高さ五尺餘、横九尺五寸、南北七尺五寸、物音無くそろ／＼と揺がせば動き、聲を發し又は大勢にて動かせば、少しも動かない奇石である。一に搖ぎ石とも云ふ(肥後國志卷一四)。

阿波麻植郡大劍山に、二石があつて、方正卓立し、一を太郎笈と云ひ、一を次郎笈と云ふ(阿波志卷七)。

オヒイレヤナギ (笈入柳) 陸前桃生郡の和淵神社は、玉造栗原二川の落合に臨んだ明神淵の岸にある。元文年間の開墾する迄は此邊一帯は柳原であつて、昔源義經が奥州へ下る時、一本の柳の枝を笈に入れて來て、それを地に挿し和淵神に祈願したのが起原であると傳へ、笈入柳の名があつた(封内風土記卷一二)。

オヒオモリデンセツ (笈重り傳説) 神佛の靈像を笈に收め、ふる郷遠き姿して國々を漂泊する巫覡、修験、六部にとつては、此一つの笈が信仰の糧であり糊口の料でもあつた。其笈が遽に重きを加へて動かぬとは、果して神佛の冥慮か、それとも持者の作略か。人間の世界には、力學で説けぬ神秘がある。

羽後河邊郡豊嶋村大字戸嶋の、戸嶋神社の祭神は倭尊である。昔京都鞍馬山の林正坊なる者が、不動尊を笈

に入れ諸國遍歴の途次、同地の下の臺にて休息せしに
 笈俄に重くなつて動かない。遂に此地に留まり堂を建
 てた。明治になり神社と改められた(同郡誌)。
 岩代耶麻郡月輪村大字中小松の菅原神社は、俚傳に神
 良種と云ふ者が、神像(高さ五寸七分の鑄物)を京都に
 得て、笈に入れ諸國を巡るうち此地に來たるに、俄に
 笈が重くなり動かぬので、鎮座したとある(同郡誌)。
 常陸多賀郡松岡村大字赤濱の妙法寺の境内に、僧日辯
 (日蓮の俗弟と云ふ)の墓がある。法難の爲め弟子達が
 日辯の靈棺を負ひ、諸方を逃げ歩いた末に此地まで來
 ると、急に棺が重くなつて止むなく寺を建て、埋葬し
 た(同郡誌)。

下總の古河城で、利根川に臨んだ所を賴政廓と呼び、
 此處に賴政社があつた。昔賴政の家臣下河邊行吉が、
 賴政の首級を笈に入れ此地へ來ると、笈が磐石の如く
 重くなつたので社を建て祀つた(郷土研究一ノ九)。
 千葉市の千葉神社は、元は千葉氏の護持佛なる妙見菩
 薩を祀つたものである。千葉成胤の弟胤忠が嫡子たら
 んとして夜分此神像を盗み出し、笈に入れて背負ひ數
 百歩行くと、忽ち神像が重くなり動かぬので棄て、去

つた。其地に光り物があるので村民が怪み拾ひ本社に
 還した。今其地を三角田と云ふ(新選佐倉風土記)。
 下總匝瑳郡野田村大字野手は、日朗上人の産地とて朗
 生寺と云ふがある。明治十五年頃備中後月郡高屋町の
 矢吹伊三郎なる者が悪疾を病み、身延佐渡等を參詣し
 房州に行かんとて朗生寺に參詣せしに、急に笈が重く
 なつて動かない。己むを得ず此地に逗留し、朗尊の靈
 に奉仕せんと決心し、日夜心身を盡して佛を念じ、病
 苦の者に祈禱をなし、寸時も怠らなかつたと云ふ(千
 葉盛衰記)。

東京市豊嶋區高田の南藏院(密宗)は、大鏡山醫王寺と
 號す。開山圓成比丘が奥州秀衡の持佛たりし聖德太子
 作の藥師像(長三尺)を笈に入れ、廻國の折に此地に來
 たりしに笈俄に重くなり磐石の如し、有縁の地なるべ
 しとて此寺を建てた(武藏風土記稿卷四)。

武藏北足立郡吹上村大字大芦に瑠璃山醫王寺がある。
 本尊は藥師如來(長八寸、作不知)で、傳に昔出羽國よ
 り四國の修業者が負ひ來り、此處に休んだが俄に笈が
 重くなつて上らない。因つて此處に安置したと云ふ。
 (増補忍名所圖會卷一)。

武藏北埼玉郡下忍村の藥師堂は、昔藤原秀衡の守護佛
 にて、奥州信夫の郷に安置してあつたが、後夢想によ
 り相州鎌倉に移さんとして、當所まで來て俄に厨子重く
 て動かず、依て此處に留まらんと佛意なるべしと、
 一字を建て、安置した(武藏風土記稿卷二一六)。

足利市同業組合の前へ「二月一日二日三日執行大祭龍
 泉寺」と云ふ立札が出た。其龍泉寺とは、紀州那智郡
 の地藏上人と云ふ者に、一夜夢に異形の人現はれ「汝
 國中の靈場を巡り、六十六部の妙典を納め、且つ終焉
 の地に吾を安置せよ。吾は熊野權現なり」と云ひ了つ
 て消え失せた。上人は熊野權現を收めた笈を負うて諸
 國を巡り、遂に同市助戸に來て、今の龍泉寺の處に休
 んだが、笈が重くなつて動かない。上人は此處が靈夢
 の終焉の地であると悟り、堂を建て、安置したのが當
 時の草創で、其邊の俚稱權現堂も之が爲である(足利
 日報、昭和五、一、三三)。

上野邑樂郡赤羽村大字羽附に楠木神社がある。俚傳に
 よれば延元二年七月四日、楠氏の遺臣小林、田部井、
 石井、半田、江守等が●正成の首級を笈に納め此地に
 來り、野中大樹の下に至り笈重くして負ふことが出來

ない。それで此地に止まり、首級を大樹の下に埋め、
 祠を建て、野木明神と稱し、遺臣も亦此地に土着した
 と云ふ(同郡誌)。

越後北蒲原郡加治村大字金津新村の蒲原神社。此境
 内の五社明神の社殿に、比丘比丘尼の二木像がある。
 昔秩父六郎重保夫妻が、源義經を慕ふて此國へ來て剃
 髮し、歿後居宅を寺とし白蓮寺と稱した。後年に寺は
 亡びたが、住僧は夫妻の木像を捧持して出羽に赴かん
 と偶々此地に來りしに、木像忽然として重きこと金石
 の如く、止むなく之を同社の拜殿に安置した(越後野
 志卷九)。

肥後球磨郡上村の谷水藥師は、日本七藥師の一と稱さ
 れてゐるが、此本尊は元奥州金華山にあつたのを、或
 六部が背負ふて廻國の途すがら、此國で像が重くなつ
 たので祀堂を建てた(球磨郡郷土誌)。

大隅始良郡牧園村大字宿窪田の熊野權現は、社記(大
 永三年)に昔異人があつて、熊野三所權現を笈に入れ
 て負ひ來り、岩上に休み此地に一宿し、明日笈を擧げ
 んとした所が動かず、磐石の如くに重かつたので、此
 地に祀つたとある(三國名勝圖繪卷四〇)。

オヒカケイハ〔笈懸岩〕 近江滋賀郡伊香立村大字途中の、勝花寺の傍に笈懸岩がある。相應和尚が葛川に行き、生身の不動明王を拜し、水中に飛び入つて抱き取つたところ一の木となつた。自ら負ふて無動寺への歸路、此地を過ぎ暫らく彼木を此石の上におろし憩息した、其石が之である(近江輿地志略卷二九)。

伊勢一志郡家城村大字南家城に白山権現を祀る。瀬戸ヶ淵の蛭頭に鎮徳上人の笈懸岩がある。昔上人が能登より白山の神體を笈に收めて負ひ來たり、此處で休んだので此名がある。然るに神體七羽の白鷺と化し七所に飛んだ。それで鷺の留つた場所に白山社を祀つた。即ち竹原、飯福田、山田野、八野野、井生、川口、南家城である(勢陽五鈴遺響)。

オヒカケマツ〔笈掛松〕 越前敦賀郡愛媛村大字山中、有乳山の麓に笈掛松がある。源義經東州下向の時に、笈を掛けて休息せし所であると云ふ。有乳山は荒血山にて、山荒き故に往來の人の足より血出る故に、此名があると義經記に見えてゐる(越前國名蹟考卷二)。

オヒサギ 武州秩父邊に『をいさぎ』と云ふものがある。是は四國大神と云ふ類で、一人此をい鷺の血筋の者が

あつて、人の家にあるもの何にても、此物が欲しいと思ふ時は、燻てをいさぎ此家に至つて病人を出す。酒など造るに憑たるは、作り込んだ酒米の中悉く死んだ鼠の腹出來て、米に交り溢れ穢はしき事云ふばかりなすと云ふ(譚海一一)。按に、憑物筋の一種で『をひさぎ』は、關東にある『をさき』の訛語であらう。

オビシヤ 歩射の訛語、歩射祭を見よ。

オヒスルスギ〔笈摺杉〕 肥後菊池郡平眞城村大字眞木の鎮守天照大神宮の社頭に笈摺杉がある。往昔太神宮を伊勢より此地へ勸請の時に、杉の枝を笈に挟み來て地に挿したので此名がある。笈に摺れたので今に片枝である(肥後國志卷一四)。

オヒタキ〔御火焚〕 京都の御火焚は、十一月に限つて諸社に行はるゝ神事である。それでは社前で火を焚き或は神樂を奏して、神意を慰める此御火焚は如何にして起つたのであるか。之に就ては異説が多い。第一説は神樂の名残であるといふ説で、神樂には庭燎を社前庭上で燎き舞を奏する事がある。此簡略せられたのが御火焚である(世諺問答)。第二説は當年の新穀を初めて神に供進する式で、官符あつてするは新嘗祭と云ふ

が、官符なくする社が、神供を夜に入つて行ふ。それ故火を焚くといふ説である。第三説は一陽來復の時に當るから、陽氣を火に依つて助けるといふ説である。第四説は火神軻遇突智、埴山姫を娶つて稚産靈を生むといふ儀によつて、此神事は五穀の神を祭るのである(滑稽雜談)と云ふのである。お火焚は社前で新穀の神饌と神酒を供へ祝詞を奏すると、豫て庭上に井筒形に積み上げた松割木の中に竹の笹を立て、それへ燧を鑽、て下から火を付けると、笹が燃え上つて竹がは

ざる。其炎上した所へ神酒を灌いで、爆竹三聲に至つて止む。畢ると神に供へた蜜柑を子供に撒く。お火焼の供物は蜜柑に饅頭に粗粒で、蜜柑は其年の果物、饅頭は新米餅の變形、粗粒は糯米の菓子で、何れも秋のナリ物であるから、新嘗祭の新穀を供へるのと意味は同様である。其時間は夕方から夜が多く、神社でも行ふが民間でも行ふ所がある(日本歳事史)。

オヒデンセツ〔笈傳説〕 越前坂井郡齋村大字深坂に、昔半助と云ふ百姓があつた。家に頼光大江山人の時の物と稱する古い笈を所藏し、此笈の縁起二卷あり。其由來は、以前福井の藩士太田安房は、太田持資の孫に

て、其先は多田源氏源三位頼政の裔なるに依つて、獅子王の劍と此笈とを傳へた。然るに貞享三年中太田十藏と云ふ人の代に、此笈を家臣柳田所左衛門に譲り、所左衛門は此村に退き百姓となつた。半助は之が玄孫である(越前國名蹟考卷一〇)。按に、頼政は憑坐(ヨリマシ)の訛語と想はれるので、遽に此記事を信用する譯には往かぬ。頼政傳説参照。

オビトキイハヒ〔帶解祝〕 現在では女兒が七歳になると、十一月十五日に盛裝して、氏神社に詣るのを斯く云ふてゐるが、古くは此儀が成女式として行はれたであらう事は想像される。元服が形式に流れ、祝ひ事は早い方がよいと云ふ社會感情が、七歳まで引あげてしまつたが、男兒の袴着―民俗學的に云へば鬚髯禪祝と同義であつたに違ひない。

オビトキチザウ〔帶解地藏〕 奈良市帶解寺の本尊は、帶解地藏である。文德帝の皇后染殿懷胎して三十三月に及んで誕生あらせず、然るに靈夢により和州添上郡に裾帶の形を現はした地藏がある。之を信すれば平産すると知り、之に歸依して皇子を生まれせられた(南都名所集卷八)。

オヒトツウマ〔御一つ馬〕陸中平泉町の金色堂の東北に白山社(平泉寺の鎮守)がある。昔は毎年四月初午未の兩日に祭禮があり、當日衆徒の中から七歳の男兒一名を撰び二七日間潔齋させ、裝束を着せ腰に苜ノ葉を挿し飾馬に乗せて神事に參與させる。之を御一つ馬と云ふが何故か此馬の嘶くのを凶兆とする(平泉誌)。按に、他の祭禮の「一つ者」と同じである。其餘參照。

オビトリイケ〔帶取池〕山城葛野郡梅尾鳴籠の西方なる千代の舊道の東北に、帶取池と云ふがある。中古此池に大龜が棲み、其妖靈が帶を水上に浮べて往來の人を誑した。そして行人が其帶を取らうとして水中に泳ぎ入ると、大龜が出て其人を取り食らうたので斯く名づけた。併し其帶は實は水萍である(雍州府志卷九)。紀伊伊都郡九度山村大字慈尊院の尙蓮寺池で、おしよぶと云ふ村の娘が洗濯してゐると美しい帶が一筋水の上に乗かんだ。それを取らうと池に入ると、帶は恐ろしい蛇になつて、おしよぶを咬へて池の底に沈んでしまつた。其後池の畔に神を祀り、人を取る帶も出なくなつた(民族三ノ四)。

紀伊西牟婁郡西富田村大字堅田に、大小二つの池があ

り、昔蛇來り大池の主とならんとせしに、土人此池には既に主があるとして、密かに鎌を投じ是が主なりと云ひ、蛇恐れて(蛇は鐵類を忌む)小池に入り主となつた。二池殊に大池では常に人が死ぬ。筆者(南方熊楠)六年前此池にて、オホヒルムシロと云ふ、稀代の草を見出した。此草は遊泳を遮妨すること甚だしい。池の主にとらるゝなども、是等の草を指したものであらう。帶取池の草も此種のものであらう(南方來書卷五)。

オヒマチ〔御日待〕マチは祭の意で西ノ町のそれと同じである。昔はお日待月待と稱して昇る旭や月を拜して祭つたものであるが、今は漸く廢れてしまつて、纔に月待の二十三夜待、二十六夜待が残つてゐた位である。豊後直入郡地方で舊十月十四日夜より十五日朝にかけてお日待とて、東方に向けて竹で棚を作り供物をなし、太陽の出る迄各組で一軒の家に集り飲み明し、旭を拜むのは古風の残たものである(民俗學一ノ五)。

オヒマチトシトリ〔お日待年取〕信濃上高井郡保科村地方では、正月に飾つた松を十五日に焼く。此日は早朝から區民總出で、山から松の木を伐り取つて來て飾り、松と交て積み重ねる。夫をお山と唱へ夕刻に火を

點ずる。此火にあたれば風邪を引かぬと云はれ、其燃え残りの火で小豆焼と云ふ神事を行ふ。金のカハラケを火に熱し、選ばれた若者二名水垢離に身を淨め、灼熱したカハラケの中へ小豆を一粒づゝ落す、小豆の廻轉の善惡によつて、吉凶、天文地儀、五穀養蠶の占をする。此夜は老若男女打交り福引により夜を徹する。お日待年取と云ひ、此夜粥を作り神に供へ、著へ置いて十八日の朝鎌を携へ柿の木の下へ行き「柿よ〜好く成れ〜、成らぬとこれ切つてしまふぞ」と云ひ乍ら、件の粥を枝の折口などへ附ける(信濃毎日新聞大正八、一)。

オヒマツリ〔帶祭〕駿河嶋田町の大井神社の帶祭は髪を被つた奴姿の多數の氏子が、太刀を兩腰に差しそれへ美しい女帯を下げて、左手に傘を持ち右手をかざして二列に並び、町内を練り歩くのが、四年に一度の祭禮とて名高い(郷土趣味三ノ一〇)。

オヒワケヂザウ〔追分地藏〕下野今市町の御成街道と例幣使街道との追分に、丈六の石座の地藏尊が安置してある。昔或男が大谷川で仕事しながら鳶口で石を叩いたら、其處から血が滲み出た。不思議にして掘つて

見たら立派な石地藏だつたので、土地の者に話し上町へ安置したら、毎晩地藏尊が下町へ往きたいと泣くので今の地に遷座した(あの山この里)。

オヒワケデンセツ〔追分傳説〕大津市に、土俗相傳へてゐる追分は負分である。嘉祥元年中に京都の佛工安阿彌、東奥の僧來つて阿彌陀佛の像を作らんことを乞ひ、安阿彌造成して甚だ意に適ふ。此佛像と相別るゝを悲み、此地迄送り來つた。佛亦其意を哀れむにや、一體忽ち二軀となり、全形少しも違はず、一軀は東奥の僧負ひ去り、一軀は安阿彌負ひ來り、互に東西に分れしより負分と云ふのである(近江輿地志略卷六)。

オビラシメヌムラ〔帶を締めぬ村〕大阪西成郡神嶋村の婦女は、氏神(祭神比賣古曾神)の遺風とて帶を締めず四季共に幅廣き前垂で間に合せてゐる。若し他村に赴く用事ありて、是非とも帶を締めねばならぬやうな事あれば、村境まで帶を風呂敷で包んで來て、此處で締めて出かけ歸村のときは村境で帶を解くのである。祭神が朝鮮から逃げて來た時の風俗と傳ふ(同郡誌)。

オフクイシ〔お福石〕徳嶋市福嶋橋の橋臺の石垣の中央に、白い班の入つた大きな石があつた。お多福の顔

に背てゐたのでお福石と云ふ。此石が深夜通行の人に
向つて笑ふと、必ず凶事があるとして懼れてゐたが明治
初年に取拂はれて無くなつた(郷土趣味三ノ四)。

オフクマド (御福窓) 岡山市國宮に瓶井山安住院禪光
寺がある。年々正月十三日會陽を行ふ。之に用ひる眞
木及び串牛玉は「お福窓」より群衆に投ずるを習とす
る(岡山市史)。按に、我國には東窓を神々の通行口と
して、尊重する習俗が古くからある。そして先住民族
と云はるゝアイヌにも窓尊敬の習俗がある。たゞ彼之
の間に交渉が有るか無いかは、今後の研究に残された
問題である。東窓の條参照せよ。

オフダガフル (御札が降る) 明治維新の大業が、漸く
緒に就いた慶應二年から翌三年にかけ、各地に亘り突
如として神佛の御札、及び影像などが降り始めた。天
意か人爲か。そんな詮索はどうでもよい。回天の風雲
に血を湧かしてゐた民衆は之が爲めに興奮の絶頂に達
して日夜手の舞ひ足の踏む所を知らなかつた。忽論、
神札の降臨は古く度々あつたので、此機會に之を利用
したまでである。お陰参り参照。

伊勢の御祓の降つたのは文祿が始めか。當代記に文祿

三年奈良の少女の笠の上に、伊勢の御祓落ちかゝると
見て狂氣すとある。江戸期に入りては寶永二年閏三月
に、徳嶋城下に劍先御祓が天降したと云ふのが早い記
事である。慶應度のは「西京より降初めし由」と、「伊
勢の村々より降る」との兩説がある。見聞録に、「慶
應三卯年八月中旬頃より、伊勢國村々へ不思議に兩宮
の御祓始め、其他社寺の守札等が家々へ降り、御祓を
授かつたと云ふて、貴賤の別なく家相應に祝として、
酒肴を出して振舞へる事言語に盡し難く、富家にては
百兩二百兩位の振舞にて、男女老若の別なく流行歌を
誦ひエジヤナイカと云ハ囉す」と記し、エジヤナイカ
の數ハ歌十二首を載せてゐる。

正直に神の祭りをする人は、子孫繁昌すればエジヤナ
イカ
老人も嬬も子供も皆踊れ、繁昌々々とうたやエジヤナ
イカ
國々へあまた降ります御祓は、御代も治まるしるしエ
ジヤナイカ(以下略)。

然らば斯かる御札を何者が降らしたかと云ふに、それ
は神徒か佛家か、天狗の妖か、狐狸の怪か、人類の巧

みか、大いに研究の餘地がある(以上。正續神都物語)
神符が降つてお陰参りの發端になることを、事新しく
言ふのは野暮な話であり。寶永千歳記以下の稗史小説
に詳しく其情況が見えてゐる。伊勢の學者や識者が種
々なる論辯をしてもゐる。我等は左様な晩煎の茶に浮
かされはせぬ。たゞ倒幕黨が新しくもないお陰参りの
景氣を利用する爲めに、上手でもない手品を遣つて神
符を撒布し、それを換氣作用に遣ひ、お手製の神力を
見せつけて、民心を瞞着しやうとした所に注目する。
裏面は兎に角、神國神威を説き、神様を擔ぎ廻はす以
上、神符降下の瞞着も系統は立つてゐる。軍中のトコ
トシヤレナ、民間のエジヤナイカ。之が倒幕事業の進
行曲として好一對をなしてゐる(江戸の噂)。

或人の説によれば、京都に於ける神符の散布者は勤王
討幕の志士であると云ひ。又或人は故品川彌二郎氏が
其主謀者であつたと云ふてゐる。蓋し京都で最も流行
を極めた十一月(慶應三年)前後は、薩長二藩士と岩倉
具視との間に、討幕の密謀が、計畫せられた最中であ
る。二藩の志士等が此奇瑞の流行と、絶対に無關係で
なかつた事は、之を信じ得べき相當の理由がある。然

しながら其流行は、やがて彼等の術數であると解釋す
るのは、穿ち過ぎた説と云はねばならぬ。此事は東國
から西國へ自然の力で傳はつたもので、彼等は巧みに
此流行を利用した迄である(郷土研究三ノ一〇)。

伊豆三島宿に慶應元年正月の始めに、金の御幣が降り
來り、人皆神様の御下りなりと集り酒を饗して祝つた
程無く又他にもあり、果は空中より落るを見たりと云
ふ者あり、御下り無き家はわざと御下りを風聴した。
御下りの札には太神宮の御札あり、成山山、大山石尊
秋葉三尺坊、三島明神など何限らず降り來る。それよ
り人心さながら狂氣の如く、男は女の風を爲し女は男
の装ひとなり、老人子供まで「いゝぢや無いか、
何でもいゝぢや無いか」と打囃し噪ぎ浮かる。三四月
頃になりて鎮まりたりと云ふ(郷土研究三ノ二)

慶應四年に伊豆對島村八幡野の鶴壽丸といふ船が、相
模灘を航海してゐると、空から神符が舞ひ降りた。不
安のうち港に上陸して見ると、港の家々には神符の
みでなく、軸物まで降つて湧いたとて、凶事の前兆か
と人心は不安に満ち、擧つて神佛に息災を願つた。か
くて幾日か過ぎたが凶事は起らず、明治の大御代が訪

れた(伊豆傳説集)。

武州金澤泥龜新田に降つた御祓は、伊勢の劍先もあるが大山石尊が殊に多い。軒先に窓の櫺子又生垣の上と土の上に落るは一つも無い。永嶋氏にては石尊の札が牀の間の壁に立掛てあつたと云ふ。京都北郊の村々では、降つた家へ近隣の人集り祝宴をして踊る。我家の主人酒食の費を厭うて御札隠したれば、罰當りて大煩ひなし、早々之を披露し振舞ふたら全快したと云ふ。(郷土研究三ノ四)。

信州松本地方の御祓は、中仙道の美濃から傳播し、一つは伊那路へ一つは木曾路を辿りて来りと云ふ。伊那にては今でもチヨイトサの祭と云ふ。チヨイトサは即ち薩長士で、當時京都に在つて維新の大業を劃策する人々が、人心を誘發する方便とし御札を夜中處々に降らせ「おかげぢや〜薩長士のお庇蔭」と彼の廻し者吾頭をとる。次第に各地方に傳播したものと云ふ(郷土研究三ノ四)。

駿河志太郡靜濱村、同郡東益津村等にも、明治維新の際諸神の札が降つた(同郡誌)。

遠州では、維新前御蔭年と云ひ御札が降つた。横須賀

町に大竹屋と云ふ酒屋ありて、行燈をどうか云ふ拍子

に焼いたが、書てある「火之用心」の文字だけ焼残した。それより秋葉山に代參立て、其中御札降つたと云ふ家が出来た。家の前に杉葉で祠を作り之を祭り、酒飯の大振舞餅搗き、町中の者横須賀中練歩き、其餅と錢を投げる。女房持の姿して亭主伴の役で出る。住吉屋と云ふ合宿では、土足のまゝ備後表を敷いた座敷へ練込んだ人達を請じ振舞たと云ふ(郷土研究三ノ二)尾張大府町邊へ、慶應三年に神々の御札が所々に降つた。此珍事に人々は勇み立ち「御札祭」と稱へ、老若共に上を下への大祭り、女子も大髻に結びあげ、馬の手綱をとり、各宮々へ參拜し、男子は全部白襦袢の揃ひにて熱田宮へ參詣した(大府郷土史)。

大和吉野郡白銀村大字湯川に降つた御札は、伊勢大神宮の大蔭で、降つた家では戸外へ竹二本立て注連繩張りエイヂヤナイカと云つて祝ひ大騒ぎする。一軒で御札二枚降れば竹四本立てる。河内の長野邊或は大坂近傍では、維新前御蔭と云ひ多人數伊勢參宮した。仕事して居る者が急にお詣りをしたと云ふ念が起ると、鋤鉋置いて仕事著のまゝ參拜に出掛る。之に對し道中

では色々の施しがあり、不自由無く參る事が出来る。

此の事六十一年目に一度づゝある(郷土研究三ノ七)。

神戸市へは慶應元年から御札が降つた。太神宮のお札の外に、近くの生田神社や長田神社のも交つて降つた中には朝起きて見ると庭前に石地藏や、牛が降つてゐた家もあつた。お札の降つた家では御馳走した。男女とも異装し假裝して鳴り物入りて町中を練り歩いた。唄は種々あつたが「西から蝶々が飛んで来て、神戸の濱に金撒て、エイヂヤナイカ」と云ふのもあつた(郷土研究四ノ七)。

紀州伊都郡花園村大字新子では、御札が降つた時、長さ三尺程の棒に赤と青とに染分けた二尺ばかりの幣を附けたものを振ながら「江戸の横濱石が降る、ソリヤエヂヤナイカ、此處らあたりは神や降る、ソリヤ、エヂヤナイカ」と唱へ、土足で座敷へ上つて老若男女踊り狂つた。御札降つた家では酒肴出し踊手に馳走する(郷土研究三ノ七)。

紀州粉河町に慶應年間御蔭と云ふがあり、六十一年目に一度来ると云ふ。以前の御蔭の時は本當に降つたと云ふが、慶應度は態と降らせるが多い。随つて以前の

御蔭年には御蔭参りと稱し、御蔭杓と云ふ浅い小形の柄杓一つ持ち、途々施物を受けつゝ無錢で伊勢参りした者多かつたが、慶應には御蔭参りする者少く、晝夜踊り廻り遊び通した。御蔭は淡路より始まつたと云ふ又此時拔参りと云ふがあり「御蔭参りは皆拔参り私も抜けましょ籠抜けに」と唄ひ。阿波では「御蔭参りを俵へ詰めて、阿波(粟)は細こて皆抜けた」と云ふ民謡もある(郷土研究三ノ四)。

讃州高松では、慶應年間ヨイヂヤナイカと云ひ、老若男女狂喜し踊り騒いだ。其踊は盆踊の如く型のあるものでなく、無茶苦茶跳廻る。御札が降ると云ふが見た者なく、朝起ると人家の櫺子若くは屋根に神符降りてある。之を聞傳へ四方よりヨイヂヤナイカと祝ひ騒ぎ来る。社廟の御祓堂に在る古い大神宮の御札を何者か窃かに盗み出し、夜中人家に投ずとも云ふ(郷土研究三ノ一一)。

薩摩の出水郡の村々へも、慶應年間に神佛のお札が降つた。何者が降らしたのか知れぬが、たゞ不思議の事と想つた(出水風土記)。

【参考文献】

御札降り年代記 (柳田 國男) 郷土研究三ノ八
神符の降下に就て (井野邊茂雄) 同上三ノ一〇
えぢやないか (三田村憲魚) 江戸の噂

オホアマシラレ (大阿母知られ) 沖繩の昔は、神に仕
へる最高の祝女を聞得大君(キコエオホギミ)と云ひ、
未婚の王女を之に任じ、此下に諸按司の領地に在つて
神に仕へる祝女をオホアマシラレと稱した。此アマは
母の義で、シラレは知らず即ち治める意である。そし
て此下に村々のノロ(祝女)が配置されたのである(古
琉球の政治)。

オホイソノトラ (大磯の虎) 虎御前を見よ。

オホイノキ (大炊井) 下野の唐澤山に大炊の井あり、
掘抜き深さ幾丈なるを知らぬ。明治二十一年五月霖雨
の際東北の石垣崩れしも、再び疏浚累疊し舊形に修理
した。爾來水量倍し旱魃でも水涸れず、且つ間々靈奇
を見はし、時に雲氣を吐き或は白氷上大木葉の形を現
はす如き、往々人の見る所である(唐澤山)。按に、藤
原秀郷が龍宮から、龍太龍次の兄弟を招き掘らした井
戸である。

オホエナハ (覺え繩) 越後國の邊土にて文字を知らな

いはは、家の内に數本の繩を下け置き、家事に關する
事を分ち、一回一日一個毎に、其繩を下より順よく一
つ宛結んで印とした。古史に云ふ結繩の遺風か。今で
も西頸城郡根知村の奥山家などには此風がある。村民
之を「覺え繩」と云ふ(越後風俗志第三輯)。按に、古
くは全國的に行はれたもので、沖繩にも近年まで此事
があつた。

オホカミ (狼) 古くは大口眞神として、近くはオイヌ
様として、崇拜されたものである。従つて狼に關する
俗信や傳説は少からず存してゐる。

日本紀(卷一九)に、秦大津父が二狼の相闘ひ血に汚れ
るを見て、下馬して口手を洗滌し、祈請して汝之れ貴
神云々と云ひしより推せば、オホカミに大神の義あり
しと思ふ。丹後加佐郡の大川明神は狼を使者とす、故
に狼大明神とも云ひ、其近邊の山々に、狼多きも人を
害せず、他地方にて猪鹿出て、田穀を害する時、彼神
に申し日數を限りて、狼を借りて來ると猪鹿が出ぬと
云ふ。

武州秩父の三峯神社又之と又じである。大和の玉置山
の神も狼を使者として靈驗が高い(南方隨筆)。

備中地方では狼が墓の周圍を三遍回ると、墓に穴があ
いて中から屍骸が手を出すと傳へてゐる。或時、土地
の神主が死んだ。袖の中には此地の習慣として鈴を入
れて葬ると、二三日過ぎた夜中に鈴を鳴らしながら通
る者があつた。誰か狼に掘られたのでは無いかと翌日
見たら、其神主の墓に穴があいてゐた。(郷土研究一
ノ九)。

備中地方に送り狼と云ふことがある。山中で狼が後か
ら附いて來て、轉ぶと直ぐに飛つて噛み殺すと云ふ
之を防ぐには帶か褌を解き地面を引ずつて來ると、轉
んでも狼の飛びつきの間があるので殺されぬと傳へ
てゐる(同上)。

紀伊西牟婁郡二川村、同有田郡五村等の狩人の山詞に
狼を御客様又山の神。兎を神子供と云ふ。狼毘に捕は
るゝと殺す所無く扶けて去しめる。同國安堵峰の狼
退治に際して、兎の巫女を呼んで祈らせた事がある(郷
土研究一ノ六)。

紀伊東牟婁郡七川村の人の云ふに狼が痘兒の臭を好み
痘瘡流行する時必ず來ると。之等も狼が人兒を捕へ去
る理由となるべきか(南方來書卷三)。

昔伊豆上狩野村金山の農夫が、夕暮に山田を耕してゐ
ると小牛ほどの狼が農夫から五六間手前まで來て地上
にひれ伏して尾を振り敵意を見せない。農夫も様子が
怪しいので近寄つて見て、狼の口の中に太い骨が刺さつて
ゐるのを知つた。農夫は「骨は取つてやるが、其後で
俺を食ふと許さぬぞ」と幾度も狼に言ひ聞かせて抜き
取つてやつた。狼は嬉しさうに幾度も頭を下げて飛び
去つた。其夜彼の家の前で狼が吠えたが、翌朝雨戸を
明けて見ると、軒下に大きな猪が一頭置いてあつた。そ
れは狼の返禮で此時から此地方に狼がゐなくなつた。
(伊豆傳説集)。按に、狼が魚の骨を咽喉に立て、強氣
の者に救はれて報恩した傳説は、各地を通じ夥しき迄
に存し、且つ余りに著聞してゐるので茲には態と一例
にとゞめ他は省略した。猶「人狼傳説」に就ては其條
を見よ。

オホセコマツリ (大迫祭) 陸中栗原郡金成村と津久毛
村との境の山の中にある大迫神社で、毎年舊三月三日
に騎射の神事がある。的は高さ六七尺横三四尺の扇形
馬に乗つて其的を射る。式が終ると村々の若者は其的
を奪ひ合ひ、取つた村では持還つて翌年の祭日まで自

村の神社に飾つて置く。其年は豊稔だと云つて祝酒を飲む。昔は此日が若い男女の歡會の日であつた(民俗藝術一ノ三)。

オホヒトヤゴラウ 「大人彌五郎」 巨人傳説の一派生ではあるが、之には多少の信仰が伴つてゐる。彌五郎の五郎は權五郎の五郎と同じ御靈の意である。換言すれば御靈を人格化して五郎と云ふたのである。猶「大太法師」の條を参照せよ。

日向飢肥町田ノ上八幡は古く板敷神社と稱す。昔稻妻彌五郎と云ふ巨人の山伏が、大隅加治木の果から今の田ノ上八幡の神體を背負うて來たと傳へられてゐる。此やごころ様は東西四里の酒谷村を、十歩位で歩いたと云ふ其足跡が其處此處に大きく印されてゐる。それは



ぼつくり凹んで居るので分かる。飢肥の西方一里餘の處に、酒谷川を挟んで櫻の馬場と下永野と云ふ處がある。やごころ様は此兩地に跨つて、酒谷川で手を洗つたと云ふ。酒谷川の支流に水の手橋と云ふがある。此處もやごころ様が手を洗つた場所と云ふ(日向の傳説)。

日向北諸縣郡山之口村富吉宇野に、的野神社がある。例祭十月二十五日。此日同社から西南四里餘の路傍にある、御手洗池側の假殿に三つ神輿が出る。それを濱殿下りと云ふ。儀衛の先頭に大人彌五郎と呼ぶ一丈餘の人形が、四輪の車に乗せられ子供によつて押されて行く。彌五郎は朱面を被り布の衣を着け大小刀を差してゐる(同上)。

大隅始良郡國分村大字野口の枝ノ宮は、大人彌五郎の四肢を斬て埋め祀つた所だ云ふてゐる。又同地の鼻面川は彼の鼻を埋めた所で、同郡東國分村大字福嶋は、其弓を埋めた所だと云ふてゐる(三國名勝圖繪)。

越前大野郡下味見村大字西河原では、正月十五日の左義長に、藥で大人形を作り兩手に日ノ丸の扇を持たせ、左義長の火の中へ投じて共に焼く。之をヤンゴロと云ふ。昔彌五郎と稱する悪者があつて、全村を焼いたので火刑に處した其遺風だと云ふてゐる(同郡誌)。

【參考文獻】

大人彌五郎 (柳田 國男) 郷土研究四ノ一〇
オホミソジン 「大溝神」 越前金津町大溝神社は、繼體帝潜瀧の當時渺漫たる越の海を渡り、三國の水門を開

いて、蒼生の保護を厚うした故に、大溝神社とは耕地開墾創始の神社と稱して居る。依て思ふに、溝は裂、裂は酒、酒は鮭と轉じたのではなからうか(越前國社寺明細帳)。既裂傳説参照。

オホヤマシンジ 「大山神事」 京都伏見稻荷社では毎年正月五日に大山神事を行ふ。俗に之を土器取と稱してゐる。此日初めて山上の神蹟七ヶ所に往連を張り、神官は頭に日蔭ノ蔓を掛け、頭に杉の枝を挿し御膳ヶ谷で儀式を擧げる。先づ神官が耳土器で清酒を供へ、次で氏人が榊葉で中汲酒を供へる。式終ると待構へてゐた數百の酒造家の若者や農民達が其土器を奪合ふ。奪取した土器を酒造家は井戸に入れると、良酒が出来るとの俗信がある(郷土趣味三ノ一)。

オミタマ 羽前寒江町では大晦日の晩は運の蕎麥を祝ひ、其後三角形のお握りを、家族の數だけ拵へてお膳に並べ、それにフシ(藥の莖)を一本つゝ突刺して神棚に供へる。之をオミタマ(御身魂か)と云ふ。其オミタマから揚がる湯氣を見ると、本當に年を越したと云ふ感じがするさうだ(民族一ノ二)。

オミツトリ 「御水取」 奈良の二月堂で三月一日夜に行

はれる御水取の儀式は、京阪地方は有名な行事である。若狭ノ井は年中涸れてゐるが、此夜に限り「若狭々々」と呼ぶと、若狭の遠敷神社から水を送り流すと傳へてゐる。昔は信徒は寒いにも拘はず裸参りしたものだ。が今は無い。此日の松明用の竹は山城の相樂郡の農家から奉納するのだが、伐つて一月も前から路傍に出して置くと、通行の人々が志次第段々に之を奈良へ運び届けるのである(民俗藝術一ノ三其他)。

オムカヒニンギヤウ 「御迎人形」 大阪名物七月二十五日の天神祭に、大人形を舟の舳に乗せて御迎に出かけ神輿船が堂嶋川を溯り若松町濱まで來た所で出會ひ、其處から本行列の先導をする。人形の種類は二三十を越え起原は弘化二年からだと云ふ。猩々舞、關羽、清正、三番叟など種々ある(郷土趣味一九號)。

オモカゲバシ 「面影橋」 秋田市の面影橋は、草生津川に架してある、酉岸は古き刑場であつた(秋田縣案内) 東京市牛込區戸塚町に面影橋がある。種々なる傳説があるも附會が多い。

オモカルサン 「重軽石」 石占を見よ。

オモチビヤクシヨウ 「表百姓」 讃岐地方には、安政年

間より百五十年前まで表百姓と云ふがあつた。其下に名子、家來、下人など云ふがあつて、戸籍など記すに何某内何人居宅何間に何間、家來又は下人何人家來居宅何間などと書かれた(西讃府志卷五九)。按に、他地方の『長百姓』又は『乙名百姓』と同義である。

羽前最上郡豊里村では、昔は家屋が、所謂八間屋住居を以て、表百姓たるの格式とした(豊里村誌)。

オモト 〔萬年青〕 伊勢河藝郡栗原村邊では、轉宅の折には先づ萬年青の鉢なり株なりを先方に遣つて置いてそれから他の道具を運び引越をする。又子供が奉公に往く時にも、必ず萬年青の根を切つて持たせてやつた(民族一ノ六)。按に、東京にも轉宅の際の萬年青は現に行はれてゐる。

オモロサウシ 〔おもろ双紙〕 沖繩に傳はる神歌集であつて、現存のもの千五百五十一首に達してゐる。西曆十二世紀の中葉から同十七世紀の中葉まで、殆ど五百年のオモロがある。沖繩の萬葉集であり、古事記であり、祝詞であり、聖典であると云はれてゐる。

【参考文献】

校訂おもろさうし (伊波 普猷) 單行本

おもろ双紙選釋 (同 上) 同 上

オヤカタ 〔親方〕 土地によつては村名主、又は抱百姓を多く持った地主を親方と云つた。信州伊那では其地位威望が高いために、或は御屋形の意かとも考へる者さへあつた(千曲の眞砂附録)。併し他の多くの地方では、親方はたゞ旦那の別名であり、又農家の長男をさう呼んでゐる處も至つて多い(以上、農村語彙)。

若狭三方郡耳村大字中寺では、昔は漂泊の旅人が村に流れ込み、村の者の世話で土着すると、世話した者を親方と云ひ、土着者を『居留者』又は『家子』(ケコ)と呼んだ。そして家子は子孫に至るも、永く親方に對して従者の禮を執るのが普通であつた。従つて『あそこの家は、今こそ身代が好いが、元は某家の家子ぢや』とか、又は『某家の先祖は乞食遍路ぢやつたが、何家の家子にして貰うて、居留者ぢや』など云ふ家がある。家子も業務を勵んで産を造ると、親方關係から親類附合を許される。又家子の勢が親方の勢力を凌ぐやうになると、多少横着になつて『家子を剝いで貰ひたい』などと申込む。其時は居留り當時に着てゐた衣類を親方が取出し『それでは此衣類を着て、數居に

手をついて、永らくお世話になりましたと叮嚀にお禮をせよ、さうすれば剝いてやる』と云はれ、赤面して引退がつたと云ふ話もある。家子は一に『子方』とも稱してゐた(社會史研究九ノ一)。按に、外來者が或土地に居附くには、其土地に限られた呼び名、即ち濡れ草鞋、渡り者、來たり人などの別があり、更に親方に對する呼び名にも被官百姓、名子などの別があつた。各條を参照せよ。

【参考文献】

親方の名義 (喜山 貞吉) 民族と歴史八ノ四
オヤカタドリ 〔親方取〕 親方取の習俗は、其源流にあつては相當古代に溯る事が出来る。一部落の男女の子弟が、特定の宿舎に收容されて教養を受けた時代に發芽したものである。然しそれは男女の寢宿を記す條に譲るとして茲には省く。近世になつては、親方となる者の側からは、多くの子方を有つ事が自己の信望を高め併せて社會的に優越せる地位を占める一助となり、

子方の立場から云へば、有力なる親方を仰ぐ事が、教養にもなり、後援にもなり、延いて肩身を廣く處世する方法でもあつた。『烏帽子親』及び『蟻漿親』を參

照せよ。

三河の渥美半嶋では他地方の親方取の事を『寢若衆』とも『宿子』とも云ふた。即ち福江、赤羽根、伊良湖の各町村では、男子十四五歳になると、土地の名望家を親方と頼み寢若衆となる。自宅で一日の勞働が終ると、其家へ往つて寢泊りする。身元引受人は親族又は知己であるが、若し寢若衆に過失不徳等の所業があつて、親方から宿泊を拒絶されるやうな事があれば、一村の者も之を排斥し、實家でも勘當するのが昔からの定めである。之に反して寢若衆が無事に成人すれば、親方が嫁迎への世話をなし、實親も之に對して異議を云ふ事は出来ぬ。そして妻帯すれば實家に戻るが、親方と寢若衆との關係は、生涯を通じ第二の父子として變る事が無い(三河風俗)。

越後小千谷町地方では、昔親方持と云ふがあつた。年末の日、其親方より白米若干升を贈與せらるゝを例とする。自ら子方と世間に謙遜し、其家に嫁せし婦女子は丸鬘を結はず、又男女とも晴の場へ出るに紋付の着物を重ねず、足袋と傘とは用ゐぬものとした(越後風俗志第六輯)。

丹後中郡三重村では、昔は男子十七歳になると、身分相應の者を親方となし、名主や近隣の者を招き饗應して、此折に幼名を改め成人の名を撰んだものであるが、明治五年以降は改名の手續きが面倒になつたので、改名の事だけは廢されてしまつた。そして此年を以て若者入をするが、親方よりは扇子一對と白米清酒及び反物等を遣し、親方と懇意の者は同じく白米扇子などを贈つて祝とする。但し若者連中からは何も贈らない(三重郷土誌)。按に、此習俗は古い親方取が崩れて、若者入と併合されたものである。繪「若者」に就ては其條を見よ。

伯耆西伯郡大高村岡成の親方取は、明かに一種主取である。之は子方家族と親方との關係ではなく、子方個人と親方との關係である。子方は村に定住する青年、子女で先づ親のある子であつて、大體に於て地主が親方となり、小作人の子が子方となると云ふ位の經濟的相違がある。そして男子は十五六歳から成人して結婚する迄の間なら、何時でも差支ないが、女子の場合は必ず十三歳と限られてゐる。親方取は仲々嚴重であつて、子方の親が直接交渉して相談が定まると、日を卜

して親子連で親方の家に往き、親方夫婦との間に親子の盃が交換され、同じ親方に屬してゐる子方同志とは兄弟分の間柄となる。此縁組が濟むと子方は屢々親方の家へ御機嫌窺ひに罷り出る。盆正月とか祭禮佛事等に手傳に往く事は云ふ迄もない。かくて子方の成人を俟つて親方が結婚させるのであるが、子方は以前と同様に親方に對しては習禮を守るのである(民俗學四ノ四)。

【參考文獻】

親方の話 (倉光 清六) 民族と歴史八ノ四
 オヤコキツネ (親子狐) 下野栃木町續きの皆川村に、昔實貞の夫婦が住んでゐた。農仕事の歸りに子供に捕られて殺されやうとした親子狐を助けてやると、其夜狐が夢枕に立ち、晝の恩義を謝した上に其お禮には孫を公方様にしてあげると云つた。夫婦は一女を儲けたが不運が續き、故郷を棄て、日光に移り住んだ。或年徳川將軍の日光御社參の行列を拜せんと、母子は出かけたが群衆に紛れ別々になつてしまつた。やがて將軍の行列が近づいた折に、向ひ側に母を見出した娘は道を切つたが、御成先を横斷した罪で娘は殺される事に

なつたそれを侍臣が助けて成人させ、後に將軍の側室となり公方様を産んだ。之が綱吉公だと傳へられてゐる(あの山この里)。

オヤセ 京都市下京區西七條町が、まだ葛野郡に屬してゐた農村時代に、毎年舊正月十五日夜酉ノ刻(六時)となると當屋の男が麗しき女の小袖を着し、赤い前垂をかけ、顔に紅粉を粧ひ、大きな盒子(ユリナキと云ふ曲ゲ物)に注連を曳て頭上に戴く、之をオヤセと云ふ。此着用の小袖は同地に新婚した嫁の晴着に限られてゐるので、特に美々しいものである。かくて此外に義笠を着け鋤鍬を持た二名の者がオヤセの先きに立ち、各戸に入て耕作の眞似をなし、之に鉦太鼓を合せ「オヤセ」ノ、榎木の婆あオヤセ」と同音に囃す。家々より包錢の祝儀を買ひ、産土神の松尾社に詣で、式を終る(年中行事大成卷一)。按に、此神事は、(一)男子が女装すること、(二)ユリを頂くこと、(三)其當屋の男をオヤセと云ふことなど、悉く古風を傳へてゐる。オヤセは若狭遠敷郡の村々の祭禮にも出るが、若狭のは榮若の假面を被つた恐ろしい行装で、然も之は厄年其他の男子が厄拂ひ病封じ等の爲めに、志願し

て勤めると遠敷郡誌に挿繪入りで記してある。

オヤダキノマツ (親抱松) 下野には親抱松が二ヶ所にある。前者は下都賀郡小山町宇稻葉郷にあつて、孝女が老母を尋ねて来て母子共に死んだのを村人が憐み、二本の松を墓標に栽えんと、子松が親松を抱くやうに成長したので斯く名付た。吉良良央が日光廟へ代參の折に此松を見て「心ある人に見せばや下野の、稻葉の里の親抱の松」と詠んだ。後者は安蘇郡常磐村宇瀬戸野にあり、之を父親を尋ねた孝女の物語となつてゐて、俚俗に「心ある人に見せばや下野の、瀬戸野の里の親抱きの松」と稱してゐる(以上、あの山この里)。

オヤヤシナヒ (親養) 昔は正月十六日を斯く云ひ、親に贈り物した。七月十三日の生身魂(刺刺とも云ふ)に對する民俗である(日本歳時記)。

オリハナツカ (折華塚) 紀州玉置山の頂、やゝ平かなる處、蔓草人よりも長く、其中に墓碑がある。土壇を築くこと五坪許り、折華塚と云ふ。南朝の忠臣片岡八郎の戦死したのを埋めたものと傳ふ(旅懺悔、紀の路の記の條)。按に、古く旅行人は社寺や墳墓を見ると、花を折て手向けて過ぎる習俗があつた。更に名神巨剝

を遙拜する場所にかゝると、同じやうに花を供へた。之が固定した所を花立場、又は花立塚とも稱した。元は『柴挿』信仰から出たものである。柴挿及び『袖もぎ神』の條参照。

オリモノ、イミ 「織物の忌」 八丈嶋では織物に向つて穢を忌む故、死罪人を斬らず高山より突落して殺した。其突落す所を方言にてソコドと呼んだ（伊豆七嶋志卷中）。

オンゾマツリ 「御衣祭」 豊橋市及び其附近の御衣祭は、元和年間の創始で、明治七八年の頃迄繼續した。或時は中絶した事もあつたが、再興せられて後年に傳はつたのである。或時代には特に全市中の祭として、中々盛んなものであつたが、毎年四月の十一日から十四日迄は、市内一般に機織裁縫の業を休み、各町の女兒は盛装し、互に手に手を連ねて里詣を唄つた。其歌は『だんだ振れ〜六尺袖を、袖を振らねば踊られぬ』と云ふのである（豊橋市及其附近）。

オンパウ 「御坊」 始めは寺院の墓守であつたのが、信仰の退化から専ら葬儀——殊に茶毘の事に従ふやうになり、遂に賤民と伍し其職を世襲する者さへあり、其

徒類も加はり後には非人として待遇さるゝに至つたのである。

京都東山におんぼ坂と云ふがある。茶毘をする者の住所である。古名は近衛坂と云つた。茶毘所中山と云ふも元は今の眞如堂と吉田との間に茶毘所があつたのを、神祇官が吉田山に移つたので黒谷の東に茶毘所も移したのである（橋窓自語卷二）。

齒牙の藥に御坊薬と云ふがある。京都には五三昧あつて、土葬及び火葬を主とする者を御坊と稱してゐる。此事は始め僧徒が動めたが、倭俗として僧侶を御坊と云ひ、近世の僧徒は葬場の土人を使用して之を爲さしめるので、今では結髪のもも御坊と云うやうになつた。傳に云ふ、御坊は新死人があると先で死者の病氣を問ひ、積聚癘瘴だと火に入れても焼けぬものがあるので、竊に其焼けぬ瘴塊を取り再び焼て粉末として病者に授けると（雍州府志卷六）。

公家中山定親の子が、應仁の亂後に流牢して、大和吉野郷民の處に人焼して居たと云傳へてゐる。中山殿は延寶頃まで千本中山の人焼質をとり、並に六條傾城町の地子を取つてゐた。此處は古くより采地であつたが

今出川家へも少し取られたと云ふ（遠碧軒記下ノ三）。大津市關寺町の月照山向山寺は、法華宗にて大津中の墓所である。往古同寺の本尊なりして、長さ三尺の阿彌陀佛（惠心作）が、御坊の家に安置してある。御坊とは賤者の稱で、人を葬るものゝ名である。其古へは寺の僧に頼んで葬つた故に、葬家は尙んで御坊と云ふ。寺僧は此事に倦んで賤者を備つて葬を勤めしめ、遂に誤て賤者の名とするに至つたのである（近江輿地志略卷八）。

大和南部では一村又は一大字で共同の墓地を持つ處には、御坊と云ふて世間から交際を忌まるゝ家筋の者が住んでゐる。五條町や野原村及び南宇智村などがそれである。吉野郡白銀村では御坊役は僧侶以上の大役であつて、此役をすれば非常に功德になると云ひ、別に之を穢れともせず常人が遣つてゐる。（郷土研究三ノ一一）。

オンパシラドシ 「御柱年」 信州諏訪神社では、昔は寅申の年毎に御柱の造營があり、費用を非常に要するので、信州一國ばかりでなく甲州の一部まで官道に新關を設けて旅人より經費を徴し（諏訪大明神繪詞）、更に

民衆に於ても元服婚嫁等を停止して失費を防ぎ、後には御柱年に結婚すると神罰を蒙るとか、又は破縁に終るとか云ふ俗信を生むやうになつた（甲斐の落葉）。

オンパシラマツリ 「御柱祭」 信州諏訪神社の御柱祭は莊重なる神事として、古くより廣く著聞してゐるが、原義に就ては諸説あつて一致しない。（一）御柱四本を樹るより四至説、（二）祭神の憑代説、（三）建築の遺風説、此他一二、あるも定説を聞かぬ猶今後の研究に俟つものがある。御柱は諏訪神を祭る所ならんには、規模の大小はあるが皆建てるのである。

オンベウチ 京都府花脊村では一月十四日に、各戸主が兩方に當る山から三尺位の栗ノ木を二本伐り、皮を剥で一本はオカユマイレ、一本はカユヅエと云ひ、十五日朝に其棒で家の柱を叩き廻る。夕食後に公文（タモシ）の家に集り、名帳（七十五日前に生れた男子の名を書き入れ、死者の名を削る）を付け、更に同村福田寺に赴き、和尚の讀經の後『オンベ、シラ、マンダヤソワカ』と咒文を唱へるが、オンベと云つた時一同が前記の棒で一度に床を叩く。此咒文が二十一回繰返される、最後に名帳を讀み式を終る。昔は此折に藥で造

つた蛇が、お堂の窓から首を出したさうだが蛇は打たぬ。翌朝村の入口の勸請かけの木にかける(民俗學三ノ一)。

オンベナガシ〔御幣流〕伊豆賀茂郡白濱村の白濱神社の例祭は、毎年十月二十九日であるが、此日は海上が暗く東風が吹き、深更になると白い御幣が三本三宅島から流れて来て、白濱神社の後方の洞窟御釜に入る。之は三宅嶋から神様が來臨するのだと云ふ。祭禮が済むと西風が吹いて御幣は嶋に還る。俗に御幣流しと稱してゐる(民俗藝術一ノ一〇)。

オンベフチ〔苞苴淵〕紀伊牟婁郡北檜杖村苞苴淵で取つた鮎七十五尾を、年々九十兩月の内に莊司の家より新宮權現へ獻するを古例とした。オンベは大賢の約りたるにて、苞苴の字を用ふ。(紀伊續風土記卷八四)。同郡柿原村にも苞苴の淵あり、此處にて鮎七十五尾を捕り、阿田和村より七月七日に新宮飛鳥宮に供する。オンベは大賢の義である(同書卷八九)。

ヲカイレ 讃岐地方では、秋稻を刈收め終りし日をヲカイレと云ふ。保食神の入り給ふ日なりとて、小豆飯を炊き、餅に入れて宅神に供へ家内打祝ふ(西讃府志)。

按に、刈上げ祝である。其條を参照せよ。

ヲガサハラジマノケツコン〔小笠原嶋の結婚〕小笠原嶋の結婚は甚だ自由であつて、男が妻を求めるときには、自ら出掛て本人同志の相互契約をやる。昔は文字を讀み書きする者が稀であつたから、艶書の代りに手作の物品が遣り取された。即ち男は畑に出來たもの、或は丹念に仕上げた八丈物産の椿油等を贈り、女は概して自ら織つた八丈絹で之に答へた。そして先方が受納したら其戀は成立したのである。然し近來は教育が普及し、嶋の男女は盛んに金釘流方言式の郵便による戀文を取交してゐる。さて双方の理解が出來たら、男の方から女の親に掛合ふ。此の場合身分違ひとか何とか文句をつける事は殆んど絶對にない。誰か形式ばかりの仲人を設け、内地の田舎と同様の方法で、祝言の式を擧げる。結婚後三日目に夫婦揃つて里歸りをなし花嫁は盛裝して親類縁者の宅を廻禮する。此日から女は生家に棲んで、三年位男の家に歸つて來ない。子供が出來ようが病氣にならうが、其状態を續ける。男は晝は自宅で働き夜は妻の許へ通ふのである(大阪毎日新聞大正一四、九、三)。

ヲカシノミヤ〔可笑の宮〕攝津武庫郡鳴尾村大字小松

の岡田神社は、延喜式内の古社であるが世俗にオカシの宮と云ふてゐる。毎年の祭禮に神前へ供物を備ふる男が、舊例を以て其年此村に嫁した新婦の衣裳を着用して此事を勤める。其折に氏子の大勢が後に隨ひ、手を叩き拍子を取り「一ツ時上臈、あゝおかし」と囃すので斯く稱すと傳ふ。又此神は男女の結縁を惡むとて、縁娶の男子は元より結納道具類まで社頭を通行せぬ事になつてゐる(攝陽落穂集卷二)。按に、此社は性神を祀つたものであつて、古く祭日に性の解放が行はれたので、遂に此名を負ふたのである。良縁を惡む事も性神には多い例である。

ヲカミ〔岡見〕古く大晦日の夜に、義を逆に着て小高き岡に登り、我家の方を見ると、翌一年中の出來事が知れると云ひ之を行つた(温古實錄)。そして此起原は「神武紀」三十一年の條に、帝が披上曠間丘に登て、國狀を廻望したに始まると云ふ(滑稽雜談)。按に、岡見の事は平安朝以前の記録に見えぬ。従つて神武起原説の如きは再考の餘地がある。察するに平安期の道家が、支那あたりの故事から言ひ出たものと想ふ。

上野玉村町大字下新田に「物見」と云ふことがある。年越の夜山に登り、來年中の日和を考へ、宿をめぐつて互に吉凶を見るのである(千尋日本織卷六)。按に、古き岡見の遺風である。

安藝地方の元日の習俗は、大抵通俗と同じであるが、村民は歳首往來するを「をがみ」と稱する。拜年の義か。按に、散木集除夜の歌に「言靈の覺東なさをがみすと、ニスエながらも年を越す哉」とある。顯昭の注に「をがみ」とは、十二月晦夜簀笠着て木のすゑに上り、我家を見れば、來むする年の一年の内にあるべき事が皆見える。之を岡見と云ふとある。此事より云ふか又別であるか(藝藩通志卷四)。

陸中紫波郡の農村では、正月十五日を年取と云ひ、藥を以て夕顔の形を作り屋外に吊し、土龍追、屋根葺、火事見、影見等の行事がある。(同郡誌)。按に、夕顔は靈魂の容れ物の意味で作るのである。火事見、影見の行事の内容が、精しく知れぬのは物足らぬが、察するに月明を利用しての占ひと考へる。若しさうであれば微かながらも、岡見の俗信に縁を引いてゐるものと想ふ。

ヲガンマツ 「拜ん松」 磐城國相馬地方にては、拜ん松はお鏡餅の上に樹てるが、神と崇むる故に斯く稱するのである。此拜ん松を採るときは、必ず節一つを付けて、節の下には白紙を巻いて淨める。此松を伐つた株にも白米を供へる(相馬郷土史卷一)。他地方の若木又は瑞木と同じもので、年神の憑り料である。

ヲグリハンクワン 「小栗判官」 紀州牟婁郡湯峯村に車塚がある。俗説に小栗判官此湯に浴し、跛躄平癒して車を茲に棄て、歸つたので斯く云ひ、此街道を小栗街道とも云ふと傳へてゐる。然るに「鎌倉大草紙」に小栗孫五郎満重なる者、應永三十年に將軍持氏に攻められ其子小次郎と共に相模に落ち、亭長強盗と謀り小栗主従を殺さんとし、娼女照姫のために小次郎は救はれ、代々三河に住居する旨が記してある故に、紀州とは關係無い筈である(紀伊續風土記卷八五)。按に、坊間に傳はる小栗判官なるものは、説教淨瑠璃によつて脚色されたもので、元より史實を以て論ずべき限りでは無い。然して判官が熊野に入湯して業病を治したとある一節の如きは、或は新宮の利益を宣傳した熊野比丘尼の作略かも知れぬ。

【参考文献】

飯鬼阿彌蘇生譚 (折口 信夫) 古代研究民俗篇一
小栗 外傳 (同 上) 同 上

ヲケタ、キ (桶叩) 伯耆西伯郡所子村大字國信村では村内に盜賊が入り、其犯人が村の者だと云ふ噂が立つと、村民一同を長老の家に集め桶叩きと云ふ詮議を實行する。其方法は夜陰に於て暗い座敷の中央に桶一個を伏せて置き、一人づゝ往つて闇中に撥をさぐり桶の底を叩くのであるが、心に黒い影のある者は恐ろしくなつて叩けぬと云ふ。叩けぬ者は犯人とされるのである(民俗學四ノ五)。按に、一種の村裁きであつて、土地により種々なる方法がある。古くは探盟湯、濡れ衣、近くは神文の鐘、又は同じ伯耆の盜人石、沖繩の繩飛びなど此外にも多くある。

ヲコゼ 「虎魚」 昔から山ノ神が好むとて、山に入る獵師(又は船頭)や、山ノ神を信ずる者が供へる魚であるが、何故に山ノ神が此魚を好むかは、山ノ神の原祀神が狼か猿か決定されぬ限り判然せぬ問題である。日向の山村の獵師は、乾したる虎魚を幾重にも紙で包み所持してゐて、山に入ると「ヲコゼ殿、私に一匹の

猪を獲させてください。さすれば紙を解き開いて、世の明りを見せます」と祝し、幸ひに猪を獲ても紙一重を解いたまゝで、又前のやうな言を繰返すさうである。虎魚は山ノ神が好むのである(人類學雜誌二八八)

紀伊西牟婁郡廣見川と東牟婁郡土小屋とは虎魚で山ノ神を祭り、大金儲けをした人の物語を幾つも傳へてゐるが、同巧異曲なので一つだけを記すと、昔或人が十津川の奥白谷の深林で材木十萬を伐つたが、水乏しくて筏を流す事が出来ぬので、川下の土小屋の氏神へ鳥居(現存)を献じ、生きた虎魚を捧げて祈つた所、翌朝水夥しく出て筏を流し利を収めた(南方隨筆)。

大和吉野郡天川村大字洞川には、山神講とも云ふべき組合があつて、毎年二月と十一月の七日に、宿に當つた家では山ノ神と稱して、神に鏡を懸けた圖の軸物を祭り、之に虎魚を供へ禮拜する。又山中で失物のあつた時は、虎魚を袂に入れて其所に往き、虎魚の頭だけ少し出して、失せ物が出たら皆遣らうと云つて山ノ神にお願ひする。それ故に同村の民家では此魚を所蔵する者が多い(郷土研究四ノ一〇)。

播州印南郡成井村の高御位神社。例祭は毎年三月六月

の各二十日。然るに如何なる理由には四五十年前迄は、多くの船頭が虎魚を持って參詣したものである(同郡誌前編)。

【参考文献】

山神とヲコゼ (南方 熊楠) 南方隨筆
ヲサカキ (箴搔) 箴作りの意で、古くは賤業として彈左衛門支配二十八職中の一職であつた。足利市は昔から機業地だけに、近村に箴搔が散在してゐたが、それは何れも特種の生活を營む人々であつて、良民からは平等の待遇を與へられなかつた。勿論エタ階級ほどではなかつたが、當人たちも承知してゐて同火同席は遠慮したものである。

ヲサダガニ (長田蟹) 尾張知多郡野間村の海濱に棲む小蟹を長田蟹と云ふ。甲文が恰も人面の怒れるやうである。長田忠致頼朝卿に誅せられ、其怨魂化して蟹となりしものと傳へてゐる(尾張志)。人が虫に化す條を參照せよ。

ヲサヲモツランナ 「箴を持つ女」 昔は、箴作りは下り職と卑まれ、之に従事する者は多く賤民であつた。然るに人柱には此箴を持つた女が、往々にして選定され

る。按に、箒女(ヲサメ)は厨女(をさめ)と云ふ意味の下婢の同語異義であるのを、賤民なる箒女としたのでは無いかとも想ふ。そして、此人柱傳説が『池中の機音』と深い交渉のある事は言ふ迄もない。猶詳細は参考文献に就き知られたい。

尾張東春日井郡旭村大字新居に昔大池があり、年々洪水して堤防を破り田畑を損じた。ト者の云ふに、五月朔日に、機具を携へて此地を過る女子を捕へて水中に投じ、築堤すれば水難なしとの事にて其通り人柱を立てた。爾來五月になると機織女が暴死するので、彼女の冤魂を慰める爲に道淨寺を建てた(張州府志一一)。若狭三方郡山東村大字坂尻の東南なる國吉山の麓は、今は水田となつてゐるが昔は大池であつた。曾て冬ノ日に一人の女が機具を持って池の氷の上を通ると、氷が破れ落込んで死んだ。其後、水中に機を織る箒の音を聞き、村民が憐んで池畔に織姫神社を建て其靈を祀つた(同郡誌)。

羽後と陸中の國境の國見山の峠に湖水がある。昔羽後から陸中へ嫁した女が、箒を携へ生家へ往く途中で此湖に投身して死んだ。それ以來機具を持って此處を通る

と禍があると云ひ、仙北と岩手の通婚も之から絶えた(民俗學二ノ八)。

【参考文献】

箒を持つた女 (柳田 國男) 郷土研究一ノ一一
機織女と道具 (田中喜多美) 民俗學二ノ八
ワシドリデラデンセツ 「鴛鴦寺傳説」 古くから各地に分布してゐるが原義は判然せぬ。印度か支那に發生した説話を輸入したものか、それとも布教の方便として我國の佛徒が創作したものか、各れとも判定し兼ねる。茲には資料だけを擧げ後考に備ふるとする。
陸奥國田村郷の住人、馬允某が阿加沼で一番の鴛鴦を見て、其雄鳥を射取つた。其夜に若い女が夢枕に立ち泣いてゐる。誰かと訊くと晝間殺された鴛鴦の雌鳥だとて『日くるれば誘ひしものを阿加沼の、眞菰がくれの獨り寝ぞ憂き』の歌を唱て泣々去つた。翌々日馬允が雄鳥を入れて置いた籠を見ると、雌鳥が己れの嘴で腹を刺貫き死んでゐた。馬允は無常を感じやがて出家した(古今著聞集卷二〇)。

下野佐野在の阿曾沼に殺生を好む男があつた。鴛鴦の雄を捕つて歸ると、其夜に雌鳥が夢に見え『日暮れば

那志略卷七。

三河足助町の百姓久右衛門の下男牛吉が、或年に沼にゐた雄鴛を弓で射取つた。翌日より雌鴛が来て悲むのを見て牛吉は發心出家し、それより二十三年間を道徳堅固に送り鴛を射た九月二十三日の命日に歿した。辭世に『先立して鴛や淨土の道しるべ』とあつた。河内國中野村の鴛卒塔婆の故事と、全く同日の談である。

(煙籠綺談卷一)。按に、茲では鴛鴦が鴛になり、命日に死ぬとか辭世とか頗る作意が加はつてゐる。傳説の移動と成長を知る上に注意すべき點である。

尾州西春日井郡春日村大字下之郷に白木橋の故跡がある往年伊勢津の城主藤堂侯が、此處で鴛鴦を二年に亘り雌雄を射たが、其爲めに寺を建てた。今の白弓山鴛鴦寺がそれである(尾張志)。

近江高嶋郡安曇村大字三尾里の滿願寺舊跡の前に鶴塚がある。昔雌雄一雙の鶴がゐたのを、或日一雄を殺し翌一雌を殺した。見ると、雌の翼の下に雄の首があつた。村民之を憐んで塚を築いた(近江輿地志略卷九二)筑後三原の城主三原彈正貞吉が、豊後に赴かんとて上座郡志波村まで来て、香山淵で鴛鴦の雄の首を射切て

誘ひしものを阿曾沼の、まこも隠れの獨寢ぞうき』の歌を示した。翌朝見ると雄雌が喰ひ合つて死んでゐたので、發心出家した(沙石集卷八)。按に、此二の物語が(之にも前後もあらうが)元となつて、各地に傳播した事は疑ひない。話の筋は多少の出入はあるが同巧異曲なので、此中から變つたものだけを、それも極めて簡単に抄載する。

岩代岩瀬郡不二沼の鴛鴦を殺して出家した獵師は、苦學して名僧となり、元國へ渡り求道し後醍醐朝に歸國し、紀州由良の興國寺の開山となつた。法燈國師がそれである(同郡誌)。

下總印旛郡村上の阿曾沼で、保元年中に平入道なる者が、鴛鴦を捕つたが無常を感じ、鴛鴦寺を建て、供養した(佐倉風土記)。

武藏荏原郡矢口村大字蓮沼の蓮華寺(密宗)の中興開山蓮沼法師は、俗稱を荏原兵部有治と云ひ、此地の領主であつた。鴛鴦を殺し得道入寺した。(武藏風土記稿卷五)。

信州上伊那郡富縣村大字貝沼の東光寺(禪宗)は、昔貝沼氏が鴛鴦を殺して出家し、建立したものである(伊

殺した。後に此地に再遊し又も鶯鷺を殺して見ると雄の首を翼の下に隠し持つてゐた雌であつた。彈正發起して出家し三ヶ寺を建て供養した。同村の金鳥山集雲庵、同郡穂坂村の園山正金寺、筑後竹野郡森山村の南山寺がそれである(太宰管内志其他)。

【参考文献】

岩代安達郡下村成田 (鶯鷺卒塔婆) 同 郡 誌
同岩瀬郡安養寺新田村 (鶯鷺寺) 白河風土記卷九
宇都宮市 大町 (鶯鷺塚) 宇都宮繁昌記
ラズメ (小集樂) 萬葉集に『住吉の小集樂に出でて寤にも、おの妻すらを鏡と見つも』とあり、昔から歌學者の間に問題となつてゐるが、民俗學の立場から云へば、歌垣や、嬬會と同じ性的行事と考へられるのである。梅園日向の説に 住吉民間の風俗に、毎年二月二十日から二十二日まで饗膳を列ね、酒盃を設け宴飲合樂して心の行く所を縦にする。別に水火を改め神供を大神に献り千度廻りをなす。故に昔から此遊びを千度講、或は明神講、又は時梨講とも云ふ。小集樂は之かとある(萬葉集傳説歌考)。大體に於て斯うしたものと見て差支ないやうである。そして陸奥津輕邊では、

今に正月十二日を『つめの十二日』と云ふのは、十三日から十五日までの三日間を『をづめ』と云ふ爲たとある(津輕口碑集)。時處にも非常の隔りがあるも、何か兩者の間に關係があるのではあるまいか。

ヲタケ

日向の獵師は、ヲタケとは峯の横に亘れるを云ひ。ヲバネは峯を云ひ。タヲは嶺を云ふ(後狩詞記)。ヲダヘノハシ (緒絶橋) 朝見ず橋や姿見ず橋の傳説系統に屬するものと想ふが、類例を多く知らぬので結論を抽出する事が出来ぬ。茲には資料だけを擧げる。

陸前古川町の緒絶川に緒絶橋が架けてある。但傳に嵯峨帝の王子東夷征伐のために同地へ下向せるを、官女日玉姫が御後を慕ひて此處まで來て投身したと云ふてゐる(わが古川)。

磐城岩前郡志摩村に緒絶橋があつたと云ふが、今では僅に橋柱の礎石が残つてゐるだけである。口碑に此橋を經營すれば必ず死ぬと云ふので此名を附けた。後拾遺和歌集に道雅の『道奥の緒絶の橋やこれならむ、ふみまづみ心まどはす』とあり。續後選和歌集に藤原定家の『白玉の緒絶の橋の名もつらし、碎けておつる袖の涙に』とある(磐城古代記)。

ヲダレシタ (尾垂下)

常陸地方の商工居住の町では、凡そ市街一町の制が縦六十間、横五十間の中間に、十間の通路を開く故に、一戸の受くる所は表間口六間(間口六間未満で其半を受くるを半在間と云ふ)裏行廿間左右各十戸、之を本町の一町とする(本町とは必ず裏町ある所にて他國へ通ずる道路に限る。江戸にても本町は七町に限つた。之は京師の町割九條なれば、憚つて七町の數に止めたかと云ふ人がある)。又毎戸商賣の便宜を計り、道巾十間の内左右各一間づゝを許し與へられる(横町は三尺である)世俗之を尾垂下と云ふ。本屋より庇を下す故に此名がある。全く道巾の内なれば、晝間賣品等を列置するも、夜中往來の妨げとならぬやうに心得べきで、細川重賢家臣に示す條令に、尾垂下に出し置いた賣物、誤て損ずるとも一と通りの申譯にて宜し、全體往來の所なれば深く替むる筈なしとある(新編常陸國誌卷四)。

ヲチミツ (變若水)

月讀尊の持てる水を飲めば、何時迄も身心共に更生して、若き生命を續ける事が出来る。と云ふのが、我國の古代の信仰であつて、今に正月に行はれる若水の源流である。萬葉集(卷一三)に『天

橋も長くもかも、高山も高くもかも、月讀の持たるをち水、いとり來て君にまつりて、越えむ年はも』など例歌が多い。若水を参照せよ。

ヲトコイチニンノシゴト (男一人の仕事)

越後の豊家にては、男一人の仕事は田六反、畑三反を耕作するのが、古來の定法であつた。又畑三反の内大豆四百歩、粟稗二百歩、荏百五十歩、小豆木綿大根其他にて、百五十歩を定めとした。牛馬の飼用及び肥料とする野草の苜蓿は、毎年陰曆五月五日より九月九日まで、朝夕苜蓿むものとした(温故の栗第七編)。

ヲトコノクムキ (男の汲む井)

下總東葛飾郡手賀村大字柳戸には、井戸が一つしかなかつた。然も一月三日まで男子が水を汲んだ。之は昔女が汲みに行つたら、大蛇が井戸から出て、女が死んだ爲である(相馬傳説集)。

ヲトコハヤジニノムラ (男早死の村)

紀伊日高郡龍神村大字龍神は、古來温泉で著名である。昔熊野詣りの比丘尼一人、此所へ來て宿つたが、金多く持てるを主人が見て、徒黨を組んで、鶏の柵子竹に湯を通し、夜中に鳴かせて、最早や曉近いと給き、尼を出立たせ、途中で待伏せて殺し、其金を奪つた。其時尼怨んで『永

劫此所の男が妻に先立つて死するやう』にと咀ふて絶命した。其所を比丘尼剝と云ふ。其後果して龍神の家は、毎に夫は早死し、寡婦世帯が通例となつて、今に至る。其尼の爲に小祠を立て齋達たが、祟りは止まぬさうである(郷土研究一ノ四)。

ヲドリ (踊) 踊の語原に就ては、之を演ずる爲めに心臓の鼓動が、オドオド高く響くのでヲドリだと云はれてゐたが(俊訓栞)、誠に以て物足らなさを感してゐた。然るに大正四年以來十數年間我國に居て研究したニコライ・ネフスキーに由ると、ヲドリは男取であつて、即ちメトリ(女取)に對する語である。上古に於ては男子は腕力を以て女を取りしに對し、女子は踊躍の媚態を以て男子の注意を惹き、そして之を精神的に捉へたのが踊である。但し『踊り踊るなら品よく踊れ、品のよいのを嫁にとる』とあるのは、誠に卑調ではあるが、よく上代人の心持を説明してゐる(以上)。一説として掲げるとした。按に、神代卷に跳の字をヲドリと訓ませて、踊躍の字を用ゐぬのは留意せねばならぬ。或は上代の踊なるものは、シャーマン人のその如く、非常に跳躍したのではあるまいか。更に踊と舞の區別

に就ても異説あるが、要するに祭前に一人乃至三四名の巫女が、一定の歌詞と之に伴ふ調律に従ひ奏するを舞と云ひ、更に祭後の直會に集まれる多數が、定まれる律調もなく歡喜と悅樂の情の動くまゝに演ずるを踊と云つたと考へられる。

ヲドリチザウ (踊地藏) 東京市四谷區乘運寺横町寺の石地藏が、安永二年三月十八日頃踊つたと云ふ訛言があつた(半日閑話一三卷)。

ヲドリネンブツ (踊念佛) 一遍聖人繪卷(上卷)に、弘安二年八月に京都の因幡堂を出て、信州善光寺に參詣する。其年信州佐久郡伴野の市庭に居る。踊念佛は空也上人が四條の辻で始めて行つたが、其後之を學ぶ者多くなりしも、未だ利益の普及されなかつた。それが機縁の熟しか聖人小田切の里で之を行ひしに、道俗多く集り結縁となり、次第に相續して一期の行儀となつたとある。

ヲナカゲ (女影) 武蔵入間郡女影村に、千丈ヶ池と云ふがある。往古お仙と云ふ女が、此池に身を投じて死んだが、其後彼女の影が時として池の中に現はれたので、土人が之を女影と呼んだ。村の名も之より起つた

と傳へてゐる(武蔵風土記稿卷一八三)。

ヲノテルサマ (小野照様) 東京下谷坂本町に小野照崎神社と云ふがある。此照崎とは盜賊であつて上野に住み、往來の妨げとなつたので捕縛され此處で刑死となつた。然るに其執心が人を惱ますので神に祀り、今では祭禮まである(一話一言卷六)。

ヲノ、コマチ (小野小町) 小町を見よ。

ヲノヘガマノユライ (尾上釜の由來) 紀伊高野山、五之室谷福智院の什物に尾上釜がある。昔播州尾の上尾鐘は、釋尊より傳來せしものを、應仁の頃海賊が奪ひ、土佐足摺の浦に至るとき、奇風起り船覆り、其後海面光を放つた。郷民怪んで探り此鐘を得た。當山大塔の洪鐘勸進の時此鐘を寄進した。依て鐵槌を以て摧破するに、怪なる哉此鐘尾上に歸らんと鳴つた。仍て尾上に歸し尾上明神の神寶となつた。此因を残す恩謝の爲め、彼靈鐘の形を釜に鑄て當院に納めた。是茶道に翫弄する尾上釜の起りである(紀伊續風土記卷一一)。

ヲバスキ (姥杉) 羽後平鹿郡吉田村大字中吉田の辨財天女の社地は、藤木村の社であるが、爺杉姥杉とて二本の名木が生立つてゐる。姥杉千枝が地にたれて清水

川の岸に生ひ、爺杉はさし入る鷓居の外に立つてゐる(雪出羽路)。

ヲバステ (姥捨) 信濃の姥捨山は古代の墓地にして、此地名は小泊瀬の轉訛である(山本信哉談)。兼老傳説を見よ。

下野鹽谷郡三依村大字横川の東岸に姥捨山と云ふがある。又同村に親抱きの松がある(新編會津風土記卷一二〇)。別項『親抱きの松』參照。

常陸眞壁郡樺穂村の加波山は葦穂山とも足尾山とも云ひ、古くは乎婆頭勢山とも云つた(眞壁郡郷土史)。按に、小泊瀬であつて姥捨に轉訛した事は山本説の如くである。そして墓地を泊瀬(大和では初瀬と改めた)と稱したのは、棺を舟型に造り葬送した爲めで、更に棺の舟型は古く行はれた水葬に交渉がある。

ヲバナヲドリ (尾花踊) 信州北安曇郡北城村の切久保宮の祭禮は、舊七月七日なので七當祭とも云ふてゐる。此宮の寶物に三箇の假面があり、其天狗や鬼の面を被つて祭列に加はる。之をフリヨ(中山曰。風流の意か)と云ふ。此外に尾花や饅米を持た稚兒の一隊も加はり氏地を練り歩き、切久保へ着くと稚兒は男女二組に分

れ手に尾花を持ち、太夫と稱する者の音頭につれて踊る之を尾花踊と云ふ（小谷口碑集）。

ヲバナカイ

〔尾花粥〕 榮華物語に尾花色の強飯を載せてあり、康富記の文安五年八月一日條に、尾花粥の由来を記してあるのを見ると、此事も相當に古くから行はれてゐることが知れる。陸中東磐井郡では伊勢參宮した者が、尾花粥を食ふと神宮の屋根が破れると云ふてゐるが（郷土研究三ノ一）、其意義が判然しない。

ヲバナマツリ

〔尾花祭〕 越後魚沼郡にては、舊七月二十七日を尾花祭と稱し、強飯に薄の穂を添て諸神に供へ、薄ノ箸で強飯を食ふ（新編會津風土記卷一〇六）。按に、諏訪社の穂屋祭と關係あるやに考へる。萱の箸を参照せよ。

ヲビキノシロ

〔尾曳の城〕 上野館林町の領主赤磐景照が遊獵に出ると、村童の五六が一匹の狐を捕へ殺さうとしてゐた。景照は侍臣に命じ狐を助けて歸ると、其夜の夢に狐が現はれ晝間の恩を謝した後に、更に明日城池となるべき場所を尾を曳て歩くから、其通りに繩張りすると名城となると知らせた。景照は之に隨つて築城した所實に堅固の要害となつた。それで城の守護

神として其狐を繩張稻荷と祀つた。江戸期に入り徳川綱吉が城主となり、明治維新頃は秋元興朝が城主であつた（館林繁昌誌）。

信濃飯岡町へ、昔坂西侯が來た時、白狐の案内で城池を選び築城した。その故で白狐を稻荷と祭り、城の鎮守とした（傳説ノ下伊那）。

【参考文献】

尾 曳 の 城 （中山 太郎） 土俗と傳説一ノ一

ヲフサキゴンゲン

〔大前權現〕 下野眞岡町の東郷に大前神社がある。元は大内庄三十三郷の總鎮守と崇められ、參詣の者は鯉を獻するが、之は神の使令だと云ふてゐる。昔一人の武士が鯉を買ひ料理しようと思つて腹を截くと、流れ出た血潮が俎板の上を這ひ廻つて『大前權現』の文字を描いた。武士は使令を殺した罪を神に詫びた。今に社前を流れる五行川には獻納された使令の鯉が群れ遊んでゐる（下野傳説集追分の宿）。

ランセンセイ

〔温泉稅〕 甲斐巨摩郡御座石山に温泉があつた。此湯を飲めば効があるとして、一桶を汲む者は錢三十五文を出した。泉主（下丹井村彌五右衛門）が之を收めて、毎年永樂錢七百八十二文八分を負上した

（甲斐國志卷三〇）。

日向北諸縣郡眞幸村大字昌明寺の吉田温泉は、天正五年以降藩命にて同邑の士一人を湯守とし、飯野外四郷の村民毎歳一戸より、夏は麥一升、秋は米一升づゝを、權現社の勸進米と號して、湯守へ納めしめた（三國名勝圖繪卷五二）。

ランセンデンセツ

〔温泉傳説〕 因幡岩美郡湯村の温泉は、清和朝に閑院左大臣冬嗣の庶孫、藤原多久悪病に罹り、諸國を遍歴して治を求め、此地に來た所一神女があつて唾して去つた。多久之を拭ふに忽ち瘡となり痛んだが、神女更に湯を教へ癒した。之より世に現はれたのである。冬元は都に歸らず此地に土着し、宇治村を開き子孫繁昌した。世に宇治の長者と稱する（因幡誌）。

伊豆修善寺町桂川の流れを阻む大磐石の中に湧く靈泉が有名な獨鈷の湯である。大同二年に弘法大師が留錫中この地に靈泉あるを知り、獨鈷を以て磐石を破つた所忽ち一脈の熱湯が噴つた。大師は自らこゝに浴し里人にも効験を教へて浴せしめた。其後數ヶ所の温泉が発見され現今の繁榮を見たのである（伊豆傳説集）。

ランセンヤクシ

〔温泉藥師〕 能登鹿島郡田鶴濱村に近く、和倉の温泉と云ふがある。不思議な事に湯坪普請の時は、熱湯なれば近づく事も出来ないが、村の山にある藥師堂の藥師の像を、横にすると急に潮となり、熱くなくなる。普請終つて像を元の如くすれば、再び元の熱湯に返ると云ふ（能州名跡志卷五）。

ランナキラヒノカミ

〔女嫌の神〕 陸奥男鹿半島入道崎の岬の崖下に『おかもる様』と云ふ社がある。源義經を祀つたもので、半島漁民の鎮守として、數百年の春秋を経てゐるが、如何なる暴風で船が覆つても、此社だけは倒れた事がない。若不漁の事があれば、それは屹度漁民の祭祀を怠つたのと、今一つは男女間に汚い事をしたのに因るのである。又其岬の前にある磐岩と巨石との無人嶋水嶋には、一年二三回必ず船が乗りあげて顛覆する。之は其船に女を乗せて通過するから『おかもる様』は非常に女嫌ひな神だから海士も此濱だけは居ない（都新聞大正一〇、五、二〇）。按に、北海道の神威古潭に同じく女を嫌ふ『おかもる様』があり、追分節で『蝦夷地海路にお神威なけりや、連れて行きたや場所（鯨漁場）までも』と唄はれてゐる。或

は蝦夷の傳説の傳播かも知れぬ。

ランナノシヤウクワツ 「女の正月」 陸奥下北半嶋の尻屋村では、正月十五日を女の正月と云ふ。婦女は衣裳を更へて社寺に詣るが、神酒と賽銭とを持参する。此日は仕事を休んで遊ぶ。翌十六日は女達は幾組に分れて村内の家々を廻り、幾ら宛かの志(米餠餅)を買つて歩き杵歌を唄ふ。集めた志で酒宴をする(民俗學一ノ六)。

我國の女子が古くから正月二十日を、女正月と稱して祝ふは、「初節(二十日を)いはふ」の意より、來たものである(東方公論、大正一五年一月號)。

ランナデレイ 「女で禮」 東京淺草公園の「てきや」の喧嘩(女出入)に加勢して勝つたお禮に内縁の妻を提供すると云ふことがある。「どうか親分こいつを二日でも三日でも可愛がつてやつて下さい」とて、女出入のお禮には其女するのが彼等仲間の作法である(都新聞、昭和、六、一〇、二八)。

ランナネギ 「女禰宜」 原始神道の視角に立つとき、我國の古代に於て、神々(古く神主とは神その者であつて、今の如く神と人との中間に介する祠職では無かつ

た)に奉仕する者は、全く女性に限られてゐた。更に祠職史の立場から云ふも、家族的巫女から職業的巫女が生れ、次に男性の祠職を出したのである。畏き事ながら、伊勢の齋宮、賀茂の齋院も此例に漏れぬ。男子が神を祭る折に特に女子の名を稱し、又は女裝するものも之が習俗を残したものである。猶「女裝の神祭」の條を参照せよ。

神武紀戊午年九月、道臣命に勅すらく、今高皇產靈尊を以て、朕れ親ら顯齋を作さむ。汝を用て齋主として、授くるに嚴媛の號を以てせむ(岩波文庫本)。

梁塵秘抄に「吾妻には女はなきか男みこ、さればや神も男にはつく」とある。

宇佐の勅使に清丸が参つた時、女禰宜を信じなかつたら、御寶殿動くこと一時計りにして、忽ちに御殿の上紫雲棚びき、中より満月輪の如くに出で、清丸は託宣を信ぜず、女禰宜が奉仕する元由を知るか否か。女禰宜は受職灌頂にかなふ者を選んだのである。かの位とは妙覺朗然の位に相叶ふ。彌陀佛の變化の御身である。女禰宜までも輕るしむは不可であると神勅があつた(八幡愚童訓)。

貞觀十年六月廿八日の格に、天長二年十二月、今より以後、禰宜祝を並び置く社は、女を以て禰宜となせ。但し先に置く者は其身を終らしめるとある(玉かつま卷一三)。

ランナノイへ 「女の家」 我國には古く母權時代があり、母系時代もあつた。其時代には女の家は在つても、男の家は無かつたのである。それが歴史時代に入ると反對となり、更に佛教の普及と儒教の流布とは、遂に「女は三界に家無し」とか、又は「七去三従」とか云ふ従に從はねばならぬやうになつた。併しながら民俗の悠久性は、迥に遠い大昔の女を家の面影を、極めて微弱ながらも残してゐる。そして女の家は女の日を意味してゐるのであるが、茲には兩者を併載する事とした。近松翁の「女殺油地獄」の下巻筆端に「三界に家のない女ながら、五月五日のひと夜さを、女の家と言ふぞかし」とある。近古迄もあつた五月五日の夜祭りに、男が出拂うた後に、女だけ家に残ると云ふ風のあつた暗示を含んでゐる語である。萬葉集(卷一四)の東歌に「鳩鳥の葛飾早稻を贅すとも、彼愛しきを外に立てめやも」と「誰ぞ此家の戸押ふる新嘗に、わが夫を遣

りて齋ふ此戸を」の歌がある。新嘗の夜は神と巫女と相共に、米の贄を喰ふ晩で、神事に與らぬ男や家族は脇に出拂うたのである(中山曰。歌の解は略す)。神社が祭りを専門に行ふ處と云ふ風になつて、家々の祭りが段々行はれなくなると、家の處女や主婦が巫女としての爲事を、忘れてしまふ様になる。それでも江戸期の末迄は、一時上臈なと云つて、女の神人を祭りの爲に、臨時に民家から擇び出す様な風が、方々にあつた事を思へば、神來つて家々を訪問する夜には、所謂「女の家」が實現せられたのである。沖繩でも地方々々の祭りの日に、家族は海岸などに出て、女だけが残つて神に仕へる風が可なり多い(古代研究民俗學篇一)。羽前西置賜郡大瀧村地方では正月十六日に林に入つてとしぎり(果樹賣)の試しをして明け渡ると、此日より小正月とて、女の取り分けて裝ひたち、各々が好き勝手な戯れをした(秀酒企乃温瀆)。磐城相馬郡地方では女の神事と女の休日とは、一年中に二日しかない。正月十六日と盆の十六日がそれである。此兩日は朝から女は何もせず料理萬端皆その家の主人、或は男子がする。女子を上げ膳据え膳で祝ひ馳走する(相馬郷土史一)。

常陸湊町近在に、昔から行はれる奇習に、舊正月十五日の『女の酒盛り』がある。此日は女ばかり集つて、晝から夜にかけて盛大な酒宴を開催する。勿論、男子は一切禁制。當番の家では、男子が全部追拂はれ、新嫁でも大酒家は一躍人氣を高める。今年是不景氣を追つ拂へとばかり、例年より盛大に行はれた(東京朝日新聞、昭和、六、三、五)。

尾張布袋町地方では、五月四日の夜を女の晩、又は女の天下、或は葺き籠りとも云ひ、疊二疊敷だけは女の領分と云ひ。同一宮市外大和村地方では、此日を葺き籠りと云ひ、菖蒲と蓬で屋根を葺き、其夜一夜は女の家として、男の人はお客になる。そして落と蠶豆の五目飯を御馳走する。名古屋地方では五月五日を葺き籠りと云ひ、菖蒲と蓬を藁で結んで屋根を葺く。夜の副食物は野菜ばかりで、特に落を必ず食べる。『女百になつても庵なし』と云ふに、今夜一晩だけは疊半疊が女の物である。伊勢松坂町地方では、五月四日の午後を葺き籠りと云ひ、女は此日だけ半疊敷を自分の所有とする(以上。歴史教育八ノ三)。

伊勢三重郡河原田村邊では、毎年十二月十七日を『山

の神』と稱して、一日中女房を正客に迎へ、全く手濡させずの饗應をする。當日は亭主が午前三時頃から起きて、宿(毎年順番で家を廻ることになつてゐる)へ集り、十五六軒分の女房子供が、朝と晝と食べる糧として、餅を搗き餠餅をつくる。一村内には幾組かの宿があり、何れの家からも、山の神は子供一同を引連れて、宿の座敷へ上り膳に坐る。朝晝は餅夕は主に鶏肉飯の食事をとる。何れも亭主が誰彼の區別なく、機嫌よく給仕をするのである(週刊朝日九ノ九)。

天草島木渡町中山では、山の神は猿田彦命だと云ふ。午前供物をなし午後は全部落休業する。そして山に行くに神様が味噌をすられてるを見るると山に入らぬ。此祭は男が皆料理をして、女に馳走しなければならぬ(天草島民俗誌)。

ランナノカホニスミ(『女の顔に墨』) 上野利根郡片品村大字土出では、家根の葺替の最中に、男が女の顔に墨を塗る行事がある(橋浦泰雄談)。

ランナノソダヌイヘ(『女の育たぬ家』) 永祿年中石見那賀郡松山城落城の折、城主の姫が逃れ出でしを、阪根九郎と云ふ者、阪根坂に待ち伏せて金銭財寶を奪ひ

遂に姫を斬殺した。姫の祟りで阪根の家では、四十九代の間女子は成長しなかつた。松山城落城の時、城内の者は殆んど戦死し、之を埋めた所を首塚跡と云ふ。今も夜分通行すると幽に劍戟の響を聞く傳ふ。又櫻ヶ丸城趾の東隣にある木綿畑にては今尚機を織る音が聞ゆと云ふ(島根縣口碑傳説集)。

ランナノツルウヲ(『女の釣る魚』) 日本書紀(卷九)神功皇后九年四月條に、肥前松浦縣に到り玉嶋ノ里の小河の邊りに進食す。こゝに皇后針を匂け釣をつくり、飯粒を取りて餌とし裳の糸を抽きて縋とし、河中の石の上に登り、釣を投げて祈ひて竿を擧げると年魚を得た。之を以て其國の女人、四月上旬に年魚を釣るが、男が釣つたのでは魚が獲れぬと云ふ。萬葉集(卷五)に『松浦河、河の瀬光り年魚釣ると、たゞせる妹がすもの裾ぬれぬ』とあるのは、此光景を詠んだものである。按に、祈(ウケヒ)釣りではあるが、古くから魚探る海女の此地方に居た事を知る資料にはなる。

ランナバカリノマツリ(『女許りの祭』) 沖繩では毎年二月二度目の壬の日に神事あり、是をランケと云ふ。夜は雞鳴に及ぶ。此節神事公役を勤る人、別に米二合づ

つ神人教へ出せば、神人數製して神木屋に祭る。祭終りて見物と共に打寄て盡す。又村の妻女ども焼酎禮着など木屋へ持参し、神人數へ送る。男子は木屋に入る事を禁ず。往古毎年トルコより神來りて、男を遠ざけ、女子を集め樂んだ。其故男子遠ざける。ランケとは神の御迎ひの義である(南島雜話)。

ランナヤド(『女宿』) 農閑期や夜長時を擇んで、村の若い女達が定め宿に集り、芋を績んだり糸を紡いだりしながら、世間話を交える事が在りし昔の常識教養所であつた。従つて若い男達が此處を訪れるので、自然と求婚の機關ともなつた。そして之が會て存在した『女子の寢宿』の組織に縁を引てる事は勿論である。

糸宿 陸中鹿角郡湯瀬地方では、年の暮になると、女達が數多芋筒を抱へて集り、之を糸宿と云つた。芋を績むに左或は右の膝をあらはし、之をば女の身であるべき様とも思へないが、里の習はしとして少しも人に恥ぢる様子が無い(眞澄遊覽記)。

膝廻し 越中下新川郡地方の村落にあつては、夜業宿又は糸挽宿と稱し、年若き女子三五人、或は七八人打寄り夜業をする。是等女子の集會所へは、青年男子の

訪問する風を生じ、かくて青年男女は互に相知り婚姻の因をなすに至る。膝廻しと稱するものが之である。又時として男女が會食することがある。之を車破りと云ふ(下新川郡史稿卷之上)。

桶洗ひ 越後では農民の若者が收穫を終ると寺院又は民家を借り集合し、米錢を持出し、二三晝夜づゝ強食強飲する。之を方言にてカクセチ、ジャウバンゲ、又はゴニチと云ふ。婦女子も桶洗ひ、又は学績流しと稱し、之と同じ事をする。卑猥にして風俗を亂すものも多いが、古來の習俗奈何ともし難い(温故の葉一〇編)。

カ

カイウントヒサゴ [海運と飄] 播磨明石郡林崎村大字藤江は、海運及び漁業の賑盛地である。天正年中羽柴秀吉別所氏を亡す折に、邑民海運の功があつた。之を賞するに旗印の飄を、船夫の着衣に染めることを許した。今に明石海運業者の船夫及び仲仕が、飄印を染めた法被又は看板衣を着するは、其遺風であると云ふ。(林崎村郷土誌)。按に、太古に船の左右に飄を取付け

浮べて、船の安定を計つたことがあるので、何か斯うした事が忘られてから後に、旗印に附會した傳説が起つたのではあるまいか。

カイキフトカミ [階級と髪] 磐城石城郡地方では、昔武士は個銀杏と云つて、大鬘に元結四卷又は五卷、農工商は共に小銀杏といつて、小鬘に元結三卷、番太エタ及び非人は、元結二卷に限つた。これは貴賤を區別するものであつた(同郡誌)。

カイゾクムラ [海賊村] 陸奥下北郡東通村大字尻屋は享保六年六月十五日の調査によれば、戸數二十五戸の小部落であつた。尻屋のしりはアイヌ語で天氣、屋は陸或は島の義である。天氣の島で現在でも此岬は航行の難所として知られてゐる。村人も過去の事に就いては、一切口を噤んで語らないが、思ふに此村人の祖先は海賊ではなかつたか。難行路である此岬を利用して一團の海賊は此處に根據を作り、難破船を目的として活躍した。そして遂に此地を永住の地としたのではあるまいか。彼等は他の部落との交渉を絶つと共に、他の部落の壓迫から免れる爲に團結した。従つて彼等は決して其昔からの土着の人々ではない(週刊朝日一二)

ノ二三號)。

カイチ [垣内] 垣内をカイチと古く云つた事は疑ひないが、現在の用法は土地毎に異つてゐる。例へば近畿地各郡では個々の屋敷内を云ひ、越前東部では隣近所を云ふ。カイト又はカイドと云ふ語も同じ一つものゝ分化で、夫々内容の差異に伴ふものゝ如くである(農村語彙)。猶カクチを参照せよ。

【参考文獻】

カイイ ト (黒川 春村) 碩 鼠 漫 筆 近畿地方の土地と住民 (小川 琢二)

カイナンボシ 伊豆大島及び其傍近で、正月二十四日の夜來るといふ、精靈をさう呼び、海難法師海難坊などの字を宛て、説明して居る。漢字は後のもので名の起りは別に有つたらしいといふことが、他の島々との比較からも想像し得られる。沖繩で貴き神々をカナシと呼んだことも思ひ合すべきである(漁村語彙)。

カウ [講] 大和五條町近傍の、隣家へ一町も二町もあるやうな田舎では、村人が世間話や農業の經驗談などをするのに、兎角不便であるが、此地方では大抵何々講の名の附く集會で、智識交換の機會を作つて居る。

最も多いのは伊勢講、愛宕講、庚申講、大師講、涅槃講、日持講などであるが、毎月必ずあるから、一回以上村人が顔を合すのである。講には祀るべき神佛があり、町と名の附く所では段々廢れゆくが、之も信仰心の減退のみが其原因ではなく、生活の忙しくなつた爲めである。併し村の人は一般に保守的で講を以て生活上の必要としてゐる(郷土研究三ノ一一)。

カウガイトカイキフ [筭と階級] 沖繩に於ける筭は、階級によつて金銀其他の種別がある。そして之を取り去られる事は、人間としての資格を取り去られた、奴隸の意味にも等しいものである。昔子を勘當する時は、筭を抜き去る事を常として居り、罪人も之を挿す事が出来なかつた(伊波普猷談)。

カウガサプロウデンセツ [甲賀三郎傳説] 信州諏訪神の本地物として語られた傳説であつて、諏訪神は龍蛇であるとの民間信仰から出發したものである。或は巫女盲僧の語り物として、民間信仰を題材として作爲したものかも知れぬ。

若狭遠敷郡三宅村大字神谷に高懸山はあるが、之は寶篋山の朶峰であつて、巨巖嵯峨として攀ち躋るに難事

である。羅山文集に大岡寺の觀音堂は、近州水口にあるが、其縁起は俚りくく見るべきものがない。昔甲賀三郎兼家は兄の太郎次郎と共に衆山に遊び、兼家は若州の高懸山の窟に入つて、鬼輪王を射殺した。時に太郎次郎は穴に陥れて兼家を掩ふたので、兼家は蛇に化して其窟を通つて信州の水葱松原に脱けたと云ふのである(若狭郡縣志卷二)。

越後加茂町に青海神社がある。天仁元年二月に源義忠は、祖父義家の家督に定る叔父新羅三郎義光と不和で鹿嶋三郎をして密に義忠を殺したが、誰も知る者がない。それで義綱の所爲であると無實の罪を着せられたが、それを怒つて近江國甲賀山に立籠つた處、爲義十四歳の折義綱を討つたのである(明治神社志料卷上)。丹波北桑田郡知井村及び鶴ヶ岡村に香賀三郎の傳説がある。若狭のそれと多少脚色を異にしてゐるが、要するに其一派生である(北桑田郡誌)。

伊賀阿山郡府中村大字佐那具に、甲賀三郎傳説の異傳がある(日本傳説叢書)。

美作勝田郡勝加茂村大字勝加茂西上の里正、流江十郎右衛門所藏の古書に、甲賀三郎傳説の異説がある(東

作誌)。

【參考文獻】

甲賀三郎 (柳田 國男) 郷土研究三ノ一〇

甲賀三郎傳説 (筑土 鈴寛) 國語と國文學

カウケシ (香具師) 二十四商聞書(元文二年稿本)に香具師は、持統帝の御宇に公許せられ、薬へに、藥白粉

匂ひ袋を諸國へ賣弘めたが、後に至り十三品(品名略す)賣る事を免許さる。是を十三香具商と云ふ。香具

師をヤシと云ふは、浪々の野士之をなせしより斯く云

ふと傳ふ(越後風俗志第七輯)。

カウゴイシ (神護石) 往年、歴史家の間に、神護石を

中心として、齋場か山城かに就て論議された事がある。併し民俗學的に云へば、之は齋場を主とし城塞を

従としたものと見る事が出来る。何となれば太古の齋

場は直ちに城塞であつたからである。

陸中和賀郡小山田村大字下小山田に、波多屋社があつ

た。叢祠である。其社邊に薄青白色の石があり、楕形

にして廻り二尺許り、其長さ或は一二尺或は四五尺も

あり、同形の兩頭折迹幾千萬を知らず、里人云ふ、昔

神代に此石一夜の中に生上し、碧天を穿んと欲したが

靈神があつて蹴つて之を折つたのであると(花城郷村志卷一)。

常陸久慈郡松澤の松樹の八俣の上に神が居た。立速日男命とも速經和氣命とも云つた。然るに此神は甚だ嚴重で、百姓が大小便をしたとて祟り、附近の者が苦しんで朝廷に請ひ朝廷より片岡大連を遣はし、此處は百姓の家に近く、朝夕穢臭がするから、高山の淨境に移てくれと祈つた所、賀祇禮の峰に登つた。其社は石を以て垣となし、中に種屬甚だ多く、種々の寶弓梓釜器の類皆石と成て存してゐた。諸鳥も此處だけは避けて飛ぶと云はれた(常陸風土記)。

カウサクノキンキ (耕作の禁忌) 伊豫温泉郡余土村では、稲蒔の日に風呂を立てるときは、田の水が戸切れるとて風呂に入らない。七月七日に田草を取り、稲葉で眼を突く時は、眼病長引くとて田に入らぬ。人參種をふところに入れると發芽しないと忌む。又稲種を大豆袋に入れ貯れば發芽はせずと云ふ(余土相誌)。

カウシノカブ (郷土株) 穴探し(江戸中世紀ノ寫本)に此頃長岡領では、舊家の持丸が代々苗字を名乗り度く欲してゐる者は、領主に何か非常の事がある場合に、

冥伽金として五百兩以上の金を差上げる。内願致す時は代々苗字と帶刀と五間櫛子の相印を許され、郡奉行の直支配となる。人は之を郷土と名付けてゐる(越後風俗志第三輯)。

カウシン (庚申) 老子三戸經に、人生るゝ時より三戸と云ふ者があつて、身を離れず人に害しやうとしてゐる。庚申の夜に人の罪過を天に告げる。上戸は人の頭に居して眼を暗くし、面皺をたゝみ髪の色を白くさせる。中戸は腹の中の五臓を損じて悪夢をなして飲食を好む。下戸は足に居て命を奪ひ精を憊す。庚申の日

に眠らずに三戸の名を呼べば、禍を除いて福を來たすと。夜半の後南に向つて再拜して云ふには、上戸又彭俗青色、中戸白色、下戸又彭嬌赤色、彭候子、彭常子、命兒子、悉く窈冥の中に入りて、我が身を去離して、三反唱ふべし。古語に云ふに、三度庚申を守つて三戸を伏せ、七度庚申を守つて三戸を滅する。之によつて七庚申を守るのである(塵添盛裏鈔卷一〇)。

みる。酒は御神酒の外は飲まぬ事になつてゐるが、組によつては酒を出すのもある。此會は全くの親睦會で出来るだけ騒ぐのが、庚申様の意に叶ふとて小歌、口三味線、ストトコ踊り等の藝盡しがある。其間「マール、マール、庚申ソワカ」と唱へる。此講の食器等は組合持で、吉凶の折に共に用ひるのである(見付次第)

カウシンシキ 「降神式」 大隅徳之嶋の祭典にはカンギヤナシ各々珍らしい絹を頭に被り、筒袖の白衣を着して、珠玉を纏ひ恰も天神の天降りに擬してゐる。随屬した小女をアラホレと稱し十二歳から十六歳の無垢神聖の者である。アラホレも亦振袖の白衣を着して袴を着け、頭には鶺鴒の思ひ羽又鶺鴒のサバネを翳し蔭蔓で巻き、大小五色を編むだ曲玉粒玉の襪をかけ、手には軍配團扇を持ち、或は長刀の如き物を携へ舞をする。此時一種異様な鈴の響きがかすかに聞えるかと思ふとは神の天降された時なのである。隠れて居て鈴を巧に鳴らすものである。女には聞えぬを原則としてゐる(徳之嶋小史)。

カウシントセイサイ 「庚申と性祭」 九州の天草では庚申祭に道祖神へ供物を供へる。其供物と云ふのは男は

共有物で結婚式に用ゆる木製の形で、女は同じ意味のものである。祭は男女共身に着けたものを全部脱ぎ、男女は其々××に模した品物を腰部に結び輪舞した後道祖神を車に乗せて附近の田畑をねり廻り豊作を祈つた。越後の或海岸地方では庚申の日に道祖神の前で男女が交りの宴を張り、それが済むと不妊の女に限り道祖神の前に並で、前部を現はして僧の祈禱を受ける。それにて××の口が開くと信じられてゐる。こんな奇習は淫僧や神官が、庚申の夜を悪用する爲に企てられたものであらう(濱松新聞、昭和七、一、一)。

カウシントランコン 「庚申と亂婚」 遠州の昔では「庚申の夜に孕んだ子は盜賊になる」と俗に稱してゐるのを考へると、其夜は密會の日であつたと思はれる。庚申祭の最も猖んであつたのは江戸時代で、其夜は宴席を設けて大亂痴氣に過すのである。庚申祭は道祖神祭であつて、奇妙な生殖器祭典の風俗があつた。平常は家内に押込られた人妻とか、歡樂から隔離された賤民階級の女達が、平等と自由の夜を得るのである(濱松新聞、昭和七、一、一)。

カウシンノリヨウスキ 「庚申の龍水」 文政三年三月二

十四日は庚申三合の日である。辰の刻に水を汲むを龍水と稱して、之を飲めば難を除けて、吉を招くとて設凡洗米餅菓花燈を陳ねて祭るのである。都下では一般に此事を爲したが、之は浦井傳藏と云ふ者が言出したものである(甲子夜話卷六三)。

カウシンマチ 「庚申待」 支那の道教の信仰で、我國へは奈良朝末に輸入され、夙も平安朝初期に庚申待の行はれた事は菅家文帥や西宮記を見ても知られる。然るに庚申の申に我國の猿田彦命が附會され、更に佛説の青面金剛が習合され、後には神佛道三教が雜糅して正體の判然せぬ民間信仰の對象となつてしまつた。江戸期には此夜は寢ずに家々で祭りする習ひがあり、酒宴を催し炒豆を食ひ、婦人は裁縫を休み鐵槌を附けず庚申詣をして七種の蒸菓子と昆布を家苞にしたものである。俗説に此夜夫婦合衾して妊娠すると盜賊の子を儲けると云つたものである。猶僧最澄が庚申の三戸を根據して、天台の不見、不聞、不言の三猿を作つた事は餘りにも有名な話ゆゑ深く記すのは避けるとした。

【参考文献】
奥羽の庚申祭 (花輪 大學) 民族と歴史五ノ一

カウツカバナ 「髪東花」 越後地方では、昔は大概枕の中へ野菊の花を納れてゐた、之は眼光を明かにする効能がある爲である。其花を髪東花と名付けて、秋の彼岸に花を收め、蔭干としたものである。東蒲原郡日出谷村地方には、今でも之を用ゐる者が多い(越後風俗誌第六輯)。

ガウトウトドワマル 「強盗と童丸」 校正西宮記卷二三の寛和二年五月十七日の勘文に、強盗の名を列記してある中に、藤原童子丸、六人部法師丸、秦犬童丸、此犬童はイヌワカ又は源氏物語にある如くイヌキ杯とコジ付る人もあるが、鬼同丸(鬼童と云ふ語佛教にある)の例より考へ、又童子丸、法師丸から考へても矢張り湯桶讀のイヌドウ又はインドウであらうと思ふ(南方來書卷一〇)。

カウモリハカミツカヒ 「蝙蝠は神使」 日向の鶴戸權現社は、鶴戸山下の洞窟にあり、祭神は葦不合尊である洞中には蝙蝠が群居してゐるが、土俗では神の使屬であるとしてゐる。若し不淨の人が參詣する時は、群り出て其人の頭を蹴ると。又同社は別に河伯(カツバ)を使屬としてゐる(三國名勝圖繪卷四六)。